

国立劇場再整備等事業
業務要求水準書（案）

第1章. 総則	1-1
第1節. 業務要求水準書の目的	1-1
第2節. 事業者が提案した事業計画	1-1
第3節. 要求水準の変更	1-1
第4節. 本業務要求水準書の規定の取扱い	1-1
第5節. 適用基準等	1-1
第6節. 秘密等の保持	1-2
第2章. 事業の目的及び計画条件	2-1
第1節. 事業の目的	2-1
1. 再整備の基本的な考え方	2-1
2. 国立劇場の機能強化	2-1
第2節. 業務の概要	2-2
1. 国立劇場の施設整備業務	2-2
2. 国立劇場及び国立能楽堂の維持管理業務	2-2
3. 国立劇場及び国立能楽堂の運營業務	2-2
4. 本事業に含まれていない業務	2-3
5. 振興会が行う別途工事、業務への対応	2-3
第3節. 施設に関する事項	2-3
1. 振興会の概要	2-3
2. 振興会の人員等	2-4
第4節. 敷地に関する事項	2-4
1. 敷地条件等	2-4
2. 周辺インフラ整備状況	2-4
3. 地盤状況等	2-5
4. 既存の建物及び既存工作物等	2-5
5. 既存樹木、既存樹木の移植	2-5
6. 敷地地歴	2-5
7. 埋蔵文化財	2-5
8. アスベスト	2-5
9. 土壌調査	2-5
10. 接地抵抗	2-5
11. その他	2-5
第3章. 経営管理	3-1
第1節. 事業者求められる基本的事項	3-1
1. 基本方針	3-1
2. 事業者に関する事項	3-1
3. 事業の実施体制に関する事項	3-1
4. 事業者による事業の調整に関する事項	3-1
5. 事業者の財務に関する事項	3-2
第2節. 事業者の経営等に関する報告	3-2
1. 定款の写し	3-2
2. 株主名簿の写し	3-2
3. 実施体制図	3-2
4. 事業者が締結する契約又は覚書等	3-2
5. 株主総会の資料及び議事録	3-3

6. 取締役会の資料及び議事録	3-3
7. 計算書類等	3-3
第4章. 施設整備	4-1
第1節. 施設整備の目標	4-1
第2節. 都市景観及び地区特性等に配慮した施設整備方針	4-1
1. 都市景観等の広域環境に配慮した施設整備方針	4-1
2. 地区・施設特性等に配慮した施設整備方針	4-2
3. 施設及び都市機能の向上	4-2
第3節. 設計・施工条件	4-3
1. 施設の構成及び規模に係る条件	4-3
2. 配置計画の条件	4-4
3. 動線計画の条件	4-5
4. 建築物の高さ条件	4-6
5. 振興会専用使用部分を民間収益施設の利用者が使用する場合の条件	4-6
6. 施工計画の条件	4-6
7. 解体撤去工事の条件	4-6
8. インフラ撤去工事の条件	4-6
9. 関係法令等の遵守	4-7
第4節. 施設計画（基本的性能）	4-7
1. 社会性に関する性能	4-8
2. 環境保全性に関する性能	4-8
3. 安全性に関する性能	4-10
4. 機能性に関する性能	4-17
5. 経済性に関する性能	4-19
第5節. 施設計画（建築・設備・音響）	4-20
1. 建築性能	4-20
2. 設備性能	4-29
3. 音響性能	4-51
第6節. 劇場（大劇場、小劇場、演芸場）の施設計画（建築・設備）	4-53
1. 各劇場共通事項	4-53
2. 大劇場（舞台、客席、ホワイエ）	4-60
3. 小劇場（舞台、客席、ホワイエ）	4-67
4. 演芸場（舞台、客席、ホワイエ）	4-73
第7節. 劇場関連諸室の施設計画（建築・設備）	4-77
1. 楽屋	4-77
2. 大道具関連諸室	4-78
3. 稽古場	4-78
4. 養成研修	4-78
5. 調査資料	4-79
6. 普及発信	4-80
7. 事務管理	4-87
8. 施設設備	4-87
9. 交通部分	4-88
第8節. 業務の実施	4-88
1. 基本的事項	4-88
2. 共通事項	4-88
3. 設計業務	4-91
4. 建設業務	4-95
5. 工事監理業務	4-99

第5章. 維持管理・運営	5-1
第1節. 総則	5-1
1. 基本方針	5-1
2. 業務内容	5-3
3. 業務の実施体制	5-3
4. コスト管理計画	5-6
5. 業務の進め方	5-6
第2節. 維持管理業務	5-12
1. 定期点検等及び保守業務	5-12
2. 舞台関係設備の定期点検及び保守業務	5-13
3. 運転・監視及び日常点検・保守業務	5-13
4. 清掃業務	5-14
5. 作業環境測定業務	5-15
6. 修繕業務	5-15
7. 什器・備品調達業務	5-15
第3節. 運営業務	5-15
1. 警備業務	5-15
2. 来場者サービス支援業務	5-16
3. チケット販売支援業務	5-16
4. 公演記録支援業務	5-16
5. 普及発信施設の運営支援業務	5-16
6. 冊子作製・配送等支援業務	5-16
7. 振興会の事務支援業務	5-16
8. 開業準備支援業務	5-17
9. 飲食・物販等サービス提供業務	5-17

添付資料リスト、参考資料リスト

【添付資料】

- 1-1 用語の定義
- 1-2 適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧

- 2-1 本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容
- 2-2 業務工程概要
- 2-3 入居予定人数及び入居部署の勤務時間
- 2-4 現状の来場者及び来場車両台数
- 2-5 移植する既存樹木のリスト

- 4-1 都市計画等に係る条件
- 4-2 敷地内高さ制限図
- 4-3 敷地内壁面線の位置図
- 4-4 施設の基本的性能基準適用表

- 4-5 各室性能表
 - 4-5-1 舞台各室性能表
 - 4-5-2 楽屋各室性能表
 - 4-5-3 大道具各室性能表
 - 4-5-4 稽古場各室性能表
 - 4-5-5 客席・ホワイエ各室性能表
 - 4-5-6 養成研修各室性能表
 - 4-5-7 調査資料各室性能表
 - 4-5-8 普及発信各室性能表
 - 4-5-9 事務管理各室性能表
 - 4-5-10 施設設備・交通部分各室性能表

- 4-6-1 各室性能表凡例
- 4-6-2 セキュリティ相関図・凡例
- 4-6-3 建築各室性能凡例
- 4-6-4 床荷重凡例
- 4-6-5 電気各室性能凡例
- 4-6-6 機械各室性能凡例
- 4-6-7 空間遮音性能の考え方

- 4-7 各室の性能特記事項
 - 4-7-1 舞台各室の性能特記事項
 - 4-7-2 楽屋各室の性能特記事項
 - 4-7-3 大道具各室の性能特記事項
 - 4-7-4 稽古場各室の性能特記事項
 - 4-7-5 客席・ホワイエ各室の性能特記事項
 - 4-7-6 養成研修各室の性能特記事項
 - 4-7-7 調査資料各室の性能特記事項
 - 4-7-8 普及発信各室の性能特記事項
 - 4-7-9 事務管理各室の性能特記事項
 - 4-7-10 施設設備・交通部分の性能特記事項

- 4-8 エレベーターの考え方

- 4-9-1 劇場共通 平台・開き足・箱馬詳細図

4-9-2	公演記録設備仕様表
4-10-1	大劇場 劇場単線図
4-10-2	大劇場 舞台床板張仕様図
4-10-3	大劇場 舞台床機構図・仕様表
4-10-4	大劇場 舞台吊物表・仕様表
4-10-5	大劇場 大臣囲い仕様
4-10-6	大劇場 インカム設備・音声運営モニターマトリクス図
4-10-7	大劇場 公演監視カメラ・I T Vカメラ系統マトリクス図
4-10-8	大劇場 舞台照明設備仕様表
4-10-9	大劇場 舞台音響設備仕様表
4-10-10	大劇場 舞台音響システム図
4-11-1	小劇場 劇場単線図
4-11-2	小劇場 舞台床板張仕様図
4-11-3	小劇場 舞台床機構図・仕様表
4-11-4	小劇場 舞台吊物表・仕様表
4-11-5	小劇場 大臣囲い仕様
4-11-6	小劇場 インカム設備・音声運営モニターマトリクス図
4-11-7	小劇場 公演監視カメラ・I T Vカメラ系統マトリクス図
4-11-8	小劇場 舞台照明設備仕様表
4-11-9	小劇場 舞台音響設備仕様表
4-11-10	小劇場 舞台音響システム図
4-12-1	演芸場 劇場単線図
4-12-2	演芸場 舞台床板張仕様図
4-12-3	演芸場 舞台吊物表・仕様表
4-12-4	演芸場 寄席囲い仕様
4-12-5	演芸場 インカム設備・音声運営モニターマトリクス図
4-12-6	演芸場 公演監視カメラ・I T Vカメラ系統マトリクス図
4-12-7	演芸場 舞台照明設備仕様表
4-12-8	演芸場 舞台音響設備仕様表
4-12-9	演芸場 舞台音響システム図
4-13	個人情報に関する特約条項（案）
4-14	業務に関する成果物
4-15	建設工事費コスト管理計画書の内容及び提出時期
4-16	建設工事に関する留意事項
5-1-1	修繕に係る要求水準
5-1-2	諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限
5-1-3	維持管理・運営に係る配置者の一覧
5-1-4	維持管理・運営費コスト管理計画書の内容及び提出時期
5-1-5	維持管理・運營業務に関する成果物
5-2-1	定期点検等及び保守業務に係る要求水準
5-2-2	国立能楽堂定期点検等及び保守業務に係る設備・点検項目等
5-2-3	植栽管理に係る要求水準
5-2-4	国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準
5-2-5	国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準
5-2-6	運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準
5-2-7	国立能楽堂運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準
5-2-8	各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準

- 5-2-9 廃棄物収集・管理及び害虫防除に係る要求水準
- 5-2-10 作業環境測定・照度測定に係る要求水準
- 5-2-11 什器・備品調達に係る要求水準
- 5-2-12 什器・備品一覧
- 5-2-13 什器・備品リスト 舞台備品（大劇場、小劇場、演芸場）
- 5-2-14 什器・備品リスト 普及発信施設

- 5-3-1 警備業務に係る要求水準
- 5-3-2 ICカード作成業務に係る要求水準
- 5-3-3 公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準
- 5-3-4 電話受付案内業務に係る要求水準
- 5-3-5 託児室運營業務に係る要求水準
- 5-3-6 チケット販売支援業務に係る要求水準
- 5-3-7 公演記録支援業務に係る要求水準
- 5-3-8 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準
- 5-3-9 冊子作製・配送等支援業務に係る要求水準
- 5-3-10 開業準備支援業務に係る要求水準
- 5-3-11 振興会の事務支援業務に係る要求水準
- 5-3-12 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準
- 5-3-13 普及発信施設の運営支援業務に係る費用・収入についての考え方

【参考資料】

- 2-1 計画敷地測量図
- 2-2 首都高地下道路の位置図他関連資料
- 2-3 周辺インフラ状況
- 2-4 地盤関係資料

- 2-5-1 既存建物・既存工作物の図面①
- 2-5-2 既存建物・既存工作物の図面② ※1

- 2-6 既存樹木リスト
- 2-7 敷地地歴概要
- 2-8 アスベスト調査報告書
- 2-9 土壌調査報告書
- 2-10 接地抵抗等測定結果
- 2-11 テレビ電波障害調査結果

- 4-1 今後の霞が関地区の整備・活用のあり方
- 4-2 絵画等リスト
- 4-3 敷地アクセス図・階層構成図
- 4-4 警察官詰所の位置について
- 4-5 首都高地下道路、換気所竣工図 ※2
- 4-6 振興会が行った事前協議の概要
- 4-7 独立行政法人日本芸術文化振興会事業継続計画 ※2
- 4-8 事務室内の参考レイアウト

- 4-9 各室の仕上仕様凡例
- 4-9-1 舞台・楽屋仕上仕様凡例
- 4-9-2 客席・大道具仕上仕様凡例
- 4-9-3 稽古場・養成研修仕上仕様凡例
- 4-9-4 調査資料・収蔵・普及発信仕上仕様凡例
- 4-9-5 事務管理仕上仕様凡例

4-9-6	共通仕上仕様凡例
4-10-1	劇場共通 大劇場所作台配置参考図
4-10-2	劇場共通 大劇場所作台（前並べ・中並べ・後並べ・花道）参考図
4-10-3	劇場共通 小劇場所作台配置参考図
4-10-4	劇場共通 小劇場所作台（前並べ・中並べ・後並べ・花道）参考図
4-10-5	劇場共通 演台・司会台参考図
4-10-6	劇場共通 映像システム系統参考図
4-10-7	劇場共通 公演記録映像・音声回線参考図
4-11-1	大劇場 仮花道参考図
4-11-2	大劇場 コンセント位置参考図（照明）
4-11-3	大劇場 コンセント位置参考図（音響マイク）
4-11-4	大劇場 コンセント位置参考図（音響S P）
4-12-1	小劇場 出語り床参考図①（国立劇場小劇場 出語り床）
4-12-2	小劇場 出語り床参考図②（国立文楽劇場 出語り床）
4-12-3	小劇場 コンセント位置参考図（照明）
4-12-4	小劇場 コンセント位置参考図（音響マイク）
4-12-5	小劇場 コンセント位置参考図（音響S P）
4-13	演芸場 コンセント位置参考図（照明・音響）
4-14-1	大劇場 楽屋単線図
4-14-2	小劇場 楽屋単線図
4-14-3	演芸場 楽屋単線図
4-15	稽古場単線図
4-16	養成研修 研修室・レッスン室単線図
4-17	工種別内訳表の参考例
4-18	要求水準確認計画書の標準
4-19	国立劇場本館の建築史的評価（概要版）
5-1-1	国立劇場大劇場、小劇場、演芸場及び国立能楽堂の公演実績表
5-1-2	業務実施体制案（維持管理・運営）
5-1-3	国立能楽堂の来場者に関する情報、職員数に関する情報
5-1-4	修繕・更新周期の考え方
5-1-5	共用部の維持管理・運営
5-2-1	国立能楽堂既存建物・既存工作物の図面
5-2-2	国立能楽堂定期点検に係る検査報告書等
5-2-3	国立能楽堂既存樹木一覧表
5-2-4	平成31年度 国立劇場大劇場舞台機構保守点検業務の委託仕様書
5-2-5	平成31年度 大劇場・小劇場保守予定日数
5-2-6	平成31年度 大劇場・小劇場公演等稼働予定表
5-2-7	平成31年度 国立劇場小劇場及び国立演芸場舞台機構保守点検業務の委託仕様書
5-2-8	平成31年度 国立劇場大劇場及び小劇場照明設備保守点検業務委託仕様書
5-2-9	平成29～31年度 国立演芸場舞台照明設備定期保守点検業務仕様書
5-2-10	平成31年度 国立演芸場舞台照明設備定期保守点検業務作業一覧
5-2-11	平成31年度 国立劇場大劇場及び小劇場音響設備定期保守点検業務委託仕様書
5-2-12	平成29～31年度 国立演芸場舞台音響設備定期保守点検業務仕様書
5-2-13	平成31年度 国立劇場舞台照明用電球の供給仕様書
5-2-14	平成31年度 公演記録映像収録カメラ及び映像切替器の保守業務（本館・演芸場）

- 5-2-15 平成 31 年度 国立劇場大劇場及び小劇場 I T V 定期保守業務委託仕様書
- 5-2-16 平成 31 年度 国立劇場大劇場及び小劇場 I T V 定期保守業務委託機器構成表
- 5-2-17 平成 31 年度 国立演芸場舞台運営用テレビ設備定期保守点検業務
- 5-2-18 平成 31 年度 公演記録録音調整卓の保守業務（本館・演芸場）仕様書
- 5-2-19 平成 31 年度 公演記録映像収録 V T R 装置の保守業務（本館・演芸場）
- 5-2-20 廃棄物量の実績
- 5-2-21 什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電
- 5-2-22 平成 31 年度 公演記録映像収録設備保守管理業務（本館・演芸場）仕様書

- 5-3-1 駐車場利用状況
- 5-3-2 国立能楽堂のポスト配置図
- 5-3-3 I C カード作成業務に関するデータ
- 5-3-4 公演来場者受付・案内等業務に関するデータ
- 5-3-5 電話受付案内業務に関するデータ
- 5-3-6 託児室運營業務に関するデータ
- 5-3-7 チケット販売支援業務に関するデータ
- 5-3-8 公演記録支援業務に関するデータ
- 5-3-9 振興会の事務支援業務に関するデータ
- 5-3-10 冊子作製・配送等支援業務に関するデータ
- 5-3-11 国立劇場食堂及び喫茶室メニューに関するデータ
- 5-3-12 国立劇場食堂、喫茶室及び楽屋・職員食堂の売上実績に関するデータ
- 5-3-13 国立劇場ショップに関するデータ
- 5-3-14 普及イベント実施例
- 5-3-15 さくらまつりに関する参考資料
- 5-3-16 鏡開きに関する参考資料
- 5-3-17 体験展示に関するコンセプト・展示企画例
- 5-3-18 伝統芸能情報館及び国立演芸場における展示費用実績
- 5-3-19 飲食・物販等サービス提供業務に係る参考使用料 ※ 2

※ 1 : <実施方針公表時に貸与する資料>

参考資料 2-5-2 既存建物・既存工作物の図面②※³

※ 2 : <一次審査通過者に貸与する資料>

参考資料 4-5 首都高地下道路、換気所竣工図

参考資料 4-7 独立行政法人日本芸術文化振興会事業継続計画

参考資料 5-3-19 飲食・物販等サービス提供業務に係る参考使用料

※ 3 : 「参考資料 2-5-2 既存建物・既存工作物の図面②」の提供を希望する企業は、【様式 4】により図面等データ提供申込書を提出してください。また、施設整備計画の検討及び維持管理・運営計画の検討にあたって必要な業種・業態の企業に限り、現国立劇場及び国立能楽堂の各室画像データを提供します。希望する企業は同申込書に記入して提出してください。

第1章. 総 則

第1節. 業務要求水準書の目的

国立劇場再整備等事業業務要求水準書（以下「本業務要求水準書」という。）は、国立劇場再整備等事業（以下「本事業」という。）の適正かつ確実な実施を図ることを目的として、事業者が本事業を実施するにあたり、満たすべき水準その他の事項（以下「要求水準」という。）を定めるものである。

第2節. 事業者が提案した事業計画

事業者が提案した事業計画の内容のうち、本業務要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、事業者が本事業を実施するにあたっての要求水準の一部として扱うものとする。

第3節. 要求水準の変更

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、事業契約書の定めに基づき、事業期間中に要求水準の変更を行うことがある。

第4節. 本業務要求水準書の規定の取扱い

1. 本業務要求水準書の第2章から第5章又は適用基準等において、仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合、振興会がこれと同等と認める方法を採用することができるものとする。
2. 本業務要求水準書において、参考として示す内容については、要求水準に基づく業務の実施方法の一例を参考として示すものであり、実際の業務の実施方法については、当該参考に関わらず、事業者が要求水準を満たすよう計画するものとする。
3. 本業務要求水準書において、設定条件として示す内容については、事業者が要求水準を満たすよう事業計画を策定する際の前提となる条件として示すものであり、事業期間中に当該設定条件に変更が生じた場合は、必要に応じて、要求水準の変更について振興会と協議するものとする。
4. 本業務要求水準書は、【添付資料1-1】「用語の定義」を参照する。

第5節. 適用基準等

1. 本事業の実施にあたっては、関係法令によるほか、【添付資料1-2】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」に掲げる基準等を適用する。なお、【添付資料1-2】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」に示すものから本事業の着工までの間に改定があった場合には、原則として改定されたものを適用することとする。また、着工後の改定については、その適用について振興会と協議するものとする。
2. 適用基準等の解釈については、【添付資料1-2】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」に掲げる刊行物を参照する。
3. 本業務要求水準書と適用基準等の間に相違がある場合は、本業務要求水準書を優先するものとする。

4. 【添付資料1-2】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」の(6)その他については、事業者の責任において、関係法令及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。
5. 適用基準等において、「監督職員」が承諾等を行うこととされている事項については、原則として、工事監理業務を実施する工事監理者に読み替えて適用する。

第6節. 秘密等の保持

1. 業務遂行上知り得た振興会の情報について秘密を保持する。業務従事者についても秘密保持を徹底する。また、事業契約終了後も対象とする。ただし、振興会より承諾を受けた情報についてはこの限りではない。
2. 事業者は、振興会の情報、図面等の情報若しくは個人情報の紛失、盗難若しくは漏えい等が生じた場合又は生じた恐れがあると認められた場合は、直ちに振興会へ報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
3. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書及び標準仕様書の秘密等の保持等の規定を遵守のうえ、図面等の情報を適切に管理する。
 - (1) 振興会の承諾なく、図面等の情報を業務又は工事の履行に関係しない第三者に閲覧させ、又は、提供するなどしない。
 - (2) 業務又は工事の履行のための下請負人等への図面等情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - (3) 図面等の情報の送信又は運搬は、業務又は工事の履行のために必要な場合のほかは、振興会が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏えい防止を図るため、電子データによる送信又は運搬にあたってパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - (4) サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏えい防止の措置を講ずる。
 - (5) 振興会が貸与する図面等の情報（例えば、既存施設の図面、CADデータ等）については、業務又は工事の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、契約履行の完了と同時に振興会に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は破棄する。
 - (6) 契約の履行に関して知り得た秘密等については、契約書に規定されるとおり秘密等の保持が求められるものとなるので、特に取扱いに注意する。
4. 3. を踏まえ、契約終了後においても図面等の情報が適正に管理され、流出することのないよう必要な措置を講ずる。また、2. について、契約終了後に生じた情報漏えいについても対象とする。
5. 業務遂行上知り得た個人情報は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」に基づき適正に取り扱う。

第2章. 事業の目的及び計画条件

第1節. 事業の目的

現国立劇場は、昭和41年に開場して以来55年以上が経過し、劇場施設や舞台機構の老朽化が著しく、抜本的な対策が必要となっている。また、社会環境の変化により国立劇場として期待される役割・機能も変化しており、ユニバーサルデザインの導入等、多様化するニーズへの対応が求められている。

本事業は、これらの課題や情勢を踏まえ、あらゆる人々に日本の伝統芸能がもつ魅力を観劇・鑑賞によって伝える劇場として、実演家・スタッフと観客の双方が、安全で快適かつ効率的に利用でき、作り手の創造力を最大限に発揮できる機能を有した施設を整備するものである。また、伝統芸能に関する情報を発信する場として、国内外から人々が集い、伝統芸能を通じて人々の交流を生み出す施設とするとともに、周辺地域との調和等のまちづくりへの貢献を実現し、あわせて効率的な維持管理・運営を図ることを目的とする。

1. 再整備の基本的な考え方

伝統芸能の伝承と創造の中核拠点としての機能をさらに強化し、国内外の人々の交流を生み出す施設となるよう、以下の基本的な考え方を踏まえ整備する。

(1) 伝統芸能の伝承と創造に係る機能強化

各芸能に適う舞台環境を整備するとともに、新たな演出や多くの用途にも対応する技術を取り入れた劇場とする。また、伝統芸能の伝承者等の幅広い舞台芸術人材を養成する研修機能を充実する。

(2) 文化観光拠点としての機能強化

新たな観客層に足を運んでもらうとともに、伝統芸能の魅力を国内外に発信するための機能を整備し、皇居周辺見学における学校団体の需要や、インバウンド層の観光需要を取り込む。

(3) 周辺地域との調和等

景観や劇場へのアプローチのほか、効果的なオープンスペースの確保や歩行者にとって快適な空間とするなど周辺環境に配慮し、地域の良好なイメージの継承を図りながら、持続的な発展に貢献する。

2. 国立劇場の機能強化

劇場機能は、これまでの利用形態を勘案したうえで、以下のとおり伝統芸能の伝承と創造の中核拠点としての機能をさらに強化し、国内外の人々の交流を生み出す文化観光拠点となるように整備を行う。また、皇居周辺の緑豊かな環境や景観等とも調和した、「霞が関団地一団地の官公庁施設」に隣接する敷地としての性格を損なわない施設とする。

施設のデザインには、国内外の人々を迎え入れ、日本の伝統芸能を世界に発信する場として、木材活用等により和を感じさせるなど、「日本らしさ」を取り入れ、風格・品格を備えた施設とする。さらに、地震等の自然災害や感染症への対策など集客施設としての対応の充実及びSDGs等に基づく環境保全を図るとともに、障害者、高齢者、子供連れ、外国人など来場するすべての方が安全で快適に利用できる高水準のユニバーサルデザインを導入する。

(1) 伝統芸能の魅力を適切に表現できる舞台設備

舞台間口及び奥行の拡張、花道及び文楽舟底機構の自動化、電動巻上式吊物機構の導入を行うとともに、各劇場楽屋の狭隘の解消、大道具関連施設の拡充と防音対策、稽古場の狭隘の解消及び防音・防振対策、可変式プロセニウムアーチの導入による新たな演出への対応を図る。

(2) 人材養成に関する機能強化

研修機能の集約、諸室・スペースの拡充を行うとともに、研修室の防音・防振対策等を図る。

(3) 展示機能の充実と普及発信機能の強化

公演のない日でも観劇以外の目的でだれでも利用できるグランドロビーの整備、体験型展示プログラムやイベント等を楽しむための回遊性のある機能配置、見て・聞いて・触って楽

しむ体験型展示施設の拡充、講義やワークショップのためのレクチャー室の拡充、舞台裏を見学できるツアー動線の整備、短時間で様々な体験ができるイベントスペースの整備を行うとともに、ICTの活用等による新たな鑑賞環境の創出に向けた機能強化等を図る。

(4) レストラン、カフェ、ショップの整備

いつでもだれでも利用できるレストラン、カフェ、ショップ等をグランドロビーに接して配置し、レストラン、ショップ等の魅力向上等を図る。

(5) 皇居周辺の文化施設との連携

皇居外苑、三の丸尚蔵館、東京国立近代美術館等の皇居周辺の文化施設との連携を深め、国会前庭に整備が予定されている新たな国立公文書館とともに皇居沿いの文化観光拠点としてその役割を果たす。

第2節. 業務の概要

1. 国立劇場の施設整備業務

事業内容及び工程は、【添付資料2-1】「本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容」を参照する。

(1) 国立劇場施設整備業務

国立劇場施設整備につき、以下の業務を行う。

- ① 設計業務（設計及び必要となる調査、手続等）
- ② 建設業務（工事及び必要となる調査、手続、電波障害対策工事等）
- ③ 工事監理業務（工事監理等）

(2) 既存施設等の解体撤去業務

既存施設等の解体撤去につき、以下の業務を行う。

- ① 設計業務（解体撤去図の作成及び必要となる調査、手続等）
- ② 建設業務（解体工事及び必要となる調査、手続等）

(3) 既存樹木の移植業務（移植のための既存樹木の管理等を含む）

【添付資料2-5】「移植する既存樹木のリスト」により、既存樹木を移植する。

- ① 設計業務（移植樹木の外構図の作成及び必要となる調査、手続等）
- ② 建設業務（樹木移植工事及び必要となる調査、手続等）

2. 国立劇場及び国立能楽堂の維持管理業務

国立能楽堂で行う業務等は、令和6年4月1日午前0時より、国立劇場で行う業務については、令和11年4月1日午前0時より、令和31年3月31日午後12時まで、以下の維持管理業務を行う。

- (1) 定期点検等及び保守業務※
- (2) 舞台関係設備の定期点検等及び保守業務※
- (3) 運転・監視及び日常点検・保守業務
- (4) 清掃業務※
- (5) 作業環境測定業務※
- (6) 修繕業務
- (7) 什器・備品調達業務

※国立能楽堂においては、一部の業務を除く。詳細は「第5章. 維持管理・運営」による。

3. 国立劇場及び国立能楽堂の運営業務

国立能楽堂で行う業務等は、令和6年4月1日午前0時より、国立劇場で行う業務については、令和11年4月1日午前0時より、令和31年3月31日午後12時まで、以下の運営業務を行う。

- (1) 警備業務※
- (2) 来場者サービス支援業務※
- (3) チケット販売支援業務※
- (4) 公演記録支援業務※

- (5) 普及発信施設の運営支援業務
- (6) 冊子作製・配送等支援業務※
- (7) 振興会の事務支援業務
- (8) 開業準備支援業務
- (9) 飲食・物販等サービス提供業務※

※国立能楽堂においては、一部の業務を除く。詳細は「第5章. 維持管理・運営」による。

4. 本事業に含まれていない業務

- (1) 振興会が整備するローカルエリアネットワーク（LAN）構築の設計及び工事（ただし、第4章. 第5節. 2. (2) ⑧構内情報通信網設備及びその他の各設備においてLANを用いてシステムを構築する場合は本事業内とする。）
- (2) 現国立劇場からの仮移転及び国立劇場への移転に係る引越業務
- (3) 光熱水費の管理及び徴収・支払業務（ただし、建設業務及び飲食・物販等サービス提供業務に係る費用を除く。）
- (4) 【添付資料2-1】「本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容」で振興会が実施するとしている業務

5. 振興会が行う別途工事、業務への対応

振興会が別途工事、業務を実施する場合に本事業との調整に協力すること。

なお、振興会が行う別途業務は4. に示す業務を予定している。

第3節. 施設に関する事項

1. 振興会の概要

振興会は、我が国古来の伝統芸能の公開、伝承者の養成及び調査研究並びに我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家の研修及び調査研究を行い、その保存、振興又は普及を図るとともに、広く我が国の文化芸術活動に対する援助を行い、芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とし、次の事業を行っている。

(1) 文化芸術活動に対する援助

- ① 芸術文化振興基金による助成金の交付
- ② 文化芸術振興費補助金による助成金の交付

(2) 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

- ① 伝統芸能の公開
- ② 現代舞台芸術の公演

(3) 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修

- ① 伝統芸能の伝承者の養成
- ② 現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修

(4) 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

- ① 伝統芸能に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用
- ② 現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

(5) 劇場施設の貸与

(6) 日本博の運営・実施

- ① 主催・共催型事業の実施
- ② 公募助成型事業の実施
- ③ 参画プロジェクトの認証

詳細については、振興会のHPを参照すること。

2. 振興会の人員等

(1) 振興会の入居予定人数

振興会の入居予定人数は、【添付資料 2 - 3】「入居予定人数及び入居部署の勤務時間」による。

(2) 振興会の勤務時間

振興会の勤務時間は、【添付資料 2 - 3】「入居予定人数及び入居部署の勤務時間」による。

(3) 来場者数及び来場車両台数

現状の実績に基づく来場者数、来場車両台数及び来場バイク、自転車台数の内訳を【添付資料 2 - 4】「現状の来場者数及び来場車両台数」に示す。

第 4 節. 敷地に関する事項

1. 敷地条件等

(1) 立地場所

東京都千代田区隼町 4 - 1 (住居表示)

(2) 敷地面積

30,818.74 m² (実測面積)

(敷地の位置及び求積図等は【参考資料 2 - 1】「計画敷地測量図」を参照のこと。)

(3) 建ぺい率

80% (ただし、付帯事業を含めて 60%未満で施設計画を行うこと。)

(4) 指定容積率

500%、一部 700% (ただし、付帯事業を含めて 500%未満で施設計画を行うこと。)

(5) 地域地区

① 用途地域：商業地域

② 地域：防火地域

③ 日影規制：なし

④ 高度地区：規制なし

⑤ 震が関団地一団地の官公庁施設の区域の隣接地※

⑥ 「千代田区景観まちづくり計画」における美観地域 (重点地区)

⑦ 「東京都景観計画」における皇居周辺地域の景観誘導区域

⑧ 周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地

※震が関団地一団地の官公庁施設の区域を変更する都市計画が第 234 回東京都都市計画審議会に付議されており、令和 3 年内の告示が予定されている。

(6) 本敷地の接道状況

① 東側：国道 20 号線 (内堀通り) 幅員 40.0m

② 西側：区道 169 号線 幅員 6.1~7.3m

③ 北側：区道 169 号線 幅員 7.5m

④ 敷地南側は最高裁判所、北側は隼町換気所と接し、敷地内には首都高地下道路がある。これらの近接施工に十分配慮した計画とする。なお、建築等に伴う道路構造物の影響評価に必要な条件については、【参考資料 2 - 2】「首都高地下道路の位置図他関連資料」による。

⑤ 敷地に関して周辺環境との調和等地区的まちづくりに資するよう、【添付資料 4 - 1】「都市計画等に係る条件」を示す。

2. 周辺インフラ整備状況

周辺のインフラの整備状況は【参考資料 2 - 3】「周辺インフラ状況」による。各インフラの引込みの可否については各インフラ事業主に確認すること。各インフラ事業主との協議の状況については【参考資料 4 - 6】「振興会が行った事前協議の概要」による。

(1) 上水道

国道 20 号線 (内堀通り) に給水本管 (150mm φ)、敷地北側区道 169 号線に給水本管 (250mm φ)、敷地西側区道 169 号線に給水本管 (100mm φ) が敷設されている。

(2) 下水道（汚水・雨水）

国道 20 号線（内堀通り）に合流式下水道本管（800mm φ、250mm φ）、敷地北側区道 169 号線に合流式下水道本管（350mm φ）、敷地西側区道 169 号線に合流式下水道本管（400mm φ）が敷設されている。

(3) 電力

国道 20 号線（内堀通り）に電力供給幹線（特別高圧 22kV）用の引込管が共同溝から敷設されている。

(4) 都市ガス

国道 20 号線（内堀通り）に配管（低圧 300A、中圧 200A）、敷地北側区道 169 号線に配管（低圧 100A、中圧 200A）、敷地西側区道 169 号線に配管（低圧 50A、中圧 100A）が敷設されている。

(5) 通信

敷地北側区道 169 号線及び敷地西側区道 169 号線に通信幹線が引込みできるよう NTT のハンドホールが設置されている。

(6) テレビ・ラジオ電波

C S、B S 及び地上波デジタル波が到来している。

3. 地盤状況等

本敷地及び地盤状況は、【参考資料 2-4】「地盤関係資料」による。ただし、参考資料で事業者が判断できない場合は、必要に応じて自ら地盤調査を行うこととする。

4. 既存の建物及び既存工作物等

本事業に関係する既存の建物及び既存付属棟の位置・規模等については、【参考資料 2-5-1】「既存建物・既存工作物の図面①」及び【参考資料 2-5-2】「既存建物・既存工作物の図面②」による。ただし、参考資料で事業者が判断できない場合は、必要に応じて自ら調査を行うこととする。

5. 既存樹木、既存樹木の移植

既存樹木については、【参考資料 2-6】「既存樹木リスト」による。既存樹木のうち、国立劇場の敷地内へ移植する樹木は【添付資料 2-5】「移植する既存樹木のリスト」により、外構計画の中で提案する。

6. 敷地地歴

本敷地には過去に病院が立地していたことから、特定有害物質の使用等の可能性が否定できない。敷地地歴の概要については、【参考資料 2-7】「敷地地歴概要」による。

7. 埋蔵文化財

本敷地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地となっているが、事前調査は実施していない。千代田区との協議の状況については【参考資料 4-6】「振興会が行った事前協議の概要」による。

8. アスベスト

既存施設のアスベストについては【参考資料 2-8】「アスベスト調査報告書」による。

9. 土壌調査

土壌調査については、【参考資料 2-9】「土壌調査報告書」による。

10. 接地抵抗

接地抵抗については、【参考資料 2-10】「接地抵抗等測定結果」による。

11. その他

本敷地上空に電波伝搬障害防止区域が設定されている。（令和 2 年 6 月協議時点）総務省との協議の状況については【参考資料 4-6】「振興会が行った事前協議の概要」による。

また、本敷地上空に航空法による建物等設置の制限（制限表面）が設定されている。総務省及び警視庁との協議の状況については【参考資料4－6】「振興会が行った事前協議の概要」による。

第3章. 経営管理

第1節. 事業者に求められる基本的事項

1. 基本方針

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業主体として、要求水準を満たすとともに自らが提案した事業計画に基づき、適正かつ確実に事業を遂行するものとする。そのため、自らの経営について適切に管理し、事業の安定性を維持するとともに、各業務を効率的かつ効果的に実施できる実施体制を構築し、各業務の実施について総合的に管理するものとする。

本事業は、約26年間にわたり、国立劇場の施設整備及び維持管理・運営、国立能楽堂における一部の維持管理・運営を包括的に実施する事業であることから、事業者は、各業務の実施を総合的に管理するというだけでなく、本事業の目的が自らの目的であることを認識し、事業の円滑な進捗のために施設管理者の視点に立って、効率的かつ効果的に事業全体の調整及び管理を行うものとする。

2. 事業者に関する事項

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業遂行を図ることができるよう、以下に掲げる事項を満たすこと。

- (1) 会社法（平成17年7月26日法律第86号）に定める株式会社として設立していること。
- (2) 定款において、本事業の実施のみを事業者の目的とすることを規定していること。
- (3) 定款において、監査役を置くことを規定していること。
- (4) 定款において、株式の譲渡制限を規定していること。
- (5) 創立総会又は株主総会において、取締役及び監査役を選任していること。
- (6) すべての株主が、事業計画にあらかじめ示された出資者であること。
- (7) すべての株主が、振興会の事前の書面による承諾がある場合を除き、原則として事業期間が終了するまで株式を保有していること。
- (8) すべての株主が、振興会の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業期間中、原則として株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしないこと。
- (9) 選定された応募者の構成員が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有していること。
- (10) 選定された応募者の構成員以外の株主による、事業者の株主総会における議決権保有割合が他の議決権保有者との比較において最大の保有割合とならないこと。

3. 事業の実施体制に関する事項

事業期間を通じて、以下に掲げる事項を満たし、効率的かつ効果的に各業務を実施し、適正かつ確実に事業を遂行できる実施体制が確保されていること。

- (1) 各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。
- (2) 各業務における実施責任が明確になっているとともに、適切なリスクの分担が図られていること。
- (3) 各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確になっており、適切に機能していること。

4. 事業者による事業の調整に関する事項

事業者は、総括代理人又は総括代理人直属のスタッフを中心に、各業務を統括し、適正かつ確実に事業を遂行できるよう、以下に掲げる事項を行うこと。総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、第5章. 第1節 3. (2) に定める統括責任者と兼任してはならない。

- (1) 事業者は、本事業の目的及び内容を十分に理解し、次の(2)から(7)を適切に行うことができる総括代理人及び総括代理人直属のスタッフを配置すること。
- (2) 各選定企業における業務実施計画、業務実施内容及び要求水準の達成状況を、定常的かつ適切に把握・管理し、適切かつ確実な事業遂行を図ること。
- (3) 各選定企業の提案・意見を徴集・調整することにより、施設整備から維持管理・運営までの業務を包括的に行う利点を活かした、効率的かつ効果的な事業実施を図ること。

- (4) 選定企業間の意見調整を適切に行い、常に選定企業間の責任を明確化し、また、事業者としての統一的な方針のもとに事業を遂行すること。
- (5) 総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、振興会との連絡窓口となり、緻密な連絡調整を行うとともに、振興会・事業者間の協議を開催し、協議の円滑な進行・調整を図ること。
- (6) 各種協議のスケジュール等の管理、提出物の管理等を行うこと。
- (7) その他事業に必要な調整と管理に必要なことを実施すること。

5. 事業者の財務に関する事項

事業期間を通じて、以下に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が維持されていること。

- (1) 健全な財務状況を保持するための財務管理の方針及び方策が明確になっており、適切に機能していること。
- (2) 本事業の実施に必要な一切の資金が確保されていること。
- (3) 収支の見通しが明確かつ確実なものとなっており、資金の不足が発生しないこと。
- (4) 事業者及び各業務を実施するすべての企業が、税を滞納しないこと。

第2節. 事業者の経営等に関する報告

事業者は、以下に掲げるとおり、事業者の経営等に係る書類を提出すること。提出時期は事業契約の締結後については5営業日まで、それ以外は特に定めのない限り、翌月5営業日までとする。

1. 定款の写し

事業者は、自らの定款の写しを、事業契約の締結後及び定款に変更があった場合に振興会に提出する。

2. 株主名簿の写し

事業者は、会社法第121条に定める自らの株主名簿（以下「株主名簿」という。）の写しを、事業契約書の締結後及び株主名簿に記載又は記録されている事項に変更があった場合に振興会に提出する。

3. 実施体制図

事業者は、本事業に係る実施体制図を、事業契約の締結後及び本事業に係る実施体制に変更があった場合に振興会に提出する。

4. 事業者が締結する契約又は覚書等

(1) 契約又は覚書等の一覧

事業者は、本事業に関連して、振興会以外を相手方として自らが締結し、又は締結する予定の契約又は覚書等の一覧（事業者又は選定企業が締結する保険の一覧を含む。）を、事業契約の締結後及び締結し又は締結する予定の契約又は覚書等の一覧に変更があった場合に振興会に提出する。

(2) 契約又は覚書等の写し

事業者は、振興会以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合（事業者又は選定企業が保険契約を締結する場合を含む。）には、契約締結日の10営業日までに（契約締結後及び当該契約書類又は覚書等の内容を変更する場合はその変更日の10営業日までに）、当該契約書類又は覚書等の素案を振興会に提出する。ただし、契約の内容により、事業者の経営に影響が少ないものとして振興会が承諾した場合は、提出を省略することができる。

事業者は、振興会以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合（事業者又は選定企業が保険契約を締結する場合を含む。）には、契約締結後及び当該契約書類又は覚書等の内容変更後に、当該契約書類又は覚書等の写しを振興会に提出する。ただし、契約の内容により、事業者の経営に影響が少ないものとして振興会が承諾した場合は、提出を省略することができる。

5. 株主総会の資料及び議事録

事業者は、自らの株主総会（臨時株主総会を含む。）の開催後に、当該株主総会に提出又は提供をされた資料及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを振興会に提出する。

6. 取締役会の資料及び議事録

事業者は、取締役会を設置している場合は、取締役会の開催後に、当該取締役会に提出又は提供をされた資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを振興会に提出する。

7. 計算書類等

- (1) 事業者は、定時株主総会の開催後に、以下に掲げる計算書類等を振興会に提出する。
なお、事業者の決算期は毎年3月31日とする。
 - a. 当該定時株主総会に係る事業年度における監査済みの会社法第435条第2項に定める計算書類及びその附属明細書並びにこれらの根拠資料及びこれらの計算書類と事業者の事業収支計画の対応関係の説明資料
 - b. a.に係る監査報告書の写し
 - c. 当該事業年度におけるキャッシュ・フロー計算書その他振興会が合理的に要求する書類
- (2) 中間計算書類を毎年11月末までに振興会に提出する。中間計算書類は、(1) a. に定める計算書類に準じるもの及び(1) c. とする。
- (3) 事業者は、事業費の改定等により事業収支計画を変更した場合は、事業費の改定等の内容の確定後に事業収支計画を振興会に提出する。
- (4) 事業者は、本施設の引き渡し後速やかに、事業契約締結から当該引き渡し時点までに生じた事業費の変更等を反映した事業者の事業収支計画に基づくPFI-LLCCの費用の項目及びその算出根拠資料を作成し、振興会に提出する。資料作成方法及び提出様式は、「VFMに関するガイドライン」（平成30年10月23日施行）による。

第4章. 施設整備

第1節. 施設整備の目標

国立劇場は創立以来55年にわたり、わが国古来の伝統芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興の中心的役割を果たしてきた。本事業は、これまでの活動の経験及び実績を継承しつつ、さらに強化拡充し、将来の更なる発展を可能とする施設整備を行うとともに、伝統芸能に対する関心をさらに拡大するため、国立劇場が観劇の目的だけでなく、研鑽研究、観覧その他多様な目的のために訪れる人々によって、常に賑わいのある施設となることを目指すものである。

また、本敷地は皇居西側の桜田濠に面し、江戸時代以来地形的、歴史的に東京の中心に位置してきた。明治以降は国会議事堂、総理大臣官邸及び最高裁判所をはじめとする国政の重要な機能が集積し、歴史的、文化的背景のもと、時間の積み重ねを経て形成され、国民主権、三権分立を象徴する地区となっている。現在は霞が関団地一団地の官公庁施設の区域に隣接しており、「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方（平成20年6月社会資本整備審議会答申）」の趣旨を踏まえつつ、千代田区景観まちづくり計画における美観地域及び東京都景観計画における皇居周辺の景観誘導区域の条例等に沿うとともに、皇居への景観、隣接地への配慮、緑化による周辺環境との調和等、地区のまちづくりに資するよう、特別な配慮が求められている。

以上のとおり、国立劇場が将来にわたって果たすべき役割及び本敷地の特徴を踏まえ、必要な機能及び性能を将来にわたり保持するとともに、ユニバーサルデザイン、木材活用、感染症への対策、環境保全等の課題に先導的に取組み、新しい文化の中心となることを期待するものである。

第2節. 都市景観及び地区特性等に配慮した施設整備方針

1. 都市景観等の広域環境に配慮した施設整備方針

本敷地の敷地特性や国立劇場の特長等を踏まえ、【添付資料4-1】「都市計画等に係る条件」を満足するとともに、本敷地を含む街区及び本事業建物特有の視点から配慮すべき事項を満足する施設整備を目指す。

(1) 地区全体の景観の形成

① 建物高さの考え方

建物頂部の輪郭線は、建物相互の関連性及び皇居等との関係に配慮し、近隣の建物群と調和のとれたものとする。

建物高さは【添付資料4-2】「敷地内高さ制限図」により、内堀通り側への圧迫感を抑えるとともに、皇居への視界等に配慮する。

② 建物配置及び壁面線の考え方

建物の壁面線は【添付資料4-3】「敷地内壁面線の位置図」により、近隣の建物との関連及び皇居への視線等に配慮し、調和のとれたものとする。壁面線は、隣接する建物、道路を隔てた建物との関係に配慮し、敷地境界線より一定距離を後退させ、景観上の圧迫感を与えないよう配慮した計画とする。

また、敷地へのアクセスや敷地周辺とのつながりを考慮した建物配置とし、街区と連続する外部空間を整備する。

③ 隣接地区も含めた景観の形成

「千代田区景観まちづくり計画（令和2年3月）」及び「東京都景観計画（平成30年8月）」等を踏まえ、隣接する地区との調和に配慮した施設を整備する。また、千代田区景観まちづくり計画に規定する眺望点からの景観について考慮する。

(2) 緑の連続性の確保

環境保全のための緑地の確保に努める。内堀通り側は施設全体の前庭として、内部空間とのつながり、皇居及び内堀の緑との連続性に配慮した計画とし、緑化による回廊を形成するものとする。

(3) 歩行空間

歩行空間については、地下鉄からのアクセス等を含め、歩行者の利便性、快適性、安全性及び施設のセキュリティを確保しつつ、効果的なオープンスペース、緑の連続性に配慮し、

周辺街区と連続的、一体的に活用される外部空間を整備する。また、来場者等が徒歩でアクセスする際の国立劇場の見え方に配慮する。

構内歩道、広場の仕上げや植栽は、周辺街路と統一感のあるものとする。

(4) 歴史や自然との調和

時間の積み重ねを経て形成された都市形態及び皇居に隣接する立地であることに配慮した計画とする。また、文化的な背景に配慮し、風格・品格を備えるとともに、起伏のある地形や大きな敷地割を生かしたものとする。

2. 地区・施設特性等に配慮した施設整備方針

霞が関団地一団地の官公庁施設に隣接する事業敷地であることを踏まえ、【参考資料4-1】「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」を参考とし、以下の施設整備方針に基づき計画する。

また、施設の意匠はすべての点において、我が国の伝統芸能の中心となる劇場に相応しい美しさをもつとともに、公的式典の場としての品格を備えたものとする。

さらに、合築される民間収益施設も国立劇場と調和のとれた意匠とする。

(1) 街区特性に配慮した施設整備

① 皇居との関係への配慮

- a. 隣接する最高裁判所に配慮しつつ、皇居が正面に位置する敷地であることを考慮した計画とする。
- b. 皇居からの視線に配慮した計画とする。

② 近隣建物への配慮

- a. 建物頂部の輪郭線は、近隣の建物群と調和のとれた計画とする。
- b. 北側及び西側の建物に配慮した計画とする。
- c. 南側に隣接する最高裁判所との視線交錯等に配慮した計画とする。

③ 周辺道路や敷地への配慮

- a. 周辺道路や最高裁判所敷地との高低差に配慮した計画とする。
- b. 敷地内、屋上及び街路との境界部において、緑の量的な確保に配慮する。
- c. 接道部は、施設の安全管理上セキュリティを確保したうえで、周辺施設と調和し、地域と連続した統一感のある計画とする。
- d. 構内歩道は、周辺街路の仕上げや植栽と統一感のある計画とする。

(2) 国立劇場の特性を踏まえた施設整備

① 劇場特性への配慮

- a. 集客施設としての劇場の特徴をとらえた計画とする。
- b. 伝統芸能の実演家、運営者、観客等にとって機能的で使いやすい施設であるとともに、舞台と客席の一体感等により最高の実演環境を実現する。
- c. 来場者が観劇前の期待感や観劇後の余韻を愉しむ空間であるとともに、普及発信施設や民間収益施設との相乗効果により、伝統芸能の普及や賑わい創出に繋がるグランドロビーを計画する。
- d. 劇場施設全体のセキュリティの考え方については、【添付資料4-6-2】「セキュリティ関連図・凡例」による。
- e. 将来的な改変にフレキシブルに対応できる計画とする。

② 国立劇場に相応しい建築形態等

- a. 日本の伝統文化を反映し、風格及び品格を備え、信頼感、安定感の感じられる質の高い計画とする。
- b. 過度な装飾は控え、無駄のないデザインとする。
- c. グランドロビーなどの来場者以外の利用も見込まれるスペースは、建物内部と外部が有機的な繋がりをもった計画とする。

3. 施設及び都市機能の向上

国立劇場の機能及び地区全体に寄与する施設機能の向上に資する効果的、効率的な施設整備計画とする。

(1) 基本的な性能の確保

「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年建告示第2379号）」に準拠し、施設の特性に応じて求められる適正な水準を確保する。

(2) 危機管理への対応

① 危機的事象に対する施設機能の確保

- a. 首都直下地震発生時において、【参考資料4-7】「独立行政法人日本芸術文化振興会事業継続計画」に示す業務が継続できる施設機能を確保する。
- b. 地震以外の危機的事象を想定した施設機能を確保する。詳細は、第4章. 第4節. 3. 安全性に関する性能(1) 防災性に関する性能、(2) 機能維持性に関する性能及び(3) 防犯性に関する性能による。
- c. 集客施設として、感染症への対応を考慮した施設計画とする。

② セキュリティの確保

- a. 施設全体のセキュリティを十分に確保するとともに、周辺施設と調和した計画とする。
- b. 情報の安全性に関わるセキュリティを十分に確保する。

(3) 環境保全について先導的な取組みの実現

① 持続可能な整備・活用のための取組み

- a. 公共施設として今日的な課題に先導的に取組む必要性から、SDGs（持続可能な開発目標）、工事を含むカーボンニュートラル等、施設整備、維持管理から廃棄に至るまでのライフサイクルを通じて、省エネルギー・省資源、長寿命化、建設副産物の抑制、エコマテリアルの使用等を積極的に取り入れるなど総合的な対策を講じた環境に配慮した施設整備を行う。
- b. 太陽光・太陽熱の利用など環境保全対策の先導的技術の導入を積極的に進め、地球温暖化の防止、循環型社会の形成等に貢献する。
- c. 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日)」に基づき、積極的に木造化及び木質化を図る。

② 地区全体としての環境保全対策

ヒートアイランド現象の緩和等地区全体としての視点を有する環境保全対策を実施する。

③ 良質な執務環境の確保及び環境保全対策

効率的で質の高いサービスの提供に資する良質な執務環境の確保と調和した環境保全対策を実施する。

(4) 高水準のユニバーサルデザインの導入

① ユニバーサル社会の視点に立った整備計画

障害者、高齢者、子供連れ、外国人など来場するすべての方が安全で快適に利用できる高水準のユニバーサルデザインを導入した施設整備を図る。

② 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」に定める建築物移動等円滑化誘導基準及び「東京都福祉のまちづくり条例（平成7年条例第33号）」に定める努力基準を満たすことを目指す。ただし、特定行政庁等との協議により、これにより難しい場合は、振興会と協議する。

(5) 執務機能の充実・強化への対応

① 組織改編等を想定した事務室等のフレキシビリティの確保

新たな組織にフレキシブルに対応できるものとする。

② 快適な執務環境の確保

事務効率の向上に資する快適な執務環境を確保する。

第3節. 設計・施工条件

1. 施設の構成及び規模に係る条件

(1) 国立劇場の規模

振興会の専有部分及び専用使用部分の規模を、表4-1に示す。

(2) 国立劇場の延床面積は、表4-1に示す合計面積の99%以上102%以下とする。なお、ここでいう延床面積は建築基準法の規定に基づき算定することを原則とするが、【添付資料4

－ 5】「各室性能表」に掲げる「室面積」が「不算入」とされている室の面積は算入しないものとする。

表 4－1 振興会の専有部分及び専用使用部分の規模

部 門	面 積
舞台（大劇場、小劇場、演芸場、共通） 楽屋（大劇場、小劇場、演芸場、共通） 大道具（大劇場、小劇場、共通） 稽古場 客席・ホワイエ（大劇場、小劇場、演芸場、共通） 養成研修（伝統芸能、現代舞台芸術、共通） 調査資料（公演記録、資料閲覧、収蔵庫） 普及発信 事務管理（役員室、共用会議室、各部事務室、共通） 施設設備（※3） 交通部分（※1、※3）	50,500 m ²
地下駐車場（※2、※3） （国立劇場の附置義務台数を確保するための面積）	6,000 m ²
合計面積	56,500 m ²

※1：交通部分は【添付資料4－5】「各室性能表」に定めるほか、共用階段室、昇降路等を含むものとする。

※2：公用車車庫（中型車1台）を、国立劇場と一体的構造として地下駐車場に設置する。また、国立劇場が専用使用する駐車場は自走式とし、機械式駐車場による計画は不可とする。また、国立劇場の附置義務台数の確保にあたっては、地上部に設置する国立劇場が専用使用する駐車場の駐車台数を算入できるものとする。

※3：施設設備、交通部分及び地下駐車場の面積には、共通使用部分のうち、国立劇場と民間収益施設で按分（専有部分及び専用使用部分の面積比による）した面積を含むものとする。

- (3) 合計面積の算定にあたり、「建築基準法第52条第14項第1号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準」に規定する建築物のバリアフリー化に寄与する施設として容積率の許可の対象となる部分の床面積は含めないこととする。算定においては特定建築物等に係る認定の有無及び容積率の緩和の限度は考慮しないものとし、事業者はこれに該当する床面積を算定し、提出すること。なお、算定においては特定建築物に係る認定の有無及び容積率の緩和の限度は考慮しないものとする。
- (4) 各室の面積は【添付資料4－5】「各室性能表」に掲げる「室面積」に示す面積を確保することを基本とする。なお、設計業務の実施にあたって、要求水準（室面積を除く。）を満たしたうえで、合理的な理由に基づく提案を行い、振興会と計画案の協議が整った場合はこれを変更することができる。
- (5) 国立劇場の駐車台数は、国立劇場の規模により算出される「東京都駐車場条例（昭和33年条例第77号）」に基づく附置義務台数以上とする。
- (6) 正面側に設けたエントランスの見通しの良い位置に、車両待機スペースを確保する。
- (7) 屋外駐輪スペースは原則平置きとし、20台分以上を確保する。

2. 配置計画の条件

計画にあたっては、以下の条件を満たすとともに【参考資料4－3】「敷地アクセス図・階層構成図」を参考とする。

- (1) 大劇場及び小劇場の舞台は同一階とし、接地階又はその隣接階に設ける。また、大劇場及び小劇場は内堀通りに正対する配置とする。
- (2) 演芸場の舞台は、大劇場及び小劇場の舞台とは異なる階への設置も可とする。

- (3) 各劇場のホワイエにアプローチできる空間として「グランドロビー」を設け、グランドロビーから各劇場の存在が感じられるよう計画する。また、グランドロビーの配置、機能等については第4章 第7節 6に定める事項を考慮する。
- (4) 国立劇場の正面は内堀通り側に向かって構えることとする。そのため、正面側のグランドロビーに設ける来場者のエントランス（以下「メインエントランス」という。）は東側となるが、西側からの来場者動線（半蔵門駅及び永田町駅からのアクセス）にも配慮した計画とする。
- (5) 国立劇場の正面側の外部空間は、皇居に面することを考慮し、豊かな景観を構成するものとなるよう計画する。
- (6) 国立劇場及び民間収益施設は、各々独立したエントランスを設けることを原則とする。なお、民間収益施設の利用者が振興会の専用使用部分（グランドロビー等）を介して民間収益施設にアクセスする計画も可とするが、催事等によってアクセスが制限されることを考慮した計画とする。また、各エントランスは、敷地出入口から各エントランスへのアプローチ空間を含め、徒歩、車等それぞれの来場方法に対して、施設の規模、運用に適した品格ある構えとする。
- (7) グランドロビーは、すべての来場者等が利用可能な空間とする。総合受付、チケット売場、ショップ、カフェ、レストラン等を配置した回遊性のある空間とし、常時賑わいを創出するとともに、賑わいが外部からも感じられる計画とする。
- (8) 内堀通り側は、特に内部の活動が外部からも感じられる計画とし、効果的に制御された自然光を取り込んだ快適さをもたせた空間となるよう計画する。
- (9) 施工性、メンテナンス性及び可変性に配慮したゆとりある階高設定及び各部寸法設定するとともに、各室ごとに合理的な天井高を設定し、空間効率を高めた計画とする。
- (10) 国立劇場の各部門は、特に指定がない限り部門単位で可能な限り同一階に集約し、明快なセキュリティ区分や動線計画に配慮した計画とする。
- (11) 本敷地に隣接する隼町換気所及び首都高地下道路（以下「首都高道路構造物」という。）への近接施工に配慮した計画とする。
- (12) 本敷地内に、東西の前面道路をつなぐ車両動線を計画する。
- (13) 観光バス等の大型車両も駐車可能な平面駐車場を計画する。
- (14) 国立劇場のエントランスへのアクセスは、周辺道路から建物1階レベルとの高低差に配慮し、スムーズにアクセスできる計画とする。
- (15) 新たな警察官詰所を設置する位置について、【参考資料4-4】「警察官詰所の位置について」を参考に外構計画において提案すること。ただし、警察官詰所の撤去、移設及び建設は本事業の範囲外とする。

3. 動線計画の条件

計画にあたっては以下の条件を満たすとともに、【参考資料4-3】「敷地アクセス図・階層構成図」を参考とする。

- (1) 歩行者及び自転車用の出入口を内堀通り及び区道169号線に適切に配置し、皇居側正面、敷地北西（半蔵門駅側）及び敷地南西（永田町駅側）からのアクセスに配慮した位置とする。
- (2) 内堀通りから本敷地への車両出入口を設置する。この出入口は、国立劇場への大型車両（大型バス、劇場資材等の搬入、将来の設備機器等の更新・メンテナンスなど）の出入口を兼ねるものとする。また、区道169号から本敷地への車両出入口も設置する。
- (3) メインエントランス及び国立劇場関係者等が使用する主要なエントランスに車寄せを設置するほか、地下駐車場出入口にスムーズにアクセスできるように計画する。
- (4) 車寄せは雨に濡れずに乗降できる構造とする。
- (5) 地下駐車場から国立劇場の各部門へのアクセスは、わかりやすく明確な計画とする。
- (6) 舞台大道具等の搬出入をスムーズに行えるよう荷捌き用駐車スペースから各搬入先への動線を計画する。

4. 建築物の高さ条件

敷地内の建物高さ（不特定多数の者が使用しない塔屋、工作物、メンテナンス用タラップ手摺、工作物の指定を受けない煙突等は除く。）は、【添付資料4-2】「敷地内高さ制限図」に示す高さを超えないものとする。

5. 振興会専用使用部分を民間収益施設の利用者が使用する場合の条件

複合施設の計画にあたって、振興会専用使用部分を民間収益施設が利用・使用できるよう計画する場合の条件及び配慮事項は、【資料-2】「国立劇場再整備等事業 付帯事業の実施条件（案）」第2. 1. (2) ③による。

6. 施工計画の条件

- (1) 工事用車両出入口は原則として内堀通り側に設け、既存の車両出入口を利用する。
- (2) 工事期間中は特に最高裁判所、西側及び北側民有地など、周辺建物等への騒音・振動、プライバシー保護、排煙、採光、換気等に十分な配慮を行う。また、既存建物及び工作物を含む周辺環境に工事に起因する悪影響を及ぼさないよう必要な対策等を講じる。
- (3) 施工時間について、夜間、土・日曜日及び「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日（以下「休日」という。）に工事を行おうとする場合は、振興会と事前に協議を行う。
- (4) 工事用電力、水光熱費等については、事業者負担とする。
- (5) 工事期間中における作業員詰め所等を含む現場事務所は、周辺環境を十分に配慮した配置計画とする。また、働きやすい現場環境に配慮した快適トイレ等の設置を行う。
- (6) 【参考資料2-2】「首都高地下道路の位置図他関連資料」に基づき、事業の進捗に合わせ、首都高速道路株式会社と計画・設計・施工に係る協議を行い、首都高道路構造物へ影響を及ぼさない計画とする。
- (7) 工事場所における夜間及び休日の警備を適切に行う。
- (8) 工事着手に先立ち、「千代田区建築計画の早期周知に関する条例（平成14年6月25日条例第54号）」及び「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年7月14日条例第64号）」に基づき、関係機関との協議、標識設置、住民説明等を行う。
- (9) 工期期間中のタワークレーンほか、工事仮設物等の高さ・形状に留意し、「電波法（昭和25年法律第131号）」に係る申請及び関係諸官庁、空港等の設置者と事前協議を行う。

7. 解体撤去工事の条件

- (1) 【参考資料2-5-1】「既存建物・既存工作物の図面①」及び【参考資料2-5-2】「既存建物・既存工作物の図面②」を参考とする。
- (2) 撤去工事等において発生した金属類等の有価物は、事業者において処理する。樹木については【参考資料2-6】「既存樹木リスト」により、【添付資料2-5】「移植する既存樹木のリスト」に示す樹木を除き、移植、撤去（伐採・伐根）とも可とする。
- (3) 既存杭等の処理については、建物計画や外構計画等に関する事業者の提案による。ただし、地中埋設物を残置する場合は、残置物の種別、位置等を記した図面を作成し、振興会に提出する。
- (4) 解体工事に着手する時期は【添付資料2-2】「業務工程概要」に示すとおりとする。ただし、振興会は令和5年11月から令和6年1月までの期間、既存施設内の提灯や座席プレート、表示板等の備品等の持ち出し、既存施設内でのイベント等の実施を計画している。事業者は、既存施設の解体工事の準備等の調整が必要な事項について、振興会と協議する。

8. インフラ撤去工事の条件

- (1) 既存施設に供給されているインフラについては、各インフラ事業主に確認のもと、引込みまで撤去を行う。ただし、インフラ事業主より別途指示がある場合は、この限りではない。
- (2) 既存の電力供給幹線（特別高圧22kV）については、令和6年1月末に受電停止を行い、東京電力により撤去を実施する予定である（振興会で撤去申請予定）。なお、受電停止及び撤去開始時期を遅らせる場合には、東京電力パワーグリッド株式会社と協議を行う。

9. 関係法令等の遵守

- (1) 許認可に関する行政等との協議状況については、【参考資料4-6】「振興会が行った事前協議の概要」による。
- (2) 既存施設に関する、飛散系を含むアスベストは【参考資料2-8】「アスベスト調査報告書」による。事業者は建物の床、壁、天井等にアスベストが含有されていることを確認した場合は、振興会と協議の上、適切に処理を行う。
- (3) 土壌調査に関して、所管行政機関との協議及び届出は本事業内とする。実施済みの土壌調査内容は、【参考資料2-7】「敷地地歴概要」及び【参考資料2-9】「土壌調査報告書」による。
- (4) ルームエアコン等で「特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）」の対象になっているものは、同法に基づいて処分を行う。
- (5) 冷媒の回収・破壊にあたっては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）」に基づいて行う。
- (6) その他、施設の整備にあたっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、適切な施設整備を推進するものとする。

第4節. 施設計画（基本的性能）

施設整備に係る基本的性能は「官庁施設の基本的性能基準（令和2年改定版、令和2年3月31日改定）」に準拠するものとし、適用する分類は【添付資料4-4】「施設の基本的性能基準適用表」及び【添付資料4-5】「各室性能表」による。また、適用分類による性能に加えて、必要な性能項目及び水準として、本節を規定する。

官庁施設の基本的性能の項目

1. 社会性	(1) 地域性	
	(2) 景観性	
2. 環境保全性	(1) 環境負荷低減性	a. 長寿命
		b. 適正使用・適正処理
		c. エコマテリアル
		d. 省エネルギー・省資源
	(2) 周辺環境保全性	a. 地域生態系保全
		b. 周辺環境配慮
3. 安全性	(1) 防災性	a. 耐震
		b. 対火災
		c. 対浸水
		d. 対津波
		e. 耐風
		f. 耐雪・耐寒
		g. 対落雷
		h. 常時荷重
	(2) 機能維持性	
	(3) 防犯性	
4. 機能性	(1) 利便性	a. 移動
		b. 操作
	(2) ユニバーサルデザイン	
	(3) 室内環境性	a. 音環境
		b. 光環境
		c. 熱環境
d. 空気環境		

		e. 衛生環境
		f. 振動
	(4) 情報化対応性	
5. 経済性	(1) 耐用性	a. 耐久性
		b. フレキシビリティ
	(2) 保全性	a. 作業性
		b. 更新性

1. 社会性に関する性能

(1) 地域性・景観性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

- ① 「官庁施設の基本的性能基準」の「歴史、文化及び風土への配慮」、「特性の豊かな歴史及び文化の尊重」、「地域との連携」、「地域活性化への貢献」、「関連計画等との整合」、「周辺の自然環境への配慮」、「周辺の都市環境への配慮」によるほか、次による。
 - a. 内堀通り及び区道 169 号線に面した敷地境界部は、統一感のある植栽帯を整備する。
 - b. 歩行者、自転車、車両用敷地出入口は歩行空間及び緑の連続性に配慮し、周辺環境と調和した構えとする。
 - c. 「景観法（平成 12 年法律第 110 号）」、「東京都景観条例（平成 9 年条例第 89 号）」及び「東京都景観基本計画（平成 30 年 8 月）」、「千代田区景観まちづくり条例（平成 10 年条例第 17 号）」、「千代田区景観まちづくり計画（令和 2 年 3 月）」等を遵守した計画とし、所要の協議及び届出等を行う。
 - d. 本事業と並行して、本敷地に隣接する隼町換気所の修景工事（換気所外壁の改修工事）が予定されており、事業者は首都高速道路株式会社と振興会が実施する協議並びに首都高速道路株式会社が実施する設計業務及び工事に協力する。なお、修景は国立劇場との景観面での調和を確保する目的で実施するものであり、国立劇場の外観や配置等に関する技術提案を制限するものではない。
 - e. 【参考資料 4-19】「国立劇場本館の建築史的評価（概要版）」を踏まえ、記録保存等の記憶の継承を考慮する。

2. 環境保全性に関する性能

(1) 環境負荷低減性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

- ① 「官庁施設の環境保全性基準 令和 3 年改定版」の「長寿命」、「適正使用・適正処理」、「エコマテリアル」、「省エネルギー・省資源」によるほか、次による。
 - a. 国立劇場及び複合施設は「ZEB ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ（平成 31 年 3 月）」に規定する「ZEB Oriented」以上の性能とし、より高い水準となるよう努める。また、複合施設全体で「ZEB Oriented」以上の認証を取得する。
 - b. 建築物環境総合性能評価システム（CASBEE）による評価を行い、建築物の環境性能効率が高いランクとなるよう努める。また、第三者機関による評価結果を確認できるものとする。
 - c. 東京都の「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針（令和 2 年 12 月 24 日改定）」に基づき、複合施設の外皮の熱負荷抑制及び設備システムの高効率化については、「カーボンマイナスの推進」の「建築物の環境性能」に定める「評価基準」を満たすものとする。
 - d. 東京都建築物環境計画書制度において、各分野・区分の評価がより高い段階となるよう努めるとともに、所要の協議及び届出等を行う。

- e. 千代田区環境建築物環境計画書制度において、より高いCO₂削減率となるよう努めるとともに、所要の協議及び届出等を行う。
- f. 複合施設は、「東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年12月22日条例第215号）」に基づく優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）として東京都の定めた基準に適合し東京都知事の認定を取得が可能な計画とする。
- g. 使用する冷媒は、オゾン破壊係数0かつ地球温暖化係数が可能な限り限り小さいものとする。

（2）周辺環境保全性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の環境保全性基準 令和3年改定版」の「地域生態系保全」、「周辺環境配慮」によるほか、次による。

① 地域生態系保全に関する性能

a. 緑化の推進

- (a) 良好な都市環境形成及び地域や都市への熱負荷の低減のため、地上部緑化、建物上緑化等を図る。樹種等の選定に際しては、「植栽時における在来種選定ガイドライン（東京都）」等を参考に、地域の生態系に配慮したものとする。
- (b) 植栽維持のための灌水方法は、省力化、省エネ及び省資源を満足する手法とする。
- (c) 緑化面積は【添付資料4-1】「都市計画等に係る条件」に規定する数値を最低限度として確保する。なお、「都市計画等に係る条件」に示す緑化面積は「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」に準じて算定するが、緑化率の計算にあたっては警察車両の駐車スペース、災害時の外部への利用者避難スペース等の国立劇場の機能上必要な面積等を緑化可能面積から除くことができる。

b. 地域や都市への熱負荷の低減

- (a) 構内舗装に保水性舗装等を採用し、熱負荷の低減を図る。
- (b) 舗装の使用材料については、自然材料、リサイクル材料、メンテナンスフリー材料等の採用に係る検討を行い、ライフサイクルコストの低減及び環境負荷低減に効果のある材料を選定する。

② 周辺環境配慮に関する性能

a. 電波障害対策

郵政省電波監理局長通達「高層建築物による受信障害解消についての指導要領（昭和51年3月6日付）」及び「千代田区テレビ電波障害対策要綱」に従い調査・対策を行う。

- (a) 机上調査の結果必要とされるポイントのテレビ波（CS、BS、地上波デジタル波）の電界強度調査を行う。なお、事前の机上調査の結果については、【参考資料2-11】「テレビ電波障害調査結果」による。
- (b) 工期期間中のタワークレーンほか、仮設物等の高さ・形状に留意し、必要に応じて関係諸官庁と調整する。

b. 電波伝搬障害対策

- (a) 工期期間中のタワークレーンのほか、仮設物等の高さ・形状に留意し、「電波法（昭和25年法律第131号）」に係る申請を行う。

c. 航空法による建物等設置の制限（制限表面）への対応

- (a) 工期期間中のタワークレーンのほか、仮設物等の高さ・形状に留意し、建設に当たっては、建築計画及び仮設計画の段階より空港等の設置者と事前協議を実施し調整する。

d. 航空灯火の設置

- (a) 工期期間中のタワークレーンのほか、仮設物等の高さ・形状に留意し、必要に応じて関係諸官庁及び空港等の設置者と事前協議を実施し調整する。
- (b) 航空法の規定により、地上高60m以上の高層建築物等となる場合には、関係諸官庁及び空港等の設置者と事前協議を実施し調整する。

e. ビル風（風害）対策

- (a) 適切な低層部の配置や樹木等の設置により影響を軽減する。

- (b) 外部に面する出入口や、外部及び中庭空間において、ビル風により快適性が損なわれないよう計画する。
- f. 雨水流出抑制
 - (a) 雨水流出抑制施設を「千代田区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に従い設置する。
- g. 水の有効利用
 - (a) 「雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）」、「雨水の利用の推進に関する基本方針（平成 27 年国土交通省告示第 311 号）」及び「国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標について（平成 27 年 3 月 10 日閣議決定）」に基づき、雨水の利用を推進することが可能な計画とする。
 - (b) 東京都「水の有効利用促進要綱」に基づき、雑用水利用（雨水利用を含む。）及び雨水の浸透による水資源の有効利用が可能な計画とする。
- h. 排気・排熱への配慮
 - (a) 周辺環境に影響を及ぼさない計画とする。
- i. 光害への配慮
 - (a) 窓及び外装材の反射光に関し、周辺施設に影響を及ぼさない計画とする。また、外灯の上方光束を抑制する。
- j. 空地率
 - (a) 空地率は【添付資料 4－1】「都市計画等に係る条件」に規定する数値を満足する。なお、空地面積は「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」に準じて算定するものとするが、空地率の計算にあたっては、室内空間と広場等との一体的な繋がりを有し広く一般に開放されるグランドロビー等の面積を加えることができる。

3. 安全性に関する性能

(1) 防災性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

- ① 地震災害及びその二次災害に対する安全性を確保するため、施設の有する機能、施設が被害を受けた場合の社会的影響、施設が立地する地域的条件等に応じて、構造体、建築非構造部材及び建築設備について、その性能を確保する。
- ② 構造体・建築非構造部材・建築設備の耐震安全性は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の規定に従い、耐震安全性の分類は【添付資料 4－4】「施設の基本的性能基準適用表」による。
- ③ 地震や風水害等の非常事態が首都圏で発生した場合、【参考資料 4－7】「独立行政法人日本芸術文化振興会事業継続計画」及び以下に規定する対策及び活動が実施できるものとする。また、以下の活動に関連する室等（トイレ及び給湯室を含む。）は「官庁施設の基本的性能基準」に規定する活動拠点室、活動支援室、活動通路又は活動上重要な設備室として扱い、同基準に規定する性能を確保する。
 - a. 2,800 人（観客及び職員）分の食料、水、非常用簡易トイレ、アルミブランケット等の物資及び救助用資機材を備蓄倉庫に保管する。
 - b. 振興会に災害対策本部を設置し、上級室、会議室及び事務室において災害応急対策活動を実施する。
 - c. 建物の安全が確認された場合、観客の建物内への一時受け入れ（グランドロビー及び各劇場ホワイエを想定）及び物資の配布等を行う。また、行政機関から協力要請があった場合及び利用者以外の帰宅困難者が支援を求めてきた場合、支障のない範囲で同様の対応を行う。
 - d. 負傷者又は急病人が発生した場合、医務室を救護室として使用する。

【技術的事項】

- ① 耐震に関する性能
 - a. 構造体に関する耐震性能
 - (a) 構造計画

- (ア) 構造耐力上主要な部分の変形、地盤変形、不同沈下、温度膨張（収縮）、コンクリートの乾燥収縮等により、各要求性能に支障が生じない構造計画とする。
 - (イ) 構造耐力上主要な部分の配置等に関しては以下のとおりとする。
 - あ) 事務室内の間仕切壁は、構造耐力上主要な部分としない。
 - い) 制振部材は、断面に長期応力度が生じる部分（柱・大はり等）としない。また、極めて稀に発生する地震動後を除きメンテナンスは不要な構造とする。なお、制振部材を付加的要素として設計する場合であっても制振構造として取り扱う。
 - う) 構造耐力上主要な部分に用いる鋼材は、溶接性及び製造方法を考慮し、その化学成分及び機械的性質を適切に考慮したものとする。また、耐震性能の余力として確保するため、柱梁接合部の梁端部については、降伏した場合の性状に配慮した設計及び施工を行うものとする。
- ② 建築物の地震力に対する安全性
- 建築物の地震力に対する安全性については、「建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）」第 81 条第 1 項の規定を準用し、次のとおり評価する。
- a. 水平方向に作用する地震動
 - (a) 稀に発生する地震動：レベル 1
 - (ア) 「超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成 12 年建設省告示第 1461 号）」第四号イ（1）から（3）の規定による地震波 3 波
 - (イ) 過去における代表的な観測地震波のうち、建設地及び建築物の特性を考慮して適切に選定した地震波（最大速度振幅 250mm/s） 3 波
 - (b) 極めて稀に発生する地震動：レベル 2
 - (ア) 「超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成 12 年建設省告示第 1461 号）」第四号イ（1）から（3）の規定による地震波 3 波
 - (イ) 建設地周辺における活断層分布、断層破壊モデル、過去の地震活動、地盤構造等に基づき作成した模擬地震波で以下の地震を震源とする地震波 3 波
 - あ) プレート型の地震（都心南部直下地震）
 - い) 海溝型の地震（大正関東地震）
 - う) 最大クラスの地震（東海、東南海、南海地震の 3 連動）
 - (ウ) 過去における代表的な観測地震波のうち、建設地及び建築物の特性を考慮して適切に設定した地震波（最大速度振幅 500mm/s） 3 波
 - (エ) 長周期かつ長時間継続する地震動（「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について（平成 28 年 6 月 24 日付国住指第 1111 号）」による）の影響を考慮して適切に設定した模擬地震波
 - (オ) 基盤促波又は基整促波と同等以上の地震波 1 波
- これらレベル 1 及び 2 の地震動の入力位置は最下層レベルとし、地盤に接する部分を適切に評価した検討を行う。
- b. 上下方向に作用する地震動
 - 上下方向の入力地震動については、その影響を適切に考慮する。
 - c. 耐震性能の目標
 - (a) 制振・耐震構造の場合
 - (ア) 制振部材は交換が可能な構造とする。
 - (イ) 制振部材の交換時において、地震時の安全性を確保する。
 - (ウ) 構造計算については、大臣認定を取得する。
 - (エ) 制振部材その他の長周期地震動による影響を受ける材料又は部材を用いる場合にあっては長時間の繰り返しの累積変形による影響を適切に考慮する。
 - (オ) 地震応答の計測及び記録をする装置等を次のとおり設置する。
 - あ) 大地震動後の構造体の損傷状況が確認できるよう、地震応答の計測及び記録をする装置等を必要とされる階の床に設置する。

- い) 震度及び応答加速度の計測結果を表示及び記録する装置を監視室に設置する。なお、加速度計は複合施設全体の構成を踏まえ適切な箇所に設置する。
- う) 計測結果を表示及び記録する装置は、商用電源途絶時も機能を維持できるものとする。
- え) 地震により構造耐力上主要な部分に損傷が生じた場合に、加速度計により得られた加速度時刻歴を用いて、建築物の損傷に関する検証ができるものとする。

・地上階（地下階より上層の階）

入力レベル	判定基準
レベル1	層間変形角：1/200 以下 ただし、制振構造を採用する場合は、架構から制振部材を除いた状態において、層間変形角 1/200 以下となることを確認する。 構造耐力上主要な部分（制振部材を除く）：短期許容応力度以内
レベル2	層間変形角：1/100 以下 構造耐力上主要な部分：弾性限耐力以内 制振部材：履歴型エネルギー吸収部材の累積塑性変形倍率は、当該部材の最大累積塑性変形倍率の 1/3 以下とする。 ただし、制振構造を採用する場合は、架構から制振部材を除いた状態において、層間変形角 1/100 以下となることを確認する。制振部材を除いた状態においては、層の最大塑性率 2.0 以下、部材の最大塑性率 4.0 以下とする。

※弾性限耐力とは、柱、梁、ブレース材等（制振部材を除く）が最初に全塑性耐力に達した時の建物水平荷重をさす。

- ・地下階（建物外周の 75%以上が地盤と接する階。ただしドライエリアは地盤と接していない扱いとする。）

入力レベル	判定基準
レベル1 レベル2	構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内

・基礎構造（基礎及び杭）

入力レベル	判定基準
レベル1 レベル2	構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内

(b) 免震構造の場合

- (ア) 免震材料の交換や残留変形の復元が可能な構造とする。
- (イ) 免震材料の交換時において、地震時の安全性を確保する。
- (ウ) 建物内及び近隣の火災時において、火災が影響するおそれのある部分の免震部材で鉛直力を支持するものは、他の構造耐力上主要な部分より先に耐力を失わないものとする。
- (エ) 構造計算については、大臣認定を取得する。
- (オ) 免震部材、その他の長周期地震動による影響を受ける材料又は部材を用いる場合にあっては長時間の繰り返しの累積変形による影響を適切に考慮する。
- (カ) 地震応答の計測及び記録をする装置等を次のとおり設置する。
 - あ) 大地震動後の構造体の損傷状況が確認できるよう、地震応答の計測及び記録をする装置等を必要とされる階の床に設置する。

い) 震度及び応答加速度の計測結果を表示及び記録する装置を監視室に設置する。

う) 加速度計、計測結果を表示及び記録する装置は、商用電源途絶時も機能を維持できるものとする。

(キ) レベル2時の免震層を含む全体系の実効周期は3秒以上とする。

・上部構造（免震装置より上に位置する建築物の部分）

入力レベル	判定基準
レベル1	層間変形角：1/500以下 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内 免震部材に引張力が生じないこと
レベル2	層間変形角：1/250以下 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内 設計用せん断力係数は0.15以上とし、外力分布形状は応答解析による 免震部材に引張力が生じないこと

・下部構造（免震装置より下に位置する建築物の部分）

入力レベル	判定基準
レベル1 レベル2	構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内

・基礎構造（基礎及び杭）

入力レベル	判定基準
レベル1 レベル2	構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内

d. 建築非構造部材に関する耐震性能

(a) 建築物の地震力に対する安全性

(ア) 建築非構造部材の固定部及びそれを支持する部材の設計用地震力は、時刻歴地震応答解析結果を踏まえて設定する。また、家具の転倒・移動防止対策に対する設計上の措置を講じる。

e. 建築設備に関する耐震性能

(a) 建築物の地震力に対する安全性

(ア) 建築設備の固定部及びそれを支持する部材の設計用地震力は、時刻歴地震応答解析結果を踏まえて設定する。これに加えて「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の規定も、同時に満たすものとする。

(イ) 設備機器の耐震クラスは、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」及び「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）（独立行政法人建築研究所監修）」の規定に従い設定する。

(ウ) 各種ライフラインの機能確保については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の規定に従い設定する。

(エ) エレベーター及びエスカレーターの耐震性能については、「昇降機技術基準の解説（2016年版）」の「耐震安全性分類」の耐震クラスS14とする。

f. その他の耐震性能

(a) 電力の確保

(ア) 東京電力の変電所より特別高圧（22kV）2回線（本線・予備線）を引込み受電する。

(イ) 商用電源停止時においても自家発電装置により、国立劇場に電源供給ができるものとする。

(ウ) 法定点検・更新等の停電作業時においても、重要機器に対して電力供給が途絶しない計画とする。

(b) 通信・連絡網の確保

- (ア) 通信事業者の通信線を引込む。
 - あ) 異なる通信事業者が通信線を引込めるようにする。
 - い) 各々の事業者について、敷地外からの引込みを行う。
- (イ) 法定点検等の停電作業時においても機能が途絶しない計画とする。
- (c) 給水機能の確保
 - (ア) 受水タンク及び雑用水槽の必要水量の計算方法は、「建築設備設計基準」による。
 - (イ) 飲料水については、水質確保のために必要な措置を講ずる。
 - (ウ) 給水ポンプ及び受水タンク等は重要機器としての耐震性をもたせ非常用電源を確保する。
 - (エ) 振興会事業継続に必要な水量（上水・雑用水）は、第4章. 第5節. 2. (3) ⑦給水設備による。
- (d) 排水機能の確保
 - (ア) 公共下水道への放流が不能となった場合等、不測の事態に備え、相当期間分の排水量に対応できる雑排水槽及び汚水槽を設置する。その他、排水槽等の計算方法は、「建築設備設計基準」による。
 - (イ) 排水ポンプは重要機器としての耐震性をもたせ非常用電源を確保する。
 - (ウ) 振興会事業継続に必要な排水槽容量は、第4章. 第5節. 2. (3) ⑧排水設備による。
- (e) 空調機能の確保
 - (ア) ライフラインの途絶時においても、【添付資料4-5】「各室性能表」における空調換気設備「災害時運転」対象室については、機能を維持するために要する空調機能を確保する。
- (f) 地震時の避難安全確保に関する性能
 - (ア) 地震発生時、危険性の高い場所（昇降路内、階段室、機械室等）の利用者が円滑に建物内の安全な場所まで避難できるよう、非常放送、音声誘導等の対策を講じるとともに、エレベーターの地震管制時運転も付加するものとする。また、緊急地震速報装置を設け、信号を受信した際に、速報内容が迅速に反映されるよう、エレベーター、放送設備等の連動をとるものとする。
- ③ 対火災に関する性能
 - a. 耐火に関する性能
 - 「官庁施設の基本的性能基準」の「主要構造部の耐火性」、「屋外に面する壁等」及び「防火区画」による。
 - b. 初期火災の拡大防止に関する性能
 - 「官庁施設の基本的性能基準」の「内部仕上げの不燃化」、「消火設備の設置」及び「消火による水損への対策」による。
 - c. 火災時の避難安全確保に関する性能
 - 「官庁施設の基本的性能基準」の「避難経路の確保」、「車いす使用者等が一時避難する場所の設置」、「排煙設備」及び「警報設備及び誘導灯設備」による。
- ④ 対浸水に関する性能
 - a. 「官庁施設の基本的性能基準」の「発生頻度の低い水害に対する防御」、「発生頻度の低い水害に対する設備機能の確保」、「避難の確保」、「感電防止及び危険物対策」、「比較的発生頻度の高い水害に対する防御」によるほか、次による。
 - 浸水の原因となる水害については、関連自治体が公表するハザードマップに基づき最高の水位等を設定する。なお、洪水ハザードマップ等の情報は最新のものを確認する。
 - b. 建築計画
 - 水害に対する防御として、地下階を除くすべての室等が、想定される最高の水位より高い位置にある階に配置する。また、地下階等への浸水に関しては、電気室等への浸水が生じないよう個別の浸水対策を行い、万が一浸水した場合には、速やかな排水が可能な方法を確保する等、機能継続に最大限留意する。
 - c. 隣接する土地から本敷地に越水しない対策を講じる。
 - d. 建築設備の水害に対する安全性及び電力設備の水害に対する安全性

想定を超えた水害においても建築設備機能の途絶が生じないように対策を講じる。電力・通信の引込管路口は、水が浸入しないよう対策する。また、一部が浸水した場合には、浸水エリアの電源を停止できるシステムとする。ただし、浸水しても通信は途絶しないものとする。

⑤ 対津波

「官庁施設の基本的性能基準」における対津波に関する性能は適用しない。

⑥ 耐風に関する性能

耐風に関する性能の分類は、【添付資料4-4】「施設の基本的性能基準適用表」による。

風圧力に対する安全性について次のとおり評価する。

a. 構造体

風圧力に対する安全性の確保	ア. 「建築基準法施行令」第87条に規定される風圧力に耐風性能の分類に応じて割り増しを行った風圧力に対する安全性 (ア) 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内 イ. 極めて稀に発生する暴風として「建築基準法施行令」第87条に規定される風圧力を1.6倍した風圧力に対する安全性 (ア) 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内 (イ) 制振部材及び免震部材：履歴型エネルギー吸収部材は弾性限耐力以内、流体系エネルギー吸収部材は微振動時の発熱による物性変化がないものとする。
風による振動に対する安全性の確保	ア. 風方向振動、風直交方向振動、捩れ振動、渦励振及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全である。

b. 建築非構造部材

風圧力に対する安全性の確保	ア. 「建築基準法施行令」第82条の4に規定される風圧力に耐風性能の分類に応じて割り増しを行った風圧力に対する安全性 (ア) 非構造部材及びそれを支持する部材：短期許容応力度以内
風による振動に対する安全性の確保	ア. 風方向振動、風直交方向振動、捩れ振動、渦励振及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全である。

c. 建築設備

風圧力に対する安全性の確保	ア. 「建築基準法施行令」第129条の2の3に規定される風圧力に対する安全性 (ア) 機器等（災害応急対策活動上必要な機器等を除く）は、構造耐力上安全である イ. 「建築基準法施行令」第129条の2の3に規定される風圧力に耐風性能の分類に応じて割り増しを行った風圧力 (ア) 災害応急対策活動上必要な機器等は、構造耐力上安全である。
風による振動に対する安全性の確保	ア. 風方向振動、風直交方向振動、捩れ振動、渦励振及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全である。

⑦ 耐雪・耐寒

a. 構造体

「官庁施設の基本的性能基準」の「積雪荷重に対する安全性の確保」及び「地盤凍結に対する措置」による。

b. 外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備

「官庁施設の基本的性能基準」の「外部空間の安全性の確保等」、「建築物の形状、仕上げ等に係る対策」及び「建築設備に係る対策」による。

⑧ 対落雷に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「施設の保護」、「通信・情報機器の保護」及び「電力・通信引込線における対策」によるほか、次による。

a. 施設の保護

雷保護設備は、J I S A4201 : 2003・J I S Z 9290-1 : 2014・J I S Z 9290-3 : 2019・J I S Z 9290-4 : 2016 を遵守したものとする。

b. 通信・情報機器の保護

重要な通信・情報機器には雷サージに対する侵入対策を行う。

c. 電力・通信引込線における対策

電力・通信の引込線は雷サージに対する侵入対策を行う。

⑨ 常時荷重

「官庁施設の基本的性能基準」の「構造体の損傷又は変形の防止」、「構造体の移動又は転倒の防止」及び「構造体の浮き上がりの防止」による。

(2) 機能維持性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「電力供給機能の確保」、「通信・情報機能の確保」、「給水機能の確保」、「排水機能の確保」、「空調機能の確保」、「備蓄スペースの確保」によるほか、次による。

- ① 各設備機能に応じた容量の確保、多重化、冗長化構成やバックアップシステムによる信頼性向上を図る。
- ② 地震以外の要因によりライフラインが途絶した場合においても【参考資料4-7】「独立行政法人日本芸術文化振興会事業継続計画」に定める活動が継続可能なよう電力供給・通信・情報機能を確保するため、(1) 防災性に関する性能【技術的事項】②建築物の地震力に対する安全性 e. 建築設備に関する耐震性能及び f. その他の耐震性能に関する性能を確保する。
- ③ 汚水の一時貯留が可能な貯留管を埋設したマンホールトイレを設置する。なお、マンホールトイレからの汚水を施設内に配置予定の汚水槽に貯留する計画も可とする。
- ④ 電力供給機能、給水機能、排水機能、空調機能等は、ライフラインが途絶した場合にも3日間以上、【参考資料4-7】「独立行政法人日本芸術文化振興会事業継続計画」に定める活動を維持できる計画とする。

(3) 防犯性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の防犯に関する基準」3.2技術的事項の「防犯を考慮した施設整備」、「建築に関する事項」、「防犯設備に関する事項」、「施設の運用・管理に関する事項」によるほか、次による。

- ① 設計、建設、維持管理・運営を一括して発注する本事業の特性を踏まえ、セキュリティに配慮した施設計画、監視カメラ設備、駐車場管制設備、防犯・入退室管理設備等の設備計画、維持管理・運営の警備業務計画を一貫した計画とし、効率的かつ効果的に機能するものとする。
- ② 「防犯設備に関する事項」は、【添付資料4-5】「各室性能表」、【添付資料4-6-2】「セキュリティ相関図・凡例」、【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」及び第4章. 第5節. 2.(2) ㊸監視カメラ設備、㊸防犯・入退室管理設備による。
- ③ 「施設の運用・管理に関する事項」は、【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」による。
- ④ 防犯区分・グレードに関する性能
 - a. 施設の人・物・情報を保護するため、施設の維持管理・運営方法と調整のうえ、段階的なセキュリティレベルを構築し、人的又はシステムの部外者の侵入を制限する。
 - b. 施設の24時間利用への対応ができるようセキュリティレベルに応じた、監視及び防犯・入退室管理を計画し、セキュリティを確保する。

- c. 防犯・入退室管理設備は「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年度版）（平成30年7月25日）」及びICカード等と原則として整合させる。
- ⑤ 建物外部に関する性能
- a. 入退館管理の徹底
 - (a) 施設内の人・物・情報を保護するため、人的チェックと機械的なシステムとの組み合わせにより施設内の各部位に応じたセキュリティレベルを構築する。
 - (b) 利用者及び情報の安全性を確保するためのセキュリティシステムの充実を図るとともに、敷地周辺の施設の安全確保を図る計画とする。
 - b. テロ・不法侵入に対する建物の対応（人・物等の保護及び動線の整理）
 - (a) 敷地外周部は、必要に応じて敷地境界近辺での車・人の敷地への進入の規制ができるよう、人的警備及びセンサー、監視カメラ等の機械的警備により、総合的に施設のセキュリティが確保される計画とする。
 - (b) 施設出入り関係者の目的別に動線を明確に区分する。
 - (c) 建物外壁を堅固な構造とするとともに、エントランス以外の開口部からの建物侵入を阻止するため、建物接地階及びその上階の開口部には侵入防止のための対策を施す。
 - (d) 給排気口（ドライエリア内の給排気口を含む。）については容易に近づけず、物を投げ入れられない位置とする。ドライエリアを設ける場合は、パネル等で適切にふさぎ、ドライエリアへの侵入・物の投げ入れ等を防止する。
 - c. 開口部の防犯性確保について
 - (a) 開口部の防犯設計として、ガラス単体だけでなく、サッシ、鍵、セキュリティシステム等を含め総合的に検討し、防犯性能を確保する。
 - (b) ガラスの防犯性能について、接地階においては飛散防止対策を講じたガラス程度とする。
- ⑥ 建物内部に関する性能
- 以下に建物内部における共通事項としての条件を示す。なお、各室のセキュリティレベルに関しては【添付資料4-5】「各室性能表」による。部門単位のゾーニングレベルのセキュリティに関する特記については【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」及び【添付資料4-6-2】「セキュリティ相関図・凡例」による。
- a. 建物内部の共用部は、専用廊下等のセキュリティレベルの異なる共用部を除き、同一セキュリティレベルとする。
 - b. 建物内部の各室は、共用部とは異なるセキュリティレベルとする。

4. 機能性に関する性能

(1) 利便性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

① 移動に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「動線計画」、「スペース、寸法等の確保」、「昇降機設備」、「車路及び駐車場」及び「安全性の確保」による。

② 操作に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「可動部の安全性の確保」、「操作部の安全性の確保」及び「安全性の確保に必要な表示等」による。

(2) ユニバーサルデザインに関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」の「移動空間」、「行為空間」、「情報」、「環境」、「安全」によるほか、次による。

- ① 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「東京都福祉のまちづくり条例」を満たすものとする。

- ② 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に則って、施設の特性に応じたユニバーサルデザインレビューを計画し、実施する。
- ③ 「建築設計基準」を満たすものとする。なお、不特定かつ多数の者、高齢者、障害者等の利用が見込まれない部分は、利用の実態に応じて、建築物移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化誘導基準、「東京都福祉のまちづくり条例」の努力基準を参考に、部位ごとに適切な計画とする。
- ④ 地域との連携を考慮し、敷地の内外を通じた移動経路の連続性を確保する。
- ⑤ 客席部分を除き、主要な歩行者用通路・廊下には原則、段を設けない。
- ⑥ 避難階段においても、建築物移動等円滑化誘導基準に適合し、かつ「建築設計基準」に示す主要な階段の幅等を満たすものとする。
- ⑦ 道路から来場者が使用する主要なエントランスに至る経路上には、視覚障害者誘導用ブロックを適切に設ける。
- ⑧ 年齢や性別、障害の有無にかかわらず利用者が分け隔てなく国立劇場に気軽にアクセスできるように、障害の特性をよく理解し、振興会事業への参加を阻む障壁を低くするための合理的な配慮を行う。

(3) 室内環境性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

① 音環境に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「外部騒音への対策」、「内部騒音への対策」及び「音声漏洩への対策」による。

② 光環境に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「照度の確保」、「照明のグレア規制」、「照明の光源の光色及び演色性」、「照明の意匠性」、「照明の制御」及び「自然採光」による。

③ 熱環境に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「温湿度の設定」、「気流の設定」、「熱負荷の取得の低減」、「空調システムの制御」、「熱負荷の発生抑制等」及び「結露の抑制」による。

④ 空気環境に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「換気量の設定」、「換気方式の選定」、「空気清浄度の確保」及び「空気バランスの確保」による。

⑤ 衛生環境に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「給水・給湯設備（上水）」、「給水設備（排水再利用水、雨水利用水及び井水）」、「排水設備（下水）」、「空調設備（空調用水）」、「衛生器具設備」及び「ごみ処理」による。

⑥ 振動に関する性能

a. 人の動作又は設備による振動に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「応答加速度の目標値」、「室の配置」及び「振動源における対策」による。

b. 交通による振動に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「応答加速度の目標値」による。

c. 風による振動に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「応答加速度の目標値」による。

(4) 情報化対応性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

① 情報処理機能に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「設置スペースに係る対応」及び「電源の確保等」による。

② 情報交流機能に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「設置スペースに係る対応」、「建築設備」によるほか、次による。

- a. 通信・情報システムを構築できる配線スペースを確保する。
- b. 通信・情報システムが確実に機能できる電源を確保する。

5. 経済性に関する性能

(1) 耐用性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

① 耐久性に関する性能

a. 構造体

「官庁施設の基本的性能基準」の「材料に係る措置等」によるほか、次による。

(a) 構造体について、100年間大規模な修繕を行わずに使用できるものとする。

b. 建築非構造部材

「官庁施設の基本的性能基準」の「建築資機材全般に係る耐久性」、「外装、屋根・防水等に係る耐久性」及び「構内舗装に係る耐久性」による。

c. 建築設備

「官庁施設の基本的性能基準」の「設備資機材全般に係る耐久性」及び「屋外に設置する設備資機材に係る耐久性」による。

② フレキシビリティに関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「建築計画上の対応」、「建築設備」によるほか、次による。

a. 建築計画上の対応

(a) 平面計画

将来的な機能更新・拡充（空調・照明・電源・情報通信など）に対応可能なゆとりある建築計画とする。なお、【添付資料4-5-9】「事務管理各室性能表」において「室の分類」が「上級室」又は「事務室」となっている室については、【参考資料4-8】「事務室内の参考レイアウト」を参照のうえ、適切な事務室の奥行を確保するとともに、将来のフレキシビリティが確保できるよう、事務室、特別室、会議室等には構造上必要な独立柱、壁等を設けない計画とする。

(b) 階高の確保

将来の機能更新に対応可能なゆとりある計画とする。

(c) 床荷重の設定

将来の機能更新に対応可能な床荷重のゆとりある計画とする。

また、【添付資料4-5】「各室性能表」における「室の分類」が「上級室A・B」又は「事務室A・B」、かつ「床荷重」が凡例8となっている室については、ヘビーデューティーゾーン（HDZ）を室面積に対して20%程度廊下周りの壁際等に適切な範囲で設ける。

(d) 間仕切壁及び天井

事務室内は将来の組織改編に対応した間仕切の位置変更や増設が可能な間仕切壁及び天井の仕様とする。

避難安全検証法を使用する場合は、事業期間中の間仕切等の変更については、事業者が変更の度に安全検証を行う。

(e) 配管・配線・ダクトスペースの確保

配管・配線・ダクトスペースについては、共用部から容易に点検を可能とするなど、更新が容易にできるよう計画する。

(f) 大劇場・小劇場のプロセニウム

大劇場・小劇場のプロセニウムまわりは、将来の舞台設備の改修等に容易に対応可能とするため、一定幅一定高さについて構造耐力上主要な部分としない。

(2) 保全性に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

① 作業性に関する性能

「官庁施設の基本的性能基準」の「平面計画等」、「作業用設備の設置」、「仕上げ及び詳細」、「建築設備」によるほか、次による。

- a. 外構の工作物は汚れにくく、清掃、点検保守が効率的かつ容易に行えるものとする。
 - b. 植栽について、灌水、剪定、清掃の維持管理が効率的かつ容易に行えるものとする。
- ② 更新性に関する性能
「官庁施設の基本的性能基準」の「平面計画等」、「材料、機器等の分離及び組合せ」及び「建築設備」による。

第5節. 施設計画（建築・設備・音響）

第4節に加え、以下に施設及び部位ごとの要求水準を示す。

1. 建築性能

(1) 共通事項

- ① 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」において、「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行い、振興会が業績監視等により確認できるものとする」と読み替える。
- ② 各室の性能は、【添付資料4-5】「各室性能表」による。
- ③ 各室は用途に応じた必要な機能を確保するとともに、その使われ方に相応しい性能を有するものとし、【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」を適用する。
- ④ 外装仕上げについては、必要な機能を十分に確保し、耐久性、耐候性及び更新性に配慮したものとする。

(2) ゾーニング及び各室の配置・形状

- ① 各要求水準を満足したうえで、構造計画や設備計画と整合させ、全体としてバランスのとれた合理的で機能的な計画とする。
- ② 各室の利用形態及び特性を十分に把握し、縦動線となるコアの位置関係も考慮し、フロアごとに機能的な計画とする。
- ③ 各室の面積、用途、設備システム等との整合性を考慮した適切なスパン構成とする。
- ④ 各室の形状は、その用途と備品や家具等の配置を考慮し、間口・奥行のバランスがとれた、可能な限り凹凸のない使い勝手のよい計画となるよう配慮する。また、壁面収納棚の設置等を考慮し、まとまった壁面の確保に努める。
- ⑤ 面積の大きな室と小さな室の両方が、合理的に成立する計画とする。
- ⑥ 外壁面に窓を設ける室は、窓面からの奥行が深くなりすぎない計画とする。
- ⑦ 間仕切り位置を柱部に合わせる等、可能な限り室内に独立柱が出ない計画とする。
- ⑧ 多数の者が利用する廊下は円滑化誘導基準に適合させる。ただし、特定少数の者のみ使用する廊下については、この限りでない。
- ⑨ 振興会エレベーターのエレベーターホールは原則として有効奥行3,200mm以上とし、その他のエレベーターホールは、必要となる広さを考慮し設定する。
- ⑩ 各階において、その階の床仕上げ高さは原則として同一とする。ただし、設備室及び条件が明示されている室については、この限りでない。
- ⑪ 居室は可能な限り自然排煙を確保する。
- ⑫ ゾーニング及び各室の配置は、【添付資料4-5】「各室性能表」、【添付資料4-6-2】「セキュリティ関連図・凡例」及び【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」による。
- ⑬ 階構成及びエレベーターのバンク分け・着床階については、【添付資料4-8】「エレベーターの考え方」による。
- ⑭ 各室の天井高は、【添付資料4-5】「各室性能表」に規定する高さを確保する。

(3) 仕上げ

- ① 色や柄は機能に相応しいものとし、自然採光や照明の効率性に配慮した計画とする。
- ② 同一仕上げ面は、機能上やむを得ない場合を除き全面にわたり均一とする。
- ③ 経年による変形や著しい変色が生じないものとする。
- ④ 異なる仕上げの取合い部分は、適切に見切縁を設ける等、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生及び傷等を防止する。

- ⑤ 結露の発生により、保管される書類及び物品その他財産の汚損並びに業務に支障が生じないよう配慮する。特に、土中となる内壁面など結露しやすい箇所がある場合は十分な対策を施す。また、水を使用する室は、下階への漏水に対して適切な対策を行う。
- ⑥ 鋼製のものは、下地も含め防錆処置を行う。
- ⑦ 外装、内装及び外構の仕上げグレード、材質及び色彩等は、それぞれの連続性やつながりに配慮し、特にエントランス廻りについてはより内外の統一性を図る。
- ⑧ 既存施設の各部材（舞台で使用している木材等）の再利用を検討する。なお、再利用する材料については、使用用途を踏まえて材料の健全性を確認したうえで使用する。

(4) 外装計画

- ① 意匠性及び耐久性を考慮した外装計画とする。
- ② 汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とする。
- ③ 設備機器等は外部から直接見えないよう工夫した計画とする。目隠し板等を設ける場合は、外壁の仕上げや周囲の景観と調和する意匠とする。
- ④ 金属を使用する場合はさびや腐食等を考慮し、表面仕上げは、原則としてステンレス製、アルミ製又は同等以上の素材とする。

(5) 内装計画

- ① 共通
 - a. 仕上げ材は、【添付資料4-5】「各室性能表」及び【参考資料4-9】「仕上仕様凡例」に示すものと同等以上とし、各部門、諸室の用途及び使用頻度、部位の特性を把握したうえで選定するとともに、耐久性や維持管理に配慮した材料とする。
 - b. 内装仕上げについては、空間の連続性その他意匠上及び機能上等の合理的な理由により、振興会との協議が成立した場合、所定の分類によらないものとするができる。
 - c. 内装仕上げについて、各室が空間的に同一となった場合、空間の連続性を考慮し上位の仕上げに統一する。特に、エントランスホール、グランドロビー、ホワイエ、エレベーターホール、廊下及び階段の交通部分において、空間的に同一となる場合は仕上げの統一性に配慮する。
 - d. 劇場各諸室、エントランス、グランドロビー、ホワイエ、レストラン、カフェ、役員その他の幹部職員の執務室等、直接又は報道機関等を通して施設利用者や一般の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、積極的に内装の木質化を図る。また、木材使用量について、設計業務完了時、建設業務完了時に振興会に報告する。
 - e. 搬出入動線など、台車等が頻繁に通過する部分の建具には、キックプレートを設置する。また、これらの動線上の廊下などのコーナーには、意匠に配慮したコーナーガードを設置する。
- ② 床
 - a. 水勾配の目的がある場合等を除き、床仕上げ面は水平かつ平坦とする。
 - b. 床仕上げ材は、日常行動、交通、物流等による衝撃で、欠損や剥離等が生じない仕様とする。
 - c. 廊下、階段等はスリップ防止・衝突防止等の安全面の配慮を行う。
 - d. 床仕上げ面に取り付けるものは、歩行に支障がない納まりとする。
 - e. 人の往来が予定される床面にエキスパンションジョイントを設ける場合は、仕上げ材で隠蔽する。
 - f. 床面に空調吹出口を設ける場合は、周辺の仕上げ材と色合いなどが調和し、フラットに納まる仕様とする。また、ピンヒールの歩行性や硬貨等の落下に配慮し、落下した場合には拾える構造とする。
 - g. 床に取り付ける設備、備品等で転倒防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地又は基礎を設ける。
- ③ 壁
 - a. 日常行動、交通、物流等による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきが生じないものとする。
 - b. 壁面に設置する各種設備機器（消火器ボックス含む。）は、法令等により規定のあるものを除き、壁面に埋め込み突出させない。
 - c. 縦樋やドレン等の立て配管は、基本的に設備シャフト内に設置し、容易に点検及び清掃ができるものとする。

- d. 主要搬入経路上にあたる交通部分は、キックガードやコーナーガード等を設ける。
- e. 移動間仕切りは、手動式で可動させやすく、所定の遮音性（天井裏共）を有し、人の出入が可能な扉を設けるとともに、収納時に設置室の利用を妨げないよう配慮する。
- f. ガラスを採用する部分には、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版（一般財団法人日本建築防災協会）」を参考に対策を施すほか、強化ガラスや網入りガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置する。
- g. ガラススクリーンは、鋼製枠による全面ガラスの構造とし、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針（平成3年4月4日）」を参考に対策を施すほか、強化ガラスや網入りガラス等の採用、飛散防止フィルム貼り等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置する。また、可動部は蹴込みを想定した形状とする。
- h. ピクチャーレールは、【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」の所要室に設置する。また、アルミ押出既製品の重量用（耐荷重 500N程度）以上の仕様とし、フック及びハンガーセット等附属金物付きとする。
- i. 壁に取り付ける設備、備品等で転倒防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地を設ける。
- j. 書庫、倉庫等は、壁面からの湿気による結露等を防止する措置を講ずる。
- k. 【参考資料4-2】「絵画等リスト」に記載する絵画等は、国立劇場のグランドロビー、ホワイエ等に床置き又はアクリルケースに入れて設置し、そのための床、壁の補強等の対応を行う。また、【参考資料4-2】「絵画等リスト」の「プレート」を参考に、新たに寄附者芳名盤を設置すること。なお、設置位置等については振興会と協議による。

④ 天井

- a. 梁型、各種設備機器（目的上隠蔽することができない設備機器を除く。）及びその横引き配管は、天井内に隠蔽する。
- b. 天井内に隠蔽された各種設備機器は、点検口により点検できるものとする。
- c. 天井面に取り付ける各種設備機器は、機能確保上又は法令等により規定のあるものを除き、天井面から突出させない。
- d. 天井面に現れる各種設備機器の配置は、柱のспан割からのモジュールを設定して行う。
- e. 映写用のスクリーンを設ける場合は、天井埋め込みのボックスやカバー等により隠蔽する。
- f. 天井に取り付ける設備、備品等で落下防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地を設ける。

⑤ フリーアクセスフロア

- a. 設置する室は【添付資料4-5】「各室性能表」により、室に設定された床荷重と同等以上の耐荷重を有するものとする。また、適用地震時水平力は1.0Gとする。
- b. 配線取出口はOAタップ及び通信用の配線がそれぞれ2本以上取り出し可能とし、全体の30%程度のパネルに2か所程度設ける。また、取出口近傍のOAカバーは容易に破損しないものとする。
- c. フリーアクセスフロアの上には仕上げ材を張り、容易に張替えができるものとする。
- d. 仕上げ材を張ったフリーアクセスフロアは帯電性（2kV以下）を有し、きしみ、ぐらつき、不陸がないものとする（最大変形量4mm以下）。
- e. 床仕上げ面に取り付けるものは、歩行に支障を来たさないものとする。
- f. 仕上げ材は端末機等の配置に応じて、配線取出口のカットを行う。
- g. 間仕切り下部についても、部分的に配線経路を確保する。

(6) 建具関係

① 共通

- a. 各室の使用内容に応じた計画とし、【添付資料4-5】「各室性能表」を適用する。開口部の大きさ、開き勝手等の各種仕様については、指定されたもの以外は、各種条件において適宜設定する。
- b. 日常行動、交通、物流等による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせないものとする。また、経年による反りが発生しないものとする。

- c. 高齢者、障害者等の利用が想定される出入口は、交通の支障となる段差を生じないようにする。また、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。
- d. ガラス扉、ガラス入り扉等は、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版・(一財)日本建築防災協会(2014年9月1日)」を参考に対策を施すほか、強化ガラスや網入りガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置する。また、可動部は蹴込みを想定した形状とする。
- e. 自動扉は、原則としてスライド自動扉とし、挟み込み防止や引込み部の巻込み防止等の処置を行う。また、非常時開放装置を設ける。
- f. 重量シャッターは、障害物感知装置を設ける。
- g. 外部に面する建具は、次のとおりとする。
 - (a) 各室の性能が確保できる耐風圧性、水密性、気密性、遮音性及び断熱性を有するものとする。特に水密性は、暴風時においても雨の浸入がない性能を確保する。
 - (b) 結露の防止を図り、結露水が室内に及ばない構造とする。
 - (c) 下部及び上部(建具が壁面と同面の場合)に水切りを設置し、浸水や壁面汚染防止に努める。
 - (d) 室内への浸水を考慮し、可動部が室内に侵入することがない開閉機構及び開き勝手とする。
 - (e) 附属金物は、各種性能を満足するものとし、取手やクレセント等の操作部については、操作性や強度を考慮したものとする。
 - (f) 外部に面し、日常的に使用する出入口(地下駐車場なども含む)は省エネ及びドラフト対策として風除室を設ける計画とする。屋上出入口は二重扉などドラフト対策を講じる。
- h. 扉等の仕上げは、壁の仕上げ・色彩と調和したものとする。

② 各室出入口

- a. 廊下から各室の出入口は、各スパンに1か所かつ各室1か所以上設けることを原則とし、室の機能及び面積に応じて適切に設ける。ただし、【添付資料4-5】「各室性能表」又は【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」に記載がある場合はそれによるものとする。
- b. 各室出入口の有効開口幅は原則900mm以上とし、各室の機能・規模に応じ、収納家具、備品、間仕切ユニット、設備機器等が台車等で搬入可能な寸法であるとともに使い勝手を考慮した幅、位置とする。ただし、【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」に別途定められている場合はそれによる。
- c. 【添付資料4-5】「各室性能表」に示す各室の性能が確保できる水密性及び気密性を有するものとする。なお、【添付資料4-5】「各室性能表」において「音環境」がⅠ又はⅡとなっている居室については、簡易気密型の扉とする。
- d. 鋼製のものは、下地も含め防錆処置を行う。
- e. 形状はフラッシュ扉(ガラス入りを含む)を標準とし、同一空間内は高さを揃えるなど意匠バランスに配慮する。開き戸はレバーハンドルとし、自閉装置付き、原則シリンダー箱錠、サムターン付とする。ただし、【添付資料4-5】「各室性能表」及び【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」に記載がある場合はそれによるものとする。
- f. 自動扉とする場合は、安全センサーや、扉ガラス衝突防止を設置する。自動扉は指定のない限り有効開口幅1,200mm以上とする。
- g. 出入口扉のガラスは、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針」を参考に、強化ガラスや網入りガラス等の採用等の安全対策を講じる。
- h. 障子部分がガラスとなる扉には、衝突防止サインを設置する。
- i. 各室の廊下への出入口扉は倉庫等を除いて内開きを基本とし、開閉時に扉が廊下に突出しないようにする。
- j. 戸当りを設け、扉の開閉時に壁を傷つけないようにする。
- k. 設備関係諸室の遮音を考慮する室については、気密型とする。その場合、グレモンハンドルとし、各居室やホール・廊下に面する部分は、取り外し式のハンドルとする。
- l. 鍵管理装置で管理する鍵の仕様は事業者提案とし、振興会と調整の上決定する。
- m. 和服の演者やスタッフ等の移動を想定し、レバーハンドル、押棒等のドアハンドルは、袖のひっかかりにくい形式を標準とする。ただし、握り玉は不可とする。

③ エントランス

- a. すべてのエントランスの上部に庇を設置する。
- b. 開き扉の場合は、外開きを原則とする。
- c. 主要なエントランスには、風除室を設置し、耐久性及び耐候性を有する自動扉とする。
- d. 来場者等が出入りするエントランスの建具はステンレス製又は同等以上とし、その周囲の連続する開口部についても、統一性を考慮し同様とする。
- e. 屋上への出入口は、漏水の原因とならない設えとし、容易に出入りできるよう設置する。

④ 窓

- a. 窓の配置条件・近接性等の要求水準を満たすことができない、又は用途上窓を設けることが望ましくない場合を除き、外気に面する室（廊下等交通部分を含む。）には窓を設ける。なお、視線等に対する配慮が必要な場合については適切な処置を講じる。
- b. 室内外周部の熱負荷の低減を図る。
- c. 窓は、自然採光及び自然通風を考慮したデザインとし、室内の照明制御に対して昼光利用が可能なものとする。
- d. 開口部の位置が低い場合は、手摺等を設置し、落下防止の処置を行う。
- e. 窓を開放して使用することが想定される室や防虫の必要な室のガラリ等については、網戸を設置する。また、鳥の侵入が想定される給気口等については、防鳥ネットを設置する。

⑤ その他の建具及び点検口

- a. 数量及び性能は、設置目的の機能を満足しているものとする。
- b. 寸法は、設置する機器類及び物品等の搬出入が可能で大きさとし、必要以上に大きくしない。
- c. 防火設備について、空間の連続性や搬出入等の機能性へ配慮が必要な箇所は、感知器連動の常時開放型とする。また、開放時において壁面から突出しない納まりとする。

⑥ 建具廻り

- a. カーテンを設ける場合は、カーテンレールを設ける。
- b. ブラインド又はカーテンの取り付け部分は、ブラインドボックス又はカーテンボックスを設ける。
- c. 建具と内部仕上げの取合い部は、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生がない収まりとする。

⑦ 電気錠

- a. 自動扉・出入口扉のうち、必要な扉について、電気錠を設ける。電気錠を設ける必要のある諸室は【添付資料4-5】「各室性能表」による。
- b. 電気錠の読取装置については、カード式、バイオメトリックス照合装置又はカード式＋バイオメトリックス照合装置によるものとする。設置する部屋は、【添付資料4-5】「各室性能表」による。

(7) ポスター等掲示板

- ① 歩行者の通行等に支障のない配置とする。
- ② 建築空間と調和し、デザインや仕様等の意匠性に統一性を果たせる。また、壁面に設置する場合は埋め込みとするなど一体感に配慮する。
- ③ ポスター等掲示板については、内外ともマグネット等簡易に着脱が可能な方法で統一的に管理ができるものとする。また、内部においてはA4からB0までの異なるサイズの相当量のポスター等を掲示する場合においても、見栄え良くコントロールできるシステムを提案する。

(8) 施設看板

- ① 国立劇場の館名サインを整備する。
- ② メインの館名サインは内照式とし、内堀通りの皇居側を通る歩行者から十分に視認可能な大きさを確保する。デザインや配置等については振興会と協議する。

(9) サイン

- ① 共通事項
 - a. 施設全体として、サインシステムや色彩計画、内装、アート及び家具等を活用し、だれもが早く、かつ正確に目的地へたどり着くことのできる分かりやすい誘導計画とし、詳細については振興会と協議する。

- b. サインは、各室の配置及び機能又は名称を表示し、デザインや仕様等の意匠性に統一性があり、かつ建築空間と調和し、視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とする。
- c. サインは、各室の名称等の変更が可能な仕様とし、表示内容が容易に追加及び変更できるものとする。
- d. 表記文字はピクトグラフを除きすべて日本語・英語併記とする。また、「観光立国実現に向けた多言語対応の強化・改善のためのガイドライン（平成26年3月、観光庁）」を参考に多言語化を検討し、振興会と協議を行う。
- e. 施設名称並びに大劇場、小劇場、演芸場及び養成研修施設（第7節4.に規定する施設をいう。）それぞれのロゴタイプ、ロゴマークのデザインを行い、振興会と協議のうえ決定する。
- f. ピクトグラフは、J I S Z 8210 で示された形体を参考に、国立劇場のためのオリジナルでデザインしたピクトを用い、統一的なフォントでコーディネートすることを提案し、振興会と協議の上決定する。

② 外部

- a. 車両用敷地出入口に駐車場表示を設置する（サービス車両動線専用の出入口は除く。）。
- b. サインは堅固でさびの発生しない材質とする。
- c. 前面道路から視認できる国立劇場表示（建物名称は振興会と協議による。）を、車両用敷地出入口及び主要なエントランス付近の分かりやすい位置にそれぞれ設置する。
- d. 半蔵門駅及び永田町駅からの誘導サインについて、新たなデザインを提案する。

③ 総合案内板

- a. グランドロビー内の主要な動線上に総合案内板を設ける。各エントランスに設ける案内板は、当該エントランスの計画上の位置づけに応じ、以下b. から e. に定める機能の一部を省略可とする。
- b. 総合案内板は職員及び来場者等の利便性に配慮し、主なエントランス、現在地、トイレ、階段、エレベーター、避難口等の共用部、振興会各部署の位置等を明示する。また、振興会の部署名や飲食・物販など、職員及び来場者等に周知が必要な機能を明示する。また、総合案内板には簡易な平面図を掲載する。
- c. マルチサイン（デジタルサイネージ等）による案内が可能な設備を計画する。
- d. 組織変更に伴う諸室の頻繁な名称変更を行うことが可能な仕様とし、表示内容が容易に追加・変更できるものとする。
- e. インターホン（障害者の利用できる対策を含む。）、点字及び触知図等の装置を併設する。インターホンの詳細は第4章. 第5節. 2.（2）⑭誘導支援設備による。

④ フロア案内板

- a. 各階のエレベーターホール付近や必要となる場所に、フロア案内板を設置する。
- b. フロア案内板には当該階の簡易な平面形を記載し、主たる出入口、現在地、トイレ、階段、エレベーター、避難口等の共用部を明示する。また、部署名や飲食・物販等諸室など職員及び来場者等に周知が必要な機能を明示する。
- c. 部署名等の将来的な変更、各諸室の使用用途及び模様替え等による更新に対応できるものとする。
- d. 点字、触知図等の装置を併設する。

⑤ 室名札

- a. 各室入口に室名札を設け、室名、設置場所、取付け位置及び表示内容は振興会との協議によるものとする。
- b. 室名札下部には揭示板（A4サイズ程度）を設ける。

⑥ その他のサイン

- a. 会議室には使用表示サインを設ける。
- b. 非常用エレベーター乗降ロビーに避難経路その他避難上必要な事項を示したサインを設置する。
- c. 昇降機かご内に、各階案内板を設置する。
- d. 各劇場の公演内容表示や次回公演内容表示については、マルチサイン（デジタルサイネージ等）を用いて表示することが可能な設備を計画する。
- e. 養成研修施設全体の入口に、その名称を示す看板又はサインを設置する。

(10) 駐車場

① 共通

- a. 新たに設置する駐車場に至る敷地内の動線に係る条件については、第4章.第3節.2.配置計画の条件、3.動線計画の条件によるほか、以下による。なお、劇場への搬出入に係る車両動線及び駐車場については、以下の規定にかかわらず、第4章.第6節.1.(5)搬入口に規定する車両の通行及び停車並びに搬出入に係る作業に支障がないものとする。また、搬出入車両以外の運営上想定される大型車両についても、以下の規定にかかわらず、運用上支障ない計画とする。
- b. 駐車台数は、国立劇場の規模により算出される「東京都駐車場条例」に基づく附置義務台数以上とする。また、以下の駐車スペースを地上平面駐車場として計画し、国立劇場の駐車台数に見込むものとする。
 - (a) 車両待機スペース : 5台
 - (b) 大型バス駐車スペース: 12台(必要に応じ大型バスの駐車が可能なものとし、通常時は他用途での使用も可能なスペースとする。)
 - (c) 身体障害者用駐車場 : 2台(※)
※: 身体障害者用の駐車台数は地上における最低設置台数であり、関連法規等に基づき適切に整備する。
- c. 車路及び駐車ますは、使用が見込まれる車両の条件に応じて適切な仕様とする。
- d. 国立劇場専用の駐車場は自走式とし、機械式駐車装置の設置は不可とする。
- e. 車の出し入れを容易に行うため転回スペース又はスイッチターンのできるスペースを設ける。
- f. 安全を確保するため、見通しを良くし死角をなくすように努め、コーナーガード、カーブミラー等を適切に設ける。
- g. 歩行者通路を適切に確保する。
- h. 歩行者の転倒や転落防止及び落下物防止の処置を行う。
- i. 駐車区画線、矢印、停止線等、路面表示を適切に行う。
- j. 車両と構造物、車両と車両の接触や衝突防止に配慮した形態、有効幅及び仕上げとし、車両が構造物に接触した場合においても、お互いが損傷しにくい仕様とする。
- k. 車両用敷地出入口は、道路の交差点、曲がり角及び横断歩道側端からできるだけ離れた場所とし、道路管理者との協議により定める。また、道路管理者より道路工事施工承認を受け、その承認条件に基づき車両用敷地出入口へ至る箇所の道路工事を行う。
- l. 車路の傾斜部の横断断面は、17%以下かつ可能な限り緩勾配とする。
- m. 車路の傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- n. 駐車スペースは1台ごとに明示し、車止めを設置する。
- o. 建物外周部は、メンテナンス車両による作業が可能となるよう配慮する。
- p. 車両用敷地出入り口から荷捌き用駐車スペースへの動線が、職員及び来場者等の主要な動線と明確に区分されるよう、荷捌き用駐車スペースの配置に留意する。
- q. 駐車場では安全に車両走行できるように、駐車場管制設備を設置する。駐車場管制設備の詳細は、第4章.第5節.2.(2) ⑰駐車場管制設備による。
- r. 適用基準等及び「駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第10条から第14条の基準を遵守する。
- s. 国立劇場の専用使用部分、民間収益施設の専用使用部分、共通使用部分の区分に応じ、駐車場の床面の色を変える、サインを設けるなど、利用者の利便性に配慮した計画とする。

② 公用車車庫

- a. 公用車車庫は、地下駐車場に平置きとし、普通車1台のスペースを確保する。
- b. 地下駐車場と事務管理部門を結ぶエレベーター等の動線の近接した位置に公用車の待機スペースを確保する。

③ 車両待機スペース

- a. 正面側エントランス付近の屋外に①. b. (a)に示す車両待機スペースを5台以上確保する。うち、2台以上は身体障害者用駐車場として利用できる仕様とする。
- b. 特別な警備等を要する来場者の利用する車両が適切に待機できるように配慮する。

④ 大型バス駐車スペース

- a. 屋外のアクセスしやすい位置に①. b. (b) に示す駐車台数を確保する。一般車両用の平面駐車場を計画する場合、大型バス駐車スペースと兼ねることも可とする。
- b. テレビ中継車駐車スペースとしても使用可能とする。
- c. 大型バス駐車スペースのアプローチは内堀通り側とし、車寄せを経由して大型バス駐車スペースへ到達できる計画とする。

(11) 駐輪場

- ① 屋外に来場者、職員等の駐輪スペースを平置きとして 20 台以上確保する。
- ② 敷地内に「千代田区コミュニティサイクル事業実証実験」によるサイクルポートの設置を予定しているため、容易にアクセス可能な箇所に 10 台分のサイクルポートが設置可能な空間（屋根なしを想定）を確保すること。なお、サイクルポートの設置及び管理は、振興会及びコミュニティサイクル事業者との契約に基づきコミュニティサイクル事業者が実施するため、設置に際して協力を行うこと。

(12) 敷地内警察官詰所スペースの確保

- ① 【参考資料 4-4】「警察官詰所の位置について」に基づき、警察官詰所の本敷地内の設置場所及びデザインを外構計画の中で提案すること。なお、既存警察官詰所の撤去及び新たな警察官詰所の設置は本事業に含まないが、設置に際して協力を行うこと。

(13) 敷地内貸地スペースの確保

- ① 敷地北側の隼町換気所の西側に、貸借用の中型車 3 台を駐車する貸地スペースを確保した外構計画とする。

(14) 説明板（碑）の設置

- ① 本事業敷地の歴史的経緯（かつて国立劇場の敷地に日枝神社の参道が位置していた。）を示す説明板（碑）を内堀通り側に設置できる外構計画とする。2 m 四方程度のスペースを予定しており、説明板の設置は本事業に含まないが、設置に際して協力を行うこと。

(15) 隼町換気所の修景への対応

- ① 首都高速道路株式会社が今後予定している隼町換気所の外壁改修等の設計、工事の各段階において、国立劇場の修景等としての提案、調整及び協力を行うこと。

(16) 外構

- ① 共通
 - a. 徒歩及び自転車での来場に配慮する。
 - b. 敷地内の外構全般において、その形状、材質、色彩等は統一性があり、建物や周辺との調和に配慮された、施設全体としての景観形成を図るものとする。
 - c. 経年変化、劣化、退色、極度の汚染等がない計画とする。
 - d. 汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とする。
 - e. 消防設備を含む各種設備の工作物等についても、その位置や形状、材質や色彩等の外観は建物や周辺との調和に配慮し、施設全体として景観形成を図る。
 - f. 夜間において、敷地内に無断で車両を駐車されないよう対策を講じる。
 - g. 明確な歩車分離を図り、歩行者用通路、構内車路、緑地等の仕上げの見切りは、縁石を設ける等、意匠的、構造的に適切に処理する。
 - h. 敷地に対して盛土造成を行う場合は、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、搬出入などの機能面、法面処理や土留め擁壁等段差処理に対する意匠面などを総合的に勘案し、適切に計画する。
 - i. 夜間照明は、国立劇場の品格及び皇居周辺の落ち着きやうるおいに配慮した夜間景観を形成するものとする。
- ⑤ 歩行者用通路等
 - a. 歩行者動線における舗装仕上げ材は、滑りにくく、つまずきにくいものとする。
- ⑥ 車路
 - a. 車両の通行により沈下、不陸、段差等が生じない構造とする。
 - b. 車両が無理なく通行できる車路幅を確保し、舗装面への白線引きや案内標識等を適宜計画する。
 - c. 舗装は通行する車両の種別に応じて適切な舗装仕上げとし、マンホール、雨水桝、側溝の蓋等も含め耐荷重性能等適切な計画とする。また、通行により舗装面が傷つかないものとする。
 - d. 適切な排水性能が継続的に確保でき、環境に配慮した舗装の仕様とする。

- e. 安全性を確保するため、カーブ部に十分な車路の幅員を確保するとともに、見通しを良くして死角をなくすように努め、必要に応じてカーブミラーを設置する。
- f. 消防活動空地等、必要な機能を適切に確保する。
- g. オイルタンク等の上部を車路とする場合は、オイルタンクへのサービス及び構造等に支障を生じないよう配慮する。

⑦ 雨水排水

- a. 雨水流出抑制施設を「千代田区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に従い設置する。
- b. 建物の屋上、屋根、庇、外部水平面及びその他の屋根面の降雨水は、集水して樋により適切に処理する。なお、雨水利用の詳細については第4章. 第5節. 2. (3) 機械設備による。
- c. 敷地内の降雨水は敷地内で集水し適切に処理を行い、敷地外に流出しないものとする。また、浸透性枳等を使用するなど、環境に配慮する。
- d. グレーチング等排水側溝の蓋の形状については、ピンヒールや硬貨等が落ちにくいよう配慮するとともに、落ちた場合には拾える構造とする。
- e. オープンスペースや歩行者用通路などに側溝等を設ける場合は、化粧蓋とするなど、景観に配慮する。

⑧ 掲揚塔

- a. 旗竿は国立劇場正面（内堀通り）側の地上に2本設ける。
- b. 施設全体の景観に配慮し、建物外観と調和する高さとする。
- c. 旗が設置でき、旗竿最上部まで旗の移動ができる構造とする。

⑨ 植栽

- a. 「東京における自然の保護と回復に関する条例」及び「千代田区緑化推進要綱」を満たすほか、周辺と調和した地域と一体感のある植栽となるよう留意する。
- b. 緑化面積は地上外構において満たすことを原則とし、これに依りがたい場合は壁面緑化及び屋上緑化を可とする。なお、壁面緑化及び屋上緑化にあたっては、日常的に来場者等の目に触れる場所への配置を優先する。
- c. 立地環境や地域性、設置場所の特性及び将来の景観等に配慮し、適切な樹種等の選定を行う。
- d. 壁面、屋上の高い位置への植栽配置にあたっては、維持管理や土壌の飛散などに特に配慮する。
- e. 灌水設備や縁石、支柱等により樹木等の生育が適正に確保されるものとする。
- f. 【添付資料2-5】「移植する既存樹木のリスト」に記載されている樹木は、国立劇場の外構に利用する計画とし、工事期間中は適切な保護・養生の措置を講じる。

(17) メンテナンス用ゴンドラ等

- ① 外部のメンテナンスが安全かつ効率よく実施できるようにゴンドラ等を整備する。
- ② ゴンドラは、使用時に屋上や外壁の各部位を損傷しないよう配慮するとともに、メンテナンス等における安全性や作業効率性を確保し、全ての外壁面を管理できるものとする。ただし、バルコニーを設置するなどメンテナンス等における安全性や作業効率性を確保し、各種維持管理業務が安全かつ円滑に実施できる場合はこの限りでない。
- ③ ゴンドラ使用時にも各種アンテナの受信に支障のないものとする。

(18) 屋上

- ① 維持管理の観点から、主たる屋上へは階段によりアクセスできるものとする。屋上に設備機器等を設置する場合は、昇降機設備を一部着床させるなど、メンテナンスや機器の更新に配慮する。特に危険物の保管、ガスボンベ庫等を設置する場合は、危険物の搬出入、廃棄物、廃液の回収、ガスボンベの交換などが容易に可能な計画とする。
- ② 利用形態や維持管理等に応じて、適宜手摺りを設置する。手摺りの位置、形状、材質、色彩等は、耐久性・景観性に配慮する。
- ③ 各種設備等の基礎を設ける場合は、防水改修時において基礎上の設備工事が発生しないよう配慮し、容易に改修できる納まりとする。

2. 設備性能

(1) 共通事項

- ① 「建築設備計画基準」及び「建築設備設計基準」に示されている性能を有する計画とする。これによらない場合は、その根拠を明確にすること。
- ② 建物内の配線・配管に関しては、長期のメンテナンスと補修工事の容易さに考慮したものとする。また、外構に供給する配管設備を埋設により整備するとともに、適切な余裕（予備管の埋設）をもったものとする。
- ③ 全体として、各室の運用時の静けさに配慮するとともに、劇場に対しては、騒音や振動の影響が発生しないよう対策する。
- ④ 全体として、舞台各設備との整合に配慮した計画とする。特に、各設備のインバータ制御による高周波ノイズが舞台音響設備に影響しないように十分なアースの設置、原因発生側のノイズフィルター等の設置等を計画する。また、建物全体の運用時の静けさの基準（【添付資料4-5】「各室性能表」による）を達成するため、建築的な仕様を含め設備機器が発する騒音・振動の制御を行うとともに、機器・配線からの電氣的な発振の影響が舞台音響設備に出現することのないよう設備機器の配置位置や配線ルート等に配慮した計画とする。
- ⑤ 設備全般の監視を監視室及び防災センターで行うことのできる計画とする。
- ⑥ 自然エネルギーの活用、省エネルギー（ランニングコストの低減）、省資源、資源の再利用、オゾン層破壊防止等の地球環境に配慮した設備計画とする。
- ⑦ 国立劇場を構成する諸室ごとの運営・管理方法等の違いに配慮した設備・システムとする。
- ⑧ 施設利用者に使いやすく、施設を管理するうえで管理・監視の容易な設備・システムとする。
- ⑨ 更新性・メンテナンス性及び機器更新時の搬出入ルートに配慮した整備計画とする。
- ⑩ 各設備は、維持管理、点検保守、修繕等の区分やコストを明確にするため、原則として振興会施設用と民間収益施設用とで個別に設置する。なお、特高受電設備等の個別に設置できない大型機器については、導入コストや利用効率、省エネルギー等を考慮し、振興会と協議の上決定する。
- ⑪ 風水害、落雷、断水、停電、火災等の災害を考慮した計画とする。また、全体として、施設利用者等に対して安全な設備を確保する。
- ⑫ 提案により監視室と防災センターを一体で整備する場合は、各設備の監視及び制御機器を一体で整備することも可とする。

(2) 電気設備

- ① 共通事項
 - a. 機材及び施工については「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」による。なお、「特記による」と記載されているものについては、「総合的な検討を行い、振興会が業績監視等により確認できるものとする」と読み替える。
 - b. 使用する電線・ケーブル類は、盤内を含めてEM電線・EMケーブルを採用する。
 - c. 各室性能は、【添付資料4-5】「各室性能表」による。
 - d. 各室は用途に応じた必要な機能を確保するとともに、その使われ方に相応しい性能を有するものとし、【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」による。
 - e. ケーブルラックは、特別高圧用、高圧用、低圧用、弱電用の種別ごとに設置する。ケーブルラックカバーは必要に応じて設置する。
 - f. ケーブルラック、保護管等は、敷設する配線・ケーブルの20%以上の余裕を見込んだ寸法又は数とする。
 - g. 接地は基本的に統合接地方式とする。
 - h. 引込管路は、次による。
 - (a) 電力ケーブルの引込みは、東京電力の変電所より特高（22kV）2回線（本線・予備線）を複合施設の特高受変電室まで引込むものとする。
 - (b) 電力ケーブルの敷地内引込箇所は、既存箇所より引込むものとする。
 - (c) 電力ケーブルの引込経路は、複合施設の特高受変電室から敷地境界までの配管（ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管（130mm以上）と同等以上の強度を有する配管×2本）を敷地境界より30cm程度敷地外に突き出すように設置し、引込ケーブルに使用する配管と同径・同数の予備配管も併せて設置する。

- (d) 通信ケーブルの引込みは、敷地外より複数の通信事業者の通信線を複合施設の電気設備関連諸室まで引込むものとし、劇場の映像配信用光ケーブルについては、各劇場の関連諸室まで引込むものとする。
 - (e) 通信ケーブルの引込経路は、複合施設の電気設備関連諸室から敷地境界までの配管（鋼管（内径 75 mm以上×6本））を敷地境界より 30cm 程度敷地外に突き出すように設置する。なお、建物内の引込経路については、通信専用のケーブルラックを設置する。
 - i. 設計照度、幹線・分岐ケーブル（電線を含む。）のサイズ、受変電機器の容量、発電機器の容量、直流電源装置の蓄電池容量、整流装置の定格直流電流、無停電電源装置の容量、テレビ共同受信設備の各テレビ端子電圧等機器の選定に係わる計算は、「建築設備設計基準」の計算方法により性能を満たすものとする。
 - j. 機能の拡張性や柔軟性を備えた計画とする。
 - k. 機器及びシステムは、導入時点で高水準の仕様とする。特に技術変化が激しい設備分野のものは機器及びシステムの技術変化動向を確認し、導入仕様の決定前に振興会と十分協議のうえ決定する。
 - l. 主要機器は屋内配置を基本とする。
 - m. 電気設備関連諸室（幹線経路及びE P Sを含む。）は、機材増設、機器更新、保守点検等に配慮し機器レイアウト及びスペースの確保を行う。また、機器発熱に対応した適切な空調・換気機能を確保するとともに、設備備品、付属品等の予備品の保管スペースを確保する。
 - n. 通信・情報機器、中央監視制御設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備等の装置は、電源の瞬時電圧低下等により機能停止することがないように、停電対策を行う。
 - o. フリーアクセスフロアには、レイアウト変更等に容易に対応できるように、OA盤から負荷へのこう長が 30m以内となるようにOA盤（以下分電盤部を「OA分電盤」、端子部を「OA端子盤」という。）を各所に設置する。
 - p. OA盤等の見え掛かり部分は、形状、材質及び色彩等の意匠性に配慮する。
 - q. U T Pケーブルの性能は、特に指定のないものについて、幹線系、支線系、クライアント系ともにカテゴリ6 A以上とする。
 - r. U T Pケーブルは用途ごとにケーブルの色を分ける。
 - s. 更新性、メンテナンスを考慮した計画とし、保守管理及び更新が容易に行えるよう、スペース及びルートを確保する。
 - t. 見え掛かり部分は、形状、材質及び色彩等の景観性、意匠性に配慮する。
 - u. 採用する機器に関する消耗品及び交換部材については、手配から納入までの期間が原則として2週間以内に対応可能なものとする。
 - v. ランニングコストの低減に配慮した計画とする。
 - w. 施設の各種機器の集中管理パネルを設置し、監視室及び防災センターで一括管理ができるようにする。
 - x. 環境負荷の低減及び省エネルギーに配慮した計画とする。
 - y. トイレ・給湯室等の水を使用する室の下階には、漏水により機能停止とならないよう電気室等を計画しない。
- ② 電力設備
- a. 照明器具は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）」（以下「グリーン購入法」という。）に適合した器具を用いる。
 - b. 各エリア・機能・諸室の必要に応じて機能的照明・装飾的照明を考慮し、適切な器具を採用する。また、重要負荷のコンセントには避雷対策を講じる。
 - c. 各室等の照明の点滅は、室用途及び省エネルギーを考慮し、原則として1～4灯程度ごとに細分化を行う。なお、移動間仕切り等を設置する場合は、間仕切りの位置を考慮し適切に細分化を行う。
 - d. 給湯室、廊下、トイレ等には人感センサーを設置し、省エネルギー化を図る。
 - e. 照明器具は原則としてLED照明とする（盤内照明を含む）なお、舞台照明については、第4章. 第6節. 劇場（大劇場、小劇場、演芸場）の施設計画（建築・設備）による。
 - f. 照明制御は、次による。

- (a) 事務室等は、室の使用用途に応じて、昼光利用制御、在・不在制御、微動検知形人感センサーを用いた照明制御、プログラムタイマー制御等、省エネルギーに配慮した計画とし、各センサーは検知漏れがないよう配置する。
- (b) 会議室等で、映像・音響設備を使用する室にはその使用目的に合わせた調光制御が可能な装置を設置する。
- (c) 各室の照明設備の点滅については、諸室内で点滅ができることに併せて、監視室及び防災センターで一括及び個別管理ができるようにする。
- g. O A盤は一般の分電盤とは別盤とし、O A 専用とする。なお、O A 分電盤と O A 端子盤を別盤としてもよい。
- h. O A 分電盤の幹線は以下による。
 - (a) O A 分電盤の電源は、専用の幹線とする。ただし、他の O A 分電盤とは共用の幹線系統としてもよい。
 - i. O A 分電盤から供給する O A コンセントの負荷容量は 60VA/m²以上とする。
 - j. O A 端子盤には、収納機器用電源として 2 P 15A 接地極付コンセント 2 個口を 1 個以上設置する。
 - k. 外構には保守点検上、必要な箇所に屋外コンセント（防水・鍵付）を設置する。また、イベント用電源をイベント等に利用する広場及びグランドロビー内の必要な箇所に設置する。なお、イベント等を前記の場所以外で計画する場合には、その場所にも設置する。
 - l. 公用車車庫には、電気自動車の充電用コンセントを設置する。なお、充電用コンセントは、単相 200V 2 P 15A 1 口を電気自動車専用の充電コネクタとし、コンセント 1 箇所あたり 3kVA 以上の容量とする。また、だれもが利用できる電気自動車の充電スポットについても検討する。
 - m. テレビ受像機の設置箇所には、2 P 15A 接地極付コンセント 4 個口を 1 個以上設置する。また、複合機（コピー、F A X）、家具収納、洗面器、便器、電気ポット、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、乾燥機等の電化製品の設置箇所には、2 P 15A 接地用端子付接地極付コンセント 2 個口を 1 個以上設置する。
 - n. 昇降路内部にメンテナンスに必要なコンセントを設置する。
 - o. 防災センター、監視室、サーバー室等の幹線設備は、電気室から室内の分電盤又は手元開閉器・電源切替盤まで 2 系統敷設し、保安電源が途絶することなく保守点検ができるものとする。
 - p. 各 E P S にはコンセントを設置し、通信専用 E P S には通信機器用の電源を設置する。
 - q. 電力使用料金は、振興会、飲食・物販サービス提供施設、民間収益施設等の事業者を負担別に算出できる計量機能を有するものとし、その他事業者の判断において適切に算出できる計量機能を付加する。
 - r. 商用電源途絶時においても、電源供給可能な計画とする。
 - s. 一般、O A、非常用の各コンセントについては、種別により色分けする。
 - t. 非常照明及び誘導灯は関連法令等に基づき設置する。また、設計時において、事前に消防等関係部署との協議を行い、劇場・客席等の誘導灯及び客席誘導灯については、誘導灯信号装置により自動火災報知設備と連動し自動的に点灯できるものとする。
 - u. 高所にある器具に関しても容易に保守管理ができる計画とする。
 - v. 劇場等の舞台照明設備器具を除く一般照明器具については、容易に器具や電球の交換や清掃が行えるよう配慮するとともに、入手困難な電球・電池等は使用しない。また、必要に応じて電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置を設置する。
 - w. 省エネ対応の器具（高効率型機器、省エネルギー型器具）を使用する。
 - x. ボイラー、空調機器、ポンプ類への配管配線工事及び幹線工事を行う。
 - y. エリア、事務室、各劇場等の機能・用途により、幹線系統を明確に分けたうえで適切に設置する。
 - z. 動力制御盤は原則として各機械室内に設置する。
 - aa. 中継車用の電源（50kVA/台）をテレビ中継車駐車スペースに 5 台分設置し、1 台ごとの電気使用量が計量できるようにする。

③ 受変電設備

- a. 東京電力の変電所より特高（22kV）を 2 回線（本線・予備線）で受電する。

- b. 特別高圧変圧器は2台以上設置する。
 - c. 特別高圧変圧器の2次側からの高圧母線は二重化し、各電気室については、2回線受電が可能となるよう高圧受電設備を設置し、インターロック機能を付加する。
 - d. 受変電設備に用いる機器は不燃化を図る。
 - e. 自動力率調整制御を行う。力率改善後の力率は、電力供給者の測定する月間力率で98%以上を確保する。
 - f. 負荷系統に適した変圧器構成とする。
 - g. 高圧変電設備は、振興会施設、各劇場施設、各劇場機器及び民間収益施設の用途ごとに変電設備を設置し、同一電気室内に2以上の用途の変電設備を設置する場合には、分割して設置する。
 - h. 変圧器その他の設備容量は、将来の負荷の増加に対応できるように、算定した設備容量に対し20%以上の供給余力を見込む。
 - i. 低圧配電盤は、将来の負荷の増加に対応できるように、変圧器の供給余力に応じて、予備ブレーカー及び増設スペースを見込む。
 - j. 高圧変圧器は、「変圧器の性能の向上に関する製造者等の判断基準等（平成24年経済産業省告示71号）」に規定する第二次判断基準の基準エネルギー消費効率以上の効率を達成した変圧器による高効率用で軽負荷時及び想定負荷時において効率のよいものとする。なお、特別高圧変圧器は製造者が定めた高効率な仕様のものとする。
 - k. 中央監視装置を設置し、機器の集中監視及び遠隔操作を可能とする。また、商用電源が途絶しても継続して集中監視及び遠隔操作が可能なものとする。なお、中央監視装置が停止してもローカル機器で自動及び手動制御が行えるものとする。
 - l. 受変電設備に設置する電子式デマンドメータなど（電圧、電流、力率、電力、電力量等）については、計測したデータを中央監視装置に伝送し、中央監視装置でデータ処理を行い表示する。
 - m. 国立劇場内で発生する高調波の影響の低減を図るため、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（平成16年1月改定）」及び「高調波抑制対策技術指針（J E A G 9702-2018）」（以下「高調波抑制対策ガイドライン」という。）によるとともに、必要に応じてアクティブフィルターを設置する等の対策を行う。
 - n. 本事業で整備する設備機器から発生する高周波及び高調波により、他の機器へ影響を及ぼさないよう対策を行う。なお、本事業で整備する設備機器は「高調波抑制対策ガイドライン」による換算係数 $k_i = 1.8$ 以下に収まるように配慮する。
 - o. 災害時に移動電源車（外部発電車）等からの電源供給が可能な電源システムとする。
 - p. 変圧器の低圧側は幹線ごとに低圧絶縁監視を行う。
 - q. 系統連携を行うものは逆潮流なしとする。
 - r. 劇場施設の変電設備に設置する変圧器は、一般用電灯、一般用動力、調光用電灯、舞台照明用、舞台音響用、吊物機構用、舞台機構用及び空調用動力の用途ごとに分けて設置する。
 - s. 舞台照明用変圧器は、負荷の不均衡を減らし調光の安定を保つとともに、高調波対策を施し上位系統への影響を低減させる。また、混触防止板付の変圧器とする。
 - t. 舞台音響用変圧器は、混触防止板付の変圧器とする。
- ④ 電力貯蔵設備
- a. 蓄電池は、リチウムイオン二次電池又は鉛蓄電池長寿命MSE形等とする。
 - b. 受変電設備（特別高圧部及び高圧部）の操作用・警報用電源に用いる直流電源装置は二重化する。
 - c. 電源別置形非常照明用の直流電源装置は、前項とは別設備とする。
 - d. 再生可能エネルギー装置に蓄電池を設置する場合は前項b及びcとは別設備とし、リチウムイオン二次電池のほか、次世代蓄電池等により計画する。
 - e. 電話交換装置、中央監視装置等及び重要機器については、停電時保障用の交流無停電電源装置（UPS）等を設置する。
 - f. 交流無停電電源装置（UPS）に接続する負荷は、特記なき場合「建築設備設計基準」による。なお、停電補償時間は負荷の重要性に配慮した時間とし、最低5分以上とする。
- ⑤ 発電設備
- a. 自家発電装置は以下による。

- (a) 負荷に対して停電時非常用発電機を設置する。
 - (b) 発電設備の能力は関連法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設置するとともに、施設内の重要負荷への停止時送電用として設置する。
 - (c) 台数は事業者提案とする。
 - (d) 自家発電装置は、基本的に屋内に設置するものとするが、経年劣化や保守管理等が屋内に設置されたものと同等の条件であると判断される場合にはこの限りではない。
 - (e) 停電時に火災が発生した際には、関連法令等に定めのある機器類に優先的に電源を供給することができる切替装置を設置する。
 - (f) 各発電機の耐久性能は、定格出力において3日以上連続運転ができるものとする。
 - (g) 燃料は3日以上同時に運転できる容量を備蓄する。
 - (h) 燃料はA重油又は軽油とする。なお、中圧ガス導管を敷地内に引込み、燃料としてガスを使用する場合には、耐震性評価取得済みのものとする。
 - (i) 燃料の配管等は、地震力により破損しないものとする。
 - (j) 燃料タンク底部などに沈殿した不純物を除去する装置（スラッジ除去装置）を設置する。
 - (k) 超低騒音キュービクル型（75dB）とする。
 - b. 太陽光発電装置は以下による。
 - (a) 公称出力 20kW 以上の太陽光発電装置を設置し、発電状況（太陽光発電電力、電力量、日射量等）が計測できる機能を設け、外部に表示を出力できる機能を有するものとする。
 - (b) 太陽光発電装置は商用電源途絶時に自立運転可能とし、監視室や防災センターのコンセントに対して電源供給を行う。
 - (c) 太陽光発電装置のモジュールの設置角度及び仕様は、発電効率及び反射光による周囲の建物に影響を及ぼさないように計画する。
 - c. 発電設備の運転状態及び発電状況（電力量等）を計測し、中央監視装置で表示できるものとする。
- ⑥ 雷保護設備
- a. 雷保護レベルに応じた外部・内部雷保護システムを構築し、低圧用SPD及び通信用SPDを必要箇所に設置する。
 - b. 雷サージカウンター、SPDからの劣化（故障等を含む。）移報を設け、中央監視装置に表示する。
- ⑦ 接地
- a. 接地極は接地棒、接地銅板又はこれらの組合せにより設置するものとし、接地工種の種類に応じた接地抵抗値が得られるよう設置する。
 - b. 劇場の舞台音響設備の接地は単独接地とする。
 - c. 劇場の舞台照明設備の接地は単独接地とする。
 - d. ノイズ等の対策のため、舞台音響用変圧器、舞台照明用変圧器及び調光用変圧器は単独接地とする。
 - e. 各接地極は、ノイズ等が相互に影響しないよう、十分に間隔をあけて設置する。
 - f. 事前の敷地内接地抵抗測定結果については、【参考資料2-10】「接地抵抗等測定結果」を参考とする。
- ⑧ 構内情報通信網設備
- a. 複数の通信事業者の通信線が収容可能な19インチラックをサーバー室に設置する。ラック内には通信事業者の光ケーブルが収容可能な光成端箱（スプライスユニット）を設置し、各種ネットワーク機器が収納できるスペースを確保する。
 - b. 各階に通信専用のEPSを設置し、サーバー室から各EPS間及び各EPS間に弱電用ケーブルラック（W=600以上）を設置する。
 - c. 各階に設置する通信専用のEPSは、各諸室までの配線ルート及び配線距離を考慮して、適切に設置する。
 - d. 各通信専用EPS内に19インチラックを設置し、各種ネットワーク機器が収納できるスペースを確保する。

- e. 別途、振興会が整備するLAN（振興会用有線・無線LAN）用として、以下の整備を行う。
 - (a) 各通信用EPS等から各諸室までUTPケーブルを配線し、追加増設ができるよう配線スペースも確保する。各諸室への本数は、【添付資料4-5】「各室性能表」による。
 - (b) サーバー室から各通信用EPS間及び各通信用EPS間に通信専用のケーブルラック（W=500以上）を設置する。
 - (c) サーバー室から各通信用EPS間に光ケーブル（シングルモード）24芯を敷設する。
 - (d) 前記、サーバー室及び各通信専用EPS内に設置する19インチラック内には、振興会用の光成端箱（スプライスユニット）及びUTPケーブル用パッチパネルを設置し各ケーブルの終端処理を行う。
 - (e) 各諸室のUTPケーブルの終端処理は、壁埋込ジャック又は露出ローゼットで行う。
 - (f) 複合機（コピー、FAX）の設置箇所には、UTPケーブルを1本以上敷設する。
- f. 各エリア及び各諸室に公衆無線LANを設置する。設置する場所は、【添付資料4-5】「各室性能表」による。
- g. LAN配線の追加ができるよう配線スペースの確保及び空配管を設置する。
- h. 維持管理等業務にLANを用いる場合には別途計画する。
- i. その他、構内交換設備、情報表示設備、映像音響設備、監視カメラ設備、駐車場管制設備、防犯・入退室管理設備、中央監視制御設備、自動制御設備等にLANを用いる場合には、別途、配管配線及びシステムの構築を行う。
- j. 劇場の中継対応として、光ケーブル・音声ケーブル・映像ケーブルを、各劇場の関係諸室内の中継用端子盤から中継車駐車スペースの中継用端子盤まで配線し、中継車に対応できる計画とする。なお、関係諸室内から中継用端子盤迄の必要回線数は、放送事業者等と協議を行い、振興会の了承を得る。

⑨ 構内交換設備

- a. MDFは、複数の通信事業者の通信線が収容可能なものとする。
- b. 電話交換装置は、国立劇場の内線回線数を収容可能な能力を有するものとする。
- c. 電話交換装置には、停電時保障のため、無停電電源装置（UPS）を組み込む。
- d. 電話交換装置において、回線ごと及び振興会、飲食・物販等サービス提供施設等の別に電話使用料金を算出できる課金機能を付加する。
- e. 電話交換装置には、国立劇場内全体で使用できるよう、携帯電話（PHS含む）やスマートフォン等を利用したモバイル内線電話システムを付加する。また、外出先等においても、内線電話として利用可能なシステムを計画する。
- f. 電話機は、【添付資料4-5】「各室性能表」、【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」によるほか、携帯電話（PHS含む）やスマートフォン等を利用したモバイル内線電話システムの回線数は400回線程度とする。なお、詳細については振興会と協議のうえ決定する。
- g. 構内交換設備については、ランニングコストの低減、更新性、メンテナンス性、設置面積等についてのケーススタディを行い、ケースごとに比較検討書を作成し、振興会と協議のうえ決定する。
- h. グラントロビー、ホワイエ、楽屋口等には、公衆電話を設置できるよう配管・配線を設置する。なお、公衆電話の設置場所及び設置台数については、NTT東日本と協議を行い、振興会の了承を得る。
- i. LANを用いる場合には、別途振興会が整備するLANとは別のネットワークとし、必要に応じて振興会が整備するLANに接続することが可能なシステムとする。

⑩ 携帯電話設備

- a. 携帯電話会社（移動体通信事業者）の全キャリア、全機種が国立劇場内で十分受信可能な状況となるよう配慮する。ただし、劇場内については、舞台、客席など外部から遮音されている範囲に日本国内で使用するすべての携帯電話、スマートフォン、PHS電話等（以下、「携帯電話等」という。）の着信・発信を完全に抑制できるよう携帯電話等通信抑止装置を設置する。
- b. 通信抑止装置は、携帯電話等の基地局の位置が異なる場合でも、電波の強度にあわせて抑止電波の強度を加減して完全に通信を抑止するとともに、楽屋、ホワイエ等には影響

を与えないよう調整する。また、公演中のみ抑止電波を発信できるものとし、それ以外の時間には携帯電話等が利用できるようにする。通信抑止装置の有効・無効の切替はリモコン等を利用して劇場スタッフが操作できるものとする。

- c. 通信抑止装置は各種無線機器、音響設備、照明設備、舞台設備等に干渉を与えないものとする。特にワイヤレスマイクに対しては、本装置電源投入時に微小な雑音が混入しないものとする。
- d. 通信抑止装置が心臓のペースメーカーに影響を与えないようにする。
- e. 公演中、通信抑止装置に故障が発生したときは、自動的に電源を切り電波の暴走を防ぐ機能を設けることとし、不要な電波がワイヤレスマイク等に妨害を与えないようにする。
- f. 通信抑止装置は、建物完成後に発売される携帯電話等の新機種についても通信を抑止できるものとする。
- g. 通信抑止装置は観客の視界に入らない位置に設置する。また、舞台運用に障害を与えない位置に設置する。

⑪ 情報表示設備

a. 時刻表示装置

- (a) 親時計の時刻補正はGPS衛星又は準天頂衛星(QZSS)からの時刻情報若しくは標準電波からの時刻信号を受けて、自動で行えるものとする。なお、時刻同期装置を2セット、親時計を1セットの構成とする
- (b) SNT P/NTPサーバー機能を有する機器に対して親時計との時刻同期を行う。
- (c) 振興会が別途設置するサーバー、ルータ、L3スイッチ等に対して前項機能のサービスが提供できる接続口を設置する。
- (d) 子時計は【添付資料4-5】「各室性能表」による。

b. マルチサイン（デジタルサイネージ等）

- (a) グラウンドロビーやホワイエ、チケット売場等に情報表示盤(4k/8k)を設置する。サイズは、来場者の視認性が十分に確保でき、その空間に溶け込むような大きさとする。
 - (b) 設置数は、総合受付・チケット売場に1以上、グラウンドロビーに2以上、各劇場ホワイエに1以上、事務所口に1以上とし、その他普及発信施設や屋外等に適宜設置する。
 - (c) チケットシステム等と連動し、公演名、公演開始時間、チケット販売状況、残座席等のチケット情報を表示できるように計画する。
 - (d) 表示する内容は、施設内の公演予定や利用案内、公演名、公演開始時間、チケット販売状況、残座席などのチケット情報、映像・音響、太陽光発電装置の運転状況、緊急地震速報等とする。なお、表示する内容の詳細については、振興会と協議のうえ決定する。
 - (e) 表示するコンテンツを入力できる装置から、マルチサイン装置の設置場所ごとに表示コンテンツを任意に変更できるものとする。
 - (f) 総合案内板等と兼用する場合は、総合案内を表示したまま、公演予定等を表示しても視認できるサイズ以上とする。
 - (g) 操作制御装置等は、サーバー室など適切な部屋に設置する。
 - (h) 表示するコンテンツを入力できる装置を、営業部、制作部、調査養成部、演芸場部、各劇場事務室等に必要な数を設置する。
- c. LANを用いる場合には、別途、振興会が整備するLANとは別のネットワークとし、必要に応じて振興会が整備するLANにも接続することが可能なシステムとする。

⑫ 映像音響設備

- a. 映像音響設備は【添付資料4-5】「各室性能表」及び【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」による。

⑬ 拡声設備

- a. 関係法令に基づき施設全体に放送できる非常放送設備を設置する。
- b. 防災センターに主装置を設置し、監視室に遠隔操作器を設置する。
- c. 各劇場事務室及び総合受付に遠隔操作器を設置し、各エリアに個別で放送できるものとする。
- d. リモートマイクは、監視室、防災センター、各劇場事務室及び総合受付に設置する。

- e. スピーカーの配置は、「消防法」及び「建築設備設計基準」による。
- f. 緊急地震速報の出力を受け、必要な場所に放送が行えるものとする。
- g. 各諸室において、一般放送の音量を調整できるようにする。
- h. 非常放送設備とは別に、劇場の案内用放送設備については、第4章. 第6節. 劇場（大劇場、小劇場、演芸場）の施設計画（建築・設備）による。
- i. 劇場の舞台音響設備、インカム、運営音声モニター、劇場案内用放送設備、普及発信施設用放送設備、国立劇場内の会議室等の映像音響マイクシステム等、非常放送設備以外の音響設備については、非常放送鳴動時にカトリレー等により音響機器やアンプ等の電源を遮断するなど、音響を停止できる機能を付加する。

⑭ 誘導支援設備

- a. トイレの便房及び手洗所には、緊急押し釦を設置し、トイレの入口には、表示灯の点灯や音等により知らせる設備を設置する。なお、防災センターなど適切な部屋に表示窓の点灯や音等により確認できる表示装置を設置する。また、バリアフリートイレについては、呼出しに応じた個別会話装置を付加する。
- b. 総合案内板近傍、建物及び敷地内の移動等円滑化の措置がとられた各設備等の配置を表示した案内板並びに通用口に設置する案内板にインターホン（障害者が利用できる対策を含む。）を設置する。なお、インターホンの受付先は速やかに人的対応の可能な場所とする。また、防災センターなど適切な部屋においても受信対応可能な計画とする。
- c. 駐車場出入口に車両の出入りが円滑にできるよう適切にインターホンを設置する。なお、インターホンの受付先は、防災センターなど適切な部屋に設定する。

⑮ テレビ共同受信設備

- a. 各劇場の I T V 設備の映像・音響と国立劇場屋上に設置したテレビアンテナの信号と混合して、【添付資料4-5】「各室性能表」に示した場所の分岐分配端子（テレビ端子）まで信号を供給する。なお、各劇場の I T V 設備については、第4章. 第6節. 劇場の施設計画（建築・設備）による。
- b. テレビアンテナは地上波デジタル、B S、C S 110°、C S × 2 等を設け、設置したアンテナのすべてのチャンネル及び I T V 設備の映像のすべてのチャンネルを館内に伝送できる設備とする。また、すべてのチャンネルの画像を切替え操作により監視できるテレビ受像機を設置する。なお、B S 及び C S は、I F 伝送方式とする。
- c. 分岐分配端子及びテレビ受像機の設置箇所は、【添付資料4-5】「各室性能表」による。
- d. 各分岐分配端子は、必要とする端末出力レベル及びテレビアンテナからの I F 伝送信号の端末出力レベルを確保する。
- e. 周波数帯域は 3, 224MHz まで対応とする。
- f. 雷保護対策（保安器等）を行う。
- g. テレビ受像機は画面サイズ 32 インチ以上とし、地上デジタル、B S、C S 放送及び I T V 設備の映像・音響を視聴できるものとする。また、リモコンから 3 桁入力選局ができるものとする。
- h. 第4章. 第6節. 1. (8) I T V 設備のデジタルダイレクト映像を視聴する必要がある箇所については、テレビ受像機にデジタルダイレクト映像が視聴できる機能を付加する。
- i. テレビ受像機の設置方法は、造作家具内に設置する場合等を除き、基本的に壁掛で設置するものとし、第4章. 第6節. 劇場（大劇場、小劇場、演芸場）の施設計画（建築・設備）以降及び【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」に設置方法の記載があるものについてはそれによるものとする。詳細については、振興会と協議のうえ決定する。

⑯ 監視カメラ設備

- a. 防犯上必要とされる箇所（グラウンドロビー、エレベーターホール、エレベーター内、エスカレーター、各種受付、楽屋口、廊下、階段、各階の出入口、セキュリティエリアの境界の扉（各諸室扉を除く）及びゲート、ホワイエ、チケット販売窓口、託児室、劇場・客席、展示室、搬入口、駐車場、カーゲート、外部出入口、敷地外周部等）に、防犯上死角のないよう監視カメラを設置する。
- b. 24 時間 365 日の稼働が可能なものとする。
- c. 以下のセキュリティ機能を付加する。
 - (a) システムへのアクセスを業務で必要な者に限定する機能。
 - (b) システムに対する不正アクセス、ウイルス・不正プログラム感染等への対応機能。

- (c) システムにおけるセキュリティ事故及び不正の原因を事後に追跡できる機能。
- d. 監視カメラは次による。
 - (a) カラー（デイナイト機能付き）とする。
 - (b) IPカメラを標準とする。
 - (c) PoE給電に対応できるものとする。
 - (d) マイク内蔵又は別置型マイクとする。
 - (e) 最低被写体照度が十分に確保できない場合は投光式照明を設置する。
 - (f) 防犯上、遠隔から監視カメラの向きの変更やズームを行う場合は、PTZ機能（パン・チルト・ズーム機能）を付加する。
 - (g) 出入口や各種受付、チケット販売窓口等の監視カメラについては、固定式とし、定点監視ができるものとする。
 - (h) チケット販売窓口の監視カメラの台数は、窓口数により決定する。
 - (i) エレベーターホール等は、360度カメラを併用する。
 - (j) 動体検知、置き去り検知、持ち去り検知、いたずら検知、通過検知機能を付加する。
 - (k) 劇場客席内に設置するカメラについては、舞台演出上の消灯時を含めて、観客に不快感を起ささないよう美観を考慮し、カメラ動作音などが観客の観劇の妨げにならないよう、カバーなどで覆うなど景観対策及び防音対策を施す。
 - (l) 照度差の大きい被写体でも画素単位で明るさを修正し、より自然な画像で撮影可能な機能を有するものとする。
- e. 録画装置（サーバー）は次による。
 - (a) サーバー室等適切な部屋に設置する。
 - (b) 録画対象範囲は原則としてすべてとし、それぞれ個別に記録することが可能なものとする。
 - (c) 録画時間（容量）は接続するすべての監視カメラの映像を24時間連続録画、30日間（720時間）以上記録できるものとし、記録方式は自動上書き式とする。
 - (d) 録画映像の解像度は、1,280×960以上、フレームレートを5fps以上とする。
 - (e) 録画の画質は、人の場合、個人が容易に特定できるものとする。物の場合、状態等が容易に特定できるものとする。
 - (f) 録画データはユーザーの操作により、USBメモリ、USB接続型HDD等の外部媒体に指定箇所を任意に保存できる機能を設けるとともに、CD-R及びDVD-Rに出力が可能なものとし、出力データにパスワード等のセキュリティ対策を施すことが可能なものとする。
 - (g) 録画装置（サーバー）には専用アプリケーションを付属させる。
 - (h) 録画装置（サーバー）のインターフェイス速度は十分な速度を確保する。なお、1つのインターフェイスで不足する場合は、録画装置（サーバー）の分割を設定する。
 - (i) 異常検知（動体検知等）機能を設ける。
 - (j) UPS（5分程度）を設置し、ネットワークで監視するとともに、停電時には安全にシステムがシャットダウンし、復電時には自動復帰できるものとする。
 - (k) 専用録画方式の場合は、ビューアソフトがWindows標準で再生できるものを付属する。
 - (l) HDDのミラーリンクを行う。
 - (m) カメラの増設や保存日数の追加・変更に対応できるものとする。
- f. 管理用クライアント端末
 - (a) 管理用端末は、防災センター、警備室、守衛、総務企画部総務課、営業部劇場課、国立演芸場部演芸課、チケットセンター、各劇場事務室及び演芸場の舞台スタッフ室に設置する。
 - (b) ウイルス、ワーム、ボット等のマルウェアによる脅威に備えるため、マルウェアの感染防止機能を備えるとともに、新たに発見されるマルウェアに対応するための機能更新が可能なものとする。
 - (c) 管理用端末から、任意のカメラを選択し、回転、ズーム等の操作が可能なものとする。また、異なる管理用端末から同時に同じカメラを動作できないような機能を付加する。

- (d) 単画面、分割画面、一括画面表示（最大 25 画面以上）の表示が可能なものとする。分割画面は、2 分割、4 分割、9 分割、16 分割等、任意で 3 段階以上の分割段階を選択して表示の切替が可能なものとする。
- (e) 単画面及び分割画面表示の際、任意の表示時間を設定して、自動でローテーションによる映像の表示切替ができるものとする。また、異なる管理用端末から別個の画面表示設定が同時にできるものとする。
- (f) 任意に選択したカメラの記録映像は、指定した時間で時系列に並べてサムネイル一覧で検索できるものとする。
- (g) 録画装置の録画制御、カメラ異常、ネットワーク異常、録画異常、HDD 障害の発生時などの各種アラーム発生時には、ポップアップ画面でアラーム内容を表示できるものとする。
- (h) ズームカメラの操作モニター装置は、監視用モニター装置とは別に設置する。
- (i) 360 度カメラの表示は必要な補正を行いパノラマ表示ができるものとする。
- (j) 中央監視制御設備の表示ディスプレイとは兼用しない。
- (k) 監視操作用に専用ソフトウェア、モニター及びマウス等を設置する。
- (l) ロック機能を有し、誤操作や不正操作を防止する。
- g. 前掲の a. から e. によるシステムとは別に、特高受変電室内及び各電気室内に監視カメラを設置し、監視室で映像・音声を確認でき、録画も可能なシステムとする。また、監視室より音声により指示が可能なシステムとする。
- h. 特高受変電室内及び各電気室内に設置する監視カメラは、PTZ 機能（パン・チルト・ズーム機能）を付加し、室内の死角がないように設置し、操作は監視室から行えるものとする。
- i. 別途、振興会が整備する LAN とは、別のネットワークとし、必要に応じて振興会が整備する LAN に接続することが可能なシステムとする。

⑰ 駐車場管制設備

- a. 車の入庫・出庫の検出、警報表示、管理制御等により人と車両の安全確保及び管理が行えるように駐車場管制盤、検知器、信号灯・警報灯、カーゲート等を設置する。
- b. 退場用カーゲート及び駐車場用ロビーに、料金精算機を設置する。
- c. 劇場関係の駐車場の料金体系については、職員登録車両、出演者車両、一般来場者車両、納入業者車両、民間収益施設利用者車両等、5 つ以上の区分により料金を精算できるシステムとする。
- d. 車両用敷地出入口付近には、出庫時における歩行者への警報表示機能を設置するものとし、視覚又は聴覚のいずれかにより歩行者が容易に確認できるものとする。
- e. 利用者に対して駐車場の満車・空車表示の入庫・出庫状況を表示する機能を付加する。また、階層が 2 以上に分かれる場合には、利用者に対して階ごとの入庫・出庫状況がわかるよう表示灯を設置する。
- f. 入場ゲートには駐車券発券機を設置し、劇場受付、防災センター等に駐車券受付処理装置を設置する。
- g. 駐車券受付処理装置で、料金体系に応じた割引処理ができる機能を有するものとする。
- h. 入庫用カーゲートと出庫用カーゲートは別々に設置する。
- i. カーゲート及び駐車場管制盤は、自動課金が可能なものとする。
- j. 駐車場出入口のインターホンについては、⑭誘導支援設備による。
- k. 駐車場管制設備の詳細な仕様については、振興会と協議による。
- l. LAN を用いる場合には、別途振興会が整備する LAN とは別のネットワークとし、必要に応じて振興会が整備する LAN にも接続することが可能なシステムとする。

⑱ 防犯・入退室管理設備

- a. 窓面等侵入可能な箇所に、防犯用センサーを設置する。
- b. 接地階から少なくとも 3 層にわたる範囲において、窓面等進入可能な箇所に、防犯用センサーを設置する。ただし、接地階から 3 層の範囲に低層基壇部、樹木など、足がかりがある場合は足がかりから 3 層とするなど、適切に不正侵入を監視できるものとする。
- c. 不正侵入の状況は、防災センターなど適切な部屋で、監視・記録ができるものとする。
- d. 建物の入退室管理設備のシステムは、建物共用部、各諸室等の入退室を管理するシステム（以下「施設管理用システム」という。）により構築する。

- e. 施設管理用システムには、利用者動線を構成する主要なエントランスすべてにピープルカウンターを設置し、集計された数が一括管理できるシステムを付加する。
- f. 楽屋出入口（楽屋エントランス）及び振興会職員等のエントランスには、フラッパーゲートを設置する。フラッパーゲートは通行量に応じ停滞なく通行が可能な台数とし、車椅子の通行に配慮する。
- g. 施設管理用システムは入退室の操作履歴を記録可能とする。
- h. 施設管理用システムの認証部（カードリーダー）は次による。
 - (a) ICカードに対して読取り機能を有するものとする。
 - (b) 屋外（軒下含む。）に設置するものについては、防滴・防塵等、屋外での使用に耐え得るものとする。
 - (c) 非接触によりICカードの認証を行う機能を有するものとする。約2cmの読取り距離に対応できるものとする。
 - (d) ICカードの認証結果により、電子錠に対し解錠・施錠の動作を指示する信号を発信する機能を有するものとする。
 - (e) ICカードの認証結果により、ユーザーに対して音及びLEDランプ等の視覚表示により認証が成功又は失敗したことをその場で伝達する機能を有するものとする。成功時と失敗時は音及びLEDランプ等の視覚表示に明らかな差異をもたせ、ユーザーが区別できるものとする。
 - (f) 異常発生時には警告音を発し、音量調節が可能なものとする。
 - (g) 認証部の詳細については、【添付資料4-5】「各室性能表」に示す。
 - (h) 特別避難階段及び非常用エレベーターの附室への出入りについては、施設管理システムの認証部（カードリーダー）を設置し管理を行うものとする。
- i. ICカード認証で用いるカードの種類は、【添付資料5-3-2】「ICカード作成業務に係る要求水準」による。
- j. 入退室管理を行う扉等に設置する電気錠は次による。
 - (a) 扉ごとに適合する装置寸法の電子錠を導入する。
 - (b) ICカードリーダーが発信した信号を読み取り、その信号指示どおりに解錠・施錠の動作が自動的に行えるものとする。
 - (c) 扉ごとに用意する予備利用キー及びマスターキー等により、ICカードを使用せずすべての扉の解錠・施錠が可能なものとする。
- k. 施設管理用システムの管理サーバーは次による。
 - (a) 入退システムを構成し機能を提供するにあたり、必要十分なスペックを有したサーバー装置を導入する。
 - (b) 形状はラックマウント型及びデスクトップ型いずれも可とする。
 - (c) 15インチ以上のTF Tカラー液晶ディスプレイ、マウス及びJ I S標準配列又はO A D G準拠配列のキーボードを有するものとする。
 - (d) 無停電電源装置を有し、不意の電源供給中断時も5分以上の継続運用を行い、安全にサーバーのシャットダウン処理を行えるものとする。
 - (e) 外部記憶装置を有し、システム、データ及びログのバックアップをスケジュールにより自動で行えるものとする。バックアップに際してはシステムの停止が発生しないものとする。
 - (f) 管理サーバーは、サーバー室等の適切な部屋に設置する。
 - (g) すべての機器を既設19インチラック（E I A規格）に収める。
 - (h) 管理サーバーには管理者用の特権IDを作成し、定期的なパスワード変更がID利用者において行える機能を有するものとする。
 - (i) 管理サーバーには、振興会が認めたUSBデバイス等以外の接続を制限する機能を付加するとともに、データの持ち出し制限をかけられるものとする。
- l. 施設管理用システムの管理用端末装置は次による。
 - (a) 入退システムの管理機能を利用するにあたり、必要十分なスペックを有した端末を導入する。
 - (b) 形状はノート型パソコンとする。
 - (c) 15インチ以上のTF Tカラー液晶ディスプレイ、マウス及びJ I S標準配列又はO A D G準拠配列のキーボードを有するものとする。

- (d) 管理用端末装置は、防災センター、総務企画部総務課、総務企画部情報推進課に設置する。
 - (e) 盗難防止用ロックを設置する。
 - (f) 管理用端末装置には、振興会が認めたUSBデバイス等以外の接続を制限する機能を付加するとともに、データの持ち出し制限をかけられるものとする。
 - m. 入退室管理設備機器・ICカードの購入、システムの調整及び機器の維持管理は本事業で行う。なお、来場者用ICカードのデザインは振興会と協議を行い決定する。
 - n. 施設管理用システムで登録できるICカードの枚数は10,000枚とする。
 - o. 施設管理用システムは認証部（カードリーダー）での手元制御（一時解錠、常時解錠、施錠の設定変更）のほか、遠隔制御、スケジュール設定・制御及び記録機能を有し、火災報知受信機と連携したシステムとする。認証部の設置場所は、【添付資料4-5】「各室性能表」に示すほか、セキュリティエリアの境界の扉に設置する。
 - p. セキュリティエリアの境界は防犯・入退室管理設備等によって入退室を管理し、不正侵入を監視できるものとする。
 - q. 電気錠を設置している各扉の状態は、管理サーバー及び管理用端末装置で監視・記録ができるものとし、扉のこじ開けを検出し警報表示できるものとする。
 - r. 障害復旧の際、データ復旧はすべてバックアップデータのリストアで対応可能とする。
 - s. システム内の機能や取扱データは、その機能やデータの利用権限をもつユーザーのみが利用可能なものとする。
 - t. 管理サーバー上のデータ、システム等がシステム利用者の不注意、故意等により失われることのないよう、セキュリティに十分配慮する。
 - u. 認証及び電子錠の制御はICカードリーダー単体又はICカードリーダーを制御する機器で行えるものとし、管理サーバーや入退システムネットワークの上位構成機器の稼働状態を問わず動作できるものとする。
 - v. 20分以上の停電時にもICカードの認証及び電子錠の解錠・施錠を継続できるものとする。
 - w. 障害が発生し通行制限が行えなくなった場合には、通行制限に代わる安全対策をICカードリーダー設置場所ごとに講じるものとする。
 - x. 別途、振興会が整備するLANとは独立したネットワークとし、内部ネットワーク及び外部ネットワークとの接点を一切もたないものとする。
- ⑱ 火災報知設備・自動閉鎖設備
- a. 受信機（総合操作盤）は防災センターに設置し、副受信機を監視室に設置する。
 - b. 防災センター及び監視室には表示装置を設置する。表示内容は、「建築設備設計基準」の中央監視制御項目表の監視制御装置の欄における防災設備系の各項目以上を対象とし、決定前に振興会と十分協議する。
 - c. 感知器は自動点検機能付とする。
 - d. 連動制御装置又はガス漏れ火災警報設備を設置する場合は、aで設置する受信機と一体形とする。
 - e. 消防法に定める非常放送設備を設置する。
 - f. 消防法に従い、ガスの使用場所にはガス漏れ警報設備を設置する。
- ⑳ 無線通信補助設備
- a. 消防法及び東京都火災予防条例に定める無線通信補助設備を設置する。
 - b. 地下駐車場及び劇場の客席内、車寄せから劇場の客席までの歩行廊下、車寄せから特別室までの歩行廊下並びに特別室から劇場の客席までの歩行廊下においては、消防無線や警察無線等が共用使用できる無線通信補助設備を設置する。
 - c. 消防法及び東京都火災予防条例の定めにより設置する無線機接続端子箱とは別に、警視庁が使用する無線機接続端子箱を屋外の連結送水口付近に2面、防災センターに1面、指揮所となる部屋に1面設置する。
 - d. 警視庁が使用する無線機接続端子箱には、VHF帯域用の接続端子とUHF帯域用の接続端子を設置し、終端抵抗器も付属する。
 - e. 東京消防庁及び警視庁と十分に協議を行い、振興会と調整のうえ設置する。
- ㉑ 中央監視制御設備

- a. 中央監視装置は、監視室、防災センターなど適切な部屋に設置し、電力設備、受変電設備、発電設備、照明制御、防災、防犯・入退室管理、鍵管理装置等の連動制御及び監視が可能なシステムとする。また、運用時に省エネルギーを達成するために必要な機能を備え、各部署・用途別、事業者が独立採算によって費用を別途負担する部分で使用する光熱水量及びエネルギー消費量の計測、機器効率出力・表示等により、性能の把握が可能な計画とする。なお、維持管理・運営の効率化を図るため、振興会と協議のうえ、第4章 第5節 2. (3) ⑤自動制御設備の中央監視装置と統合する計画も可とする。
- b. 監視室と防災センターでは、同様の制御及び監視が可能とする。
- c. 中央監視制御項目は、「建築設備設計基準」における中央監視制御項目表の監視制御装置の電気設備及び防災設備関係欄における各項目とする。
- d. 高圧以上の配電経路は、容易かつ明瞭に確認できるように表示する。
- e. 電気設備の設備機器台帳、設備図面及び故障・改修・修繕履歴のデータ管理支援機能を設ける。
- f. 中央監視装置は、第5章 第3節 9. 飲食・物販等サービス提供業務において事業者が独立採算によって費用を別途負担する部分で使用する光熱水量の把握が可能なものとする。
- g. 中央監視装置は、システムの部分的な障害が全体に悪影響を及ぼさない構成とする。
- h. 機械設備で設置する自動制御設備（中央監視装置）及びBEMSと連携可能な機能を有するものとする。
- i. LANを用いる場合には、別途振興会が整備するLANとは別のネットワークとし、必要に応じて振興会が整備するLANにも接続することが可能なシステムとする。

⑳ 構内配電線路設備

- a. 屋外配電線路
 - (a) 地中配電線路及び地中通信線路には、標識シート等を設置するほか、地表面には配線種別を表示した地下埋設物標示ピンを各所に設置する。
- b. ハンドホール
 - (a) 鋳造ハンドホール蓋はカラー塗装とする。絵柄は振興会が指定するものとし、仕様について振興会と協議のうえ決定する。また、蓋には利用用途を記載し、セキュリティを確保するため、鍵付き仕様とする。
- c. 外灯
 - (a) 周囲の状況を考慮して、夜間の通行及び防犯上有効な場所に設置する。また、自動点滅、時間制御及びリモートで点灯制御が行えるものとする。
 - (b) イベント等に利用する広場等を計画する場合は、夜間にもイベントを開催できるようイベント用照明等を設置する。
 - (c) 桜等の樹木に対しては、夜間に観賞等ができるようライトアップ照明等を設置する。

㉑ 警察用無線設備

- a. 無線用アンテナマストは屋上及びテラスに10本設置することとし、設置場所については相互に2m以上離隔を確保するとともに、警視庁と十分に協議のうえ決定する。
- b. アンテナマストに無線用アンテナを設置した際にも避雷針等で保護できるようにする。
- c. アンテナマストの長さは、1,500～2,000mm程度、φ60mm程度とし、耐風対策を実施する。
- d. アンテナマストの素材は、ステンレス又は溶融亜鉛メッキ（HDZ35以上）等により腐食対策をする。
- e. 各アンテナマストから最寄りのEPSまで同軸ケーブル（10D-FB）が敷設できるルートケーブルラック及び配管等で確保する。
- f. 各アンテナマストの最寄りのEPSから指揮所となる部屋まで同軸ケーブル（10D-FB）10本が敷設できるルート及びスペースを確保する。
- g. 指揮所となる部屋には鍵付きの端子盤を設置し、端子盤内においてN型ジャックにより同軸ケーブルの端末処理を行う。端子盤のサイズは、幅800mm程度とする。
- h. 指揮所には無線機器に対応できるよう電源を設置する。
- i. 指揮所を設置しない場合は、屋外車両駐車場付近に防水型端子盤を設置し、屋上、テラス等から防水型端子盤まで同軸ケーブルを配線できるルートを配管等により確保する。

端子盤のサイズは幅 500mm 程度とする。また、端子盤内において、同様のケーブル処理を行う。なお、アンテナマストの本数及び同軸ケーブルの本数は 5 本とする。

- j. 防水端子盤とは別に防水型のコンセント盤を設置し、無線機器に対応できるようにする。
- k. 端子盤内には、一般電話回線が利用できるように電話端子台を設置し、建物内 MD F から端子台まで電話配線（20 回線）を行うとともに、端末処理を行う。
- l. 警視庁と十分に協議を行い、振興会と調整のうえ設置する。

④ 警察テレビ設備

- a. 大劇場の客席後方の壁面からテレビ中継車の駐車場所まで、映像ケーブルが敷設できるルートをケーブルラック、配管等により確保する。
- b. 敷地内に警視庁本部建物が目視できる場所に警視庁テレビ中継車（大型車両）の駐車スペースを設置する。なお、中継車の利用時以外は、別用途として利用できるように計画する。
- c. 警視庁と十分に協議を行い、振興会と調整のうえ設置する。

(3) 機械設備

① 共通事項

- a. 機材及び施工については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」による。なお、「特記による」と記載されているものについては、「総合的な検討を行い、振興会が業績監視等により確認できるものとする」と読み替える。
- b. 各室性能は【添付資料 4-5】「各室性能表」による。
- c. 主要諸室は、執務内容に応じて必要機能を確保するとともに、その使われ方に相応しい性能を有するものとし、【添付資料 4-7】「各室の性能特記事項」を適用する。
- d. 配管は漏れがなく、管内の流体による振動及び騒音による支障がなく、耐久性に優れ、耐圧性及び耐衝撃性を考慮し保守管理が容易なものとする。
- e. 耐震安全性の確保及び使用用途・耐久性を考慮した配管及びダクト材料を使用する。
- f. 配管、機器、ダクト等の保温は、熱損失が小さく、結露による支障がなく、耐久性に優れたものとする。
- g. ダクトは内部清掃できる構造とし、原則として金属製とする。また、ダクト内の気流による振動及び騒音による支障がなく、耐久性に優れ保守管理が容易なものとする。
- h. 水損対策の必要な室には、水系の配管を設置しない。やむを得ず設置する場合には以下による水損対策を施す。
 - (a)漏水を検知し自動的に配管を閉塞できる構造とする。
 - (b)漏水に対する警報及び状態を中央監視で監視できる構造とする。
- i. 保守管理及び更新が容易に行えるよう、スペース及びルートを確保する。
- j. 見え掛かり部分は、形状、材質及び色彩等の景観性、意匠性に配慮する。
- k. 採用する機器に関する消耗品及び交換部材については、手配から納入までの期間については振興会と協議する。
- l. 原則として、使用する電線・ケーブル類は、第 4 章 第 5 節 2. (2) ① 共通事項を参照する。
- m. 室内において結露が生じないよう空調、換気に配慮する。
- n. サーバー室、電気設備諸室等において、空調に起因して結露が発生する恐れのある個所には、室内の電気機器等に結露水が影響を及ぼさないよう配慮するとともに結露水検知器を設置し、警報及び状態を中央監視で監視できる構造とする。
- o. ランニングコストの低減に配慮し、省エネルギー、省資源、地球環境及び周辺環境に配慮した設備とする。また、更新性及びメンテナンス性を考慮した計画とする。
- p. 劇場等をはじめとした特別に静寂性を必要とする諸室においては、特に運用時の静けさを確保した設備とする。
- q. 振動や騒音が発生する設備については、騒音・振動対策を確実に実施する。
- r. 主要機器は屋内配置を基本とする。
- s. 機械室、天井内、ピット内、DS/PS/EPS 内のダクト及び各種配管は、維持管理に配慮し用途や系統ごとに色別や表記をするなど、容易に判別できるようにする。

② 空気調和設備

- a. 熱源機器の複数エネルギー採用及び分散化、重要室の空調機の分散化、二重化等により、災害時や機器の故障等のリスクを回避する。

- b. 部分負荷運転に優れ、運転操作・保守管理が容易で、災害時におけるリスク分散を考慮した熱源方式とする。
- c. 各種配管からの漏水及び水損事故の防止を行うとともに、更新工事が容易なものとする。
- d. 空調機の系統は利用時間や管理区分等に配慮する。
- e. 空調方式については事業者の提案とするが、各室の機能や用途、使い勝手、使用時間帯に応じ、室内環境を考慮した空調システムを採用する。また、使用していない部屋は空調を単独で停止させることのできるシステムとし、機能や用途に応じて、エリアごとの温度管理や冷暖同時運転、個室ごとの温度管理や冷暖個別運転など、適切なシステムで空調管理を行うことができるものとする。
- f. 夏期、冬期及び中間期の空調用熱源のシステムは、事業者の提案によることとする。熱源方式はオゾン層破壊防止、地球温暖化防止など地球環境への配慮に加え、利便性、快適性、経済性、保守管理のしやすさなどにも配慮し、施設の特性や使い勝手に適合したシステムを採用する。
- g. 空調システムの運用時の設定温度において、温度以外の要素（湿度・気流・放射温度等）にも着目して快適な執務環境を確保し、エネルギーの更なる効率的な利用を図る空調システムを導入する。
- h. 自然エネルギーの有効活用上支障のない部分は、外気冷房等により環境負荷低減を図る。
- i. 熱源及び空調システムは年間の空調負荷特性に適合するものとする。また、中間期等においては、気象状況に応じて、部屋ごとに冷房及び暖房のどちらでも運転することが可能なシステムとする。
- j. グラントロビー、劇場の舞台、客席、ホワイエ等の熱源システムは、原則として中央方式とする。また、楽屋、稽古場、不規則時間使用室、夜間使用室、24時間使用室、特殊使用室、サーバー室、事務室、会議室等では、前記（e）に対応するため、省エネルギー性能や室内空気環境を考慮しつつ、個別空調方式の採用も可とする。なお、グラントロビー、劇場の舞台、客席、ホワイエ等は、4管式冷温水システム又は同等のシステムを計画する。
- k. 蒸気配管を計画する場合は、熱源機械室内において使用圧力まで減圧してから各需要箇所へ供給する。
 - l. 空調方式は、快適性、機能性及び省エネルギー性を図るシステムとする。
- m. 空調の発停や制御の区画単位は、室用途に応じ適度に細分化し、かつ間仕切り等の変更に際し柔軟に対応できるものとする。
- n. 室内の空調システムは快適性に配慮し、使用者が気流によるドラフトを感じないシステムとする。
- o. 客席内に配置する給排気口については、客席空間内の美観を損なわないようなデザインとし、気流によるドラフトを感じないシステムとする。
- p. 劇場等で行われる仕込みや撤去作業時と本番上演時等では、負荷の大きな変動が想定されるとともに、時間外使用等の特殊な使い方が想定されるため、これらの状況に効率よく対応できる計画とする。
- q. 各劇場の空調システムについては、舞台が冷房、客席が暖房という異なる運転形態にも対応できるよう計画する。
- r. 舞台、客席等の天井の高い大空間においては、居住域のみを効率よく空調するシステムを採用も可とする。
- s. 業務内容や室用途において重要な室の空調機は、非常電源でも稼働できる構造とする。
- t. グラントロビー、劇場の舞台、客席、ホワイエ、楽屋、会議室、レストラン、ショップ等在室人員の変動が大きい室にあっては、在室人員の変動（例としてCO₂濃度の監視等）に応じ、外気導入量の制御が可能なものとする。
- u. 導入外気量は、1人あたり30 m³/hを満たすものとし、その他、関係法令に適應するよう計画する。
- v. 使用する冷媒は、オゾン破壊係数0かつ地球温暖化係数が可能な限り小さいものとする。
- w. 収蔵庫、書庫、楽屋倉庫、研修倉庫、記録用保存庫等は保管する物品等の保存状態に悪影響を及ぼさない環境とする。
- x. 収蔵庫の空調は、温度・湿度を一定に保つとともに、温湿度データロガーにより常時監視を行えるものとする。データロガーの設置位置については、室の大きさにより適切に

計測できる台数を設置する。また、データロガーは、閾値を超えた場合に自動制御設備の中央監視装置へ異常を発報する機能を有するものとする。

- y. 吹出口は風量・風向調整可能な機構を有するものとする。また、必要に応じて結露防止型の採用を検討する。
- z. 下表の各室の空調は、第4章、第4節、施設計画（基本的性能）に示す室内環境性のうち、熱環境性能について下表の温湿度条件を目標値とする。なお、各諸室の詳細な室内温湿度条件については、振興会と協議のうえ決定する。

室内温湿度条件					
部 門	室 の 分 類	夏 期		冬 期	
		乾球 温度 [°C]	相対 湿度 [%]	乾球 温度 [°C]	相対 湿度 [%]
舞 台	劇場舞台	22.0	50.0	22.0	50.0
	舞台関係諸室（舞台操作室、鳥屋、貴賓席室、舞台控室、舞台機器室、投光室、公演記録室等）	26.0	50.0	22.0	40.0
楽 屋	楽屋	22.0	50.0	22.0	40.0
	楽屋関係諸室（楽屋準備室、楽屋事務室、食堂等）	26.0	50.0	22.0	40.0
大道具	大道具、大道具関係諸室（奈落等）	26.0	50.0	22.0	40.0
稽古場	稽古場、稽古場控室	24.0	50.0	22.0	50.0
客席 ホワイエ	劇場客席、ホワイエ、客席・ホワイエ関係諸室（特別室、特別室控室等）	26.0	50.0	22.0	50.0
養成研修	研修室、レッスン室、とんぼ道場	24.0	50.0	22.0	50.0
	講義室、焙じ室、オーディオ室	26.0	50.0	22.0	40.0
調査資料	調査資料関係諸室（録音室、調査機械室、調査事務室、視聴覚室等）	26.0	50.0	22.0	40.0
普及発信	普及発信関係諸室（レクチャー室、レストラン客室、共用ロビー、授乳室、託児室等）	26.0	50.0	22.0	40.0
	展示室	24.0	50.0	22.0	50.0
事務管理	事務室、事務管理関係諸室（上級室、会議室、業務室等）	26.0	50.0	22.0	40.0
施設設備・ 共用部門	施設設備・共用部門関係諸室	26.0	50.0	22.0	40.0
共通	その他一般室（事務室、更衣室、休憩室、給湯室、脱衣所、ランドリー、喫煙室、宿直室、倉庫等）	26.0	50.0	22.0	40.0
	廊下、楽屋廊下、トイレ	26.0	-	20.0	-
	ゴミ置き場	20.0	-	20.0	-

なお、中間期の室内温湿度条件については、夏期から冬期の条件の範囲内で、気象の状況に応じて設定する。

- aa. サーバー室の空調は、第4章. 第4節. 施設計画（基本的性能）に示す室内環境性のうち、熱環境性能について下表の温湿度条件を目標値とする。精度は±2℃（二重床内は±1℃）及び±10%（二重床内は±5%）とする。なお、各諸室の詳細な室内温湿度条件については、振興会と協議のうえ決定する。

温湿度条件	乾球温度 [℃]	相対湿度 [%]
コンピュータ室内	24.0	45.0
二重床内（吹出温度）	18.0	65.0

- bb. 収蔵庫は下表の温湿度条件を目標値とし、精度は相対湿度±5%とする。なお、季節による緩やかな温度の変動は可とする。なお、各諸室の詳細な室内温湿度条件については、振興会と協議のうえ決定する。

温湿度条件	乾球温度 [℃]	相対湿度 [%]
収蔵庫①（図書資料） 収蔵庫②（博物資料）	20.0	50.0
収蔵庫③（視聴覚資料）	20.0	30.0

- cc. 蓄熱槽を計画する場合は、室内に結露が発生しない環境とする。
- dd. 空調負荷計算は、第4章. 第5節. 2.（2）電気設備に記載のOAコンセント負荷容量以外に、舞台照明の負荷容量、【添付資料4-5】「各室性能表」及び【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」に記載の各室別電気設備条件における電力量を別途加算する。
- ee. コージェネレーション設備を計画する場合は、排熱の受給が可能な排熱を利用する空調システムの導入を検討し、エネルギーの効率的な利用を図る。
- ff. 主要な機器類は室内設置を基本とし、保守に際し劇場等の運用の障害とならない機器構成及び機械室配置とする。また、将来の機器更新時に容易に対応することが可能となる余裕のある設備スペース及び搬出入経路を確保する。
- gg. 空気調和設備の水準は以下により検証する。
- 熱源システムは、コスト（整備費、運転維持管理費）、環境性、耐久性、操作・メンテナンス性、地域のエネルギー供給状況、設置面積、性能特性（部分負荷運転、省エネ性能）、振動・騒音、信頼（実績）、負荷への柔軟性等についてケーススタディを行い、ケースごとに比較検討書を作成し選定する。
 - 熱源設備システムについては設計段階・工事完成段階においてLCEMツールを使用してエネルギーに関する性能評価を行う。
 - 空調方式は、快適性、経済性、維持管理性等についてケーススタディを行い、ケースごとに比較検討書を作成し検証する。
 - 「建築設備設計基準」以外で熱負荷計算を行う場合は、同基準により熱負荷計算結果の妥当性を検証する。
 - 劇場等において、舞台内に配置する給排気口については、気流によるドラフトを感じないシステムとし、吊られた幕等の揺れ、紙吹雪、ドライアイスなどの演出に乱れがないか気流等を検証する。
 - 劇場等の天井の高い大空間においては、快適かつ効果的に空調できるよう、温熱空気環境等を検証する。

③ 換気設備

- a. 熱交換による換気システムを採用するなど、エネルギーの効率的な利用を図りつつ、室内全体を均一に換気する。
- b. シックハウス対応及び感染症対策に十分配慮した換気設備とする。
- c. 各室で発生した臭気や物質が屋内外を問わず他のエリア・室に影響を与えないシステムとする。
- d. 建物内外における通常の利用状態において、厨房、トイレ、ごみ処理室、排水処理設備等の排気により建物利用者が不快感を受けないものとする。
- e. 保管庫、書庫等は、保管する物品等の保存状態に悪影響を及ぼさない環境とする。
- f. 熱源機械室、電気室、エレベーター機械室等の熱の排除及び保管庫、書庫等の換気設備水準については、換気方式、冷房方式及び換気・冷房併用方式におけるコスト（整備費、運転維持管理費）についてケーススタディを行い、ケースごとに比較検討書を作成し選定する。
- g. ランニングコストの低減に配慮し、関連法令等に基づいた換気設備を設置する。
- h. 客席内に配置する給排気口については、客席空間内の美観を損なわないデザインとし、気流によるドラフトを感じないシステムとするとともに、換気むらが発生しないよう配慮する。

④ 排煙設備

- a. 関係法令等を遵守し、火災により発生した煙の拡散を防止し、避難経路が確保できるよう、必要に応じ設置する。
- b. 排煙は自然排煙を原則とするが、必要に応じ機械排煙とする。
- c. 駐車場の排煙設備は排煙機も含め単独系統とし、他の排煙設備と兼用しない。

⑤ 自動制御設備

- a. 中央監視装置及び自動制御の方式は、エネルギーの効率的使用を図るため、最新式かつ適切な方式を採用する。
- b. BEMSにより、設備機器の長寿命化及びエネルギー管理可能なシステムとする。
- c. 中央監視装置は、監視室、防災センター等の適切な部屋に設置し、空気調和設備、換気設備、熱源設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、雨水利用設備、昇降機設備、発電設備等の監視及び制御を行う。なお、維持管理・運営の効率化を図るため、振興会と協議のうえ、第4章 第5節 2. (2) ㉔中央監視制御設備の中央監視装置と統合する計画も可とする。
- d. 監視室及び防災センターにおいて、同様の制御及び監視ができるものとする。
- e. 空調機の制御単位、飲食・物販等諸室、各部署、用途別について各種エネルギー消費量を随時把握し、統計処理ができるものとする。また、第5章 第1節 5. (3) ㉑省エネルギーに係る計画書の作成に必要な分析が行える機能を備えるものとする。
- f. 中央監視装置は、各部署・用途別、事業者が独立採算によって費用を別途負担する部分で使用する光熱水量の把握が可能なものとする。
- g. 中央監視装置は、システムの部分的な障害が全体に悪影響を及ぼさない構成とする。
- h. 電気設備で設置する中央監視装置から出力されるe. で必要な計測データをネットワーク経由で入出力できるものとする。
- i. 中央監視制御項目は、「建築設備設計基準」における中央監視制御項目表の監視制御装置の機械設備及び防災設備関係欄における各項目とする。
- j. 中央監視装置は、設備監視、操作等を行うことができるものとする。
- k. BEMSにおいてデータ収集及び分析を継続して行えるものとする。
- l. 原則として、室ごとに夜間・休日等の空調・換気設備の時間外運転を手元スイッチ及び中央監視設備から行えるようにする。また、手元スイッチによる操作禁止指令も行えるようにする。
- m. 空調機器、熱源機器等の最適化運転及びスケジュール運転が可能であるものとする。
- n. 機器類のインバータ化を推進し、省エネルギー制御を考慮する。
- o. LANを用いる場合には、別途振興会が整備するLANとは別のネットワークとし、必要に応じて振興会が整備するLANにも接続することが可能なシステムとする。

⑥ 衛生器具設備

- a. トイレはユニット式とし、大便器は洋風便器とする。

- b. 洋風便器は、暖房機能付き温水洗浄便座付き蓋付きとする。温水洗浄便座は「電気用品安全法(昭和36年法律第234号)」に準じた漏電に対する保護機能を備えたものとする。
- c. 大便器及び小便器の洗浄方式は、自動感知フラッシュバルブ型(AC/GC電源等)とする。
- d. 洗面器及び手洗器の水栓は自動感知型(AC/GC電源等)とする。
- e. 小便器はボウル先端高さが床面より350mm以下の壁掛形とし、個別感知洗浄弁一体型とする。
- f. 男子トイレ及び女子トイレの洋風便器の便房には便座除菌クリーナー入れを設置する。
- g. 男子トイレ及び女子トイレの洗面器はカウンター形式とし、鏡を設置する。
- h. 洗面器及び手洗器には自動水石鹸供給栓(自動感知型(AC/GC電源等))を設置する。
- i. トイレの衛生器具の数量は、利用者が遅滞なく快適に使用できるものとし、バランス良く配置する。ただし、建物形態上著しく階の面積、使用する人数等が異なる場合、当該階層のほとんどが設備室、倉庫等で通常時には使用等が少ない又は滞在しない場合は、適切な数とする。なお、トイレの衛生器具の数は、適切に設定されていることを計算資料により検証する。
- j. 衛生対策及び臭気対策には十分配慮した計画とする。
- k. 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年版)」に基づき高齢者、障害者等が使いやすい計画とする。
- l. 各器具は節水型とする。
- m. 女子トイレには擬音装置を設置するとともに、洗面台前に人が集中しないよう考慮する。

⑦ 給水設備

- a. 衛生的な水を適切かつ安定して供給する。給水設備は、給水先の各器具及び機器に必要な水量及び水圧で、衛生的な水を汚染されることなく安定して供給できるものとする。
- b. トイレ洗浄水は、建物内排水再利用設備がある場合にはその処理水を優先的に使用する。
- c. 屋外散水栓については、1つの散水栓の散水範囲を最大で半径30m程度の範囲とし、外構全域を包含するのに必要な設置個所及び設置数を計画する。
- d. 植栽を行う部分については、自動灌水の採用を検討する。
- e. シャワーブース、洗濯機、楽屋の流し台等これらに類するものへの配管対応を行う。
- f. 地震等の災害応急対策活動に備え、備蓄倉庫に備蓄する水とは別に、観客及び職員用の備蓄水として上水30m³以上、トイレの洗浄水等に利用する雑用水50m³以上を確保するものとし、詳細については振興会と協議のうえ決定する。(設備機能確保等に必要な水は適宜確保する。)なお、備蓄水の長期貯留に伴う上水の水質維持に配慮するため、必要に応じて薬注装置等の水質維持に寄与する設備を設置する。
- g. 給水方式はコスト(整備費、運転維持管理費)、耐久性、操作・メンテナンス性、設置面積等についてケーススタディを行い、ケースごとに比較検討書を作成し選定する。
- h. 水道使用料金は、振興会と飲食・物販サービス提供施設、民間収益施設等の事業者を負担別に算出できる課金機能を有するものとし、その他事業者の判断において適切に算出できる課金機能を付加する。
- i. 受水槽は、断水しなくても掃除ができるよう2基以上に分割して設置するか、中仕切りを設置する。また、地震時の水源確保を目的として感震器及び自動遮断弁を設置する。

⑧ 排水設備

- a. 排水槽に設置する排水ポンプは、非常時の緊急排出と故障時対応のできるシステムとする。
- b. 各種排水を衛生的に公共下水道まで導く設備とする。
- c. 排水槽は、排水が流出しない構造とする。
- d. 配管材料は長期の使用及び外力に耐え得るものとする。
- e. 浴室、シャワーブース、洗濯機、楽屋の流し台等これらに類するものへの配管対応を行う。
- f. 公共下水道への放流が不能となった場合などにおいて、排水を一時貯留するため、非常用排水槽等へ配管のルートの変更が可能なシステムとする。
- g. 建物内外における通常の利用状態において、通気管やマンホール等からの臭気により建物利用者が不快感を受けないものとする。
- h. 地震等の災害応急対策活動に備え、給水量と同量の排水機能を確保する。

- i. 屋外にマンホールトイレを設置する。なお、マンホールトイレの穴数については、観客及び職員等の人数をもとに適切に計画し、振興会与協議のうえ決定する。また、上部構造物等は下部構造物近傍の備蓄倉庫に保管する。

⑨ 給湯設備

- a. 給湯の熱源及び給湯方式は、コスト（整備費、運転維持管理費）、環境性、地域のエネルギー供給状況、安定供給、耐久性、操作・メンテナンス性、設置面積、振動・騒音、信頼性（実績）等についてのケーススタディを行い、ケースごとに比較検討書を作成し選定する。
- b. 給湯用熱源は空調用熱源と兼用する計画も可とする。
- c. 給湯スペース、洗面器及び手洗器の水栓は混合栓とする。
- d. 洗い物用の給湯温度は、任意に設定できる仕組みとする。
- e. 給湯設備は、給湯先の各器具及び機器に必要な温度、湯量及び圧力で、衛生的な湯を汚染されることなく安定して供給できるものとする。
- f. 各機能部分の使い勝手、使用時間帯、使用頻度等を勘案し、効率のよい給湯方式を採用する。
- g. 浴室、シャワーブース、洗濯機、楽屋の流し台等これらに類するものへの配管対応を行う。

⑩ 消火設備

- a. 関連法令等に基づき、必要な消火設備を設置する。
- b. 消火設備を設置する場合は、安全性、環境性及び操作性に配慮したものとするとともに、施設の機能に影響が少ないものとするよう努める。
- c. 屋内消火栓等の消火設備は壁に埋め込むなど、通行に支障がないよう配慮する。
- d. スプリンクラー設備を設置する場合は、スプリンクラー放水時を想定し、放出水が他に影響をおよぼさないよう排水できる仕組みとする。また、火災以外のヘッド破損、配管損傷などにより、水損被害が発生しないシステムとする。
- e. 泡消火設備を設置する場合は、泡放出時を想定し他に影響を及ぼさないよう除去できる仕組みとし、火災以外のヘッド破損・配管損傷などにより、泡を放出しないシステムとする。また、火災場所以外には泡を放出しないシステムとする。なお、泡消火薬剤については、PFOS及びPFOAを含有しないものを使用する。
- f. 「消防法施行令（昭和36年政令第37号）」別表第一に掲げる防火対象物の電気室、発電機室及び多量の火気を使用する機械室等で、床面積が200㎡以上の部屋については、不活性ガス消火設備を設置する。
- g. a. から f. によるもののほか、【添付資料4-5】「各室性能表」に基づき不活性ガス消火設備を設置する。また、【添付資料4-5】「各室性能表」の「水損対策」対象室は室用途及び水損対策を考慮した消火設備を設置する。
- h. 不活性ガス消火設備の噴射ヘッドは静音型噴射ヘッドや低風速噴射ヘッドなどを採用し、室内の機器及び収蔵物に影響を与えないよう考慮して計画を行う。また、法的な性能を有したうえで、収蔵物を対して消火剤噴霧時を考慮した耐圧性能を有する構造とし、かつ避圧口や専用の排気設備を適宜設置する。
- i. 東京消防庁の指導に従い、各種設備を適切に計画する。

⑪ ガス設備

- a. ガス設備は、使用目的を把握し、使用者の安全性、利便性、耐久性、耐震性及び信頼性のあるものとする。
- b. 安全性に十分配慮したシステムを採用し、適切な箇所に緊急遮断弁、感震器、室温異常警報装置、ガス漏れ警報装置等を設置し、事故の防止と早期発見が可能なものとする。
- c. ガス使用料金は、振興会与飲食・物販サービス提供施設、民間収益施設等の事業者を負担別に算出できる課金機能を有するものとし、その他事業者の判断において適切に算出できる課金機能を設置する。

⑫ 排水再利用設備

- a. 建物内に設置する排水再利用設備として、雑排水、厨房排水等を処理できるものの採用について検討を行う。また、汚水の排水処理設備の採用についても検討を行う。
- b. 雑用水の補給水は次の優先順位で使用する。
 - (a) 雨水処理水（雨水利用設備を採用した場合）

(b)排水再利用設備貯留分（排水処理設備を採用した場合）

(c)上水

c. 処理水の水質は、規制値を満たすものとする。

⑬ 雨水利用設備

a. 国立劇場は「雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）」に基づく「国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標について」の対象であり、施設の最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合、かつ自らの雨水の利用のための施設の設置が困難ではない場合には雨水利用設備を設置する。

b. 東京都の「水の有効利用促進要綱」に基づき、雑用水利用（雨水利用を含む）及び雨水の浸透による水資源の有効利用が可能な計画とする。

c. 雨水利用設備を設置する場合には以下の水準を満たすものとする。

(a) 雨水利用設備の設計にあたっては、「雨水利用・排水再利用設備計画基準」に基づき、処理フローと計算書により効率的な利用となっているか検証する。

(b) 処理水は、トイレの洗浄水及び灌水設備（土中埋設又は敷設した点滴ホースを用いた植栽用の散水）に利用するものとする。

(c) 故障時の雨水流入による浸水を防ぐため、流入遮断機能を設ける。

⑭ 生ごみ処理設備

a. 生ごみ処理設備を設置する場合は、「食品循環資源の再利用等の促進に関する基本方針」及び「食品ごみ処理設備計画指針」により、施設整備の計画と消費者に対する廃棄物発生の情報提供等を行う。

⑮ 構内配管設備

a. 屋外配管

各設備のすべての地中配管には、標識シート等を設置するほかに、地表面には配線種別を表示した地下埋設物標示ピンを各所に設置する。

b. マンホール

鋳造マンホール蓋はカラー塗装とする。絵柄は振興会が指定するものとし、仕様について振興会と協議のうえ決定する。また、蓋には利用用途を記載し、セキュリティを確保するため、鍵付き仕様とする。

⑯ エレベーター設備

a. エレベーターの設置は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」による。

b. 本体、昇降路の耐震性能は、「昇降機技術基準の解説（2016 年版）」の「耐震安全性分類」の耐震クラス S14 とする。

c. 車寄せから特別室及び特別室から劇場の客席までの動線上にあるエレベーターに、V I P 対応の専用運転機能を設ける。

d. 全号機（非常用・搬入用を除く。）において自動的に運転速度を変更するなど、運転モードを変更できる機能を有するものとする。

e. 全号機（非常用を除く。）において緊急地震速報により管制運転を行う機能を有するものとする。

f. 全号機（非常用を除く。）において以下の管制運転機能及びリスタート機能を有するものとする。

(a) 地震時管制運転

(b) 火災時管制運転

(c) 停電時救出運転

g. 乗用機の平均運転間隔は 30 秒以下とし、5 分間輸送能力は 15%以上 20%未満を確保する。

h. 着床階は、【添付資料 4-8】「エレベーターの考え方」による。

i. グランドロビー用、ホワイエ用及び振興会用のエレベーターは、各エリア 1 台以上を身体障害者用付加機能付とする。

j. 可変電圧可変周波数制御方式の場合は、高調波対策として有効なリアクター又はフィルターを設置する。

k. かご内のサインの仕様は第 4 章. 第 5 節. 1. (9) サインによる。

- l. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」における誘導的基準を満たすとともに、「東京都福祉のまちづくり条例」の努力基準を満たすものとする。また「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）の付加仕様についても適用する。
 - m. エレベーターのサイズ等については、【添付資料4-8】「エレベーターの考え方」による。
 - n. エレベーターの設置箇所・設置台数については、次の（a）から（h）までに示すエレベーターを設置する必要のある状況を考慮したうえで必要台数を算出する。さらに、エレベーターの台数や大きさについては、観客を含む施設利用者（車椅子利用者や急患者の搬送など非常時にも配慮）が混雑なく各機能諸室へアクセスできることはもちろんのこと、管理動線や、大道具等の搬出入動線についても十分考慮したうえで計画する。
 - (a) 楽屋と楽屋出入口（楽屋エントランス）を異なる階に計画した場合。（専用エレベーター）
 - (b) 楽屋と舞台を異なる階に計画した場合。（専用エレベーター）
 - (c) グランドロビーを複数階に分けて計画した場合。
 - (d) 劇場のホワイエを複数階に分けて計画した場合。（専用エレベーター）
 - (e) 普及発信、稽古場、養成研修、事務管理、収蔵庫等をエントランス階及び搬入口階以外に計画した場合。
 - (f) 劇場への搬入口を劇場舞台階以外に計画した場合。
 - (g) その他要求水準に定めがある場合を除き、同一の部門に属する室を複数階に分けて計画した場合。
 - (h) 急病人を乗せたストレッチャーの搬送が可能なエレベーターを適切に計画する。なお、劇場の搬入用エレベーター等を利用する計画も可とする。
 - o. 劇場のバックヤード上下動線用に設置するエレベーター及び搬入用エレベーターについては、第4章. 第6節. 劇場（大劇場、小劇場、演芸場）の施設計画（建築・設備）による。
 - p. エレベーターの交通計算は、次の（a）から（c）までにより行う。
 - (a) エレベーター利用人数は、第2章. 第3節. 2. 振興会の人員等による。ただし、来場者は職員の出勤時刻と重ならないものとしてよい。また、【添付資料2-3】「入居予定人数及び入居部署の勤務時間」の各部署の勤務時間帯を考慮する。
 - (b) 乗場専用ボタン・かご内専用操作盤ボタンが押された場合の扉開閉時間の延長については考慮しない。
 - (c) 平均運転間隔（平均待ち時間）は30秒以下を目標とする。
 - q. 管制運転は「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」の表「制御装置の機能」を有するものとする。
 - r. エレベーターピットは浸水等により、機能を損なわないよう適切に計画する。
 - s. エレベーター内に防災備蓄キャビネットを設置し、事業期間中に備蓄物更新を行う。
 - t. エレベーター内に監視カメラを設置し、常時監視ができるものとする。
 - u. 防災センターにエレベーターのかご内と通話できるインターホンを設置する。また、異常があった場合には、表示窓の点灯と音等により知らせる機能を付加する。
 - v. 過剰な台数の設定については施設整備費を増大させるだけではなく、維持管理費にも大きな負担を与えることから、建築的な配置計画、動線計画を十分に検討したうえでエレベーター設備の計画を行う。
 - w. 省エネルギー（ランニングコストの低減）に配慮した機器を採用する。
- ⑰ エスカレーター設備
- a. エスカレーターを設置する場合は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」による。
 - b. 本体の耐震性能は、「昇降機技術基準の解説（2016年版）」の「耐震安全性分類」の耐震クラスS14とする。
 - c. 利用状況に応じて、運転速度の加減速や自動的に停止する機能を付加するなど、省エネルギー（ランニングコストの低減）に配慮した機器を採用する。
 - d. 全号機において、運転速度の変更ができる機能を有するものとする。
 - e. エスカレーターの設置箇所・設置台数については、次の（a）から（c）までに示すエスカレーターを設置する必要のある状況を考慮したうえで必要台数を算出する。

- (a) グランドロビーを複数階に分けて計画した場合。
- (b) 劇場のホワイエを複数階に分けて計画した場合。
- (c) 建物のエントランス階と劇場のホワイエ階に分けて計画した場合。

3. 音響性能

(1) 音響計画の基本方針

- ① 現国立劇場は、伝統芸能の演目に相応しい音環境を有し、これまで観客及び出演者から高い評価を得ている。再整備にあたっては、これらの引き継がれるべきものを継承するとともに、新たな伝統芸能の創造の場を提供できるものとする。
- ② 遮音防振計画
 - 外部からの交通騒音・振動、設備機械騒音・振動などが、各劇場の運用に支障なく、また各劇場及び関係諸室については、それぞれが支障なく同時に利用できる遮音・防振性能を備えた建築構造とする。
- ③ 室内騒音防止計画
 - 各劇場の空調設備等の発生騒音は、公演の支障とならないレベルまで低減し、また劇場関係諸室についてもその室用途に合った空間の静寂性を確保する。
- ④ 室内音響計画
 - 各劇場において、その主たる演目に相応しい空間の響きを実現するとともに、劇場において想定できる様々な音響障害のない音環境を目指す。また、ホワイエをはじめ劇場周辺諸室については、音環境としても落ち着いた空間とするために適度な吸音を考慮した内装とする。

(2) 音響計画の実施

- ① 遮音計画
 - a. 工事等に先立ち、敷地における騒音・振動測定を行ない、施設の遮音計画の検討を行う。
 - b. 敷地周辺の高速道路、地下鉄等の交通機関、ヘリコプター、緊急車両のサイレン等による騒音・振動については、敷地における騒音・振動の測定資料をもとに、それらの影響がないように十分に配慮する。
 - c. 劇場及びその関係諸室等は、同時使用にあたって支障のないよう騒音・振動の伝搬を遮断するため、必要に応じて防振遮音構造等の高性能遮音構造の採用を検討し、騒音・振動の影響がないように十分に配慮する。
 - d. 騒音・振動の発生が想定される設備機械室等は十分な厚さのコンクリート床スラブ又は浮き床とし、構造体を伝わる個体伝導音に対して配慮を行う。
 - e. 劇場のすべての出入口は二重の遮音建具で区画することを基本とする。
 - f. 稽古場や研修室等からの発生音が、各劇場や他の諸室に影響を与えないようにするため、稽古場や研修室等にも高遮音構造の採用を検討する。
 - g. 遮音計画においては、計画段階において遮音計画書を振興会に提出し、承諾を得る。
- ② 室内騒音防止計画
 - a. 大劇場及び小劇場内の静けさは運用状態でNC-20以下、演芸場はNC-25以下とするが、外部からの音の侵入については、それぞれ1ランク上位の数値を基準とする。
 - b. 演出上使用する舞台設備機器（舞台機構、舞台照明、舞台音響等）による発生騒音・振動が支障とならないよう静寂性に配慮する。
 - c. 各劇場の関係諸室、ホワイエ等の周辺諸室についても使用目的に相応しい静寂性を確保する。
 - d. 室内騒音防止計画については、振興会に計画書を提出し、承諾を得る。
- ③ 舞台・客席配置及び室内音響計画
 - a. 各劇場にとって相応しい室形状とするとともに、客席と舞台との一体感を有し、見やすい客席配置となる計画とし、視界を確保した鑑賞環境の良い席を十分に確保する。
 - b. 劇場の室内音響計画にあたっては、舞台上から客席に直接届く音（直接音）に続いて壁や天井から到達する遅れ時間の早い反射音（初期反射音）に着目し、舞台及び花道上の音源に対して、その客席内の反射音分布が極力均一となる室形状とする。
 - c. 劇場の響きに関しては、残響時間周波数特性に着目し、既存国立劇場の響きの評価を踏まえ、好ましい残響時間を設定し、その数値の実現に向けて計画を進める。

- d. 内装仕上げは、上質で居心地よく、落ち着いた空間となるよう計画するとともに、音響反射面としての天井、壁等は音を適切に散乱させる形状とする。
- e. 劇場の室内音響性能を検証するにあたり、設計及び施工段階においてコンピュータを用いた音響シミュレーションや音響模型実験により、初期反射音の分布状況や音響障害の確認などを行う。また、モックアップによる材料、構造、仕様等（舞台床、下座、床、客席椅子）を音響の観点から検証及び確認を行う。
- f. 稽古場及び研修室にとって好ましい室内音響性能を実現するため、室形状や吸音の配置等について、振興会に確認したうえで計画する。

④ 舞台音響設備計画

- a. 舞台設備の計画にあたっては、各設備との機能や操作性でバランスが取れているとともに、使い勝手、安定性及び安全性の優れた設備となるよう十分に配慮する。
- b. 舞台音響設備機器については、納入時点で最新のシステム及び機器を採用する。また、将来対応、改修対応等に十分に配慮した計画とする。
- c. 劇場内の舞台音響設備機器の収め方については、その存在が目立つ設置方法は避け、建築デザインに馴染む設置方法とする。

⑤ その他

- a. 外来ノイズ及び建物内の建築設備、舞台設備のインバータ制御等による高周波ノイズが舞台音響設備に影響を与えない計画とする。

(3) 施工段階

- ① 使用する設備機器の音響性能（発生騒音・振動等）を確認し、国立劇場への影響を検証する。
- ② 各劇場客席椅子の製作に先立ち、試作品（モックアップ）を作成のうえ吸音力特性の試験を行い、かつ快適性の確認を行う。
- ③ 防振遮音構造の絶縁試験を行う。
- ④ 使用する特殊な建材については、吸音特性などを確認したうえで採用する。
- ⑤ ①から④による試験、検証及び施工状況の確認結果については、振興会に報告し承諾を得る。

(4) 音響性能の確認・測定

- ① 竣工時及び必要に応じて施工各段階で音響測定を実施し、その結果を振興会に報告し、確認する。所期の性能が得られていない場合、その性能が得られるよう調整及び修正を行う。

a. 完成時検査測定

工事完了後に、空気音遮断性能、室内騒音レベル及び室内音響特性の測定を行い、目標値を満足できているか確認を行う。測定結果については、振興会に報告し承諾を得る。

b. 試奏による試験確認

数値上の音響検査測定完了後、実際の演奏で聴感的な確認を行い、当初目標とした性能が得られているか確認を行う。実施に先立ち、事業者は試験計画書を作成し、振興会と協議を行う。なお、試奏を行う演者及び演奏家等の選定・依頼等の手続は振興会が行う。

c. 目標とする音響性能

(a) 空気音遮断性能（遮音性能）

【添付資料 4-6-7】「空間遮音性能の考え方」による。

(b) 室内音響性能（残響時間/500Hz：無観客時）

劇場	目標値（秒）
大劇場	1.0 ～ 1.3
小劇場	0.9 ～ 1.2
演芸場	0.7 ～ 1.0

(c) 室内騒音低減目標値（NC値）

【添付資料 4-6-7】「空間遮音性能の考え方」による。

- (d)音響シミュレーションを実施し、スピーカーの設置角度、音圧レベル分布等が適切であることを確認する。

第6節. 劇場（大劇場、小劇場、演芸場）の施設計画（建築・設備）

1. 各劇場共通事項

国立劇場は、歌舞伎、文楽をはじめとして、多様な日本の伝統芸能を公開するための、大劇場、小劇場及び演芸場という3つの劇場を有している。これら3つの、大きさや設備がそれぞれ異なる劇場の特色を正しく理解し、それぞれの個性を適確に具体化することが先ず求められる。同時に、この3つの劇場の個性が、互いに他の個性を生かし、際立たせ、その統合された全体が、国立劇場の個性とならなくてはならない。

各劇場は、舞台、客席その他すべての空間及び設備において、わが国が育んできた伝統芸能の様々な技法、手法を踏まえたものでなければならないが、加えて、国立劇場が創立以来55年の実践において丹精し、蓄積してきた固有の技法、手法を正しく理解し、継承したうえで、未来につながる新しい創造性を生むものとなることが求められる。

また、各劇場とも、芸能の公演だけでなく、公的式典に用いられることもあるので、それに相応しい品格をそなえていることが求められる。

計画にあたっては、国立劇場が現在までに蓄積した様々な知見や、今後の舞台運営ビジョンについて十分に協議を行い、最適な環境、安全性の確保、高精度・高信頼性、長年培われた伝統芸能に関する職人的な技術を活かす柔軟な操作性なども併せて追求する。

大劇場及び小劇場では高さ21尺（6,364mm）、演芸場では高さ15尺（4,545mm）の大道具が展開できるよう全体として必要な空間及び設備の確保を行う。また、プロセニウム可変を検討する際には、高さ及び間口を可変しても最適な音響効果が得られ、宙乗りなどの演出にも支障なく対応するほか、緞帳の意匠及び客席からの見え方についても十分に考慮しなければならない。

(1) 舞台機構設備

① 全般

- (a)すべての舞台機構設備は、導入時において高精度な制御機能・操作性・作動安定性・耐震性・拡張性を備え、かつ静粛性を確保し、保守点検の容易さ、ランニングコストの低減及び省エネルギーに配慮したものとする。
- (b)舞台機構の動力はすべて電力とする。
- (c)舞台機構作動音が客席に伝達する音量について、客席の最前列中央部において40dB(A)以下となるよう配慮する。
- (d)舞台機構由来の電氣的ノイズにより他の設備（音響・照明・映像など）に障害が発生した場合は、発生源の究明及び完全な防止対策を施す。

② 舞台床機構

- a. 廻り舞台の駆動機構はピンギヤ式（車輪・レール方式）とする。
- b. 廻り舞台及び迫りの最大積載荷重は【添付資料4-10-3】「大劇場 舞台床機構図・仕様表」及び【添付資料4-11-3】「小劇場 舞台床機構図・仕様表」に規定する値以上とする。
- c. 廻り舞台は、荷重の有無にかかわらず、回転速度、停止位置等の値が設定値に対して変動しないものとする。
- d. 迫り機構については、降下時において転落防止ネットが開口部全面を覆う、自動で転落防止柵が設置されるなど事故防止策を検討し、事故防止の徹底を図る。
- e. 各迫りは正確な高さ設定が可能なものとし、無荷重状態や荷重積載状態のいずれにおいても、昇降速度及び高さレベル精度が変動しないものとする。
- f. 本花道は客席に変更できるものとし、可能な限り作業の自動化を図り、少人数、短時間で転換作業ができるものとする。

③ 舞台吊物機構

- a. 舞台吊物機構の動力はすべて「電動巻取方式」とし、舞台有効直方体（【添付資料4-10-1】「大劇場 劇場単線図」、【添付資料4-11-1】「小劇場 劇場単線図」及び【添付資料4-12-1】「演芸場 劇場単線図」に示す舞台の幅（有効寸法）×舞台の奥行（有

効寸法) × 舞台レベル上部有効寸法 による。) 内に舞台吊物機構本体及び機構の一部を設置しない。

- b. 舞台吊物機構のバトン長さは、用途に応じた十分な長さを確保する。
- c. 舞台吊物機構の昇降及び停止時において、吊られているものに対して衝撃が伝わることはないよう、設定高さ付近で減速制御を自動で行うものとする。
- d. 美術バトン及び一文字バトンの基本的な間隔は 212 mm 刻み、美術バトンと照明ブリッジ及びボーダーエリアライトの間隔は 363 mm 刻みとし、舞台客席側から順番に番号を設定する。また、重量物積載時において形状が変形しないバトン断面とし、無荷重状態と重量物吊り込み状態のいずれにおいても、昇降速度及び停止設定高さに変動がないものとする。
- e. 高所における照明ブリッジへの乗り込み施設は、他の吊物と接触が起こらないようにするとともに、安全に乗り移りが行えるよう十分な対策を施す。
- f. 前虹梁と後虹梁の間に位置する一部のバトン及びブリッジは、大臣囲いを使用しない場合を考慮し、全横幅に対し上手・中央(大臣囲い内)・下手の3分割とする。また、これらを機械的に連結し、連動又は分離して単独で昇降できるものとする。
- g. 保管バトンの操作機器は、すべて現場で目視できる位置に複数(舞台面、保守点検ギャラリーなど)設置する。
- h. 照明ブリッジ及びボーダーエリアライトは、吊り込み機材の多様化を考慮し、一部アルミを使用するなど自重を軽減することにより積載重量の増加を図る。また、照明ブリッジは、高所における作業の安全性を確保するため作業員が墮落制止用器具を使用することを前提とし、墮落制止用器具と連結し広範囲に移動できる摺動レール等を設置する。
- i. 大臣囲いは、舞台上で少人数の人力により移動できるレール可動式とし、舞台吊物機構により舞台袖に吊り上げて格納したときに内部に常設する映像モニター、スピーカーやマイクなどの設備が落下することのないよう、設備の固定を確実にできる構造とする。また、大臣囲い常設設備に伴う配線類はすのこからの吊り下げとし、舞台上の移動や昇降の妨げにならないよう十分に配慮する。
- j. 大臣囲い及び寄席囲いは、地震時の転倒防止対策を施す。

④ 舞台機構操作設備

- a. 舞台機構の操作及び機構制御を補助する PC (メイン、サブなど各劇場最低 2 台) に用いるソフトウェア、データフォーマット、データバックアップシステム等は、大劇場、小劇場及び演芸場で互換性のあるものとする。
- b. 舞台機構の操作盤本体は、押しボタン式操作盤及びタッチパネル式操作盤の双方に同様の機能をもたせ、異常時において相互補完するシステムとする。ただし、稼働速度及び停止位置設定はタッチパネル式操作盤で行うことを基本とする。
- c. 操作盤パネル全体の右側に、迫りや廻り舞台などの舞台床機構操作部、左側に舞台吊物機構操作部を配置する。また、1人で操作することを前提とし、人間工学的に誤操作が発生しにくい機能的な操作盤配置とする。
- d. 舞台床機構操作部は、押しボタン式操作部及びタッチパネル操作部においてオルタネート動作とする。
- e. 舞台吊物操作部は、押しボタン式操作盤はモーメンタリー動作のみとし、タッチパネル式操作盤はモーメンタリー動作又はオルタネート動作の選択ができるものとする。
- f. 押しボタン式、タッチパネル式ともに停電時において設定状態を記憶し、復旧後に再現できるものとする。また、タッチパネル式操作盤は電源を落とした際に設定値を記憶し、電源再投入時に再現されるシステムとする。
- g. 美術バトン及び一文字バトンは等速で動作するものとする。また、一部の美術バトン及び一文字バトンは速度調整ができることとし、照明ブリッジ及び照明ボーダーライトを含め、任意の高さで自動的に停止する機能をもつものとする。
- h. 舞台吊物機構は、任意にグループ分けし、連動運転するための機能をもつものとする。
- i. 廻り舞台の回転速度及び停止位置は、任意に設定できるものとし、自動的に速度制御及び停止ができるものとする。
- j. 迫りの昇降速度及び停止位置は、任意に設定できるものとし、自動的に速度制御及び停止ができるものとする。

- k. 舞台機構操作設備（舞台床機構及び舞台吊物機構）は、一度にすべての設備に電源を投入又は遮断ができるものとする。
- l. 緞帳及び暗転幕の昇降については、舞台機構操作盤の他に、上手側舞台進行卓付近で独自操作ができる操作器を、上手舞台袖舞台進行卓近傍に設置する。
- m. 字幕用昇降装置は、上手及び下手の客席前部に設置し、上手及び下手それぞれ単独で操作が可能な設備とする。また、上手及び下手舞台袖客席近傍に操作機接続用のコネクタを設置し、有線（有線長約10m）接続による操作機を用いて作業できるものとする。

⑤ 舞台備品

- a. 大劇場、小劇場及び演芸場の公演に供するため、基本的な舞台備品を設置する。
- b. 詳細については、【添付資料4-9-1】「劇場共通 平台・開き足・箱馬詳細図」、【参考資料4-10-1】「劇場共通 大劇場所作台配置参考図」、【参考資料4-10-2】「劇場共通 大劇場所作台（前並べ・中並べ・後並べ・花道）参考図」、【参考資料4-10-3】「劇場共通 小劇場所作台配置参考図」、【参考資料4-10-4】「劇場共通 小劇場所作台（前並べ・中並べ・後並べ・花道）参考図」、【参考資料4-10-5】「劇場共通 演台・司会台参考図」及び【添付資料5-2-13】「什器・備品リスト 舞台備品（大劇場、小劇場、演芸場）」を参考とする。

(2) 舞台照明設備

① 全般

- a. 伝統的な照明演出に加えて最新の照明演出に適した設備とし、将来的にLED照明機器など省電力・低発熱機器の使用を可能とする。
- b. 導入時において最新の機器等を選定し、耐震性・安全性・操作性・拡張性・保守点検・ランニングコストの低減・省エネルギーに配慮したものとする。
- c. 音響性能に影響を与えないよう、照明用ファンの騒音の低減を図る。
- d. 各負荷設備計画箇所は、舞台技術者の作業性を考慮し、十分な作業動線及び作業スペースを確保する。
- e. 照明ブリッジはボーダーライト、各種移動器具、ムービングライト等を柔軟に吊り込めるものとする。シュート作業を2人で乗り込んで行うことを想定し、高所作業に伴う安全対策として作業員の墮落制止用器具を装着したままの作業を可能とする摺動レールなどを設置する。
- f. 照明ブリッジはブリッジ本体や給電設備等の軽量化を図り、可能な限り積載重量を確保するとともに、給電設備が前後のバトン等に接触しないよう配慮する。
- g. 本花道及び仮花道床面へ側面から複数の投光を可能とし、照明機材の設置及び運用が安全にできるものとする。
- h. フットライトの自動昇降を検討する。

② 負荷設備等

- a. 各劇場の調光操作機器と複数の調光器は光回線で接続し、併せてDMXノードを設置する。
- b. 舞台上手・下手・奥に1φ3Wのカムロック対応の持込機器用分電盤を各30kVA設置する。
- c. ワイヤレスDMX装置を設置する。
- d. ボーダーライトは4色配線の上中下を基本と、境目となる12灯については切り替えスイッチを設置する。
- e. 各サスペンション・シーリング・投光スペースに単相D型20A、200V電源を設置する。
- f. 電圧降下の起こらない負荷線を計画し、配管はそれに応じたサイズとする。
- g. すのこ上部から演出に使用するための電源を降ろすことができるものとし、上手前方、上手中程、上手後方、下手前方、下手中程及び下手後方の6か所に電源を6kWずつ設置する。また、上手及び下手それぞれについて舞台上の持込み機器用分電盤と並列回路とする。

③ 調光操作卓等

- a. 歌舞伎、文楽、落語及びその他の伝統芸能公演の演出照明に対応し、かつ将来的なシステム変更にも配慮した計画とする。そのため、最新のデジタルネットワーク制御機能やバックアップにも対応した調光操作卓とする。
- b. 操作及び機器の動作記録を保存・再現できるシステムとする。

- c. 負荷回路の出力を監視できる設備とする。
- d. 無停電電源装置を設備する。
- e. バックアップフェーダーを設備し、操作卓に電源が入らない場合でも調光盤側に設定されたメモリによって照明が操作可能なものとする。
- f. 舞台照明計画支援ソフトウェアとして、振興会ネットワーク非接続状態でも使用することができるCAD及びシュミレーションソフトをPCにインストールし、必要箇所に設置する。

④ 照明器具等

- a. 吊り込み器具については、すべて落下防止安全対策を施すこととする。
- b. 冷却ファンの騒音が少ない投光器具類を採用する。
- c. エフェクトスポットライトシステム（ディスクマシン、ダブルマシン、スライドキャリアマスク等）を採用する。

(3) 舞台音響設備

① 全般

- a. 生音を基本とする国立劇場の音響理念を踏襲し、音響設備や機器を意識させない自然な拡声に配慮するとともに、伝統芸能の継承・発展を見据えた新技術及び新演出にも対応できるシステムとし、多様化する様々なニーズに将来にわたって対応できるバランスの取れた最新の音響設備とする。
- b. 客席及びホワイエにおける残響時間は伝統芸能に適した短めの時間を標準とするが、多様なニーズを想定し、将来的に音響設備を用いて電氣的に響きをコントロールする手法（残響支援装置、残響付加装置等）の採用が可能となる計画とする。
- c. 省エネに配慮し、電源容量及び発熱量を考慮した機器を選定する。
- d. 大劇場、小劇場及び演芸場それぞれに適切な専用のアナウンス設備を整備する。
- e. 客席上部に設置するスピーカー等については、落下防止のため十分な耐震性能を確保する。
- f. 移動スピーカー等固定されていない重量物については、適切な転倒防止対策を行う。
- g. 音響専用電源は単独トランスとし、アースも独立とする。
- h. 音響操作室は、舞台音響の運用に支障がない範囲において省スペースに配慮する。
- i. 回線及び電源部を二重化し、迅速に対応できるバックアップ機能を有するものとする。
- j. 舞台音響機器間は専用ネットワークにより接続し、必要箇所に回線を敷設する。回線については主回線を光回線とするが、メタル回線を一部使用することも可とする。また、各種プロトコルに対応できる設備とする。
- k. 各種設備からのノイズに関して、影響を受けないよう計画する。

② 各劇場音響性能の目標及び調整・測定

- a. 劇場内における拡声音の音響性能の目標を以下に示す。以下に示す電気音響設備の動作特性を測定し、音響性能の目標値を満足するよう調整を行う。

音響性能目標値

【スピーカー】 音響用固定設備スピーカー（拡声用スピーカー）

- (a) 伝送周波数特性 目標値：ばらつき 10dB 以内（160～5kHz）
伝送周波数範囲 スピーカー仕様による。（40～12.5kHz 以上）
測定位置：客席内 12 点以上（大劇場）
客席内 9 点以上（小劇場）
客席内 6 点以上（演芸場）
- (b) 音圧レベル分布 目標値：ばらつき 6 dB 以内（4kHz オクターブバンドノイズ）
測定位置：1 席 1 列おき
- (c) 安全拡声利得 目標値：-10dB 以上（舞台中央、下手側を音源とする）
測定位置：客席中央付近の代表点
- (d) 最大再生音圧レベル大・小劇場目標値：105～110dB 以上
演芸場目標値：95dB 以上
測定位置：客席中央付近の代表点
- (e) 残留ノイズ 目標値：NC-20 以下
測定位置：音圧レベル分布で最も大きい席及び客席中央付近の代表点
※各種設備からのノイズ混入がないことを確認する。

(f) 音声明瞭度指標 目標値：0.5 以上（拡声時）

測定位置：客席内 12 点以上（大劇場）

客席内 9 点以上（小劇場）

客席内 6 点以上（演芸場）

(4) 舞台進行設備

① 全般

- a. 公演を円滑・安全に進行するため、公演進行に必要な監視情報及び指令機能を集中的にコントロールする舞台進行機器を、大劇場、小劇場及び演芸場に設置する。
- b. 舞台進行設備は、大劇場及び小劇場においては舞台進行卓として、演芸場においては舞台機構操作盤内に設置する。
- c. 舞台進行卓は、舞台上手袖で最も客席に近く、かつ客席からの見切れを考慮した位置に設置する。また、舞台進行卓にキャスターを設け、ある程度の範囲の移動、回転等ができるものとし、あわせて地震発生時の転倒防止策を講じる。

② 舞台進行卓（演芸場は、舞台機構操作盤内に同機能を有すること）

公演の進行を司るため、以下の機能を搭載する。

- a. インカム（後述）設備
公演の進行を司るため、各劇場のインカム設備の中心となる機器を整備する。
- b. 公演監視カメラ・受像機
 - (a) 公演の進行に用いる公演監視カメラは、パン・チルト・ズームが可能なものとし、舞台正面、舞台正面暗視、花道（演芸場は除く）及び客席内に合計 4 台（演芸場は合計 3 台）を舞台進行卓（演芸場は舞台機構操作盤）専用として設置し、舞台進行卓上（演芸場は舞台機構操作盤上）で操作ができるものとする。
 - (b) 舞台進行卓内（演芸場は舞台機構操作盤内）に受像機 3 台（演芸場は 2 台）を設置し、公演監視カメラ及び I T V 画像（当該劇場は遅延のない画像で、他の劇場は地デジ変調画像とする。）をそれぞれ受像機ごと単独に選択し表示できるものとする。
 - (c) 公演監視カメラの詳細については、【添付資料 4-10-7】「大劇場 公演監視カメラ・I T Vカメラ系統 マトリクス図」、【添付資料 4-11-7】「小劇場 公演監視カメラ・I T Vカメラ系統 マトリクス図」及び【添付資料 4-12-6】「演芸場 公演監視カメラ・I T Vカメラ系統 マトリクス図」による。
- c. ブザー
 - (a) 3 つの送り先パターンを選択できるブザー装置を設置する。
パターン 1：客席、ホワイエ及び楽屋（廊下を含む）に発出する。
パターン 2：ホワイエ及び楽屋（廊下を含む）に発出する。
パターン 3：楽屋（廊下を含む）に発出する。
 - (b) パターン 3 は、大劇場及び小劇場の頭取部屋並びに演芸場の楽屋事務室からも発出できるものとする。
- d. 楽屋放送
音響操作室の操作によらず、楽屋及び楽屋廊下に音声放送を行うためのシステムを整備する。
- e. 休憩表示装置
 - (a) 客席内及びホワイエに、休憩時間を表示する装置を設置する。
 - (b) 表示する休憩時間は、1 分単位で 60 分まで設定可能とし、減算式又は固定表示式を選択できるものとする。減算式による使用時には途中で停止及び再減算ができるものとする。また、いずれの動作状態であっても表示の消灯及び再点灯ができるものとする。
- f. 時計・ストップウォッチ
デジタル時計 1 台とデジタルストップウォッチ（秒、分、時表示） 2 台を設置する。
- g. テーブル・引き出し・ライト
公演台本や舞台進行表を閲覧するためのスペースとして、横 650 mm、縦 400 mm 程度のテーブルを設置し、併せてテーブル面を照らすための小型ライト（フレキシブルタイプ、ON/OFF、調光機能付）を複数本設置する。また、テーブル直下に、内寸横 550 mm、奥行 270 mm、深さ 100 mm 程度の引出しも併せて設置する。
- h. 構内情報通信網設備モジュージャック

舞台進行卓上で振興会用有線LANに接続許可を有するノート型PCを使用するため、振興会用有線LANのモジュージャックを舞台進行卓近傍に設置する。また、舞台進行卓は、貸し劇場公演で外部の舞台関係者も使用することがあるため、外部の舞台関係者が持ち込んだPC等を振興会の許可なく接続できないよう、施錠できるカバープレートを設置する。

i. その他の設備

舞台進行卓近傍壁面に客席避難誘導灯及び客席足元灯の点灯・消灯操作を行うための誘導灯信号装置を設置する。また、同じく舞台監督卓近傍の壁面に、下手大臣内下座内の囃子方に指令を出すためのキューランプを設置する。

(5) 搬入口

① 全般

- a. 各劇場にトラックヤード及び荷捌場等を備えた搬入口を設置し、各舞台までの円滑な搬出入経路を確保する。
- b. 各劇場の搬入口は、②に示す搬入用車両が最低1台横付けでき、劇場関係資材等がスムーズに搬入できるものとする。屋外となる場合は、トラックヤード上部に屋根、庇等を設ける。
- c. 各劇場の搬入口は個別に設けることを原則とする。ただし、演芸場の搬入口は大劇場又は小劇場の搬入口との兼用も可とする。
- d. 舞台階と奈落階に複数の搬入口を設ける計画も可とする。
- e. 大劇場又は小劇場の搬入口から、大道具製作室を経て大道具倉庫に至る円滑な搬入経路を確保する。
- f. トラックヤードから舞台への搬入ルート上に位置する扉は、開放状態を保持できるものとする。なお、扉が防火戸等となる場合は、非常時のみ自閉する設備（感知器連動・通電時ドア開放保持）を用いる。
- g. 大劇場と小劇場の舞台間及び奈落間で円滑な搬入経路を確保する。舞台間の扉の有効開口寸法は幅4m、高さ7m以上、奈落間の扉の有効開口寸法は幅4m、高さを奈落レベル上部以上とする。また、扉は防音に配慮した電動開閉式とし、開放状態を保持できるものとするとともに、手動式に切替ができるものとする。なお、扉が防火戸等となる場合は、非常時のみ自閉する設備（感知器連動・通電時ドア開放保持）を用いる。

② 搬入用車両

- a. 大劇場搬入口は最大積載量11tのトラック・ウィング車が1台以上寄り付けることとする。
- b. 小劇場搬入口は最大積載量11tのトラック・ウィング車が1台以上寄り付けることとする。
- c. 演芸場搬入口は最大積載量2tロングのトラックが1台以上寄り付けることとする。

③ 搬入エレベーター

- a. 各劇場の舞台階まで大道具等を運搬するための搬入エレベーターを適切に設ける。
- b. 各劇場の搬入エレベーターのサイズは【添付資料4-8】「エレベーターの考え方」により、いずれかの劇場で公演、仕込み等を行っている場合でも、影響を及ぼすことなく他の劇場への搬入が可能となるよう、位置及び台数を計画する。

(6) インカム設備

① 全般

- a. 各劇場において独立したシステムをもつインカム設備を整備する。
- b. インカムのシステムは、舞台進行系、舞台系、照明系、音響系及び映像系（演芸場においては舞台進行系と舞台系は統合）の5つのグループをもち、舞台進行系を中心に、他のグループとの通話又はグループ内通話を自由に選択できるものとする。
- c. インカムの回線はデジタル搬送方式とし、専用の光ケーブル、メタル回線及び無線を用いるものとする。
- d. 同一劇場内のデジタル回線を整備している諸室については、インカム回線、ITV及び運営音声モニター設備の回線を共用可とする。

(7) 運営音声モニター設備

① 全般

- a. 各劇場において、舞台機構操作室（大劇場及び小劇場のみ）、照明操作室、音響操作室、楽屋、楽屋廊下、ホワイエ、I T V回線などに公演状況の音声を音響操作室から送出できるものとする。
- b. 受信側の音量は、楽屋廊下、ホワイエ、I T Vにおいては音響操作室において調整し、他の室においては、室内の手元スイッチにより音量調節（O F F、3段階程度）ができるものとする。
- c. 運営音声モニター設備は、インカム設備及びI T V設備と機器、回線ともに共用も可とするが、楽屋廊下やホワイエなどの運営音声モニターのみの場所についての送出方法は、アナログ有線回線とする。

(8) I T V設備

① 全般

- a. 各劇場において、舞台正面、舞台袖、客席、花道等の舞台進行に係る画像を、地上デジタル放送波複数チャンネルで送信し、共聴回線を経由し、基本的にすべての各室に配信することができるI T V設備を整備する。
- b. (6)のインカム設備及び(7)の運営音声モニターに用いるデジタル回線を設置している室においては、遅延のない画像としてデジタルダイレクト映像受信できる設備とする。また、送出される画像の画角は、舞台進行に係るすべての範囲（花道揚幕から舞台、舞台から出語り床等）をカバーできるものとする。
- c. 各劇場の舞台正面、舞台袖、客席、花道など舞台進行に係る画像及び運営音声モニター設備から送出される音声をデータ処理機材（エンコーダー）で処理し、インターネット回線に送出できる機能を付加する。
- d. 国立能楽堂、国立文楽劇場、新国立劇場及び国立劇場おきなわからインターネット回線を利用して送出されたデータを受信し、データ処理機材（デコーダー）で処理したうえで、I T V設備に配信できる機能を付加する。なお、国立文楽劇場、国立能楽堂、新国立劇場及び国立劇場おきなわから送出するデータ回線及びインターネット回線は、別途、振興会が整備するものとする。

(9) 公演記録設備

① 全般

- a. 主催公演の公演記録作成業務に供するため、録音室、ミキサー室、ミキサー機械室、映像事務室、A V室、映像システム室、公演記録用機材庫、撮影スタジオ及び公演記録スタッフルームを設置する。
- b. a. の公演記録諸室は、公演記録を支障なく行うための設備として、音声調整設備2組（メイン・サブ）、映像・音声同期設備2組（メイン・サブ）及び複数台の録画装置を設置し、各設備機器間を適切なケーブルで配線する。
- c. 公演記録業務を行うため、パン・チルト・ズームが可能な公演記録用固定カメラ（音声用）を各劇場に設置し、ミキサー室内でカメラの操作をし、専用受像機でモニターできるものとする。
- d. ミキサー室内に大型受像機を設置し、公演記録用固定カメラ（音声用）からの画像を選択受像できるものとする。
- e. 公演記録業務を行うために、パン・チルト・ズームが可能な公演記録用固定カメラ（映像用）を各劇場に設置し、A V室内でカメラの操作をし、専用受像機でモニターできるものとする。
- f. 公演記録用固定カメラ（映像用）は舞台に対し可能な限り水平な画角で、プロセニウム内すべてと花道（仮花道含む）における演技が同時に収録できる位置に設置する。
- g. 大劇場における宙乗り演出にも対応できる公演記録設備を検討する。
- h. 詳細は【添付資料4-9-2】「公演記録設備仕様表」により、【参考資料4-10-6】「劇場共通 映像システム系統参考図」に示す現行のシステムを参考とし、詳細な仕様については振興会との協議により決定する。

② 各劇場との回線

- a. 公演記録カメラ及び公演記録用固定カメラの回線として、各劇場の公演記録室と映像システム室との間に映像用ケーブルを大劇場は6回線、小劇場は6回線、演芸場は4回線設置する。

- b. 映像用ケーブルを、大劇場の公演記録室とカメラ室の間に3回線設置し、演芸場の公演記録室①と公演記録室②の間に2回線設置する。
- c. 各劇場における公演記録音声用として、各劇場の公演記録室からミキサー室に音声（マイク）回線（8k対応光ケーブルとする）をそれぞれ2回線ずつ設置する。
- d. 各劇場における公演記録映像用として、各劇場の公演記録室からAV室に映像回線（8k対応光ケーブルとする）をそれぞれ2回線ずつ設置する。
- e. 詳細な仕様については、【参考資料4-10-7】「劇場共通 公演記録映像・音声回線参考図」に示す現行の回線を参考に、振興会と十分な協議により決定する。

(10) その他

- ① 大劇場及び小劇場の下手舞台袖プロセニウム付近から中奈落を經由し、奈落に降りる階段は演出上極めて重要な動線であるため、振興会と十分な協議を行い計画する。
- ② 舞台及び客席周辺の室に設ける舞台へ向かう窓に設置するガラスは、室内の光源による映り込みが発生しないよう配慮する。
- ③ 客席から舞台への良好なサイトライン確保について検討を行い、舞台の視認性に十分配慮した計画とする。
- ④ 客席の光環境については、観劇や演出を妨げる不必要な光が客席に漏れないよう、十分配慮すること。

2. 大劇場（舞台、客席、ホワイエ）

大劇場は、歌舞伎をはじめとして、日本舞踊、邦楽、雅楽、声明、民俗芸能その他各種の伝統芸能公演のためのものである。したがって、その舞台及び客席は、日本の伝統的芸能空間特有の親しみやすく密度の高い空間が現代において具体化されたものであることが求められる。

加えて、大劇場は特に重要な公的式典の場としても用いられるものであるため、それに相応しい装備と品格がなくてはならない。

(1) 舞台

① 主舞台及び舞台袖

主舞台及び舞台袖の詳細については【添付資料 4-10-1】「大劇場 劇場単線図」及び【参考資料 4-11-1】「大劇場 仮花道参考図」によるほか、以下による。

- a. プロセニウム
 - (a) 基本間口 22,000 mmとする。
 - (b) 高さ 6,364 mmから 8,182 mmまでの可変とする。
- b. 舞台の幅
 - (a) 舞台の幅（有効寸法）は 60,606 mm以上とする。
- c. 舞台の奥行
 - (a) 舞台の奥行（有効寸法）は 29,091 mm以上とする。
- d. 舞台上部の高さ
 - (a) 舞台上部の有効寸法（舞台上に何も無い状態を確保できる高さ）は 9,091 mm以上とする。
- e. 舞台及び袖舞台の形状
 - (a) 舞台の有効形状は、前掲の b.、c. 及び d. による完全な直方体とし、袖舞台は上手側と下手側を同一の有効形状とする。
- f. 舞台面の高さ
 - (a) 客席最前部床面から 909 mm程度とする。
- g. 花道
 - (a) 本花道
 - (ア) 舞台下手前縁から客席後方に向けて直角に設置する。
 - (イ) 本花道の有効長さは 18,182 mm程度、フットライト及び化粧框を除いた有効幅 1,515 mmとし、全体幅は 1,818 mm程度とする。高さは舞台面と同一とする。
 - (ウ) 本花道を使用しないときは、客席に変更ができるものとする。
 - (エ) 本花道の設置及び撤去の作業は、可能な限り自動化を図り短時間で作業が完了するものとする。
 - (オ) 本花道設置のために撤去する客席は、客席ワゴン収納庫に収納する。

- (カ) 本花道の有効幅外側両方にフットライトを設ける。なお、機材の幅が花道全体の幅に大きく影響するため、花道の有効幅を考慮した機材を選定する。
- (キ) 所作台設置等に対応するため、本花道フットライトの自動昇降を検討する。
- (ク) 本花道に化粧框（次の②により、舞台の化粧框と同じ仕上げとする。）を設ける。

(b) 仮花道

- (ア) 舞台上手前縁から客席後方に向けて直角に仮設するものとして、仮花道を構成する部品等を整備する。
- (イ) 仮花道の設置時における有効寸法、外観（化粧框含む）及びフットライト形状は本花道と同一とするが、フットライトの自動昇降の検討は要しない。
- (ウ) 仮花道の設置及び撤去（客席椅子を含む。）作業は、外部業者による工事を行うことなく、公演業務の一環として舞台関係スタッフが行えるものとする。
- (エ) 仮花道設置時において、仮花道上にあった客席は舞台袖に適宜収納するものとする。

② 舞台の床材質等

舞台の床材質等の詳細については【添付資料 4-10-2】「大劇場 舞台床板張仕様図」によるほか、以下による。

a. 舞台上手前縁及び花道側面両側に化粧框を設置する。

(e) 床面材質

(a) 舞台、舞台袖及び花道

- (ア) 吉野檜片面無節芯去り材
- (イ) 含水率 10~12%、寸法 4,000~4,200×195×50 (mm)
- (ウ) 仕上り寸法：板幅 180 mm×厚さ 45 mm、角面取り不可
- (エ) 大引間隔：3 尺 (0.91m)、根太間隔：13~15 寸 (0.4~0.5m)
- (オ) 単位面積あたりの耐荷重：500kg/m²以上

(b) 舞台上手前縁化粧框

- (ア) 尾州檜片面無節芯去り材薄板貼り付け

(c) 花道側面両側化粧框

- (ア) 尾州檜片面無節芯去り材薄板貼り付け

(f) 床材の板張方向

- (a) 舞台中央から両側 32,727 mmかつ舞台上手前縁から 4,848 mmの範囲、その範囲に含まれる廻り舞台の正盆及び裏盆部分並びに 16 号迫り・12 号迫りは、客席から舞台に向かって縦張とし、それ以外の部分（廻り舞台、舞台迫り含む）はすべて客席から舞台に向かって横張とする。
- (b) 花道の板張方向は、長手方向（舞台上手前縁から客席後方方向）とし、板材の接合は雇い実知ぎとする。

(g) 施工

- (a) 季節による木材の伸縮を十分に考慮した施工計画を立てるとともに、床板間の隙間や段差、反り等の経年劣化による影響を最小限とするため、床材張り込み作業において十分な側圧（1 mあたり約 500kg を目安）をかけて床材を固定する。
- (b) 迫りや廻り舞台の端、本舞台と花道の接続部を除き、隙間なく床材を敷き詰め、段差がないようにする。

③ 舞台床機構

舞台床機構の詳細については、【添付資料 4-10-3】「大劇場 舞台床機構図・仕様表」によるほか、以下による。

a. 廻り舞台

- (a) 直径 20,000 mmとする。

b. 舞台迫り

(a) 廻り舞台内

大迫り：上段及び中段からなる 2 層構造で、上段が舞台面のレベルにあるとき、中段は中奈落と同じレベルにあるものとする。
また、全体を舞台に向かって横方向に 3 分割のうえ、個別又は全体で稼働できるものとする。昇降範囲は 3 台とも、最下位置は上段が奈落面、

最上位置は中段が舞台面と同じレベルにある状態とし、設定する任意の高さに自動的に停止できるものとする。

中迫り：横方向に4分割、縦方向に2分割、全体で8分割のうえ、個別又は全体で可動できるものとする。任意のグループを設定のうえ稼働できるものとする。

昇降範囲は8台とも最下位置は奈落面、最上位置は舞台面のレベル上1,818mmの高さにある状態とし、設定する任意の高さに自動的に停止できるものとする。

小迫り：大迫り及び中迫りの外側に分散して5台配置する。

昇降範囲は5台とも最下位置は中奈落面、最上位置は舞台面と同レベルにある状態とする。

(b) 廻り舞台外

下手大臣前スッポン：下手大臣の舞台内側直近に1台配置する。

昇降範囲は最下位置は中奈落、最上位置は舞台面と同レベルにある状態とする。

c. 花道迫り

(a) 花道スッポン

(ア) 花道七三（舞台前縁から約3,459mmの位置をいう。）を中心として舞台に向かって縦方向に2台配置し、昇降範囲は中奈落から花道面（舞台面）とする。

(イ) 花道スッポン（2台）は、単独又は連動して操作できるものとする。

(ウ) スッポンの花道長手方向両外側の舞台面と中奈落の中段に、演出に用いる空間（演者がかがんで退避できる程度の広さとする。）をそれぞれ設ける。なお、広さ及び高さ等の詳細な仕様については、振興会と協議を行い決定する。

④ 舞台吊物機構

舞台吊物機構の詳細については【添付資料 4-10-4】「大劇場 舞台吊物表・仕様表」によるほか、以下による。

a. すのこ

(a) 主舞台から高さ27,000mm以上とする。

(b) すのこ上部は、保守作業の安全性を考慮し、十分な空間及び動線を確保する。

(c) すのこ上部の照明スイッチは、すのこ面に加え、舞台レベルでも操作できるものとする。

b. 舞台の吊物（美術バトン・照明ブリッジ等・保管バトン）

(a) 舞台の吊物はすべて電動巻取方式とし、用途に対して適切な吊荷重、速度設定及び制御方式とする。

c. 定式幕

(a) 吊環・ワイヤー式とし、人力（1人）で開閉ができるものとする。

d. 中割幕

(a) 手動で開閉でき、舞台袖から舞台中央まで任意の開口幅で停止できるものとする。

(b) 不使用時には、他のバトン同様に舞台上部に電動で収納できるものとする。

e. 大黒幕

(a) 1張とし、電動で昇降し、昇降速度が変更できるものとする。形状はルントとする。

(b) 全体に4分割され、上手側、奥側、下手側に布を重ね合わせた状態のスリットがあるものとする。

(c) 上手袖及び下手袖の大黒幕は、単独でロープ操作による手動により開閉できるものとする。

f. 大ホリ

(a) 1張とし、電動で昇降し、昇降速度が変更できるものとする。形状はルントとし、底部に金属製の管を固定し、形状を安定させるものとする。

⑤ 大臣囲い

大臣囲いの構造、回線及び付帯設備については【添付資料 4-10-5】「大劇場 大臣囲い仕様」によるほか、以下による。

a. 上手大臣

- (a) 舞台上手に2階建て構造の大臣を1台設置する。
 - (b) 大臣1階は、吊環及び鉄管により吊り下げられた揚幕を設置し、出演者の出入りができるものとする。
 - (c) 大臣2階は竹本床として使用し、前縁に手動で背後から巻き上げができる御簾を設置する。また、舞台面から大臣2階へ安全に昇降できる階段を設置し、2階不使用時には階段が撤去できる構造とする。
 - (d) 大臣2階の上部及び舞台奥側に、照明機材を吊り込む空間及び作業するための空間を確保する。
 - (e) 1階揚幕内側及び2階竹本床手前などに、手元で調光できる室内灯を設置する。
 - (f) 大臣内部及び直近外部で使用する照明機材、音響機材（マイク・スピーカー）のための回線を確保する。
 - (g) 大臣全体を舞台袖側に移動し、舞台吊物機構により舞台袖上面に吊り下げ収納できるものとする。
- b. 下手大臣
- (a) 舞台下手に2階建て構造の大臣を1台設置する。
 - (b) 大臣1階は黒御簾を設置し、鳴物や三味線、長唄の演奏に使用できるものとする。
 - (c) 大臣2階は表面の開口部に御簾を下げた小部屋を設け、大臣上部及び舞台奥側に照明機材を吊り込む空間及び作業をするための空間を確保する。また、作業スタッフが安全に舞台面から昇降できる機構とする。
 - (d) 1階御簾内及び2階小部屋に、手元で調光できる室内灯を設置する。
 - (e) 大臣内部及び直近外部で使用する照明機材や音響機材（マイク・スピーカー）のための回線を設置する。
 - (f) 大臣全体を舞台袖側に移動し、舞台吊物機構により舞台袖上面に吊り下げ収納できるものとする。
- c. 前虹梁・後虹梁
- (a) 前虹梁及び後虹梁を整備し、上手大臣及び下手大臣の前側（客席側）及び後方（舞台奥側）に吊物機構により吊るすものとする。
- ⑥ 舞台下
- 舞台下の詳細については【添付資料 4-10-1】「大劇場 劇場単線図」によるほか、以下による。
- a. 奈落
- (a) 奈落面には、廻り舞台、乗り場、乗り場階段など公演に必要な設備以外の構造物を設置せず、可能な限り広い空間を確保する。
 - (b) 奈落面の深さは小劇場と同一とし、高さ6,364mmの大道具パネル等を専用の引枠（馬立：大道具を載せる面は、タイヤ接地面より303～500mm高）に載せて、大劇場の奈落大迫り乗り場口より奈落面を通り、小劇場の奈落大迫り乗り場口まで自由に移動できるものとする。
- b. 中奈落
- (a) 中奈落の深さは小劇場と同一とし、出演者が小迫り及び花道スッポンに乗り降りする際に支障のない深さかつ小迫り及び花道スッポンに出演者が立った状態で乗り込んだ場合に客席から見えない深さを確保する。
 - (b) 中奈落と同じレベルに揚幕連絡路を設置し、揚幕室及び仮花揚幕室までの経路を確保するとともに、揚幕連絡路用のトイレを設置する。
- c. マシンピット
- (a) 廻り舞台の機能維持のためのメンテナンスに支障のないよう、十分な空間（幅、深さなど）を確保する。
- ⑦ 舞台照明設備
- a. 公演を行うための舞台照明設備を設置する。
 - b. 客席内には投光スペース及びバルコニーライトを適宜設置する。これらの灯体は観客の視線に極力触れないよう配慮するとともに、メンテナンスを簡便に行える構造とする。
 - c. 舞台照明設備の詳細については【添付資料 4-10-8】「大劇場 舞台照明設備仕様表」により、振興会と十分な協議を経て決定する。
- ⑧ 舞台音響設備

- a. 公演を行うための舞台音響設備を設置する。
 - b. スピーカーやマイク等の機材は、観客の視線に極力触れないよう配慮するとともに、メンテナンスを簡便に行える構造とする。
 - c. 舞台音響設備の詳細については【添付資料 4-10-9】「大劇場 舞台音響設備仕様表」及び【添付資料 4-10-10】「大劇場 舞台音響システム図」により、振興会と十分な協議を経て決定する。
- ⑨ その他の舞台設備
- a. 舞台機構操作設備
 - (a) 舞台機構の操作のため、舞台上手袖客席側に舞台機構操作室を配置し、内部に舞台機構操作盤を設置するとともに、簡易事務室及びスタッフ控室として使用できるスペースを設ける。
 - (b) 舞台機構操作室内の舞台機構操作盤に付随して、インカム、運営音声モニター及びI T V受像機を設置する。
 - b. 埋め込み型照明用コンセント
 - (a) 舞台面の廻り舞台中及びその周辺に、舞台照明設備として埋め込み型照明用コンセントを設置する。
 - (b) コンセントの数量は、現国立劇場と同等以上とする。
 - (c) 【参考資料 4-11-2】「大劇場 コンセント位置参考図(照明)」に示す現国立劇場の設置場所、回線種類及び数量を参考とし、振興会と十分な協議を経て決定する。
 - c. 埋め込み型音響用コンセント
 - (a) 舞台面(廻り舞台を除く)に、舞台音響設備として埋め込み型音響用コンセントを設置する。
 - (b) コンセントの数量は、現国立劇場と同等以上とする。
 - (c) 【参考資料 4-11-3】「大劇場 コンセント位置参考図(音響マイク)」及び【参考資料 4-11-4】「大劇場 コンセント位置参考図(音響S P)」に示す現国立劇場の設置場所、回線種類及び数量を参考とし、振興会と十分な協議を経て決定する。
 - d. インカム
 - (a) 舞台進行卓を中心に、舞台機構操作室、照明操作室、音響操作室、アナウンス室など、公演の進行に必要な場所を結ぶインカム設備を整備する。
 - (b) システムは、舞台進行卓(舞台進行系)を中心とし、舞台系、照明系、音響系、映像系のそれぞれの系統内で独自のグループを形成できるものとする。
 - (c) システムは、有線のほかワイヤレスインカムシステムと併用して運用できるものとする。
 - (d) インカム設置場所及び系統の詳細については【添付資料 4-10-6】「大劇場 インカム設備・音声運営モニター マトリクス図」による。
 - e. 運営音声モニター
 - (a) 公演時の舞台上及び客席の音声を、舞台機構操作室、照明操作室、音響操作室、アナウンス室、楽屋各室、楽屋関連諸室、楽屋廊下、ホワイエ、スタッフ控室、I T V、その他必要な箇所に送出するための設備を音響操作室及び各諸室に設置する。
 - (b) 運営音声モニターは音響操作室から送出し、楽屋廊下、ホワイエ、I T V送り出しに関する音量操作は音響操作室で行うものとする。楽屋関連諸室については、各室で手元操作により音量を操作できるものとする。
 - (c) 運営音声モニター機器の設置場所については【添付資料 4-10-6】「大劇場 インカム設備・音声運営モニター マトリクス図」による。
 - f. I T V
 - (a) 舞台正面、舞台袖、客席、花道など、公演の進行を確認できる画像を国立劇場内に提供するため、それぞれ必要な画像を撮影するカメラを複数設置する。
 - (b) 公演に直接かかわる室等(舞台機構操作室、照明操作室、音響操作室、アナウンス室、楽屋各室、楽屋関連諸室、楽屋廊下、ホワイエ、スタッフ控室など)は、画像及び音声の遅延がなく受信できる設備とする。
 - (c) 前掲の(b)以外の室等への提供は地上デジタル放送方式により可能な限り画像及び音声の遅延の少ないシステムを構築する。

- (d) I T V設備のカメラについての詳細は【添付資料 4-10-7】「大劇場 公演監視カメラ・I T Vカメラ系統マトリクス図」による。

⑩ 関係諸室

大劇場に設ける関係諸室は以下のとおりであり、詳細は【添付資料4-5】「各室性能表」及び【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」による。位置等については【添付資料4-10-1】「大劇場 劇場単線図」による。

- a. カメラ室
- b. 揚幕室
- c. 音響操作室
- d. 照明操作室
- e. 仮花揚幕室
- f. 公演記録室（多目的室）
- g. 公演監事室
- h. 大道具スタッフ控室
- i. 照明スタッフ控室
- j. 舞台機構操作室
- k. アンブ室
- l. 音響編集作業室
- m. 投光スペース
- n. 舞台効果室
- o. シーリング
- p. フォロースポット室
- q. 宙乗り鳥屋
- r. スタッフトイレ

(2) 動線

以下に示すスタッフ及び実演家の動線を確保する。

① 奈落⇄すのこ

- a. マシンピット～奈落～中奈落～舞台～すのこ間にエレベーターを用いた保守動線（保守部品の搬送及び人員の移動）及び演出のためのバリアフリー動線を確保する。
- b. エレベーターのかご内照明は公演時の舞台演出に支障がないよう調整できるものとし、エレベーターサイズは【添付資料4-8】「エレベーターの考え方」による。
- c. 前掲の a. の経路に階段を用いた動線も確保する。
- d. すのこからシーリング及びフォロースポット室に至る動線を確保する。

② 楽屋⇄シーリング

- a. 楽屋～舞台～中奈落～スッポン乗り場～揚幕連絡路～揚幕室（仮花道揚幕室含む）～宙乗り鳥屋（上手下手）～シーリング間にエレベーター等を用いたバリアフリー動線を確保する。
- b. a. の動線経路は客席・ホワイエを通らずに（観劇客の目に触れずに）移動できることとする。
- c. 揚幕連絡路～揚幕室～宙乗り鳥屋～シーリング間に設けるエレベーターのサイズは【添付資料4-8】「エレベーターの考え方」による。
- d. 前掲の a. の経路に階段を用いた動線も確保する。なお、舞台～中奈落に関しては、舞台前側上手下手に階段を設ける。
- e. a. の経路は演出動線としても使用するため、2,000mm 以上の通路幅、階段幅を確保する。

③ 舞台⇄揚幕室

- a. 早変わり等の演出で使用する、舞台からホワイエ等を通過して舞台と同一レベルで揚幕室に至る動線を確保する。

(3) 客席・ホワイエ

① 客席

- a. 客席
 - (a) 席数は花道を設置しない状態で 1,450～1,550 席程度とする（車椅子席は総数に含めてよい）。

- (b) 客席は大劇場の空間に調和する特注品とし、製作に先立ち各部の寸法、材料、色彩等について振興会と十分な協議を経て決定する。
- (c) 車椅子席付近に介助者が座れるように配慮する。また、1層客席において周辺の客席を取り外す等により、大型サイズ的車椅子及びストレッチャータイプの車椅子にも対応できる客席空間を検討する。
- (d) 車椅子席は、東京都福祉のまちづくり条例の努力基準を満たしたうえで、複数の階及び各階で異なる位置に設置する。
- (e) 聴覚障害者用集団補聴装置を設置する。座席数及び設置場所については、振興会と協議のうえ決定する。
- (f) すべての席において、肉眼で舞台上の出演者の細かな動きを見分けることができ、特に1層客席においては出演者の表情を見分けることができるものとする。
- (g) 舞台上の出演者のそれぞれの動き及び出演者と背景との位置関係を、適切なスケール感で見ることができるとする。
- (h) 1層客席
 - (ア) 中央ブロックの客席は千鳥配置とする。
 - (イ) サイドバルコニー席を設置する。
 - (ウ) 座席は取り外し可能とする。
 - (エ) 客席幅：530 mm、客席前後幅：950 mm、通路幅 950 mm以上とする。
- (i) 上層客席
 - (ア) サイドバルコニー席を設置する。
 - (イ) 座席は取り外し可能とする。
 - (ウ) すべての席から、着席した状態で花道七三のスッポン面がすべて見えることとする。ただし、下手側サイドバルコニー席の一部についてはスッポン面が見えないことを許容する。
 - (エ) 客席幅：530 mm、客席前後幅：950 mm、通路幅 950 mm以上とする。
 - (オ) (3層客席以上となる場合) 客席幅：500 mm、客席前後幅：910 mm、通路幅 850 mm以上とする。
- (j) 貴賓席
 - (ア) 位置は2層客席最前列中央を予定している。
 - (イ) 貴賓席椅子は基本的に一般席椅子と同じものを使用するが、座席を交換する場合を想定し、簡単に座席の交換ができるものとする。
 - (ウ) ホワイエから段差なく貴賓席まで移動できる通路を、2層客席中央ブロック下手側に設置する。
- (k) 客席内に階段等の段差を設ける場合には、歩行者が段差等を容易に認識できるように対策を講じるものとする。なお、公演に支障がないように配慮するものとし、振興会と協議のうえ対策を決定する。

② ホワイエ

a. 規模

- (a) ホワイエは、観客が十分にくつろぎ、公演前の期待感を醸成するよう、総席数に沿った規模を確保する。
- (b) ホワイエ各階に、十分な観客の休憩用椅子及びテーブルを配置する。
- (c) コインロッカー室を設置する。

(h) 特別室

- (a) 賓客用休憩室として、大劇場貴賓席及び小劇場貴賓席から容易に到達できる位置に特別室を1室以上設ける。
- (b) メインエントランスから特別室へ至る動線、駐車場から特別室に至る動線及び特別室から貴賓席に至る動線のセキュリティに配慮する。
- (c) 特別室には、専用の前室、控室及びトイレを設ける。

(i) トイレ

- (a) トイレの順番待ちの列がホワイエにまで続くことを考慮し、観客等が気兼ねなく順番待ちができるよう、設計上の工夫を行う。
- (b) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年版)」に基づいた計画とする。

(c) バリアフリートイレ

- (ア) 各階に1以上の「個別機能を組み合わせたトイレ（車椅子利用者便房+オストメイト用設備を有する便房+乳幼児用設備を有する便房）」を設ける。
- (イ) 一般トイレ内の便房は、個別機能を備えた便房を複数設けることにより、高齢者、障害者等の集中及び混雑を避ける計画とする。
- (ウ) 便房の機能を示す表示板（標識）は、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する。また、機能分散がなされている個別機能を備えた便房は、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する。

3. 小劇場（舞台、客席、ホワイエ）

小劇場は、文楽をはじめとして、歌舞伎、日本舞踊、邦楽、雅楽、民俗芸能その他各種の伝統芸能公演のためのものであり、その舞台、客席及び各種装備はそれらに対応できるものでなくてはならない。特に、文楽公演において求められる文楽固有の舞台機構及び客席空間を、現代においてどのように具現化するか、創造的な工夫が求められる。

(1) 舞台

① 主舞台及び舞台袖

主舞台及び舞台袖の詳細については【添付資料4-11-1】「小劇場 劇場単線図」によるほか、以下による。

a. プロセニウム

- (a) 基本間口 13,606 mmとする。なお、大臣囲い使用時や出語り床設置時に対応できる間口の可変（拡張）を検討する。
- (b) 基本高さ 5,500 mmとする。なお、高さ 6,364 mmの大道具（囲い、見切り等）の展開に対応できる高さの可変（拡張）を検討する。

b. 舞台の幅

- (a) 舞台の幅（有効寸法）は 30,000 mm以上とする。

c. 舞台の奥行

- (a) 舞台の奥行（有効寸法）は 19,091 mm以上とする。

d. 舞台上部の高さ

- (a) 舞台上部の有効寸法（舞台上に何も無い状態を確保できる高さ）は 7,879 mm以上とする。

e. 舞台及び袖舞台の形状

- (a) 舞台の有効形状は、前掲の b.、c. 及び d. による完全な直方体とし、袖舞台は上手側と下手側を同一の有効形状とする。

f. 舞台面の高さ

- (a) 客席最前部床面から 909 mm程度とする。

g. 花道

(a) 花道

- (ア) 舞台下手前縁から客席後方に向けて直角に設置する。
- (イ) 花道の有効長さは 18,182 mm程度、フットライト及び化粧框を除いた有効幅 1,273 mmとし、全体幅は 1,515 mm程度とする。高さは舞台面と同一とする。
- (ウ) 花道を使用しないときは、客席に変更できるものとする。
- (エ) 花道の設置及び撤去の作業は、可能な限り自動化を図り短時間で作業が完了するものとする。
- (オ) 花道設置のために撤去する客席は客席ワゴン収納庫に収納する。
- (カ) 本花道の有効幅外側両方にフットライトを設けることを検討する。なお、機材の幅が花道全体の幅に大きく影響するため、花道の有効幅を考慮した機材を選定する。
- (キ) 所作台の設置等に対応するため、花道フットライトの自動昇降を検討する。
- (ク) 花道に化粧框（次の②により、舞台の化粧框と同じ仕上げとする。）を設ける。

② 舞台の床材質等

舞台の床材質等の詳細については【添付資料4-11-2】「小劇場 舞台床板張仕様図」によるほか、以下による。

- a. 舞台前縁及び花道側面両側に化粧框を設置する。
- b. 床面材質
 - (a) 舞台、舞台袖及び花道
 - (ア) 吉野檜片面無節芯去り材
 - (イ) 含水率 10~12%、寸法 4,000~4,200×195×50 (mm)
 - (ウ) 仕上り寸法：板幅 180 mm×厚さ 45 mm、角面取り不可
 - (エ) 大引間隔：3 尺 (0.91m)、根太間隔：13~15 寸 (0.4~0.5m)
 - (オ) 単位面積あたりの耐荷重：500kg/m²以上
 - (b) 舞台前縁化粧框
 - (ア) 尾州檜片面無節芯去り材薄板貼り付け
 - (c) 花道側面両側化粧框
 - (ア) 尾州檜片面無節芯去り材薄板貼り付け
- c. 床材の板張方向
 - (a) 舞台中央から両側 23,030 mmかつ舞台前縁から 3,939 mmの範囲、その範囲に含まれる廻り舞台の正盆及び裏盆部分並びに 11 号迫りは、客席から舞台に向かって縦張とし、それ以外の舞台 (廻り舞台、舞台迫り含む) はすべて客席から舞台に向かって横張とする。
 - (b) 花道の板張方向は、長手方向 (舞台前縁から客席後方方向) とし、板材の接合は雇い実矧ぎとする。
- d. 施工
 - (a) 季節による木材の伸縮を十分に考慮した施工計画を立てるとともに、床板間の隙間や段差、反り等の経年劣化による影響を最小限とするため、床材張り込み作業において十分な側圧 (1 mあたり約 500kg を目安) をかけて床材を固定する。
 - (b) 迫りや廻り舞台の端、本舞台と花道の接続部を除き、隙間なく床材を敷き詰め、段差がないようにする

③ 舞台床機構

舞台床機構の詳細については、【添付資料 4-11-3】「小劇場 舞台床機構図・仕様表」によるほか、以下による。

- a. 廻り舞台
 - (a) 直径 12,727 mmとする。
- b. 舞台迫り
 - (a) 廻り舞台内
 - 大迫り：昇降範囲は奈落から舞台レベル上 1,818 mmとする。
 - 中迫り：横方向に 3 分割、縦方向に 2 分割、全体で 6 分割とし、個別又は全体で可動できるものとする。ことに加え、任意のグループを設定のうえ稼働できるものとする。
 - 昇降範囲は 6 台とも奈落から舞台レベル上 1,818 mmとする。
 - 小迫り：大迫りの外側に分散して 4 台配置する。
 - (b) 昇降範囲は 4 台とも中奈落面から舞台面のレベルとする。舟底迫り
 - (ア) 文楽公演に使用する舟底迫りを設置する。
 - (イ) 廻り舞台裏側 (所作台を敷き詰める正盆状態において、客席の反対側となる位置をいう。) の廻り舞台内側に 1 台、舞台上手及び下手の廻り舞台外側から舞台袖までに各 1 台の合計 3 台を設置する。
 - (ウ) 昇降範囲は 3 台とも主舞台レベル下 606 mmより主舞台レベルとし、主舞台レベル下 364 mmの深さで自動停止する機能をもつものとする。
 - (エ) 舟底迫り 3 台は個別又は全体で可動し、操作員、指令者及び監視者の 3 名程度で操作できるものとする。
- c. 花道迫り
 - (a) 花道スッポン
 - (ア) 花道七三 (舞台前縁から約 3,909 mmの位置をいう。) を中心として舞台に向かって縦方向に 2 台配置し、昇降範囲は中奈落から花道面 (舞台面) とする。
 - (イ) 花道スッポン (2 台) は、単独又は連動して操作できるものとする。

- (ウ) スポンの花道長手方向客席後方外側の舞台面と中奈落の中段に、演出に用いる空間（演者がかがんで退避できる程度の広さとする。）を設ける。なお、広さ及び高さ等の詳細な仕様については、振興会と協議を行い決定する。

④ 舞台吊物機構

舞台吊物機構の詳細については、【添付資料4-11-4】「小劇場 舞台吊物表・仕様表」によるほか、以下による。

- a. すのこ
 - (a) 主舞台から高さ 22,000 mm以上とする。
 - (b) すのこ上部は、保守作業の安全性を考慮し、十分な空間及び動線を確保する。
 - (c) すのこ上部の照明スイッチは、すのこ面に加え、舞台レベルでも操作できるものとする。
- b. 舞台の吊物（美術ボタン・照明ブリッジ等・保管ボタン）
 - (a) 舞台の吊物はすべて電動巻取方式とし、用途に対して適切な吊荷重、速度設定及び制御方式とする。
- c. 定式幕
 - (a) 吊環・ワイヤー式とし、人力（1人）で開閉ができるものとする。
- d. 中割幕
 - (a) 手動で開閉でき、舞台袖から舞台中央まで任意の開口幅で停止できるものとする。
 - (b) 不使用時には、他のボタン同様に舞台上部に電動で収納できるものとする。
- e. 大黒幕
 - (a) 1張とし、電動で昇降し、昇降速度が変更できるものとする。形状はルントとする。
 - (b) 全体に3分割され、上手側、奥側、下手側に布を重ね合わせた状態のスリットがあるものとする。
- f. 大ホリ
 - (a) 1張とし、電動で昇降し、昇降速度が変更できるものとする。形状はルントとし、底部に金属製の管を固定し、形状を安定させるものとする。

⑤ 大臣囲い

大臣囲いの構造、回線及び付帯設備については【添付資料4-11-5】「小劇場 大臣囲い仕様」によるほか、以下による。

- a. 上手大臣
 - (a) 舞台上手に2階建て構造の大臣を1台設置する。
 - (b) 大臣1階は、吊環及び鉄管により吊り下げられた揚幕及び小幕を設置し、出演者の出入りができるものとする。
 - (c) 大臣2階は竹本床として使用し、前縁に手動で背後から巻き上げができる御簾を設置する。また、舞台面から大臣2階へ安全に昇降できる階段を設置し、2階不使用時には階段が撤去できる構造とする。
 - (d) 大臣2階の舞台奥側に、照明機材を吊り込む空間及び作業するための空間を確保する。
 - (e) 1階揚幕内側及び2階竹本床手前などに、手元で調光できる室内灯を設置する。
 - (f) 大臣内部及び直近外部で使用する照明機材、音響機材（マイク・スピーカー）のための回線を確保する。
 - (g) 大臣全体を舞台袖側に移動し、舞台吊物機構により舞台袖上面に吊り下げ収納できるものとする。
 - (h) 歌舞伎公演に用いる文楽廻しが設置できるものとする。
- b. 下手大臣
 - (a) 舞台下手に2階建て構造の大臣を1台設置する。
 - (b) 大臣1階は黒御簾を設置し、鳴物や三味線、長唄の演奏に使用できるものとする。また、文楽公演時に小幕を吊り、出演者の出入口として使用できるものとする。
 - (c) 大臣2階は表面の開口部に御簾を下げた小部屋を設け、文楽鳴物演奏者用のI T V、運営音声モニター回線、マイク回線及びスピーカー回線を設置する。また、演奏者、スタッフが楽器及び公演用機材を持ち運ぶため、舞台面より安全に昇降できる階段を設置し、2階不使用時には階段が撤去できる構造とする。
 - (d) 大臣2階舞台奥側に、照明機材を吊り込む空間及び作業ができる空間を確保する。

- (e) 1階御簾内及び2階小部屋に手元で調光できる室内灯を設置する。
 - (f) 大臣内部及び直近外部で使用する照明機材や音響機材（マイク・スピーカー）のための回線を設置する。
 - (g) 大臣全体を舞台袖側に移動し、舞台吊物機構により舞台袖上面に吊り下げ収納できるものとする。
 - c. 前虹梁・後虹梁
 - (a) 前虹梁及び後虹梁を整備し、上手大臣及び下手大臣の前側（客席側）及び後方（舞台奥側）に吊物機構により吊るすものとする。
- ⑥ 舞台下
- 舞台下の詳細については、【添付資料4-11-1】「小劇場 劇場単線図」によるほか、以下による。
- a. 奈落
 - (a) 奈落面には、廻り舞台、乗り場、乗り場階段など公演に必要な設備以外の構造物を設置せず、可能な限り広い空間を確保する。
 - (b) 奈落面の深さは大劇場と同一とし、高さ6,364mmの大道具パネル等を専用の引枠（馬立：大道具を載せる面は、タイヤ接地面より303～500mm高）に載せて、小劇場の奈落大迫り乗り場口より奈落面を通り、大劇場の奈落大迫り乗り場口まで自由に移動できるものとする。
 - b. 中奈落
 - (a) 中奈落の深さは大劇場と同一とし、出演者が小迫り及び花道スッポンに乗り降りする際に支障のない深さかつ小迫り及び花道スッポンに出演者が立った状態で乗り込んだ場合に客席から見えない深さを確保する。
 - (b) 中奈落と同じレベルに揚幕連絡路を設置し、揚幕室までの経路を確保するとともに、揚幕連絡路用のトイレを設置する。
 - c. マシンピット
 - (a) 廻り舞台の機能維持のためのメンテナンスに支障のないよう、十分な空間（幅、深さなど）を確保する。
- ⑦ 舞台照明設備
- a. 公演を行うための舞台照明設備を設置する。
 - b. 客席内には投光スペースを設ける。灯体は観客の視線に極力触れないよう配慮するとともに、メンテナンスを簡便に行える構造とする。
 - c. 出語り床など文楽公演仕様の舞台機構を考慮した照明設備を検討する。
 - d. 舞台照明設備の詳細については、【添付資料4-11-8】「小劇場 舞台照明設備仕様表」により、振興会と十分な協議を経て決定する。
- ⑧ 舞台音響設備
- a. 公演を行うための舞台音響設備を設置する。
 - b. スピーカーやマイク等の機材は、観客の視線に極力触れないよう配慮するとともに、メンテナンスを簡便に行える構造とする。
 - c. 舞台音響設備の詳細については【添付資料4-11-9】「小劇場 舞台音響設備仕様表」及び【添付資料4-11-10】「小劇場 舞台音響システム図」により、振興会と十分な協議を経て決定する
- ⑨ その他の舞台設備
- a. 舞台機構操作設備
 - (a) 舞台機構の操作のため、舞台上手袖客席側に舞台機構操作室を配置し、内部に舞台機構操作盤を設置するとともに、簡易事務室及びスタッフ控室として使用できるスペースを設ける。
 - (b) 舞台機構操作室内の舞台機構操作盤に付随して、インカム、運営音声モニター及びI T V受像機を設置する。
 - b. 埋め込み型照明用コンセント
 - (a) 舞台面の廻り舞台中及びその周辺に、舞台照明設備として埋め込み型照明用コンセントを設置する。
コンセントの数量は、現国立劇場と同等以上とする。

【参考資料 4-12-3】「小劇場 コンセント位置参考図（照明）」に示す現国立劇場の設置場所、回線種及び数量を参考とし、振興会と十分な協議を経て決定する。

c. 埋め込み型音響用コンセント

(a) 舞台面（廻り舞台を除く。）に舞台音響設備として埋め込み型音響用コンセントを設置する。

コンセントの数量は、現国立劇場と同等以上とする。

【参考資料 4-12-4】「小劇場 コンセント位置参考図（音響マイク）」及び【参考資料 4-12-5】「小劇場 コンセント位置参考図（音響SP）」に示す現国立劇場の設置場所、回線種及び数量を参考に、振興会と十分な協議を経て決定する。

d. インカム

(a) 舞台進行卓を中心に、舞台機構操作室、照明操作室、音響操作室、アナウンス室など、公演の進行に必要な場所を結ぶインカム設備を整備する。

(b) システムは、舞台進行卓（舞台進行系）を中心とし、舞台系、照明系、音響系、映像系のそれぞれの系統内で独自のグループを形成できるものとする。

(c) システムは、有線のほかにワイヤレスインカムシステムと併用して運用できるものとする。

(d) インカム設置場所及び系統の詳細については【添付資料 4-11-6】「小劇場 インカム設備・音声運営モニター マトリクス図」による。

e. 運営音声モニター

(a) 公演時の舞台上及び客席の音声を、舞台機構操作室、照明操作室、音響操作室、アナウンス室、楽屋各室、楽屋関連諸室、楽屋廊下、ホワイエ、スタッフ控室、I T V、その他必要な箇所に送出するための設備を音響操作室及び各諸室に設置する。

(b) 運営音声モニターは音響操作室から送出し、楽屋廊下、ホワイエ、I T V送りに出しに関する音量操作は音響操作室で行うものとする。楽屋関連諸室については、各室で手元操作により音量を操作できるものとする。

(c) 運営音声モニター機器の設置場所については【添付資料 4-11-6】「小劇場 インカム設備・音声運営モニター マトリクス図」による。

f. I T V

(a) 舞台正面、舞台袖、客席、花道など、公演の進行を確認できる画像を国立劇場内に提供するため、それぞれ必要な画像を撮影するカメラを複数設置する。

(b) 公演に直接かかわる室等（舞台機構操作室、照明操作室、音響操作室、アナウンス室、楽屋各室、楽屋関連諸室、楽屋廊下、ホワイエ、スタッフ控室など）は、画像及び音声の遅延がなく受信できる設備とする。

(c) 前掲の（b）以外の室等への提供は地上デジタル放送方式により、可能な限り画像及び音声の遅延の少ないシステムを構築する。

(d) I T V設備のカメラについての詳細は【添付資料 4-11-7】「小劇場 公演監視カメラ・I T Vカメラ系統 マトリクス図」による。

⑩ 関係諸室

小劇場に設ける関係諸室は以下のとおりであり、詳細は【添付資料 4-5】「各室性能表」及び【添付資料 4-7】「各室の性能特記事項」による。位置については【添付資料 4-11-1】「小劇場単線図」による。

- a. 多目的室
- b. 公演監事室
- c. 揚幕室
- d. 公演記録室（貴賓席）
- e. 多目的室（公演記録）
- f. 照明スタッフ控室
- g. 大道具スタッフ控室
- h. 舞台機構操作室
- i. 音響操作室
- j. 照明操作室
- k. 投光スペース
- l. シーリング

- m. フォロースポット室
- n. スタッフトイレ

(2) 動線

以下に示すスタッフ及び実演家の動線を確保する。

① 奈落⇄すのこ

- a. マシンピット～奈落～中奈落～舞台～すのこ間にエレベーターを用いた保守動線（保守部品の搬送及び人員の移動）及び演出のためのバリアフリー動線を確保する。
- b. エレベーターのかご内照明は公演時の舞台演出に支障がないよう調整できるものとし、エレベーターサイズは【添付資料4-8】「エレベーターの考え方」による。
- c. a. の経路に階段による動線を確保する。
- d. すのこからシーリング及びフォロースポット室に至る動線を確保する。

② 楽屋⇄シーリング

- a. 楽屋～舞台～中奈落～スッポン乗り場～揚幕連絡路～揚幕室～シーリングに至る経路にエレベーター等を用いたバリアフリー動線を確保する。
- b. a. の動線は客席・ホワイエを通らずに（観劇客の目に触れずに）移動できることとする。
- c. 揚幕連絡路～揚幕室～シーリング間のエレベーターのサイズは【添付資料4-8】「エレベーターの考え方」による。
- d. a. の経路に階段による動線も確保する。なお、舞台～中奈落に関しては、舞台上側下手に階段を設ける。
- e. a. の経路は演出動線としても使用するため、2,000 mm以上の通路幅及び階段幅を確保する。

③ 舞台⇄揚幕室

- a. 早変わり等の演出で使用する、舞台からホワイエ等を通過して舞台と同一レベルで揚幕室に至る動線を確保する。

(3) 客席・ホワイエ

① 客席

a. 客席

- (a) 席数は花道及び出語り床を設置しない状態で550席程度とする（車椅子席は総数に含めてよい）。
- (b) 客席は小劇場の空間に調和する特注品とし、製作に先立ち各部の寸法、材料、色彩等について振興会と十分な協議を経て決定する。
- (c) 車椅子席付近に介助者が座れるように配慮する。また、周辺の客席を取り外す等により、大型サイズの車椅子及びストレッチャータイプの車椅子にも対応できる客席空間を検討する。
- (d) 車椅子席については、東京都福祉のまちづくり条例の努力基準を満たしたうえで、複数の位置に設置する。
- (e) 聴覚障害者用集団補聴装置を設置する。座席数及び設置場所については、振興会と協議のうえ決定する。
- (f) 中央ブロックの客席を千鳥配置とする。
- (g) 座席は取り外し可能とする。
- (h) 客席幅：530 mm、客席前後幅：950 mm、通路幅 950 mm以上とする。
- (i) どの席においても、肉眼で文楽人形の細かな動きや舞台上の出演者の細かな仕草、表情などを読み取ることができるものとする。
- (j) 舞台上の出演者が操作する文楽人形のそれぞれの動き及びそれらと背景との位置関係を適切なスケール感で見ることができるとする。
- (k) 客席内に階段等の段差を設ける場合には、歩行者が段差等を容易に認識できるように対策を講じるものとする。なお、公演に支障がないように配慮するものとし、振興会と協議のうえ対策を決定する。

b. 出語り床の設営

- (a) 上手・下手とも、客席の一部を取り外し、文楽で使用する出語り床を設営できるものとする。また、壁面に太夫及び三味線奏者が登場する開口を設けるとともに、この開口が目立つことがないように意匠上配慮する。

- (b) 上手出語り床は2階構造とし、1階に客席に迫り出した回転盆（手動とする。）、2階部分に大序床（御簾がかかっている小部屋で、ロープ操作で御簾の巻上ができるものとする。）を設置する。また、床全体の設置及び撤去の作業を短時間かつ最小限の人数で行えるよう自動化を図る。
- (c) 出語り床の衝立（上手側上部大序床御簾を含む。）を設け、位置は大臣囲い小幕の概ね延長線上の舞台側から見てプロセニウムによる死角にならない位置とする。なお、正面舞台からの音に加え、出語り床からの音響効果を考慮する。
- (d) 詳細については【参考資料 4-12-1】「小劇場 出語り床参考図 ①（国立劇場小劇場 出語り床）」及び【参考資料 4-12-2】「小劇場 出語り床参考図 ②（国立文楽劇場 出語り床）」に示す上手側出語り床を参考に、下手側出語り床も含めた設置及び撤去方法等について、振興会と十分に協議の上決定すること。

② ホワイエ

a. 規模

- (a) ホワイエは、観客が十分にくつろぎ、公演前の期待感を醸成するよう、総席数に沿った規模を確保する。
- (b) 十分な観客の休憩用椅子及びテーブルを配置する。
- (c) コインロッカー室を設置する。

b. トイレ

- (a) トイレの順番待ちの列がホワイエにまで続くことを考慮し、観客等が気兼ねなく順番待ちができるよう、設計上の工夫を行う。
- (b) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年版）」に基づいた計画とする。
- (c) バリアフリートイレ
 - (ア) 「個別機能を組み合わせたトイレ（車椅子利用者便房+オストメイト用設備を有する便房+乳幼児用設備を有する便房）」を1以上設ける。
 - (イ) 一般トイレ内の便房は、個別機能を備えた便房を複数設けることにより、高齢者、障害者等の集中及び混雑を避ける計画とする。
 - (ウ) 便房の機能を示す表示板（標識）は、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する。また、機能分散がなされている個別機能を備えた便房は、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する。

4. 演芸場（舞台、客席、ホワイエ）

演芸場は、落語をはじめ講談、浪曲、漫才、太神楽、奇術など多様な大衆芸能公演のためのものである。また、日本舞踊、邦楽等の各種伝統芸能などに用いられることも考慮する必要があり、その舞台及び客席は、寄席や様々な民衆演芸場のもっていた親しみやすく、くつろいだ空間のスケール及び雰囲気を実代的な空間として具体化したものであることが求められる。

(1) 舞台

① 主舞台及び舞台袖

主舞台及び舞台袖の詳細については【添付資料4-12-1】「演芸場 劇場単線図」によるほか、以下による。

a. プロセニウム

- (a) 基本間口 10,606 mmとする。
- (b) 基本高さ 5,000 mmとする。

b. 舞台の幅

- (a) 舞台の幅（有効寸法）は 25,455 mm以上とする。

c. 舞台の奥行

- (a) 舞台の奥行（有効寸法）は 10,000 mm以上とする。

d. 舞台上部の高さ

- (a) 舞台上部の有効寸法（舞台上に何も無い状態を確保できる高さ）は 5,909 mm以上とする。

e. 舞台及び袖舞台の形状

- (a) 舞台の有効形状は、前掲の b.、c. 及び d. による完全な直方体とし、袖舞台は上手側及び下手側で同一有効形状とする。

- f. 舞台面の高さ
 (a) 客席最前部床面から 818 mm程度とする。
- ② 舞台の床材質等
 舞台の床材質等の詳細については【添付資料 4-12-2】「演芸場 舞台床板張仕様図」によるほか、以下による。
- a. 舞台前縁に化粧框を設置する。
- b. 床面材質
 (a) 主舞台
 (ア) 尾州檜片面無節芯去り材
 (イ) 含水率 10~12%、寸法 4,000~4,200×195×50 (mm)
 (ウ) 仕上り寸法：板幅 180 mm×厚さ 45 mm、角面取り不可
 (エ) 大引間隔：3 尺 (0.91m)、根太間隔：13~15 寸 (0.4~0.5m)
 (オ) 単位面積あたりの耐荷重：300kg/m²以上
 (カ) 板材の接合は、雇い実矧ぎとする
- (b) 舞台袖
 (ア) 檜材 t=30 mm
 (イ) 板材の接合は、雇い実矧ぎ、または本実矧ぎとする。
- (c) 舞台前縁化粧框
 (ア) 尾州檜片面無節芯去り材薄板貼り付け
- c. 床材の板張方向
 (a) 舞台中央から両側 11,818 mmかつ舞台前縁から 6,061 mmの範囲に該当する部分は客席から舞台に向かって縦張とし、それ以外の舞台はすべて客席から舞台に向かって横張とする。
- d. 施工
 (a) 季節による木材の伸縮を十分に考慮した施工計画を立てるとともに、床板間の隙間や段差、反り等の経年劣化による影響を最小限とする。
 (b) 隙間なく床材を敷き詰め、床板間の隙間や段差がないようにする。
- ③ 舞台吊物機構
 舞台吊物機構の詳細については、【添付資料 4-12-3】「演芸場 舞台吊物表・仕様表」によるほか、以下による。
- a. すのこ
 (a) 主舞台から高さ 13,000 mm以上とする。
 (b) すのこ上部は、保守作業の安全性を考慮し、十分な空間及び動線を確認する。
 (c) すのこ上部の照明スイッチは、すのこ面に加え、舞台レベルにおいても操作できるものとする。
- (j) 舞台の吊物 (美術バトン・照明バトン・保管バトン)
 (a) 舞台の吊物はすべて電動巻取方式とし、用途に対して適切な吊荷重、速度設定及び制御方式とする。
- (k) 中割幕
 (a) 手動で開閉でき、舞台袖から舞台中央まで任意の開口幅で停止できるものとする。不使用时には、他のバトン同様に舞台上部に電動で収納できるものとする。
- (l) 大黒幕
 (a) 1 張とし、電動で昇降し、昇降速度が変更できるものとする。形状は直線とする。
- (m) 大ホリ
 (a) 1 張とし、電動で昇降し、昇降速度が変更できるものとする。形状は直線とし、底部に金属製の管を固定し、形状を安定させるものとする。
- ④ 寄席囲い
 寄席囲いの詳細については【添付資料 4-12-4】「演芸場 寄席囲い仕様」によるほか、以下による。
- a. 演芸などの公演に用いる寄席囲いを設置する。
 b. 寄席囲いは組み立て式で、容易に設置及び撤去できるものとする。
- ⑤ 舞台照明設備

- a. 公演を行うための舞台照明設備を設置する。
 - b. 客席内には投光スペースを設ける。灯体は観客の視線に極力触れないよう配慮するとともに、メンテナンスを簡便に行える構造とする。
 - c. 舞台照明設備の詳細については、【添付資料 4-12-7】「演芸場 舞台照明設備仕様表」により、振興会と十分な協議を経て決定する。
- ⑥ 舞台音響設備
- a. 公演を行うための舞台音響設備を設置する。
 - b. スピーカーやマイク等の機材は、観客の視線に極力触れないよう配慮するとともに、メンテナンスを簡便に行える構造とする。
 - c. 舞台音響設備の詳細については【添付資料 4-12-8】「演芸場 舞台音響設備仕様表」及び【添付資料 4-12-9】「演芸場 舞台音響システム図」により、振興会と十分な協議を経て決定する。
- ⑦ その他の舞台設備
- a. 舞台機構操作設備
 - (a) 舞台機構の操作のため、舞台上手袖客席側に舞台機構操作盤を設置する。
 - (b) 舞台機構操作盤に付随して、インカム、運営音声モニター及び I T V 受像機を設置する。
 - (n) 埋め込み型照明用コンセント
 - (a) 舞台面に舞台照明設備として埋め込み型照明用コンセントを設置する。
 - (b) コンセントの数量は、現国立劇場と同等以上とする。
 - (c) 【参考資料 4-13】「演芸場 コンセント位置参考図（照明・音響）」に示す配置を参考とし、振興会と十分な協議を経て決定する。
 - (o) 埋め込み型音響用コンセント
 - (a) 舞台面に舞台音響設備として埋め込み型音響用コンセントを設置する。
 - (b) コンセントは、現国立劇場と同等以上とする。
 - (c) 【参考資料 4-13】「演芸場 コンセント位置参考図（照明・音響）」に示す配置を参考に、計画にあたり振興会と十分な協議を経て決定する。
 - (p) インカム
 - (a) 舞台機構操作盤を中心に、照明操作室、音響操作室、アナウンス室など、公演の進行に必要な場所を結ぶインカム設備を整備する。
 - (b) システムは舞台機構操作盤（舞台進行系）を中心とし、照明系、音響系、映像系のそれぞれの系統内で独自のグループを形成できるものとする。
 - (c) システムは、有線のほかにワイヤレスインカムシステムと併用して運用できるものとする。
 - (d) インカム設置場所及び系統の詳細については【添付資料 4-12-5】「演芸場 インカム設備・音声運営モニター マトリクス図」による。
 - (q) 運営音声モニター
 - (a) 公演時の舞台上及び客席の音声を、舞台機構操作盤、照明操作室、音響操作室、アナウンス室、楽屋各室、楽屋関連諸室、楽屋廊下、ホワイエ、スタッフ控室、I T V、その他必要な箇所へ送るための設備を音響操作室及び各諸室に設置する。
 - (b) 運営音声モニターは音響操作室から送出し、楽屋廊下、ホワイエ、I T V 送り出しに関する音量操作は音響操作室で行うものとする。楽屋関連諸室については、各室で手元操作により音量を操作できるものとする。
 - (c) 運営音声モニター機器の設置場所については【添付資料 4-12-5】「演芸場 インカム設備・音声運営モニター マトリクス図」による。
 - (r) I T V
 - (a) 舞台正面、舞台袖、客席など、公演の進行を確認できる画像を、国立劇場内に提供するため、それぞれ必要な画像を撮影するカメラを複数設置する。
 - (b) 公演に直接かかわる室等（舞台機構操作盤、照明操作室、音響操作室、アナウンス室、楽屋各室、楽屋関連諸室、楽屋廊下、ホワイエ、スタッフ控室など）には、画像及び音声の遅延がなく受信できる設備とする。
 - (c) 前掲の（b）以外の室等への提供は地上デジタル放送方式により、可能な限り画像及び音声の遅延の少ないシステムを構築する。

- (d) I T V設備のカメラについての詳細は、【添付資料4-12-6】「演芸場 公演監視カメラ・I T Vカメラ系統 マトリクス図」による。

⑧ 関係諸室

演芸場に設ける関係諸室は以下のとおりであり、詳細は【添付資料4-5】「各室性能表」及び【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」による。位置については【添付資料4-12-1】「演芸場 劇場単線図」による。

- a. 舞台スタッフ室
- b. 公演監事室
- c. 公演記録室①（貴賓席）
- d. 公演記録室②
- e. 音響操作室
- f. フォロースポット室
- g. 照明操作室
- h. シーリング
- i. 投光スペース
- j. スタッフトイレ

(2) 動線

以下に示すスタッフ動線を確保する。

① 舞台⇄すのこ

- a. 舞台～すのこの間にエレベーターを用いた保守動線（保守部品の搬送及び人員の移動）を確保する。
- b. エレベーターのサイズは【添付資料4-8】「エレベーターの考え方」による。
- c. a. の経路に階段による動線を確保する。
- d. すのこからシーリング及びフォロースポット室に至る動線を確保する。

(3) 客席・ホワイエ

① 客席

- a. 客席
 - (a) 席数は300席程度とする（車椅子席は総数に含めてよい）。
 - (b) 客席は演芸場の空間に調和する特注品とし、製作に先立ち各部の寸法、材料、色彩等について振興会と十分な協議を経て決定する。
 - (c) 車椅子席近くに介助者が座れるように配慮する。また周辺の客席を取り外す等により、大型サイズの車椅子及びストレッチャータイプの車椅子にも対応できる客席空間を検討する。
 - (d) 車椅子席は、東京都福祉のまちづくり条例の努力基準を満たしたうえで、複数の位置に設置する。
 - (e) 聴覚障害者用集団補聴装置を設置する。座先数及び設置場所については、振興会と協議のうえ決定する。
 - (f) 中央ブロックの客席は千鳥配置とする。
 - (g) 座席は取り外し可能とする。
 - (h) 客席幅：530mm、客席前後幅：950mm、通路幅：950mm以上とする。
 - (i) どの席においても、肉眼で落語家の細かな仕草や表情を読み取ることができるものとする。
 - (j) 舞台上の出演者のそれぞれの動き及びそれらと背景との位置関係を、適切なスケール感で見ることができるとする。
 - (k) 客席内に階段等の段差を設ける場合には、歩行者が段差等を容易に認識できるように対策を講じるものとする。なお、公演に支障がないように配慮するものとし、振興会と協議のうえ対策を決定する。

② ホワイエ

- a. 規模
 - (a) ホワイエは、観客が十分にくつろぎ、公演前の期待感を醸成するよう、総席数に沿った規模を確保する。
 - (b) ホワイエに、十分な観客の休憩用椅子及びテーブルを配置する。
 - (c) コインロッカー室を設置する。

- b. トイレ
 - (a) トイレの順番待ちの列が、ホワイエにまで続くことを考慮し、観客等が気兼ねなく順番待ちができるよう、設計上の工夫を行う。
 - (b) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年版）」に基づいた計画とする。
 - (c) バリアフリートイレ
 - (ア) 「個別機能を組み合わせたトイレ（車椅子使用者便房+オストメイト用設備を有する便房+乳幼児用設備を有する便房）」を1以上設ける。
 - (イ) 一般トイレ内の便房には、利用状況を勘案し、個別機能を備えた便房を複数設けることにより、高齢者、障害者等の集中及び混雑を避ける計画とする。
 - (ウ) 便房の機能を示す表示板（標識）は、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する。また、機能分散がなされている個別機能を備えた便房は、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する。

第7節. 劇場関連諸室の施設計画（建築・設備）

本節に定める各諸室の詳細については【添付資料4-5】「各室性能表」及び【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」による。

1. 楽屋

各劇場の楽屋に加え、頭取部屋、衣裳室、床山、口番、関係者控室、浴室等の楽屋関連諸室から構成される。楽屋は舞台と同一フロアに配置することを基本とし、舞台近くに可能な限りまとめて配置する。ただし、大劇場楽屋については、やむを得ない場合はエレベーター等により舞台への円滑な経路を確保したうえで、舞台フロアの直上階又は直下階への配置も認める。また、すべての楽屋は可能な限り採光及び換気のための窓を設置するとともに、外部からの視線に配慮する。さらに、楽屋以外の部門とは区画し、楽屋専用の楽屋口を設ける。

(1) 各劇場共通

① 共通事項

- a. 和室の畳寸法は1.8m×0.9mを基本とする。
- b. 出入口の扉は、開放状態を保持できるものとする。常閉の防火戸等である場合は、非常時のみ自閉する設備（感知器連動・通電時ドア開放保持）を用いる。
- c. 入口扉は引き戸とし、和服袖が引っ掛かりにくい形状とする。
- d. 原則として、楽屋口から先は上足（スリッパ、楽屋履き、舞台履き等を使用する。）とする。
- e. のれん掛けを設ける。
- f. 室内及び廊下における照度や空調の個別制御を可能なものとし、空調はフィルター交換が容易なものとする。

② 楽屋に至る動線

- a. 出演者が、楽屋出入口（楽屋エントランス）→楽屋事務室前→楽屋口→頭取部屋前（演芸場は主催者受付前）の順に通過し、楽屋へ至るよう各室を配置する。
- b. 楽屋口は各劇場の専用とする。また、楽屋口に近接して神棚を設置するための台を設け、大劇場及び小劇場においては、15人程度が整列し式を行うためのスペースを確保する。
- c. 楽屋出入口から各劇場の楽屋口に至る空間は、各劇場を同時使用する場合においても、出演者の出入りや物品の搬入出による混雑に伴う接触事故等が生じないように配慮する。
- d. 地下に出演者用の駐車場を設ける場合は、楽屋口へ向かう専用動線を確保する。

③ 楽屋共通

- a. 畳敷、襖及び障子からなる和室を基本とし、明るく落ち着きがあり、清潔を保てる空間とする。
- b. 流し台や押入等の設備は機能的に配置し、可能な限り各部屋に窓を設置し、外光及び外気を取り入れられる計画とする。
- c. 各楽屋に踏込みを設置し、履物棚を設置する。
- d. 各楽屋の入口に使用者名掲示板（名前を書いた木札を挟めるボード）を設置する。
- e. 姿見及び整理棚を設ける。また、大劇場及び小劇場には刀掛けを設ける。

- f. 流し台（ステンレス流しW=600程度）の正面に鏡と照明を設ける。また、手洗い石鹸入れを設置する。
 - g. 流し台に設ける水栓はシャワー付きサーモスタット混合栓（シングルレバー手動式）とし、照明はスイッチ式とする。なお、いずれもセンサー式は不可とする。
 - h. 流し台のシンクは、化粧落とし時の排水等が溜まらないよう口径を十分大きくする。
 - i. 各楽屋の襖及び押入の素材は破けにくい素材とする。
 - j. 各楽屋の押入は傷が付きにくい材質とし、二段が望ましい。
 - k. 内線電話は壁掛型とし、出入口付近に設置する。
 - l. I T V及び運営音声モニターの設備を設置する。
 - m. テレビ受像機は天吊金具を利用し天井から吊下げで設置する。
- ④ 詳細については【参考資料4-14-1】「大劇場楽屋単線図」、【参考資料4-14-2】「小劇場楽屋単線図」及び【参考資料4-14-3】「演芸場楽屋単線図」を参考とする。

2. 大道具関連諸室

大劇場及び小劇場の奈落、大道具製作室及び大道具倉庫に加え、揚幕連絡路、搬入口、更衣室等の大道具関連諸室から構成される。

(1) 大道具製作室

- ① 主に大道具及び小道具の製作を行う。
- ② 材料及び大道具の搬出入が行いやすい配置とし、大劇場舞台及び小劇場舞台との関係性に配慮する。

(2) 大道具倉庫

- ① 大道具倉庫は大劇場奈落と一体的な空間とする。
- ② 大道具製作室で製作した大道具を円滑に搬入できるものとする。
- ③ 大劇場及び小劇場の奈落間で大道具の移動が円滑にできるものとする。開口部は幅4m、高さを奈落レベル上部有効寸法以上とし、扉を設けるなど遮音に関する十分な配慮を行うものとする。

3. 稽古場

稽古場に加え、控室、シャワー室等の稽古場関連諸室から構成される。振興会が制作する伝統芸能公演等の稽古が十分に行うことができる環境に加え、貸劇場等の稽古及び若手実演家等の技芸向上に資するための環境を整備する。

- (1) 稽古場は防音・防振に配慮した空間とする。稽古場からの発生音が、各劇場や他の諸室に影響を与えないものとする。また、平面は矩形を原則とするが、フラッターエコー等の音響障害が発生しない室形状とする。
- (2) 大道具倉庫及び搬入口から楽器、平台、所作台等の大型舞台備品道具の搬出入ができるものとし、エレベーターとの近接性に配慮する。また、それらの搬出入に使用すると想定される廊下の有効幅は2.5m以上とする。
- (3) 稽古場及び稽古場関連諸室は、できるだけ同一階にまとめて配置し、各劇場の楽屋エリアとの近接性に配慮する。なお、稽古場利用者がアクセスする動線は楽屋等の動線とは別に設けることが望ましい。
- (4) 稽古場の床仕上げは檜フローリングとする。柔らかさに留意が必要であり、詳細な仕様については振興会と十分協議したうえで決定する。
- (5) 稽古場の扉又は壁に適宜小窓を設け、室外から稽古の進行を確認できるものとし、必要に応じてカーテン等により視線を遮ることができるものとする。また、扉のドアハンドルは和服袖が引っ掛かりにくい形状とする。
- (6) 稽古場の出入口に下足箱を設ける。
- (7) 稽古場及び控室の詳細については【参考資料4-15】「稽古場単線図」を参考とする。

4. 養成研修

伝統芸能の伝承者養成に供する研修室及び現代舞台芸術の実演家の研修に供するレッスン室に加え、講師控え室、シャワー室等の養成研修関連諸室から構成される。我が国の舞台芸術全体の発展にとって、振興会が実施する人材養成機能は必要不可欠なものであり、今後も長期的な視点に立ち、歌舞伎・文楽・大衆芸能の伝統芸能各分野の伝承者を安定的に確保するとともに、オペ

ラ・バレエ・現代演劇等の現代舞台芸術の水準を向上させるため、研修機能を充実させ、我が国における伝統芸能及び現代舞台芸術の総合的な養成研修施設として整備する。

(1) 共通事項

- ① 各芸能分野及び機能に適した室内環境を確保する。
- ② 防音・防振に配慮した空間とする。
- ③ 研修室・レッスン室の音や振動が他のフロアや各劇場の公演に影響しないものとする。
- ④ 伝統芸能及び現代舞台芸術の各室をそれぞれ集約するとともに、養成研修施設を一体として効果的に配置する。また、稽古場とはエリアを分けるものとする。
- ⑤ 研修コースごとにまとまった配置とする（【添付資料4-7-6】「養成研修各室の性能特記事項」に示す「用途・使用者等」を参照）。
- ⑥ 伝統芸能の研修エリアは養成課事務室前を、現代舞台芸術の研修エリアは現代舞台芸術研修主管事務室の前を通過し、各研修室及びレッスン室へ至る動線計画とする。
- ⑦ 研修室及びレッスン室は床の柔らかさに留意が必要であり、詳細な仕様については振興会と協議したうえで決定する。
- ⑧ 研修室及びレッスン室は、フラッターエコーが生じないなど、研修を実施するうえで支障がない音響性能を確保する。
- ⑨ 壁面鏡を設ける場合は、遮光カーテン等で隠蔽できるものとする。
- ⑩ 研修室及びレッスン室のドアに窓を設ける等、室外より研修の進行を確認できるものとし、必要に応じ視線を遮れるようにする。なお、レッスン室に前室がある場合は、覗き窓は内扉のみでよい。
- ⑪ 詳細については【参考資料4-16】「養成研修 研修室・レッスン室単線図」を参考とする。

(2) 伝統芸能

- ① 大劇場及び小劇場の楽屋から伝統芸能の研修エリアに至る動線に配慮する。
- ② 研修室の畳寸法は1.8m×0.9mを基本とする。
- ③ 研修室には踏込み（1間程度）及び下足箱を設ける。また、押入（1間程度）を設ける。
- ④ 扉のドアハンドルは和服袖が引っ掛かりにくい形状とする。
- ⑤ 研修室の各室有効面積は柱、踏込及び押入を含み算定するものとする。

(3) 現代舞台芸術

- ① レッスン室の音や振動が他のレッスン室に影響しないようにする。
- ② レッスン室は5㎡程度の前室を設け、下足入れを設ける。
- ③ レッスン室は壁面収納を適宜設ける。
- ④ レッスン室の床はピアノの設置を考慮したものとする。
- ⑤ レッスン室の一般照明（LED）は0～100%調光とし、ブロックごとに明かりが調整できるものとする。
- ⑥ レッスン室で使用する備品等（各種機器、照明機材等）の電源容量に対応できる電源を設ける。
- ⑦ レッスン室の入り口に各研修コースを示す掲示板を設置する。

5. 調査資料

録音室、ミキサー室等の公演記録関係諸室、レファレンス及び収蔵庫により構成される。振興会は、古典伝承を踏まえた伝統芸能の公開のため、演出及び演技の向上に資する各種調査研究を進めている。また、主催公演等の記録の作成、各種芸能資料の収集を行い、調査研究の成果とともに、幅広い活用に努めている。このため、資料の長期保存に必要な環境、公演記録に必要な環境、そしてより幅広い普及活動に必要な環境を整備する。

(1) 公演記録

- ① 主催公演を中心とした演出、演技等の記録作成のため、映像・音声等の収録、編集等に必要な室内環境を整備する。なお、設置する公演記録設備については、6節. 1. (9)による。
- ② 設置される設備の電源容量に対応した電源を設ける。
- ③ 各室を隣接させ、各劇場に可能な限り近い位置に配置する。
- ④ 効率的な収録が可能となるよう配慮する。

(2) レファレンス

レファレンス各室については、本節. 6「普及発信施設」(2) fに定める事項を参照する。

(3) 収蔵庫

調査研究・資料収集の成果を伝統芸能の公開や研究等に活用するとともに、多くの人が伝統芸能に親しみ学べる場を提供するため、文化財IPM（総合的有害生物管理）及び資料の特性を踏まえた適切な保存環境を整備するとともに、将来の資料収集に十分なスペースを確保する。なお、博物資料を収める収蔵庫については、「文化財公開施設の計画に関する指針（平成7年8月文化庁文化財保護部）」に準拠した仕様とし、詳細については振興会と協議する。

① 施設配置

- a. 収蔵エリアは1か所に集約するとともに、資料搬入経路及び展示室の動線に配慮する。
- b. 資料の整理作業が可能な前室を設置する。
- c. 各収蔵庫は個別の防火区画とする。
- d. 雨漏り防止の観点から、陸屋根直下階への配置は避ける。また、トイレや機械室等漏水リスクのある部屋の直下への配置、厨房や駐車場等火災リスクのある部屋の直上階への配置は避ける。

② 内装・建具

- a. 清浄な空気環境を保つため、十分に枯らした、有機酸やアンモニア等の文化財有害ガス発生が少ない、調湿性のある内装とする。
- b. 温度や湿度等の外部負荷の影響を抑えるため、建築躯体との間に空気層を設けた二重壁構造とし、気密性、不透湿性及び断熱性を確保した内装とする。
- c. 出入口の扉は防犯性、断熱性、及び気密性の高いものとする。
- d. 資料の形状等に応じた専用収納棚を効果的に設け、収蔵可能量の増加に対応できるものとする。

③ 設備

- a. 収蔵物に応じて温度及び湿度を一定に保つための空調設備を設置する。また、データロガーを設置し、温湿度環境のモニタリングを行えるものとする。
- b. 空気を性状に保つための各種フィルター設備（プレ、中性能、ケミカルフィルター等）を設置する。
- c. 消火設備は水損の恐れのない不活性ガス消火設備とする。
- d. 照明設備は無紫外線灯とし、500ルクス以上の照度を確保する。
- e. コンセントは、トラッキング等の出火防止のため室外からスイッチで通電の切れる仕様とする。

6. 普及発信

「伝統芸能に関する情報を発信する場として、国内外から人々が集い、伝統芸能を通じて人々の交流を生み出す施設」という事業目的に基づき、劇場エリア及び普及発信エリアが連携して相乗効果を生み出す配置・空間構成等とすることで、施設全体に日常的な賑わいを創出するよう計画する。

普及発信施設の各室配置・空間構成については【添付資料5-3-13】「普及発信施設の運営支援業務に係る費用・収入についての考え方」に基づき事業者が提案する運営業務の内容に適したものとする。

なお、以下に示す普及発信施設の各室面積は、計画面積を記載しているものであり、事業者の提案による増減を認める。

(1) 普及発信施設の構成

普及発信施設の構成は以下のとおりとする。

- ① 展示室（企画展示室、体験展示室）
- ② レクチャー室（大レクチャー室、小レクチャー室）
- ③ レストラン、カフェ
- ④ ショップ
- ⑤ レファレンス
- ⑥ グランドロビー（イベントスペース等を含む）
- ⑦ その他（総合受付等）

(2) 普及発信施設の各諸室の配置・機能

- ① 共通事項

- a. 普及発信施設は来場者以外の人も自由に出入りでき、楽しむことのできる計画とする。
- b. 普及発信施設内には劇場案内やイベント案内等を全体に周知できる放送設備を設置するとともに、エリアを限定した放送も可能とする。なお、各室で音量が調整できるようにする。
- c. グラントロビーのエントランスから特別室に至る経路は、必要に応じ一般の来場者との動線を明確に区分できるものとする。
- d. 【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」に基づき実施する劇場ツアーを踏まえ、各室の配置及び動線を計画する。
- e. 設置される機器等の電源容量に対応した電源を設ける。

② 展示室

a. 基本的な考え方

展示室は、振興会が行う調査研究の成果や幅広いテーマを扱う「企画展示室」と、多様なテーマで伝統芸能を楽しみながら触って体感できる「体験展示室」を一体的に整備し、床面積の合計は1,000㎡程度とする。なお、体験展示室については、【添付資料5-3-13】「普及発信施設の運営支援業務に係る費用・収入についての考え方」に示す整備上限を踏まえ提案すること。

b. 各室の配置・機能

(a) 共通事項

- (ア) 歌舞伎、文楽、日本舞踊、邦楽、雅楽、声明、民俗芸能、大衆芸能、能楽、組踊等を主な対象分野とした企画展示及び体験型の展示・プログラムの提供を行う。
- (イ) 体験展示室は、伝統芸能への理解を深め、伝統芸能の魅力を効果的に伝えるため、体験活動、デジタル技術の活用及び更新のしやすさに配慮した計画とする。
- (ウ) 企画展示、体験展示それぞれの運営方法や料金等を考慮し、効率的な動線計画とする。
- (エ) グラントロビーから各展示室へアクセスできるものとし、視認性を高め、来場者等の観覧を促す計画とする。
- (オ) 来場者等の出入口と、収蔵庫や搬出入ヤード等からの搬入動線・出入口を分けた計画とする。
- (カ) 空間や備品は普及発信施設全体とデザインの調和を図る。
- (キ) 収蔵資料の展示に適した照度及び温湿度とする。
- (ク) 展示室に入室した際に受ける印象、来場者の動線、各展示物での滞留時間等を考慮した計画とする。
- (ケ) 床荷重、天井高さ及び内装仕上げは、展示内容に合わせた計画とする。
- (コ) 電源等の配線の自由度を考慮した計画とする。
- (サ) 床面は、展示品を移動する際の荷重及び衝撃に耐えられる素材及び仕上げとする。
- (シ) 電源種別は主に単相100Vとし、単相200V及び三相200Vを付加する。
- (ス) E P S等に展示専用の電源盤を設置し、レイアウト及び展示物の変更に対応できるようにする。
- (セ) 照明は、資料に影響を与えない光源を使用し、資料に最適な照度に調光できるようにするとともに、資料の保存環境及びメンテナンス性を考慮する。
- (ソ) 照明色温度は、可変性も含めて展示資料の種類や状態を考慮した計画とする。
- (タ) 収蔵庫及び搬入口から展示室への資料搬入動線は、段差のない屋内動線とし、来場者動線と交わらない計画とする。
- (チ) 乳幼児やその家族、障害者、車椅子利用者、高齢者、外国人など多様な利用者を考慮し、ユニバーサルデザインに配慮する。
- (ツ) 展示室の消火設備はガス系消火設備とし、防災対策を考慮した設備計画とする。
- (テ) 映像・情報機器等の進歩を踏まえ、新たな機器の将来的な導入に対応できるインフラを設置する。

- (ト) 電気設備工事は、2次側も含めて施設整備業務において実施する。
 - (ナ) 展示室は個別空調とし、展示に対応できる能力を備えるとともに、外気が直接流入しない空調設備を設置する。
 - (ニ) 【添付資料4-6-7】「空間遮音性能の考え方」に定める空間遮音性能を備えた、閉じられた空間とする。また、展示室の騒音・振動が劇場で行う公演に支障がないものとする。
- c. 展示ケース
- (a) 展示室に設ける展示ケースは以下のとおりとする。
 - (ア) 展示ケースの種類、数量及び配置は、展示資料や展示テーマごとに適したものとし、開場後の展示更新にも対応できるよう配慮する。
 - (イ) 展示資料の安全性や保存環境、展示作業の安全性、機能性等を考慮する。
 - (ウ) 展示ケースのガラスは、高透過ガラスとし、十分な強度をもったものを使用する。また、地震などの災害や不慮の事故に備え、合わせガラスや飛散防止フィルム貼等を使用する等の対策を行う。
 - (エ) 展示ケース内の湿度調整に関わるエアタイトケース（高気密型ケース）やケース内の空調システムの採用に関しては、展示資料、展示環境等を考慮する。
 - (オ) 展示ケースに照明を設置する場合は、調光可能な仕様とする。
 - (カ) 開口部は、展示資料閲覧の妨げにならないよう配慮する。

③ レクチャー室

a. 基本的な考え方

レクチャー室は、小劇場や演芸場ほどの空間を必要としない小規模で簡易的な公演、伝統芸能の普及発信のための講義やワークショップなどを実施できる空間として計画する。また、公演等に使用されない期間は若手育成やユニークベニューとして外部へ貸し出すなど、多様な利用を想定した計画する。

(a) 座席数

各レクチャー室の座席数は次の通りとする。

- (ア) 大レクチャー室：150席以上
- (イ) 小レクチャー室：50席以上

b. 各室の配置・機能

(a) 共通事項

(ア) レクチャー室はグランドロビーに面して配置し、壁面を一部ガラス張りにするなど、グランドロビーから活動状況が伺えるものとし、必要に応じてカーテン等による視線制御が可能な計画とする。

(イ) レクチャー室は、出演者に講師を依頼する場合を想定し楽屋エリアからの動線に配慮する。

(ウ) レクチャー室は、以下の用途を想定した計画とする。

あ) 講座

各界から講師を招いた講演会や劇場スタッフによる公演解説などを行う。

い) 上映会

公演映像などの上映を行う。

う) ワークショップ・レクチャー

実演を交えた伝統芸能ワークショップやレクチャーを行う。

え) レセプション

養成研修の開講式・修了式、採用説明会などのレセプション、開演前のイベント及び終演後のアフタートークを行う。

お) 以下の小規模の実演内容を想定した計画とする。また、伝統芸能に係る実演を基本とするが、それ以外のジャンルに対しても柔軟な対応が可能な計画とする。

一. 観劇団体向けに行う公演解説において、実演（文楽技芸員による文楽人形解説や楽器演奏など）を交えた解説

- 二. 公演に付随したイベントや会員イベント等における各伝統芸能のレクチャーやデモンストレーション（大レクチャー室で実施）
- 三. 入場者限定のイベントや小規模の公演（落語会や演奏会、踊りの会などの公演等）（大レクチャー室で実施）

- (エ) 専用のホワイエは設けず、利用時間前後の人の滞留に配慮し、安心・安全・快適な利用環境を確保できる計画とする。
- (オ) 外部団体が主催者として利用することを想定し、誘導案内がしやすいよう、エントランスからの動線に配慮した計画とする。
- (カ) 飲食の持ち込み・提供を想定した内装仕上げとする。
- (キ) ケータリングにおけるレセプション利用やドリンク等の提供を想定する。なお、ケータリング時の搬入と施設利用者動線は分けるよう計画する。
- (ク) 室の大きさ、形状及び用途に応じた簡易ステージと上映設備を備えるものとする。
- (ケ) 照明設備及び音響設備を設置し、プロジェクターやスクリーン、パソコン、演台、椅子などを備品として備えるものとする。なお、備品等は【添付資料5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」を参照すること。
- (コ) 座席は固定椅子とせず、自由にレイアウト変更ができるものとする。
- (サ) 前掲の（ウ）の用途に用いる場合の音響に配慮した計画とする。
- (シ) 個別空調とし、【添付資料4-6-7】「空間遮音性能の考え方」に定める空間遮音性能を備えた、閉じられた空間とする。また、音や振動が各劇場で行う公演に支障がないものとする。
- (ス) E P S等に電源盤を設置し、様々な催しの電源増設に対応できるようにする。
- (セ) 各レクチャー室内に振興会が整備するLAN（有線LAN及び無線LAN）用配線を整備する。
- (ソ) 以下に定める負荷設備を想定した計画とする。なお、大レクチャー室及び小レクチャー室の共用も可とする。
 - あ) 簡易な演出に対応できる照明・音響設備を設ける。（大レクチャー室のみ）
 - い) 拡声・再生・録音機能を備えた音響設備を設ける。
 - う) ワイヤレスマイク設備（6本程度）を設ける。
- (タ) 公演内容をだれもが楽しめるオンラインやデジタルを活用した仕組みを導入する。

④ レストラン・カフェ

a. 基本的な考え方

- (a) レストラン及びカフェは来場者の利便性を考慮し、観劇体験を深めるとともに劇場空間を楽しむための重要なサービスとして、観劇客向けのサービスだけではなく観劇チケットを持たない一般の来場者が自由にアクセスし利用できるものとし、公演や展示へ誘導する計画とする。
- (b) 様々な人々が日常的に利用したくなる開放的で居心地のよい空間とし、周辺地域及びインバウンド層の需要を取り込む計画とする。
- (c) 観劇客が休憩時及び公演終了後に観劇の余韻を残したまま食事ができるよう、また幕間休憩や公演開始前など限られた時間内に食事をとれるよう、効率的かつ落ち着いて利用できる動線及び空間とする。

b. 各室の配置・機能

- (a) 様々な人が自由に利用できるようグランドロビーに接した配置とし、大劇場及び小劇場のホワイエから容易にアクセスできる計画とする。
- (b) レストラン1店舗以上、カフェ1店舗以上とする。レストラン及びカフェ全体として200席程度とし、詳細は事業者提案による。
- (c) (b)のほか、休憩時の飲料（ソフトドリンク・アルコール類）及び軽食を提供するバースタンド形式による計画も可とする。

⑤ ショップ

a. 基本的な考え方

- (a) ショップは、劇場の特徴をイメージさせ、利用者に対するサービスという側面だけでなく、伝統芸能の普及発信の役割を意識した計画とする。
 - (b) 主催公演の筋書、振興会の刊行物、国立劇場オリジナルグッズ、舞台芸術関係の書籍、CD、レコード、アート関連グッズ、文具・雑貨等のほか、芝居小道具のレプリカや本物の邦楽器など、公演や展示プログラムとも連動したグッズの販売を行う計画とする。
 - (c) 弁当、軽食及び飲料を販売する計画とする。また、公演休憩時に各劇場ホワイエにおいてワゴン販売等を行う計画とする。
 - (d) 国立劇場に相応しい雰囲気や設えとする。
- b. 各室の配置・機能
- (a) 公演前後、幕間時間など限られた時間の中で観劇客が利用しやすいよう、1店舗以上を設け、動線計画に配慮した計画とする。
 - (b) 開場時、幕間時及び終演時の集中利用を想定した計画とする。
 - (c) 室内構成は事業者提案による。ただし、物資の搬出入及びストック場所に配慮する。
- ⑥ レファレンス
- a. 基本的な考え方
- (a) 受付・閲覧スペース、視聴スペース及び貸出用収蔵庫を一体的に運営が可能な計画とする。
 - (b) 受付・閲覧スペースは、芸能図書及び芸能資料の閲覧、視聴、貸出を行い、実演家や調査研究者を支援する機能を有するスペースとする。
 - (c) 視聴スペースは、国立劇場が収集した図書、映像、音声、写真等の資料を、主に出演者・舞台関係者、研究者等が検索・視聴・閲覧するための機能をもつスペースとし、グランドロビー等のオープンな空間から仕切られた落ち着いた空間とする。
 - (d) 一般利用者が気軽に利用できる計画とする。
- b. 各室の配置・機能
- (a) レファレンスには以下のスペースを計画し、【添付資料4-5-7】「調査資料各室性能表」及び【添付資料4-7-7】「調査資料各室の性能特記事項」に定める「資料閲覧」を参照する。
備品等は【添付資料5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」を参照する。
- (ア) 受付・閲覧スペース
- あ) 閲覧デスクや椅子、資料の検索ができるPC等を適切に設ける。
 - い) 開架スペースを設け、伝統芸能に関する雑誌や公演の筋書等の書架を設置する。
 - う) 受付カウンターを設け、貸出、返却、複製、利用受付、利用案内などレファレンスの受付を行いやすく、利用しやすい空間とする。
 - え) 閲覧スペースに設置する机にはコンセントを設置する計画とする。
- (イ) 視聴スペース
- あ) 貸出したDVD、CD等の視聴サービスを行う。
 - い) 視聴スペースは個人用と団体用をそれぞれ設ける計画とする。
- (ウ) 貸出用収蔵庫
- あ) 受付・閲覧スペースに隣接して設ける
 - い) 収蔵資料に応じた棚等を適宜設置する。
 - う) 資料保管に適した空調設備を設置する。
- (b) 障害者も利用しやすい計画とする。
 - (c) 出演者の利用に配慮した動線及び計画とする。
 - (d) レファレンスとは別に、伝統芸能関係の雑誌や入門書籍を配架し来場者が気軽に閲覧できるブラウジングコーナーを設け、グランドロビーやレストラン・カフェなどの共用部分と一体的な計画とする。
- ⑦ グランドロビー
- a. 基本的な考え方
- グランドロビーは優れた景観を有する皇居の杜を望み、日本の伝統芸能を伝え、観劇体験を提供する劇場空間の入口として、国立劇場に相応しい品格と美しさを備えた空間とする。

また、グランドロビーは居心地の良い落ち着いた空間とし、自由に使用できるテーブル・椅子等を設置し、目的がなくても人々が訪れ、様々な交流が生まれる空間とする。

b. 配置・機能

(a) グランドロビー全体

グランドロビーは国立劇場のエントランスからつながるスペースとして配置し、各劇場のホワイエを一つにつなぎ、普及発信の各室や民間収益施設へと至る動線の中心となるよう計画し、来場者等様々な人々で賑わう空間とする。また、グランドロビー内に以下に示す機能を有するスペース及び設備を設け、劇場、民間収益施設及び外部環境との関係性並びに機能ごとの利用目的に応じて、適切に配置する。

なお、グランドロビーは複数階及び複数個所にわたる計画も可とするが、それらが適切に縦動線で繋がる計画とし、適切にエレベーター設備及びエスカレーター設備を設けるものとする。

(b) イベントスペース

(ア) 国立劇場の取り組みを印象付ける象徴的な空間として、グランドロビーの一部をイベントスペース（屋内外から催しが行われていることがわかるオープンな場所）として利用できる計画とする。

(イ) イベントスペースで想定される用途は以下のとおりとする。

あ) 芸能の実演

気軽に芸能に触れる機会を提供するため、実演家によるレクチャーやデモンストレーションを行う。

い) 公演PRイベント

国立劇場の主催公演の宣伝のためのスペースとして活用し、出演者によるトークショー、研究者との対談、邦楽・舞踊公演などのミニプレ公演、実演の体験、日本の伝統文化体験、プレスリリースなどを行う。

う) ユニークベニュー

大劇場や小劇場等との一体的な貸出などで複数のイベントを時間差で催すといった取り組みや、スポンサーとの提携による広告施設などに活用する。（ショールームや新商品の展示のような利用、上演作品に関連性の高いアニメとのコラボ展示、試飲会等）

え) その他広報事業

物産展、講演、展示、ライブビューイング等を行う。

(ウ) 大型スクリーンを設置し、振興会が所有する他劇場や国内外の劇場等のライブビューイングが可能な計画とする。

(エ) 大型スクリーンを用いて各劇場のライブ映像を放映できる計画とする。

(オ) グランドロビーの各所にイベント用音響・照明・コンセントを設け、イベントに対応する床荷重を設定し、グランドロビー全体を仮設イベントに対応可能なスペースとする。また、前庭に関しても同様の計画とする。

(カ) 床仕上げは、イベント使用を想定した耐久性、耐候性及び防滑性を有するものとする。また、飲食を伴うイベントを想定し、清掃及びメンテナンスを考慮した仕様とする。

(キ) 常設の舞台は設置せず、イベント内容や規模に応じた仮設物による対応とし、客席を設ける場合は可動式の椅子とする。なお、備品等は【添付資料5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」を参照すること。

(ク) 椅子設置を伴うイベントは、50席程度を基本とし最大70席までの規模を想定する。

(ケ) 出演者控室を仮設で設置できる計画とし、出演者の動線にも配慮する。

(コ) 前庭へのイベントスペースの拡張及び前庭の景観を活かした屋外舞台の計画などを積極的に提案する。

(サ) 普及発信エリアの他機能と融合する提案も可とする。

(シ) E P S等にイベント専用の電源盤を設置し、電源増設にも対応できるものとする。

- (ス) イベントに使用する備品を収容する備品庫を設置する。収納する備品は【添付資料5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」を参照する。
- (c) 初代国立劇場アーカイブ
 - (ア) 現国立劇場の歴史や建築的な記録に関するアーカイブの展示及び閲覧ができるスペースを計画する。
 - (イ) 振興会が用意する模型、パネル、映像等の展示を想定しているが、内容、規模及び配置については振興会との協議により決定する。
- (d) コインロッカー
 - (ア) コインロッカーを設置するスペースを計画する。普及発信の各サービス利用者にとって使いやすい配置とし、空間全体と調和したものとする。
 - (イ) コインロッカーが電気を使用する場合は、光熱水費が把握できるよう、計量器を設置する。
- (e) 自販機
 - (ア) 自販機コーナーを設け、劇場の気品及び雰囲気阻害しないよう配慮した計画とする。
 - (イ) 光熱水費が把握できるよう、計量器を設置する。
- (f) その他
 - (ア) グランドロビーに高天井部を設ける場合は、広報ポスターなどを吊るための昇降ボタン設備を適宜設ける計画とする。
 - (イ) グランドロビーに充電スタンドを適宜設置し、PCの利用や携帯電話の充電等に利用できるようにする。

⑧ その他

a. 総合受付

総合受付は、チケット売場と一体的に配置する受付カウンターを中心とし、将来的なニーズの変化への対応も踏まえたうえで、以下の機能を備えるよう計画する。

- (a) 来場者が視認しやすい位置に、1か所に集約して設置する。
- (b) 案内カウンター及び情報コーナーを設置し、施設、公演、振興会事業等に関する情報を発信する計画とする。
- (c) 情報コーナーを設け、ポスターボードやデジタルサイネージを設置し、各種情報を表示できる計画とする。
- (d) 案内カウンターは高齢者及び障害者の利用に配慮した計画とする。
- (e) 来場者自身が情報検索や閲覧ができるよう、ICTを活用した情報提供ツールを検討する。
- (f) 放送設備を設置し、施設全体及びエリアを限定した放送を可能とする。

b. チケット売場

- (a) 総合受付と一体的に設ける計画とする。
- (b) チケット売場には窓口と発券機を設置し、1以上の窓口を低いカウンターとする。
- (c) 将来的なチケットレス化を見据え、柔軟な対応ができる計画とする。
- (d) 現金管理や書類管理のためのチケット売場に隣接するバックヤードを設けるとともに、チケット購入者の行列を整理する客だまりを想定した計画とする。
- (e) 開演前の混雑に十分配慮した計画とする。

c. 授乳室

- (a) 保護者等が国立劇場を利用している間、授乳等が行える環境を整備する。
- (b) 採光や自然通風に配慮した計画とする。
- (c) ベビーベッド、ベビーチェア及び洗面台を設け、ベビーカーによる利用に配慮した配置、仕様とする。

d. 託児室

- (a) 保護者等が国立劇場を利用している間、乳幼児が楽しく安心して過ごすための環境を整備する。
- (b) 採光や自然通風に配慮した計画とする。
- (c) 幼児用及び大人用のトイレや洗面台・手洗い場、スタッフの控室・倉庫等を適切に設ける。

e. バリアフリートイレ

- (a) グランドロビー内に高齢者及び身体障害者が利用する「個別機能を組み合わせたトイレ（車椅子使用者便房＋オストメイト用設備を有する便房＋乳幼児用設備を有する便房）」を一般トイレとは別に設ける。
- (b) いわゆる「ほじょ犬トイレ」を1か所以上設置する。
- (c) 一般トイレ内の便房には、利用状況を勘案し個別機能を備えた便房を複数設ける。

7. 事務管理

(1) 日本芸術文化振興会の構成

事務管理の各室は、主として振興会の役職員が使用する。国立劇場で業務を行う振興会の組織構成は下表4-2のとおりである。

表4-2 振興会の組織（令和3年11月現在）

部 局	部局に所属する課等
役員	理事長1名、理事3名、監事1名、役員1名
	審議役
総務企画部	部長、総務課、人事労務課、施設課、情報推進課、計画課、経理課、契約課、国立劇場再整備担当室
基金部	部長、企画調査課、芸術活動助成課、地域文化助成課
新国立劇場・おきなわ部	管理課
国立劇場制作部	部長、公演計画課、歌舞伎課、伝統芸能課、舞台監督美術課、宣伝課
国立劇場営業部	部長、営業課、販売計画課、劇場課
国立劇場舞台技術部	部長、舞台課、技術課
国立劇場調査養成部	部長、調査資料課、養成課
国立演芸場部	部長、演芸課、営業課
監査室・監事室	室長
特命経営企画本部	本部長、経営企画課

(2) 事務管理の各室構成

事務管理を構成する各室の配置は、表4-2に示す部局ごとにまとまりのある構成とすることを原則とするが、【添付資料4-7-9】「事務管理各室の性能特記事項」に規定がある場合にはそれによるものとする。また、将来的な組織改変に対応可能なフレキシビリティを確保する。

(3) 事務管理のエントランス及びセキュリティ

- ① 観客等が使用するエントランス、楽屋出入口、搬入口及びサービス用出入口とは別に、職員用出入口を設ける。なお、職員用出入口は養成研修（伝統芸能及び現代舞台芸術）関連諸室に向かう出入口を兼ねる計画も可とする。
- ② 職員用出入口には風除室を設け、受付を近接して設ける。
- ③ 職員用出入口及び廊下には適切に監視カメラを設置する。

(4) 内装及び建具等

- ① 居室に設ける窓の位置及び寸法は、着席時に外部への視界を遮らずに見通せる高さ及び幅とする。
- ② 事務室は特記がない限り、耐力壁等を設けずフレキシブルに対応できる大部屋方式とし、壁面収納を可能な限り設置する。

8. 施設設備

(1) 施設設備関連諸室

- ① 防災センター
 - a. 拡声設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備・自動閉鎖設備、無線通信補助設備、中央監視制御設備、自動制御設備等の監視・制御を行う。
 - b. エレベーターインターホンの通話装置を設置する。
 - c. 個別空調を設置する。

- ② 監視室
 - a. 特高受変電設備、拡声設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備・自動閉鎖設備、無線通信補助設備、中央監視制御設備、自動制御設備等の監視・制御を行う。
 - b. 個別空調を設置する。
- ③ ゴミ処理室
 - a. 厨房ごみ以外の紙類・再利用不可ごみの一時保管を行うために使用する。

9. 交通部分

国立劇場に設ける廊下、階段、エレベーター、エスカレーター等の交通部分は、【添付資料4-5】「各室性能表」及び【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」によるほか、各室及び各部門を合理的に接続し、来場者、業務従事者及び職員が安全かつ快適に移動できるものとする。なお、交通部分に関して別に定めがある場合はそれによるものとする。

第8節. 業務の実施

1. 基本的事項

(1) 事業者の役割

- ① 『本業務要求水準書及び事業計画書のとおり施設整備及び成果物を完成させること』を実現するために、本事業において施設整備業務のうち設計企業、建設企業及び工事監理企業の役割分担を適切に行なうとともに、各企業の能力が十分に発揮できるように、業務実施体制の構築とその管理を適切に行う。また、施設整備の品質を確実に確保するため、業務内容を適切に計画、実行、管理する。
- ② 事業者は、設計企業、建設企業及び工事監理企業に対して本整備業務の一部を委託若しくは請負わせる場合は、本事業を適切に実施するために、その委託若しくは請負わせる業務内容を精査し、業務分担を適切にかつ具体的に定める。
- ③ 事業者は、設計企業、建設企業及び工事監理企業が行う各業務が適切に履行されるよう、各業務の業務管理を適切、かつ確実にを行い、各業務間での情報伝達漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう各業務を統括的に管理し、相互調整を行う。

(2) 個人情報の保護

事業者は、業務の実施にあたって、【添付資料4-13】「個人情報の取扱いに関する特約条項(案)」に則り、個人情報の保護を行うものとする。

(3) 成果物

事業者は【添付資料4-14】「業務に関する成果物」に定める成果物の内容、仕様、部数及び提出時期に応じて本業務に係る成果物を作成、提出する。

2. 共通事項

(1) 建設工事費コスト管理計画書の作成

事業者は【添付資料4-15】「建設工事費コスト管理計画書の内容及び提出時期」に基づき建設工事費コスト管理計画書を作成し、振興会に提出する。ただし、事業提案の内容等に照らし、これによりがたい場合は事前に振興会と協議し変更することができる。

工事着手前の建設工事費コスト管理計画書は、本事業契約書に記載の内訳書と整合するものとし、事業者は、これに基づきコストの適正な管理を行う。また、各段階において基本設計完了時とのコスト比較を行い、工事種目ごとの変動が5%を超える状況が生じた場合、あるいはその他必要が生じた場合は、その理由を明確にして振興会に報告する。

(2) 事業費内訳書等

- ① 事業契約書(案)に規定する「施設整備費」の内訳書の内訳区分については、事業契約書(案)に基づき作成する。また、建設工事に係る工種別の内訳については【参考資料4-17】「工種別内訳表の参考例」を参考に作成する。
なお、本業務要求水準書の変更に伴い「事業費」を変更する際にも、「施設整備費」の内訳書の内訳区分を用いる。

- ② 施設整備費内訳書の作成又はは変更のいずれの場合においても、事業者は、同内訳書の提出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容を振興会に説明するものとする。

(3) コスト縮減報告書の作成

- ① 民間の技術力や創意工夫の活用などPFI方式によるコスト縮減項目を整理し、報告書として取りまとめ、本施設引き渡し時に振興会に提出する。
- ② コスト縮減報告書の作成にあたっては、コスト縮減項目を「施設整備」「維持管理」及び「運営」に分類し、コスト縮減方法の具体的な内容を記載する。コスト縮減効果が明確なもの以外でも効率化が達成できた内容を含むものとし、コスト縮減額の算定が可能なものは併せて記載するものとする。

(4) 業務要求水準の確認

- ① 事業者は【参考資料4-18】「要求水準確認計画書の標準」を参考に要求水準確認計画書（設計業務に係る要求水準確認計画書及び建設業務に係る要求水準確認計画書）を作成し、振興会は要求水準確認計画書により業績監視を行う。

- ② 要求水準の確保のための事業者による管理の基本的考え方

事業者は、本業務要求水準書及び事業計画書の内容を満たすため、各業務の工程表に基づき施設整備業務を管理するとともに、以下の対応により設計業務、建設業務及び工事監理業務の管理を行う。

- a. 設計時における、設計図書及び計算書等の書類の確認
- b. 各部位の施工前における、施工計画書、品質管理計画書及び施工図の確認
- c. 各部位における、工事監理業務計画書に基づいた施工の確認

- ③ 要求水準確認計画書の作成

- a. 事業者は、前記を踏まえ、設計業務着手前に要求水準確認計画書を振興会と協議のうえ作成し、振興会に提出するとともに確認を受ける。なお、内容は「建築（外構を含む）」、「構造」及び「設備（外構を含む）」に区分し、さらに「設備（外構を含む）」は、「電気設備」「機械設備」「外構その他」及び「昇降機設備」「劇場関連設備」に区分する。
- b. 事業者は、本施設の基本設計着手前に、設計業務に係る要求水準確認計画書を、設計業務の管理技術者及び各主任担当技術者に作成させる。
- c. 設計業務に係る要求水準確認計画書においては、個別の確認項目ごとに、要求水準の確認の方法（性能を証明する書類、施工現場での測定等）と確認の時期（設計図書作成時点、施工実施時点等）、確認をする者（設計企業、建設企業、工事監理企業）その他必要な事項を記載するものとする。
- d. 事業者は、本施設の工事着手前に、建設業務に係る要求水準確認計画書を、設計企業で作成することが適当と判断する部分については設計業務の管理技術者及び各主任担当技術者に作成させ、工事監理企業で作成することが適当と判断する部分については工事監理業務の工事監理者に作成させ、その他の部分については建設業務の監理技術者又は主任技術者に作成させる。
- e. 建設業務に係る要求水準確認計画書については、設計業務に係る要求水準確認計画書に基づく設計業務の実施状況を反映したものとすることにより、設計業務に係る要求水準確認計画書との整合性を確保するものとする。具体的には設計業務に係る要求水準確認計画書に記載された個別の確認項目ごとに要求水準の確認の方法（性能を証明する書類、施工現場での測定等）と確認の時期（設計図書作成時点、施工実施時点等）、確認をする者（設計企業、建設企業、工事監理企業）その他必要な事項に関して、技術的妥当性の確認を行い、必要な場合には修正等を行ったうえで建設業務に係る要求水準確認計画書として取りまとめるものとする。
- f. 設計業務に係る要求水準確認計画書及び建設業務に係る要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計着手時、基本設計完了時、建設工事着手時、その他業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。

- ④ 要求水準確認報告書の作成

事業者は、要求水準確認計画書に記載された個別の確認項目が適正に実施されているかを確認し、その結果を要求水準確認計画書の作成者に要求水準確認報告書として取りまとめさせ、振興会に提出し説明する。

(5) 設計・施工工程表の作成

事業者は、本事業の施設整備業務着手の前日までに、振興会と協議を行い、各種書類の提出時期及び振興会との協議調整工程を盛り込んだ設計・施工工程表を作成のうえ、振興会に提出するとともに確認を受ける。工程表には以下の内容を記入する。

- ① 調査工程
事業者が実施する調査の工程
- ② 設計工程
 - a. 基本設計（平面計画協議期間を含む。）の工程
 - b. 実施設計の工程
 - c. 確認申請等各種申請手続及びその調整の工程
 - d. 透視図、模型等の提出時期
 - e. その他設計の工程管理に必要な事項
- ③ 施工工程
 - a. 調査を実施する場合の工程
 - b. 既存施設の解体の工程
 - c. 工事種別ごとの工程（躯体、仕上げ、外構、電力設備、機械設備、外構その他、劇場関連設備等）
 - d. その他施工の工程管理に必要な事項
- ④ 近隣説明の工程
- ⑤ 振興会への施設等の引き渡し工程

(6) 環境対策等

- ① 環境保全性の検証
 - a. 事業者は、基本設計完了時、実施設計途中、工事途中及び工事完了時の各段階において建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による環境保全性の検証を行い、その結果を提出するとともに、各段階における要求水準確認報告書等に記載する。
 - b. 事業者は、基本設計途中及び実施設計途中の各段階において、BEI（設計一次エネルギー消費量／基準一次エネルギー消費量の比率）の検証を行い、その結果を報告するとともに、各段階における要求水準確認報告書等に記録する。また、実施設計完了後に、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）によるZEBの評価を受け、振興会に報告する。
- ② エネルギー使用量の予測
事業者は、工事途中に、国立劇場の供用開始後一か年の電力、ガス及び水道等のエネルギー使用量予測値を算出し、提出する。
- ③ 提出物等に使用する紙類
提出物及び打ち合わせに使用する紙類は「グリーン購入法」の判断基準等を遵守する。

(7) 事業パンフレットの作成

事業者は、事業の概要、本施設の概要等を、パース、完成模型、図面、イラスト等により説明した事業パンフレットを工事着手時までに作成し、振興会に提出する。また、工事完了時に修正し、振興会に提出する。

(8) 記録等の作成

事業者は、振興会及びその他関係機関と協議・打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。

(9) 電子データのセキュリティ確保

事業者は、電子メール、打合せ資料及び電子データによる成果物等、電子データを振興会に提出する際には、あらかじめウイルスその他のセキュリティ対策（パスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる）されたものを提出する。また、ウイルス対策のためのソフトウェアについて、常に最新データに更新（アップデート）されたものを使用しなければならない。

(10) 振興会が行う以下の調査・各種点検等への協力

- ① 振興会が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、事業者及び建設企業はこれに立会い、協力すること。なお、点検や調査の結果に基づき、振興会から改善の措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従い対応措

置を講ずること。また、振興会が必要とする現場見学会等を開催する場合は、事業者はこれに協力する。

- ② 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合には公共事業労務費調査に協力する。
- ③ その他、振興会より申し出のあった調査等について協力する。

(11) 什器・備品の配置計画への協力

振興会が提示する国立劇場の什器・備品の配置計画に基づき、什器・備品のプロット図（レイアウト図等）作成等について、振興会に協力する。プロット図を作成する時期は、基本設計時、工事着手前及び工事期間中とする。

(12) 近隣対応の実施

事業者は事業を円滑に進めるため、各業務時において近隣への対応（説明会及び説明資料等の作成等）及び配慮に努める。特に建設業務期間中は周辺、近隣からの苦情が発生しないよう配慮するとともに、万一苦情その他の事案が生じた場合は、発生後速やかに振興会へ報告するとともに、事業者を窓口として、工程に支障をきたさないように処理をする。

(13) 成果物等の情報の適正な管理

- ① 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、事業契約書（案）に定める秘密等の保持、標準仕様書に定める設計図書等の取扱いの規定等を遵守の上、成果物等の情報を適正に管理する。なお、振興会は情報管理措置の実施状況について報告を求め、その情報管理措置が不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。また、事業者は求めに応じて必要な対応を講じる。
 - a. 振興会の承諾なく、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページやSNSへの掲載、書籍への寄稿等を含む。）しない。
 - b. 業務の履行のための協力者や下請負人等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲において行う。
 - c. 成果物等の情報の送信及び運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、振興会が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信及び運搬に当たっては、パスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - d. サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - e. 振興会が貸与した物品、資料等に係る情報については、業務の履行に必要な範囲において使用するものとし、業務完了後、速やかに振興会に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- ② 成果物等の情報の紛失、盗難等の発生又は発生したおそれが認められた場合は、速やかに振興会に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- ③ ① a. 及び b. の規定は、契約終了後も適用する。
- ④ ① a. から c. の規定は、協力者や下請負人等に対しても対象とし、事業者がその責を負うものとする。
- ⑤ 成果物等とは、次に掲げるものとし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
 - a. 【添付資料4-14】「業務に関する成果物」に規定する成果物（未完成の提出書類等を含む。）
 - b. 業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの
 - c. 工事関係図書のうち、施工図等、工事写真その他施設の内容について表示された図書（未完成の図書を含む。）

3. 設計業務

事業者は、本業務要求水準書及び事業計画書並びに設計・施工工程表等に基づき、以下の業務を実施する。

(1) 調査

- ① 事業者は設計業務着手に先立ち、必要に応じて本敷地に関する設備の社会基盤調査、敷地調査（平面・高低）、電波障害事前調査、土壌調査、生活環境に関わる調査（風害、日照、景観、自動車交通に係る調査等）など、設計に必要な調査を行う。また、調査ごとに調査計画書及び調査報告書を作成し、振興会に提出する。

- ② 事業者は、必要に応じて地盤調査を行った場合、ボーリング柱状図及び土質試験結果一覧表について、(一社) 国土地盤情報センターによる検定を受け、「国土地盤情報データベース」へ登録する。
- a. 登録内容については、あらかじめ振興会の確認を受ける。
 - b. 「検定証明書」が事業者に届いた際には、その写しを直ちに振興会に提出する。
- (2) 設計業務計画書の作成
- 事業者は、基本設計着手前に、設計業務計画書を作成の上、振興会に提出し、確認を受ける。業務計画書の内容には、実施体制、工程等を盛り込むものとし、詳細については振興会と協議を行うものとする。
- (3) 管理技術者及び各主任担当技術者の通知
- 事業者は、基本設計着手前に、資格確認資料に記載された設計業務における管理技術者及び各主任担当技術者を選任のうえ、振興会に通知し確認を受ける。
- (4) 設計説明書の作成
- 事業者は、基本設計及び実施設計の各設計業務の完了時に、以下に加え本項(7)号に定める設計説明書を作成の上、振興会に提出し、確認を受ける。
- ① 計画概要
 - ② 整備方針
 - ③ 一般図・仕上概要
 - ④ 透視図・模型写真
- (5) リサイクル計画書の作成
- 事業者は、設計にあたって、建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底)について検討したうえで、設計反映させ、その内容をリサイクル計画書として取り纏めて振興会に提出する。
- (6) 基本設計、実施設計及び工事段階で設計者が行う実施設計に関する業務
- ① 基本設計
 - a. 業務内容
 - 業務内容は「平成31年国土交通省告示第98号」別添一第1項第1号イによる。
 - b. 施設計画等に関する協議
 - 事業者は、基本設計中、継続的に施設の配置及び各階平面における諸室の配置、断面構成等(以下「施設計画等」という。)について振興会と協議する。なお、当該協議を行うために、振興会との事前の打合せを、設計業務と並行して行う。
 - c. 芸能関連団体等への意見聴取への対応
 - 基本設計段階において振興会は芸能関連団体等から意見を聴取することを計画しており、事業者はそのための資料を作成する。また、意見等について事業者は検討のうえ振興会と対応について協議を行う。
 - ② 実施設計
 - a. 業務内容
 - 業務内容は「平成31年国土交通省告示第98号」別添一第1項第2号イによる。
 - 実施設計は、建設工事費コスト管理計画書を作成するために十分な内容とする。また、建設工事着手後に実施設計図書の変更を行う場合に作成する設計図書も、同様に建設工事費コスト管理計画書の作成、変更に足る内容とする。
 - b. 施設計画等に関する協議
 - 事業者は、実施設計中、随時施設計画等や細部の仕様・詳細寸法について振興会と協議する。なお、当該協議を行うために、振興会との事前の打合せを設計業務と並行して行う。
 - c. 芸能関連団体等への対応
 - 事業者は、実施設計中振興会の求めに応じて関連団体等への対応に必要な資料を作成する。また、関連団体等からの意見等について事業者は検討のうえ振興会と協議を行う。
 - ③ 工事段階で設計者が行う実施設計に関する業務
 - 業務内容は「平成31年国土交通省告示第98号」別添一第1項第2号イ及び第3号による。
 - ④ 別途工事との調整

事業者は、振興会から発注される別途工事と調整し、設計を行う。

(7) 設計図書の作成

事業者は以下に定めにより、基本設計段階で作成する設計図書（以下、「基本設計図書」という。）、実施設計段階で作成する設計図書（以下、「実施設計図書」という。）及び工事段階で行う実施設計に関する業務で行う業務において作成する資料を作成する。

① 適用基準等

各設計図書の作成にあたっては【添付資料1-2】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」に掲げる基準等を適用する。

② 基本設計図書

基本設計図書は、「総合」「構造」「電気設備」「機械設備」「外構その他」及び「劇場関連設備」に区分して作成し、【添付資料4-14】「業務に関する成果物」の定めにより、振興会に提出し、確認を受ける。

③ 実施設計図書

実施設計図書は、前掲の②の区分に基づき作成し、【添付資料4-14】「業務に関する成果物」の定めにより、振興会に工事着手前に内容の説明、確認を受けたうえで提出する。なお、構造図及び構造計算書は規模に関らず作成し、実施設計図書に含めるものとする。

④ 設計意図伝達に関する資料等の作成

事業者は、建設業務着手前に実施する設計意図伝達において建設企業及び工事監理企業に設計意図を正確に伝達するため、設計企業に以下の資料及び設計意図伝達に必要な資料等を作成させる。なお、設計意図伝達の実施前に振興会に提出及び説明を行い、確認を受ける。

a. 設計説明書

b. 施工図・機器納入仕様書等を作成するための説明図、デザイン詳細図等

c. 仕上げ材料（設備機材等の仕上げを含む）の色彩、柄等についてまとめた色彩等計画書

d. 建設企業が実施する内外装等に係る試作品（モックアップ）確認実施計画書

(a) 試作品（モックアップ）の制作図作成及び制作工程を記載した実施工程

(b) 確認対象

試作品（モックアップ）等の確認対象については原則として以下の部分を対象とする。また、設計段階において振興会と協議の上、適宜対象を追加するものとする。

(ア) 客席（大劇場／小劇場／演芸場 各20脚 音響測定用）

(イ) 客席壁、床及び天井（大劇場／小劇場／演芸場 仕様別ごと）

(ウ) ホワイエ壁、床及び天井（大劇場／小劇場／演芸場 仕様別ごと）

(エ) カーテンウォール、ルーバー、化粧底等 ファサード構成部材

(オ) その他、振興会との協議により定める対象

e. 設計内容への質疑対応及び質疑に基づく検討

⑤ 面積算出資料の提出

事業者は、基本設計完了時、工事着手前及び実施設計完了時において、各部門別の各室等の面積及び各階それぞれの共用部分の面積を面積表にまとめ、面積算出根拠資料とともに振興会に提出する。なお、床面積は「建築基準法」に基づいた方法で算出する。

(8) 透視図及び模型等の作成

① 事業紹介プレゼンテーション資料の作成

事業者は、本事業内容を紹介するためのプレゼンテーション資料を作成する。内容は、事業の目的及び施設整備方針に基づいた設計コンセプトを説明文、イメージ図等を加えて作成する。なお、作成にあたっては、プレゼンテーションソフトを用いることを基本とする。

② 透視図

建物の内観及び外観透視図を作成し、以下により振興会に提出する。

a. 大きさ 彩色A3版

b. カット数

外観 5カット（敷地の各方向からの外観1枚ずつ、施設外観（鳥瞰図）1枚）

内観 基本／実施設計時各20カット

③ 模型

周辺道路等を含む本施設の完成予想模型を作製し、以下により振興会に提出する。なお、模型材料は、変形及び退色しにくいものとする。

a. スタディ模型の製作

事業者は、基本設計及び実施設計の各段階において随時スタディ模型を製作するものとし、大きさ等は次による。また、詳細な検討が必要な部分に対しては詳細なスタディ模型を製作する。

(a) 広域模型 1/800 (範囲：皇居及び隼町周辺エリアの一部、本体：外観)

(b) 敷地模型 1/200 (範囲：周辺街区の一部 本体：外観及び内部の一部)

(c) ホール模型 1/50 (大劇場、小劇場及び演芸場の舞台・客席長手断面)

(d) グランドロビー、ホワイエ内観模型 1/50

(e) ホール模型 1/10 (大劇場、小劇場及び演芸場の客席全体 室内音響実験用)

(f) 外観詳細模型 1/50 (ファサードの部分模型)

(g) その他、振興会との協議により定める対象

b. 完成模型の製作

事業者は、工事着手前に完成模型を製作するものとし、大きさ等は以下による。

(a) 製作寸法 1,200×900 mm 程度

(b) 縮尺 1/200

(c) 台数 1台

(d) その他 材料は変形、退色しにくいものとし、台座及びアクリルケース付とする。

c. 完成模型の写真撮影

事業者は、工事着手前に完成模型の写真撮影を行う。撮影画素数等は以下による。

(a) 撮影画素数 2000万画素以上

(b) カット数 10カット

d. 事業紹介ポスター

工事着手前に、図面及び透視図等を使用し、施設のコンセプト及び施設概要等の説明文・イメージ図等を加えて本事業紹介用のポスター(カラー)を作成し、提出する。また、工事完了時に修正し、振興会に提出する。大きさ等は【添付資料4-14】「業務に関する成果物」を参照する。

(9) 申請及び手続等

- ① 事業者は、工事の着工に必要な協議、申請、手続等を行う。なお、協議、申請及び手続等に必要となる費用は事業者負担とする。
- ② 申請や手続等で関係行政機関等に提出した書類の写しを振興会に提出する。正副本の扱いについては振興会の指示による。
- ③ 振興会が設計及び工事期間中に行う協議、申請や手続等において協力を求めた場合には、添付図面の提出等の必要な補助作業を行う。
- ④ 振興会が地域住民等への説明を行う場合は、補助作業を行う。

(10) 公共建築設計者情報システムの登録

事業者は、施設整備業務完了時において、施設整備業務完了後10日以内に、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に基づき「業務カルテ」を作成し、振興会の確認を受けた後に(一社)公共建築協会に提出するとともに、(一社)公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを振興会に提出する。

(11) その他、業務の履行に係る条件等

- ① 前掲の(1)から(10)の業務に係る写真は、振興会が行う事務並びに振興会が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない(ただし、あらかじめ振興会の承諾を受けた場合は、この限りでない)。
 - a. 写真を公表すること。
 - b. 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

4. 建設業務

事業者は、本業務要求水準書及び事業計画書並びに設計・施工工程表等に基づき、以下の業務を実施する。建設業務は、設計図書に基づき以下の建設工事を施工する業務のほか、施工に関する品質確保のために必要な業務とする。

(1) 建設工事

事業者は、以下の工事を実施する。

- ① 国立劇場の建設工事（外構、工作物等を含む）
- ② 既存施設等の解体撤去工事
- ③ インフラ切替工事
- ④ 電波障害対策工事
- ⑤ 既存樹木の移植工事

(2) 建設工事に関する事項

騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事により周辺に与える影響を勘案し、以下に定める事項と併せて合理的な近隣対策を実施する。

- ① 事業者は工事内容を適宜近隣に周知徹底し、理解を得るよう努めることとし、その調整等は事業者において実施する。
- ② 事業者は近隣に配慮し、施工時間を定める。
- ③ 工事は、第4章 第3節 6. 施工計画の条件による。
- ④ 予期せぬ事態に備え、安全管理組織等を設置し、周知徹底する。
- ⑤ 第三者が容易に敷地内に入れないよう対策を講じる。
- ⑥ 事業敷地以外に資機材置場等の用地が必要となる場合は、事業者の負担により対応する。
- ⑦ 工事に必要となる電気、水道等については、仮設申請のうえ、事業者の負担とする。
- ⑧ 工事により発生する廃棄物等については、法令等に基づき適切に処理するものとする。また、廃材等については、可能なものは積極的に再利用を図る。
- ⑨ 周辺建物、工作物、道路等に損傷を与えないよう留意し、汚損、破損当をした場合の補修及び補償は事業者の負担において行う。
- ⑩ 解体撤去工事において発生する金属類等の有価物については、事業者において処理を行う。ただし、事前に種類や数量、工程等について振興会と協議し、処理についてその都度報告し、清算変更を行うものとする。また、処理に係る振興会の手続に協力する。
- ⑪ 既存施設等の解体撤去工事着手前に、警察署等の訓練等のための既存施設等の使用に協力し、工程等の調整を行い、振興会に報告する。
- ⑫ 振興会が発注する別途工事との調整を行う。
- ⑬ 振興会は、令和5年11月から令和6年1月までの期間に、既存施設内の客席、ホワイエ、舞台等の備品を使用し、既存施設内でのイベント等の実施を予定している。事業者は、既存施設等の解体撤去工事との調整が必要な事項について振興会と協議する。
- ⑭ 工事中の仮囲い等は、周辺環境に配慮したものとする。
- ⑮ 敷地内の一角にインフォメーションブースを設置するなど、工事の進捗状況等国立劇場再整備等事業に関する情報発信を行う。
- ⑯ 本事業において試験、検査等を実施した場合は、直ちに記録を作成し、工事完了時に一式を振興会に提出し確認を受ける。
- ⑰ 解体撤去工事に際して、工事の事前説明用に仮設計画図、概要等を作成し報告する。
- ⑱ 解体撤去工事に際して、地中埋設物等の敷地内残置物が発生した場合は、解体撤去工事後に地中埋設・敷地内残置物を記載した図面を作成する。
- ⑲ 既存樹木の移植工事に際して、樹木医による専門的診断等を考慮のうえ、適切な枯損処置を行う。

(3) 既存建物（本館等）調査

既存施設等の解体撤去工事着手前及び工事中に、既存施設（既存建物（本館等）、外構、工作物（植栽含む））を記録するため、以下のとおり写真撮影、計測等の調査を実施し、画像、図面データ等を作成の上、3Dモデル化、模型及び記録集を作成し、振興会に提出する。なお実施にあたっては、振興会と事前に協議するとともに、振興会が依頼する有識者監修のもと実施する。

- ① 国立劇場の外部、本館内部（ホワイエ、大劇場、小劇場、劇場関連諸室、楽屋、稽古場等）、及び演芸場内部（ホール、ホワイエ、演芸場、劇場関連諸室、楽屋等）の点群データによる

3D計測を実施し、3Dモデル化（3Dモデル（カラー）及びCADデータ変換）を行う。成果物は元データ及びビューワーによる閲覧が可能なデータとする。

- ② 図面、計測記録等をもとに模型2台を製作する。なお、模型本体は木製とする。
- ③ 1/200敷地全体模型1台（1,200×900mm程度、台座及びアクリルケース付き）
- ④ 1/100本館断面模型1台（1,500×900mm程度、台座及びアクリルケース付き）
- ⑤ 敷地及び既存施設の外観・内観写真並びにドローンによる上空・本館内部写真及び動画を撮影する（写真約500カット、動画延べ15分程度）。なお、ドローンで撮影する際には「航空法」及び「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に従い、飛行許可及び対象施設の管理者等の同意を得て撮影を行うものとする。
- ⑥ 解体工事の写真及び動画（20分程度）を制作する。
- ⑦ 既存建物記録集及び解体工事記録集を作成する。作成にあたっては、振興会より貸与する既存建物に関する資料及び事業者による調査、解体工事資料、施工記録等により、振興会と協議のうえ取りまとめる。

(4) 工事着手届の提出

事業者は、建設工事の工事着手前に、工事着手届を振興会に通知し、確認を受ける。

(5) 監理技術者又は主任技術者の通知

事業者は、建設工事の工事着手前に、資格確認資料に記載した「建設業法（昭和24年法律第100号）」第26条に定める監理技術者又は主任技術者を選任の上、振興会に通知し、確認を受ける。

① 施工体制台帳及び施工体系図の作成

事業者は、「建設業法」に基づき以下の事項を記載した施工体制台帳に係る書類及び施工体系図を作成し、振興会に提出する。

- a. 「建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）」第14条の2第1項第2号ロの請負契約及び同項第4号ロの下請負契約に係る「建設業法」第19条第1項及び第2項の規程による書面の写し
- b. 統括安全衛生責任者名、安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- c. 監理技術者、主任技術者（下請負人を含む。）の顔写真
- d. 一次下請負人となる警備会社がある場合は、その商号又は名称、現場責任者名及び工期
- e. 緊急時の連絡体制表

② 振興会による重点確認工程等

- a. 振興会は施工段階において提出書類及び実地による重点的な確認を行うものとし、確認時期、確認箇所及び提出資料については、建設工事着手前に振興会が指定する。
- b. 事業者が提出する資料等は、要求水準確認計画書における建設工事の業務内容や役割との整合性を確保するものとする。
- c. 事業者は振興会による実地確認に立会うものとする。

(6) 施工計画書、品質管理計画書、施工報告書の提出

- ① 事業者は、建設工事着手前に、監理技術者又は主任技術者に総合施工計画書を作成させ、工事監理者が確認し、振興会に提出する。
- ② 事業者は、一工程の施工の着手前に、総合施工計画書に基づいて監理技術者又は主任技術者に工種別の施工計画書及び品質管理計画書を作成させ、工事監理者が確認し、振興会に提出する。
- ③ 事業者は、各部位の施工後に、監理技術者又は主任技術者に施工計画書等に基づき適切に施工したことを示す施工報告書及びその他関連する書類を作成させ、工事監理者が確認し、振興会に提出する。なお、施工報告書には工事記録写真等を含むものとする。
- ④ 施工計画書及び品質管理計画書においては、「本業務要求水準書」及び「事業計画書」に定められた要求水準が達成される計画とし、施工計画及び品質管理計画の策定にあたっては、要求水準確認計画書における建設工事の業務内容や役割との整合性を確保するものとする。

(7) 施工体制の点検

事業者は、振興会から監理技術者又は主任技術者の設置状況及びその他の工事現場の施工体制が、施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これに対応する。

(8) 実施工程表、月間工程表の提出

- ① 事業者は、「既存施設等の解体撤去」「躯体」「仕上げ」「外構」「電力設備」「機械設備」「外構その他」及び「劇場関連設備」等の区分ごとに、出来高予定曲線を記入した実施工程表を作成し、振興会に提出する。
- ② 事業者は、前記①の区分ごとに月間工程表を作成し、該当月前月末日までに振興会に提出する。

(9) 進捗状況報告書の提出

事業者は、(8) ①の区分ごとに出来高を算出し、その出来高による進捗状況報告書を工事期間中に毎月振興会に提出する。また、実施工程表に記載された出来高予定との変動が5%を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にして振興会に報告する。

(10) 別途工事との調整

事業者は、工事期間中に国立劇場に係る別途工事との工程及び仮設等の調整を行う。調整にあたっては、総合図（本工事と別途工事との取合い部分）を作成し、振興会と協議し、別途工事への協力を行う。

(11) 使用材料の詳細に係る確認

事業者は、建設業務において、材料の色、柄、表面形状等の詳細に係る内容については、事前に振興会にその内容を提示し確認を受ける。また、複数の仕上材による構成の確認が必要な部位については、本節3.(7) ④ dにおいて定める実物模型（モックアップ）確認実施計画書に基づき、振興会が確認を行う。その結果、調整の必要な事由が生じた場合は振興会と協議する。

(12) 電波障害対策

① テレビ電波障害対策

- a. 事業者は、事前にテレビ電波障害調査を行い、その結果を振興会に報告する。
- b. 事業者は、施設整備に伴う周辺住民への電波障害が発生した場合、振興会に報告し、対策を実施する。なお、テレビ電波障害解消にあたってはCATVを活用する計画も可とする。

② 携帯電話不感知対策

建設工事の工事期間中及び竣工検査直前に携帯電話不感知が生じる場合又はその恐れがある場合は、速やかにその対策を行う。また、国立劇場において携帯電話不感知が生じる場合は、その対策を行う。対策のための設備の設置費・維持管理費は事業者負担とし、光熱水費は振興会が負担する。なお、対象とすべき移動体通信事業者の数は4者程度とする。

(13) 電波伝搬障害対策

事業者は、建設工事に関する届出において、高層部分が電波障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を受け取った場合、2年間当該指定行為に係る工事のうち障害原因部分に係る工事を行うことができない。その場合、速やかに当該伝搬障害防止区域に係る主要無線通信を行う無線局の免許人との間に「電波法」第102条の7の1項の規定による協議を行い、協議後に工事を再開するものとする。また、協議後に必要な対策費用を見込むものとし、電波伝搬障害対策については、【参考資料4-6】「振興会が行った事前協議の概要」を参照する。

(14) 航空法による建物等設置の制限（制限表面）

施設整備に伴い、工事用クレーン等が制限表面に近接又は一時的に突出する場合は、航空機の運航に与える影響の検証が必要となる場合があるので、空港等の設置管理者と協議を行い、工事を実施する。建物等設置の制限については、【参考資料4-6】「振興会が行った事前協議の概要」を参照する。

(15) 地中障害物の撤去、搬出及び処分

事業者は、地中障害物について、撤去、搬出及び処分を行うものとする。本業務要求水準書に明示されていない地中障害物が発見された場合、事業者はその撤去、搬出及び処分について振興会と協議する。

(16) 申請及び手続等

- ① 事業者は、建設工事の実施、完了及び施設の供用開始に必要な一切の協議、申請及び手続を行う。なお、協議、申請及び手続等に必要な費用は事業者負担とする。

- ② 事業者は、①の書類等について写しを保存し、工事完了時に速やかに製本の上、振興会に提出する。正・副本の扱い等体裁については、振興会と協議して定める。

(17) 財産台帳附属図面の調製及び財産目録の作成に係る資料等の作成

事業者は、財産台帳附属図面を「国有財産台帳等取扱要領について」により作成し、建設工事完了の30日前までに振興会に提出するとともに、振興会が作成する統一的管理機関の申請に協力する。また保存及び表示登記に必要な図面を作成する。

(18) 特定調達物品等採用の実績報告等

事業者は、工事完了時における「グリーン購入法」の特定調達物品等の採用状況（数量、採用率等）を資機材等ごとにまとめ、振興会に提出する。

また、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律36号）」第1条（目的）及び「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）」第1の1（建築物における木材の利用の促進の意義）の趣旨を踏まえ、製材等、フローリング、再生木質ボードを使用した場合は、それら木材の使用状況（産地及び数量）をまとめ、振興会に提出する。

(19) 完成図の作成

- ① 完成図は、建設工事完成時における工事目的物たる建築物の状態を明瞭かつ正確に表現したものとし、次の②及び③により作成し、工事完了時に速やかに振興会に提出する。

- ② 図面の作成は【添付資料1-2】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」に掲げる基準等を適用する。

- ③ 完成図は以下に掲げる内容を含むものとする。

a. 建築

特記仕様書、概要書、案内図、配置図、各階平面図（室名及び室面積や耐震壁が表示されたもの）、立面図、断面図、仕上表、面積表、矩計図、詳細図、天井伏図、建具、カーテンウォール施工図、施工計画書、大臣認定を取得した場合の認定書・協議に用いた技術資料及びその他必要な図書等

b. 構造

特記仕様書、伏図、杭図、軸組図、断面表、構造躯体施工図及びその他必要な図書等

c. 電気設備

特記仕様書、各種系統図、各階の各種配線図、分電盤・動力制御盤・受変電設備等の単線結線図・配電盤図、電気関連諸室の平面図、機器配置図、中央監視設備等の設備図、各種システム図、各種構内線路図、主要機器一覧表及びその他必要な図書等

d. 機械設備

特記仕様書、主要機器一覧表、衛生器具一覧表、各種系統図、各階の各種配管図、主要機械室詳細図（平面・断面）、便所詳細図、屋外配管図、雨水利用設備、エレベーター設備、エスカレーター設備、自動制御設備等の設備図、各種システム図及びその他必要な図書等

e. 劇場関連設備

舞台機構、吊物機構、照明設備、音響設備等に係る特記仕様書、主要機器、器具一覧表、各種系統図、各種平面図（各階）・断面図、各種詳細図、その他必要な図書等

f. その他

サイン図、鍵管理システム図、各種試験成績書・報告書及びその他必要な図書等

(20) 施設の保全に関する資料の作成

保全に係る資料は、施設及び施設が備える機器等の維持管理に必要な一切の資料とし、引き渡しまでに振興会に提出する。なお、資料には「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」に基づく「建築物等の利用に関する説明書」の作成を含むものとする。

(21) 完成写真の提出

- ① 完成写真

事業者は、本施設の完成写真を撮影することとし、工事完了時に提出する。撮影画素数等は以下による。

a. 撮影画素数 2000万画素以上

b. カット数 500カット（航空写真10カットを含む。）

c. 撮影箇所 振興会との協議による

- ② 写真の撮影に関する著作権者の権利については以下により、事業者は撮影者等との契約に当たってもそれらの承諾を条件とする。
- 提出された写真は、振興会が行う事務及び振興会が認めた用途に関して、無償で使うことができるものとする。この際、著作権名を表示しないこと及びその利用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。
 - 事業者及び撮影者等は、撮影時に取得したすべての写真（提出していないものを含む。）及びその改変物、副生物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法により第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ振興会の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(22) 音響測定報告書の提出

事業者は、工事完了後、以下①から③及び表4-3の要領で音響専門機関による音響検査測定を行い、その結果振興会に報告する。

【検査測定項目と対象箇所】

- 建築工事関係
 - 遮音性能の測定（室間・移動遮音間仕切・防音建具）
 - 残響時間周波数特性の測定
 - エコータイムパターンの観測
- 空調設備工事関係
 - 空調設備騒音の測定（オクターブバンドレベル、NC値）
- 舞台設備工事（舞台機構・舞台照明・舞台音響等）関係
 - 舞台設備騒音の測定（オクターブバンドレベル、NC値）

表4-3 音響測定の実施箇所

項目	大劇場	小劇場	演芸場	稽古場各室	その他振興会が指定する場所
遮音性能の測定	○	○	○	○	○
残響時間周波数特性の測定	○	○	○	—	○
エコータイムパターンの観測	○	○	○	—	○
空調設備騒音の測定	○	○	○	○	○
舞台設備騒音の測定	○	○	○	—	○

(23) 建設工事内容紹介プレゼンテーション資料の作成

事業者は、工事期間中に、建設工事の内容を紹介するためのプレゼンテーション資料を作成する。なお、作成にあたっては、プレゼンテーションソフトを用いることを基本とする

(24) 事業記録の作成

事業者は、事業の概要、完成引き渡し時までの経緯、技術的資料等を整理し、取りまとめた事業記録を作成する。なお、事業記録の作成にあたっては、全体の構成計画を作成しその内容について振興会と協議する。

(25) 建設工事に関する留意事項

【添付資料4-16】「建設工事に関する留意事項」による。

5. 工事監理業務

(1) 工事監理

工事監理業務の内容は以下のとおりとする。

- 工事監理業務は、「建築基準法（昭和25年法律第202号）」第2条第11項に定める工事監理者の立場で行う業務とする。
- 工事監理業務の内容は、「平成31年国土交通省告示第98号」別添一第2項第1号及び第2号に定める業務とする。
- 施設計画等に関する協議

事業者は、工事期間中、随時施工段階における調整事項や各所の仕上材、試作品（モックアップ）等について振興会と協議し、承諾を得ること。なお、当該協議を行うために、振興会との事前の打合せを監理業務と並行して行う。

④ 芸能関連団体等への意見聴取

事業者は、実施設計中、振興会の求めに応じて芸能関連団体から意見を聴取するための資料を作成する。また、意見等について事業者は検討し振興会と協議を行う。

⑤ 工事監理者は、工事期間中に国立劇場に係る別途工事との調整に協力する。

⑥ その他、設計図書どおりに本施設が施工されるようにするために必要な業務及び施工に関する品質確保のために必要な業務とする。

(2) 工事監理者及び各監理主任技術者の通知

事業者は、建設工事に着手する前に、資格確認資料に記載した工事監理者及び監理主任技術者を選任の上、振興会に通知し、確認を受ける。

(3) 工事監理業務計画書の提出

① 事業者は、建設工事に着手する前に、工事監理者に業務工程計画、業務体制、業務方針等について工事監理業務計画書を作成させ、振興会に提出し、確認を受ける。

② 事業者は、工事監理者に設計図書どおりに施工が行われていることその他工事監理業務を的確に実施するために必要な確認方法及び確認時期、記録方法その他の事項について、施工工程ごとに工程別工事監理業務計画書を作成させ、振興会に提出し、確認を受ける。

③ 工事監理業務計画書等の作成にあたっては、建設業務に係る要求水準確認計画書における各業務内容や役割分担との整合性を確保するものとする。

④ 工事監理業務計画書等については、工事の進捗に応じ変更の必要が生じた場合は、振興会と協議し、確認を受ける。

⑤ 工事監理企業は、自ら施工状況を実地で確認しない部位であっても、後から確認できる記録を行うよう指導することは工事監理企業の責務であると認識し、この責務を踏まえ、工事監理業務計画書の作成を行う。

(4) 工事監理状況の報告

事業者は、工事監理者に工事と設計図書との照合及び確認の結果を記録させ、事業契約書に規定する工事監理状況報告により、当該記録を振興会に毎月提出する。記録の内容に変更があった場合も同様とする。

(5) 工事監理業務報告書の作成

① 事業者は、工事監理者に工事監理に関する記録について工事監理業務報告書として作成させ、振興会に毎月提出し、確認を受ける。

② 工事監理業務報告書は、工事監理記録及び工事記録写真として、要求水準確認計画書の内容のうち工事監理業務に係るものや工事監理業務計画書に定められた業務を的確に実施したこと、設計図書に基づいて工事が施工されていることを確認したこと、その施工状況が要求水準に適合していることを確認したことについて、振興会が確認できる内容とする。

③ 工事監理企業は、自ら施工状況を実地で確認しない部位であっても、後から確認できるような記録を行うよう指導することは工事監理企業の責務であることを認識し、この責務を踏まえ、工事監理業務報告書の作成を行う。

(6) 施工計画書及び品質管理計画書の確認

事業者は、工事監理者に施工計画書及び品質管理計画書が要求水準確認計画書の計画内容に照らして適正なものになっていることを確認させるものとし、確認できない場合には施工計画書及び品質管理計画書の是正を求めさせるものとする。

(7) 施工報告書の確認

事業者は、工事監理者に建設業務において作成する施工報告書に関して要求水準確認計画書及び施工計画書並びに品質管理計画書どおりに施工されていることを確認させるものとし、確認できない場合には是正を求めさせるものとする。

(8) 工事関係書類の提出

事業者は、工事監理者に施工図、承諾図、工事写真等、品質や出来形を確認する資料を振興会に提出させ、確認を受ける。

(9) 公共建築設計者情報システムの登録

事業者は、施設整備業務完了時において、施設整備業務完了後 10 日以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、振興会の確認を受けた

後に（一社）公共建築協会に提出するとともに、（一社）公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを振興会に提出する。

第5章. 維持管理・運営

第1節. 総則

1. 基本方針

(1) 業務の原則

- ① 事業者は、業務提供期間において、振興会の中期目標、中期計画及び年度計画を参考に、本業務の目的達成のために、本業務要求水準書、事業者が提出した維持管理・運営業務提案書及び5.(3)に示す計画書等に基づき、維持管理・運営業務を行うこと。また、本事業の調整及び管理も含め、総括的に施設全体の維持管理・運営を行うこと。
- ② 事業者は、本業務要求水準を的確に理解して、十分な実施体制を構築し、創意工夫を發揮し適切に業務を遂行すること。
- ③ 事業者は、業務を履行するにあたり、添付資料に示した要求水準・仕様等を参考に業務計画書を作成し、振興会の確認を得て業務を実施すること。なお、大規模な工事や停電を伴う作業等、振興会が指示した安全を確保すべき作業については、作業計画書を作成し、振興会の確認を得て業務を実施すること。
- ④ 振興会は、国立劇場の開業後5年が経過したのちに、維持管理・運営業務の業務内容や業務量を検証のうえ、要求水準を見直す場合がある。
- ⑤ 事業者は、本章で定める要求水準を常に満たすように維持管理を行い、要求水準を下回る可能性がある場合には、修繕等の方法で適切な状態に改善すること。建物性能劣化と修繕業務の考え方は【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」による。
- ⑥ 事業者は、運営業務にあたっては、長期間にわたり安全で安定したサービスが提供できるように業務を遂行すること。
- ⑦ 事業者は、各業務について、業務開始後の適正な時期に、業務内容について検証し振興会に報告を行うこと。
- ⑧ 公演日については、12月までに、次年度の主催公演及び貸公演の予定を振興会から事業者に伝達する。業務開始初年度の主催公演及び貸公演の予定については、業務開始初年度の前年度12月に伝達する。加えて、毎月、当該月の2か月後の公演について、開演時間や終演時間を含む詳細が記載された月間予定表を共有する。
- ⑨ 休憩時間等を除く業務提供時間内は禁煙とする。また、休憩等業務提供時間外であっても決められた場所以外での喫煙は禁止とする。
- ⑩ 事業者は、振興会から要求水準に満たないとされ、指示を受けた場合は、適切かつ直ちに改善すること。
- ⑪ 事業者は、駐車場利用者に対する利用者割引の適用について適切に対応を行うこと。
- ⑫ 事業者は、維持管理・運営業務を行う中で拾得した物件については、事業者の責任のもと適切に管理を行うこと。
- ⑬ 要求水準に定めのない事項については、振興会と協議するとともに、その結果を業務計画書に記載すること。
- ⑭ 業務従事者は、次の従事者要件及び規定を満たす者を配置すること。
 - a. 維持管理・運営業務の業務従事者は、日本語による意思疎通が支障なく行える者とし、かつ国立劇場及び国立能楽堂の品位を損なわないよう、丁寧に振る舞うことができる者であること。特に、2.(2)①b. 来場者サービス支援業務のうち、公演来場者受付・案内等業務、同①c. チケット販売支援業務のうち販売・発券業務及び同①e. 普及発信施設の運営支援業務の業務従事者は、次の従事者要件及び規定を満たす者を配置すること。
 - (a) 来場者との識別のため職務に相応しい制服及び名札（法人名及び氏名を明記）を着用すること。
 - (b) 節度と気品ある顧客対応を行うこと。
 - (c) 来場者の案内や展示等の企画等、担当する各業務が支障なく行える程度に、伝統芸能、大衆芸能等に関する知識を有する者であること。なお、研修等により必要な知識を身に着けた者を業務に従事させることも可とする。

- b. 維持管理・運営業務の業務従事者は、知識及び能力の向上を目的とした研修会、避難誘導、救急訓練等を定期的に受講し、適切かつ迅速なサービス提供及び業務処理を行う能力を有する者であること。
- c. 国立劇場及び国立能楽堂のそれぞれについて、次の資格保有者を1名以上配置すること。なお、複数の資格を有する者の兼任を可とする。また、当該資格は、本業務の全期間にわたり維持すること。
 - (a) サービス接遇検定2級又はサービス介助士の資格を有すること。
 - (b) 応急手当普及員又は赤十字救急法指導員の資格を有すること。

(2) 業務実施の基本方針

① 協働体制の構築

- a. 事業者は、国立劇場を我が国の文化芸術振興の中核的拠点とするため、長期間にわたり良好な状態で維持・向上できるように業務を実施すること。
- b. 事業者は、職員とのコミュニケーションや情報共有を密接に行うこと。
 - (a) 職員との連携及び情報交換を密接に行うとともに、各担当作業における専門的理解を深め、各担当作業の質の維持・向上に努めること。
 - (b) 職員との業務分担を明確にし、すべての業務従事者が業務として行うべきことを十分に理解・把握し業務を履行すること。判断のつかない事項については、統括責任者等を通じて必ず振興会と協議すること
- c. 統括責任者は職員とともに定期的に国立劇場及び国立能楽堂を巡視し、サービスレベルの維持・向上に寄与すること。

② 振興会との連絡会議の開催

- a. 事業者は、振興会と1週間に1度の頻度での連絡会議を開催し、維持管理・運営業務について振興会と定期的に情報共有を行うこと。なお、連絡会議は、【資料-5】「業績等の監視及び改善要求措置要領(案)」に規定する業績等の監視と連携して実施すること。
- b. 事業者は、連絡会議の運営事務を行うこと。
 - (a) 連絡会議の日程調整を行うこと。
 - (b) 連絡会議の開催通知、会場設営を行うこと。
 - (c) 連絡会議の議事概要を作成すること。

③ 来場者満足度の確保

- a. 事業者は、接遇マナーに留意するとともに、来場者、実演家、芸術団体等に対して適切にサービスを提供すること。
- b. 事業者は、来場者満足度の高い観劇等の環境を提供すること。
 - (a) 整然として美しい環境を提供すること。
 - (b) 適切に衛生環境を確保するとともに、来場者、職員等の快適性の向上に資するよう業務を実施すること。
 - (c) 来場者及び職員の安全を確保するため適切に危険防止措置を講ずること。
 - (d) 来場者及び職員の利便性の向上に資するよう、満足度調査などにより来場者等のニーズを適切に把握して業務を実施し、満足度の維持・向上に努めること。
 - (e) 振興会の業務形態等を考慮し、来場者サービスの水準や振興会の業務が適切に確保されるよう業務を実施すること。
 - (f) 非常時において国立劇場及び能楽堂の機能停止が生じないよう、また機能停止を伴う修繕等による公演等への影響を抑え、適切に機能維持の確保がなされるよう業務を実施すること。特に、劇場機能及び振興会の機能が非常時にも円滑に発揮できるよう、適切に業務を実施すること。

④ 衛生環境等の確保

事業者は、振興会から提供された備品及び消耗品については、効果的・効率的に使用するとともに常に清潔な状態に保ち、整理整頓を心がけること。

また、感染症まん延時に備えた感染症に関するマニュアルを作成し、振興会の確認を受けるとともに、感染症まん延時においては、感染症拡大防止のため各種衛生対策に努めること。

⑤ 環境負荷低減

事業者は、事業期間中における光熱水費等の縮減のほか、事業期間終了後の修繕費等の縮減を含め、長期的な経済性に配慮すること。なお、省エネルギー・省資源、ごみの減量

処理、再資源化をはじめとして環境負荷の低減に資するよう業務を実施すること。また、温室効果ガスの排出の抑制に関し、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定）」を参考に取組むこと。

2. 業務内容

次の（１）及び（２）の業務を実施すること。本事業の対象となる維持管理・運營業務については【添付資料２－１】「本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容」による。

（１）維持管理業務

① 業務内容

- a. 定期点検等及び保守業務
- b. 舞台関係設備の定期点検等及び保守業務
- c. 運転・監視及び日常点検・保守業務
- d. 清掃業務
- e. 作業環境測定業務
- f. 修繕業務
- g. 什器・備品調達業務

② 業務提供期間

令和11年4月1日0時0分より、令和31年3月31日24時0分までとする。ただし、国立能楽堂で行う業務は、令和6年4月1日0時0分より開始する。

業務開始に向けては、円滑に業務を実施できるように準備を行うこと。また、国立能楽堂で行う業務については、事前に引継ぎを受けること。

（２）運營業務

① 業務内容

- a. 警備業務
- b. 来場者サービス支援業務
- c. チケット販売支援業務
- d. 公演記録支援業務
- e. 普及発信施設の運営支援業務
- f. 冊子作製・配送等支援業務
- g. 振興会の事務支援業務
- h. 開業準備支援業務
- i. 飲食・物販等サービス提供業務

② 業務提供期間

令和11年4月1日0時0分より、令和31年3月31日24時0分までとし、開業準備支援業務については、令和10年4月1日0時0分より開始する。

ただし、国立能楽堂で行う業務は、令和6年4月1日0時0分より開始する。

（３）その他

前掲の（２）①i. 飲食・物販等サービス提供業務に係る維持管理業務の扱いは、【添付資料５－３－12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」による。

各業務においては、関係法令に基づき点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施すること。また、第2節及び第3節に定める要求水準に基づき業務を実施すること。

3. 業務の実施体制

事業者は、関係法令を満たすほか、適切に要求水準を確保できる業務の実施体制を構築すること。

（１）統括責任者等

① 統括責任者の配置について

- a. 「第5章. 維持管理・運営」で定める業務を統括して管理する統括責任者を1名置き、休館日を除く日に駐在させること。
- b. 統括責任者は、各業務の業務責任者及び業務従事者と兼任することができない。

- c. 統括責任者が不在となる時間帯は、統括責任者の補佐役である統括責任者補佐を代替者としてあらかじめ定め（代替者を複数定める場合は、代替者の序列も定める。）、統括責任者補佐を不在時に駐在させ業務に支障が生じないようにすること。
 - d. 統括責任者は、大規模な集客施設（劇場、スタジアム、アリーナ、美術館、博物館、空港等の公共施設のほか、民間の複合商業施設等を含む。）における現場責任者、総支配人等の経験を有する者を配置すること。
- ② 統括責任者補佐の配置について
- a. 維持管理・運營業務を統括して管理する統括責任者の補佐業務を行う統括責任者補佐を1名以上配置すること。
 - b. 統括責任者補佐は、各業務の業務従事者との兼任を可能とする。
- (2) 維持管理・運營業務及び施設整備業務の両方に関わる事項**
維持管理・運營業務及び施設整備業務の両方に関わる事項については、総括代理人又は総括代理人直属のスタッフが調整を行うこと。
- (3) 振興会との連絡体制**
事業者は業務提供時間帯における維持管理・運營業務に係る振興会との連絡窓口を国立劇場及び国立能楽堂のそれぞれに設置するとともに、振興会が常時事業者との連絡が可能な体制を確保すること。
- (4) 業務従事者**
各業務を実施する業務従事者については、関係法令に基づき必要となる資格を有するほか、各業務の遂行に必要な能力を有する者を適切に配置すること。業務従事者が休務した場合は、代務要員を速やかに配置できる体制とすること。また、振興会が業務従事者の適格性に支障があると認めた場合、速やかに代替者を選任すること。
- (5) 研修等**
事業者は、業務従事者に対して、5.（3）により作成した計画書等に基づき、必要となる事項について適切に研修等を行うこと。また、服装を揃え、名札を着用させること。
- (6) 緊急事態発生時の対応**
緊急時には、次の①から⑦までの措置を講ずるなど、人命の安全確保、被害の拡大防止、早期の機能復旧、再発防止等に十分留意して適切に対応すること。
- ① 地震、火災等の緊急事態に対しては、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を取るとともに、振興会及び関係機関に通報すること。また、その状況、原因、改善・復旧の方法等を順次振興会に報告すること。
 - ② 地震等の災害発生時には身の安全を確保した後、在館する者を安全な場所まで誘導するなど、人命の安全の確保を図ること。
 - ③ 気象状況による警報発令時には速やかに施設の安全確認及び確保を行うこと。
 - ④ 業務責任者及び業務責任者の業務を代行する者は、不測の事態に際しては、責任をもって対処し、その収拾に努めること。
 - ⑤ 緊急事態が発生した場合又は発生しているおそれがある場合は、現場に急行し、状況を確認して必要となる措置を講ずること。
 - ⑥ 施設の不具合に起因する事故等が発生した場合については、第2章. 第2節. 1. により事業者が整備を行うものは再発防止を考慮に入れて、速やかに改善・復旧を図り、それ以外のものは、事故等の内容、再発防止のための改善案を速やかに振興会に報告すること。
 - ⑦ 緊急事態への対応のため職員が休日又は夜間に出勤する場合においては、職員の円滑な出勤、及び業務が円滑に実施可能な状態を確保すること。
 - ⑧ インフラ事業者の事情等によりやむを得ずインフラ停止となる場合は、当該インフラの停止が明らかとなった時点でその対応について振興会と協議を行う。
- (7) 作業用停電等への対応**
- ① 停電、機器の停止等、公演及び振興会の業務に影響を与える業務については事前に振興会と協議を行うこと。
 - ② 停電等の実施にあたっては、事前に振興会と実施時期、実施方法等を協議のうえ、適切に行うこと。

(8) 苦情等への対応

- ① 来場者から、本事業において実施する業務に関する苦情を受けた場合、迅速かつ適切に改善、再発防止等の措置を講ずるとともに、振興会に報告すること。なお、必要に応じて、対応方法等について振興会と協議すること。
- ② 来場者から、本事業において実施する業務に関する要望、本事業において実施する業務とは関係のない苦情又は要望を受けた場合、振興会に報告し、対応方法等について協議すること。

(9) B C P に対する対応

既存施設の事業継続計画に関する資料である【参考資料4-7】「独立行政法人日本芸術文化振興会事業継続計画」及び次の①から③に対応した維持管理・運営体制を構築すること。今後、国立劇場に関する事業継続計画を定めた資料を提示予定である。国立劇場に関する事業継続計画を定めた資料が提示された場合には直ちに維持管理・運営体制を更新し、業務従事者に周知徹底するとともに、振興会に通知すること。

- ① 1時間以内に振興会からの指示受領、振興会への報告が可能な体制を構築すること。
- ② 国立劇場及び国立能楽堂の使用継続が損なわれる状況が発生した場合には、応急危険度判定が可能な各都道府県における被災建築物応急危険度判定士登録者を派遣し、使用可能判定に協力すること。
- ③ 施設の復旧が必要な場合は、修繕計画の立案に協力すること。

(10) 別事業への協力

- ① 業務の実施にあたって、必要に応じ振興会が実施する本事業以外の維持管理・運営業務、更新業務、改修工事等の別事業の実施に際し、本事業の維持管理・運営業務と相互に業務実施時間帯及び業務実施場所・範囲の調整を行い、本業務及び振興会が実施する別事業に支障が生じないよう振興会への協力を行うこと。
- ② 振興会が行う国立劇場に係る調査に関する資料作成への協力を行うこと。

(11) 図面その他の資料の貸与等

第2章. 第2節. 1. により事業者が整備を行うものについては、以下の業務を実施すること。

- ① 振興会は、維持管理・運営期間中、次に掲げる国立劇場の図面その他の資料を、事業者に貸与（CADデータ含む。）する。事業者は、これを善良な管理者の注意をもって管理することとし、事業期間終了時に振興会に返却すること。
 - a. 図面
 - b. 施設の保全に関する資料
 - (a) 建築物等の利用に関する説明書
 - (b) 機器取扱い説明書
 - (c) 機器性能試験成績書
 - (d) 官公署届出書類
 - (e) 主要な材料及び機器の一覧表
 - (f) 総合調整測定表
 - (g) その他必要となる事項
- ② 修繕等により、図面その他の資料に記載される国立劇場の内容に変更が生じた場合は、CADデータを含め速やかに更新した資料を作成し、国立劇場の現状と変更・更新時期を把握できるように適切に管理して業務を実施すること。
- ③ 振興会から求められた場合は、前掲の①の貸与資料又は②の更新資料を振興会に閲覧、複写等をさせること。
- ④ 振興会による改修、修繕等により、図面その他の資料に記載されている国立劇場の内容に変更が生じた旨の連絡を受けた場合は、速やかに資料を振興会に要求し、国立劇場の現状を把握できるように、CADデータを含め速やかに更新した資料を作成し、業務を実施すること。
- ⑤ 第2章. 第2節. 1. により事業者が整備を行うもの以外のものについては、次の業務を実施すること。
 - a. 振興会は、維持管理・運営期間中、本業務に必要な図面その他の資料の複写物を、事業者に貸与（CADデータ含む。）する。事業者は、これを善良な管理者の注意をもって管理することとし、事業期間終了時に振興会に返却すること。

- b. 振興会による改修、修繕等により、図面その他の資料に記載される国立劇場の内容に変更が生じた旨の連絡を受けた場合は、速やかに資料を振興会に要求し、国立劇場の現状を把握できるように、CADデータを含め速やかに更新した資料を作成し、業務を実施すること。
- c. 前掲の a. の貸与資料及び前掲の b. の更新資料について、振興会から閲覧、複写等求められた場合は許諾し、無償で提供する。

(12) その他

必要な体制は、【添付資料 5-1-3】「維持管理・運営に係る配置者の一覧」に示す。また、業務実施体制構築にあたっては【参考資料 5-1-2】「業務実施体制案（維持管理・運営）」を参考とすること。

4. コスト管理計画

事業者は【添付資料 5-1-4】「維持管理・運営費コスト管理計画書の内容及び提出時期」に基づき維持管理・運営費コスト管理計画書を作成し、振興会に提出すること。ただし、事業提案の内容等に照らし、これによりがたい場合は事前に振興会と協議し変更することができる。

5. 業務の進め方

(1) 適用基準等

維持管理・運営業務に適用する基準類の参考として【添付資料 1-2】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」を示す。

適用する内容は、原則として各基準類が示す「維持すべき性能・状態」とし、当該条件を満たすことを条件に、維持管理の頻度・方法等は基準類が示す仕様以外の仕様とすることができる。

(2) 業務の区分等を明確にした資料の作成

事業者は、業務実施に先立ち、「第 4 章. 施設整備」及び本章の要求水準との整合性に留意したうえで、振興会と協議のうえ、第 5 章. 第 1 節. 2. の各業務の区分、範囲及び対象を明確にした資料を作成し、振興会に報告を行うこと。

(3) 計画書等の作成、提出等

事業者は、要求水準達成状況を自ら確認のうえ、表 5-1 の提出書類を、それぞれの提出期限までに振興会の確認を得たうえで提出すること。

表 5-1 計画書等の提出書類及び提出期限

提出書類	提出期限	
要求水準確認計画書	業務仕様書、業務計画書の提出時	
業務仕様書	業務開始月の前月の 1 日	
業務計画書	業務計画書	業務開始月の前月の 1 日
	各年度業務計画書	各事業年度開始の前月の 1 日
	各月業務計画書	業務実施対象月の前月の 15 日
作業計画書	作業開始の 2 週間前	
修繕計画書	長期修繕計画書	業務開始月の前月の 1 日
	各年度修繕計画書	各事業年度開始の前月の 1 日
消防計画書	業務開始月の前月の 1 日	
省エネルギーに係る計画書	業務開始時、各事業年度開始の前月の 1 日	
地球温暖化対策計画書等	業務開始時、各事業年度開始の前月の 1 日	
廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書	業務開始時、 各事業年度開始の前月の 1 日	

① 要求水準確認計画書

事業者は業務仕様書及び業務計画書の提出に際し、当該計画書等が要求水準を満たしていることを振興会が確認するための資料として、要求水準確認計画書を作成し、振興会に提出して確認を得ること。

なお、「グリーン購入法」に基づき、毎年度策定されるグリーン購入法特定調達品目の判断の基準を満たす調達品目の採用可否について併せて記載すること。

② 業務仕様書

事業者は、維持管理・運營業務の仕様書を本業務要求水準書及び事業者の提出した維持管理・運營業務提案書を満たす内容で作成し、振興会と協議のうえその内容を決定し、提出すること。

③ 業務計画書

a. 業務計画書

事業者は、維持管理業務及び運營業務の開始にあたり、次に掲げる事項を含む業務計画書を作成し、振興会に提出して確認を得ること。

- (a) 業務実施体制
- (b) 業務管理体制及び連絡体制
- (c) 各業務の責任者及び必要な有資格者の経歴、資格等
- (d) 業務従事者名簿（ただし、メーカーによる点検等の一時的なものは除く。）
- (e) 業務従事者への指導及び管理の方法
- (f) 各業務の実施計画
- (g) 各業務の業績等の確認方法、振興会への報告の時期及び内容
- (h) 緊急時の体制及び対応方法
- (i) 苦情等への対応方法
- (j) 想定外の事態が発生した場合の対応
- (k) 環境負荷低減への取組
- (l) 要求水準の達成状況の確認方法（確認時期、確認者、達成状況の判断基準を定める。）
- (m) 採用するグリーン購入法特定調達品目
- (n) その他必要となる事項

b. 各年度業務計画書

事業者は、施設の引き渡し年度の前月の1日及び各事業年度開始の前月の1日に、次に掲げる事項を含む各年度業務計画書を作成し、振興会に提出し確認を得ること。

- (a) 当該年度の各業務の実施計画（不定期に実施する業務等の当該年度の具体的な計画を定める。）
- (b) その他必要となる事項

c. 各月業務計画書（業務実施対象月の前月15日）

事業者は、業務実施対象月の前月15日までに、次に掲げる事項を内容として含む各月業務計画書を作成し、振興会に提出して確認を得ること。

- (a) 当該月の業務日程表
- (b) その他必要となる事項

④ 作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき、大規模な工事や停電を伴う作業等、振興会が指示した安全を確保すべき作業については、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者、業務担当者、安全管理の内容等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に振興会の確認を得ること。

⑤ 修繕計画書

a. 長期修繕計画書

事業者は、国立劇場の長期修繕計画を作成し、振興会に提出して確認を得ること。

また、事業終了の1年前に、次のb. で見直しを行ってきた各年度修繕計画と最終年度修繕計画書を利用し、再度事業終了後50年間の長期修繕計画を作成すること。なお、長期修繕計画書は次の内容を含むものとする。

- (a) 予防保全を実施する時期と内容
- (b) 事後保全を実施する判断基準
- (c) その他計画の妥当性を説明する事項

b. 各年度修繕計画書

事業者は、各年度の修繕計画の詳細を記入した修繕計画書を作成し、振興会に提出して確認を得ること。事業期間中は施設の維持管理の状態を反映するための各業務報告を踏まえて、年度ごとに各年度修繕計画の見直しを行うこと。

⑥ 消防計画書

事業者は、維持管理業務及び運営業務の開始にあたり、次の a. から f. を満たす「消防法」第 8 条及び第 36 条に規定される消防計画書を作成し、振興会に提出すること。また、消防計画書の内容に変更がある場合も同様とする。

- a. 振興会の管理の権原に属する部分以外の部分の防火管理及び防災管理上の権原を有する者として、業務責任者及び業務従事者の中から、防火管理者及び防災管理者を選任する。
- b. 自衛消防組織の設置に係る統括管理者又は統括管理者直近下位の内部統括要員としての有資格者を配置すること。
- c. 「東京都火災予防条例（昭和 37 年条例 65 号）（以下「火災予防条例」という。）」に定める防火管理技能者の有資格者を配置すること。
- d. 「火災予防条例」に定める防災センター要員としての業務を行うこと。
- e. 本業務において常時駐在する業務従事者（清掃業務の業務従事者を除く。）は「火災予防条例」の定める自衛消防活動中核要員を兼任できる。ただし、自衛消防活動中核要員を兼任する業務従事者が「火災予防条例」で定める自衛消防活動中核要員の定数に満たない場合は、振興会が充足に要する人員を振興会の職員の中から選出する。
- f. 共同防火管理協議会において前掲の b. の統括管理者、統括管理者直近下位の内部統括要員及び c. の防火管理技能者を事業者から選出する。

⑦ 省エネルギーに係る計画書

事業者は、業務責任者及び業務従事者の中からエネルギー管理員を選任するとともに、維持管理・運営業務の開始にあたり、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年経済産業省告示第 66 号）に規定される各管理標準を定めた省エネルギーに係る計画書を作成し、振興会に提出して確認を得ること。また、各年度当初に、前年度までのエネルギー使用量の実績を踏まえ、同計画書の見直しの必要性について検討することとし、見直しが必要な場合は、速やかに変更した計画書を作成し、振興会に提出して確認を得ること。

⑧ 地球温暖化対策計画書等

事業者は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）」に定める排出概況確認書、地球温暖化対策計画書、排出状況報告書等の書類を作成し、振興会に提出して確認を得ること。なお、書類作成に必要となる第三者機関による検証は事業者負担により行うこと。

⑨ 電気主任技術者の届出

事業者は、「電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）」に定める自家用電気工作物の電気主任技術者を、業務責任者及び業務従事者の中から選任すること。なお、外部選任により、振興会から自家用電気工作物の保安の監督に係る業務の委託を受けている者のうち維持・管理の主体である者であって、当該自家用電気工作物を技術基準に適合する責任を有する者については、設置者とみなして電気主任技術者の選任に係る届出・申請を行うこと。

また、これに先立ち、国立劇場の電気工作物保安規程の案を作成し、振興会に提出して確認を得ること。

⑩ 計画書の変更等

振興会は、前掲の①から⑦の各計画書等について、要求水準及び事業者の提出した維持管理・運営業務提案書に照らして適切な内容となっていないと判断される場合は、修正を求めることができるものとする。事業者は、振興会から修正を求められた場合、速やかに修正した計画書等を作成し、再度振興会に提出して確認を得ること。

また、前掲の①から⑦の各計画書等について変更が必要となった場合、事業者は、速やかに変更した計画書等を作成し、振興会に提出して確認を得ること。

(4) 報告書の作成、提出等

事業者は、業務従事者の業務遂行状況及び要求水準達成状況を自ら確認のうえ、表 5-2 の提出書類を、それぞれの提出時期までに振興会に提出して確認を得ること。報告書の体裁及び部数については、【添付資料 5-1-5】「維持管理・運営業務に関する成果物」による。

表 5-2 報告に係る提出書類及び提出時期

提出書類	提出時期
業務実施報告書	各月を対象とし、対象月翌月の7日以内 各半期末の翌日から起算して7日以内
駐車場管理業務に係る売上月計表	各月を対象とし、対象月翌月の7日以内
託児室運営支援業務に係る売上月計表	各月を対象とし、対象月翌月の7日以内
チケット販売支援業務に係る売上月計表	各月を対象とし、対象月翌月の7日以内
普及発信施設の運営支援業務に係る売上月計表	各月を対象とし、対象月翌月の7日以内
飲食・物販等サービス提供業務に係る売上月計表等 (売上月計表、収支計算書、収益計算書)	各月を対象とし、対象月翌月の7日以内 各半期末の翌日から起算して7日以内
飲食・物販等サービス提供業務に係る利用者ニーズ調査報告書	各半期末の翌日から起算して7日以内及び随時
環境報告書(省エネルギーに係る報告を含む。)	各事業年度当初

※各半期末の提出物は期間中の報告書を取りまとめたものとする。

① 業務実施報告書

事業者は、前掲の(3)の各計画書等の内容に照らし、実施した業務の内容が要求水準を満たしているかどうかを確認し、次に掲げる事項を含む各月業務実施報告書を取りまとめ、振興会に提出すること。

- a. 各月の業務の実施内容
- b. 苦情等に対する対応
- c. 業務日誌
- d. 点検保守・修繕対応記録
- e. 点検・測定記録
- f. 整備記録
- g. 打合せ議事録
- h. 本業務要求水準書の達成状況の確認結果(確認時期、確認者、達成状況並びに是正指示事項及びこれに係る改善状況)
- i. その他必要となる事項

② 各業務に係る売上月計表等

事業者は、表5-2に記載された各業務の提供に係る次の計算書等を取りまとめ、振興会に提出すること。各半期末については、当該半期における同様の計算書等を取りまとめ、振興会に提出すること。

- a. 利用実績・売上月計表
- b. 収支計算書

③ 飲食・物販等サービスに係る利用者ニーズ調査報告書

事業者は、飲食・物販等サービスの利用者ニーズ調査の結果を、定期又は随時に取りまとめ、これに対する対応方法と併せて報告書を作成し、振興会に提出すること。

報告書作成のため、ニーズ調査を行う場合には、事前に調査資料を作成し振興会と調整すること。

④ 環境報告書

事業者は、各年度の当初に次に掲げる事項を含む環境報告書を取りまとめ、振興会に提出すること。

- a. 前年度に使用した燃料及び電気の使用量並びにこれらを「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和54年法律第49号)に規定される方法により原油の数量に換算した量
- b. 燃料、電気及び水の使用状況及び使用効率に係る分析並びに評価
- c. 振興会に対する省エネルギー・省資源化に係る改善案の提案
- d. 前掲のb.に基づく維持管理業務の実施状況の評価及び必要な改善策
- e. 第4章.第4節.2.(1)環境負荷低減性に関する性能に記載の運用段階におけるエネルギー消費量(運用エネルギー)及びそれに伴う二酸化炭素排出量(運用CO₂)の検

証資料（第4章. 第4節. 2.（1）を考慮し、運用段階における効果の検証が可能な施設整備計画を行う。）

- f. グリーン購入法特定調達品目の実績
- g. その他環境負荷低減に対する取組状況及び必要な改善策

⑤ その他の報告書

事業者は、その他業績等の監視に必要となる報告書を作成して、振興会に提出すること。

(5) 携帯電話不感知対策への対応

各劇場の舞台及び客席を除き不感知対策を実施した場合、その対象物を適切に維持管理する。また、各劇場の舞台及び客席を除き新たに携帯電話不感知を把握した場合、振興会に報告し、対策を実施すること。

(6) 施設の管理に関する事務に係る資料の作成、提出等

① 国立劇場の管理に必要となる規定等の案

事業者は、振興会と必要な調整を図り、維持管理業務及び運営業務の業務開始時の前月1日までに、次の a. 及び b. の規定等の案を作成して、振興会に提出すること。また、必要に応じて、維持管理・運営期間中、これらの改定案のほか、新たに必要となった場合には、規定等の案を作成して振興会に提出すること。

a. 国立劇場管理規定

管理規定では、振興会及び事業者が施設を運用・管理するにあたって留意すべき点として以下について規定すること。

- (a) 防火・防災管理
- (b) セキュリティの考え方（開閉館時間、ICカード使用方法、鍵管理等）
- (c) 駐車場利用方法
- (d) 各種設備機器の使用法
- (e) 各種禁止事項
- (f) その他各種届出

b. 前掲の a. に附帯して必要となる各種規定等

(7) 業務の実施にあたっての諸条件

- ① 業務の実施に必要となる消耗品、備品、工具、資機材等は、事業者が用意すること。なお、毎年度、「グリーン購入法」に基づき、振興会が定めた「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に従い、環境物品等を使用することとし、これによりがたい時は、振興会と協議すること。各業務の実施内容は、グリーン購入法に基づき、表5-3に示すグリーン購入法特定調達品目の判断の基準を可能な限り満たすものとし、これによりがたい場合は振興会と協議すること。また、各業務の実施にあたっては、該当する特定調達品目の配慮事項についても考慮すること。

表5-3 適用するグリーン購入法特定調達品目

業務		グリーン購入法特定調達品目
維持管理業務	点検保守等業務のうち定期点検等及び保守業務	加煙試験、資機材等
	舞台関係設備等の定期点検等及び保守業務	資機材等
	運転・監視及び日常点検・保守業務	資機材等
	清掃業務	資機材等
	修繕業務	資機材等
	什器・備品調達業務	資機材等
運営業務	警備業務	資機材等
	来場者サービス支援業務	資機材等
	チケット販売支援業務	資機材、電子計算機等

業務	グリーン購入法特定調達品目
公演記録支援業務	カメラ等各種機器類、資機材等
普及発信施設の運営支援業務	資機材等、照明等
冊子作製・配送等支援業務	紙類、印刷機能、輸配送、資機材等提供
振興会の事務支援業務	資機材、電子計算機等
飲食・物販等サービス提供業務	食堂、小売業務、自動販売機設置

- ② 業務の実施に伴い発生した廃棄物は、事業者が処理すること。
- ③ 事業者は振興会与協議のうえ、維持管理・運営業務の実施のために必要となる管理諸室（監視室、事務室（事業者）、受付、防災センター及び要求水準書で定めた諸室）、共用部分及びエレベーター等の共用設備を無償で使用することができる。ただし、飲食・物販等サービス提供業務のために使用する食堂、ショップ等については、【添付資料5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」による。
- ④ 業務の実施に伴い生じた国立劇場及び国立能楽堂の光熱水費は、振興会が負担する。ただし、飲食・物販等サービス提供業務に係る光熱水費については、【添付資料5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」による。
- ⑤ 業務実施のため事業者が専ら使用する室における什器・備品は事業者が用意すること。
- ⑥ 業務実施のため必要となる次の物品を振興会与協議のうえ、事業者に貸与する。貸与された物品は事業者が適切に管理し、事業終了時に損傷・紛失のないことを確認のうえ、振興会に返却し、確認を得ること。
- 本事業の実施に際し、施解錠が必要な箇所の鍵、機器・装置の運転・停止等のための鍵及びこれらに類するもの
 - ICカード等
 - 国立劇場を振興会へ引き渡す際に提出する予備品等引渡し書に記載された予備品

(8) 業績監視の基本的考え方

振興会は、事業者が自らの責任で行う各業務の業績及び実施状況の確認に基づき、業績監視を行う。業績監視の結果によっては、振興会は改善勧告やサービス対価の減額等を行うことがあるので、事業者は【資料-5】「業績等の監視及び改善要求措置要領（案）」により適切に対応すること。

(9) 共用部の維持管理・運営に関する考え方

共用部の維持管理・運営については、振興会と民間収益事業者が区分所有法に基づき設立する管理組合が、【参考資料5-1-5】「共用部の維持管理・運営」をもとに維持管理・運営方法を決定し、管理組合が選定する共用部の維持管理業務実施者により実施されるものとする。

(10) 維持管理・運営に係る記録及び事業終了時の引継ぎ

- ① 第2章. 第2節. 1. により事業者が整備を行うものについては次の業務を実施すること。
- 維持管理・運営期間中を通じて、施設の保守、修繕等の履歴を記録し、保存すること。
 - 事業終了時の3年前に、次に掲げる資料を振興会に提出し、施設の保守、修繕等の実施状況、施設の劣化等の状況及び施設の維持管理のために必要となる資料の整備状況の確認を得るとともに、事業終了時までの修繕の計画について必要な協議を行うこと。なお、事業終了直後に建築各部位及び設備機器の修繕が集中しないよう適切な修繕計画を立案し、振興会の確認を得ること。
 - 前掲の3.(11)③により更新した3.(11)②a. の図面
 - 前掲の3.(11)③により更新した3.(11)②b. の施設の保全に関する資料
 - 修繕、保守、運営等の実施状況に係る資料
 - 施設劣化点検報告書
 - 事業終了時までの修繕計画書
 - その他振興会が必要と認める資料
 - 要求水準を満たすよう、事業終了時まで、前掲のb. の協議の結果を反映した修繕計画書に基づき修繕を行い、振興会に確認を得ること。

- d. 事業終了時に、次に掲げる資料を振興会に提出して確認を得ること。
 - (a) 事業終了時の施設の状況に即して更新した前掲の b. (a) から (e) の資料
 - (b) 事業終了後 50 年間の中長期保全計画書
 - (c) その他振興会が必要と認める資料
- ② 国立能楽堂については次の業務を実施すること。
 - a. 維持管理・運営期間中を通じて、施設の保守等の履歴を記録し、保存すること。
 - b. 事業終了時に、前掲の a. の資料を振興会に提出して確認を得ること。
- ③ 報告書、資料の体裁、部数については、【添付資料 5－1－5】「維持管理・運営業務に関する成果物」による。

(11) 個人情報保護

事業者は、本事業で取扱う個人情報に関して、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「個人情報保護法」という。）」及び「独立行政法人日本芸術文化振興会個人情報管理規程（平成 29 年 5 月 30 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 377 号）」に基づき、以下の事項につき遵守し、履行する体制を整える。

- ① 事業者は、来場者や、公演のチケットを購入した、若しくは購入しようとする者、あぜくら会員、文楽劇場友の会会員及び職員の個人情報（個人情報保護法第 2 条第 2 項に規定する個人情報をいう。以下「個人情報」という。）について、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、本事業において知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。
- ② 個人情報の取扱いに関して、以下の行為を禁止する。業務遂行上やむを得ない理由により複製等を行う場合においても、当該個人情報が不要となった場合には、その復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の破棄を行うものとする。
 - a. 個人情報の複製
 - b. 個人情報の送信
 - c. 個人情報が記録されている媒体の業務履行場所以外の外部への送付又は持ち出し
 - d. その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- ③ 事業者は個人情報を日本国内において保管及び管理するものとし、日本国外に移動、複製又は保管をしてはならない。
- ④ 個人情報の取扱いに関し、盗難、紛失、漏洩等の事故があった場合、速やかに振興会に報告するとともに、文部科学省への報告、個人情報対応窓口の設置等、他の当事者と協議のうえ、その事後処理に努めるものとする。マスコミへの公表については、振興会と協議したうえで対応を検討するものとする。なお、当該事故について、事業者の責による場合、【資料－5】「業績等の監視及び改善要求措置要領（案）」に定める措置を講じる。
- ⑤ 本事業の事業期間終了時点で所持している個人情報があつた場合はすべて消去又は破棄するものとし、振興会から貸与された個人情報が格納されている媒体等がある場合は、速やかに振興会に返却するものとする。
- ⑥ 本事業において個人情報を取り扱う業務の開始にあたって、事業者における個人情報管理体制を明確にするものとし、当該業務の開始日の 14 日前までに、以下の事項に関する書面を振興会に提出する。
 - a. 事業者における個人情報管理体制表（再委託先、再々委託先等を含め、個人情報を取り扱うすべての担当者が記載されているもの）
 - b. 事業者における個人情報管理方法について記載した書面
 - c. 事業者における個人情報管理状況の検査に係る書面
 - d. その他、個人情報管理のために振興会が指示する書面
- ⑦ 事業者における個人情報の管理状況について、振興会は必要に応じて検査等を行うことができる。

第 2 節. 維持管理業務

1. 定期点検等及び保守業務

(1) 建築物点検保守に係る要求水準

- ① 事業者は、関係法令に基づき建築物の点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、【添付資料 5－2－1】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」及び

【添付資料5-2-2】「国立能楽堂定期点検等及び保守業務に係る設備・点検項目等」に基づき定期的な点検を行い適切に性能を維持しつつ、長期的な耐久性を確保するために必要となる保守を実施する。

- ② 事業者は、建築設備機器を設置する設備諸室においては当該保守等が適切に実施できる室内状況を維持する。
- ③ 事業者は、関係法令に基づき点検した結果は、「保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて（平成20年11月17日 国営保第26号）」による様式に記入し保存する。
- ④ 事業者は、第2章 第2節 1.（1）により事業者が整備を行うもの以外のものについて、【添付資料5-2-1】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」を満たすために修繕が必要となる場合は、内容、修繕方法等を記載した報告書を速やかに振興会に提出する。
- ⑤ 事業者は、振興会の要請に応じて、内線の増加及び変更を伴わない電話機の移動並びにフロアコンセントの増設を伴わない移動を行う。（内線のサービスクラス、内線番号等の変更を含む。）
- ⑥ 業務実施時間帯及び入室の制限については【添付資料5-1-2】「諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限」に定めるところによる。
- ⑦ 点検・保守及び確認の周期は「建築保全業務共通仕様書」を参考に定めるものとする。
- ⑧ 国立劇場について、震度5弱程度以上の地震が発生した際には、大地震動後の構造体の損傷状況を確認できる装置等の観測結果を早急に振興会に報告すること。
- ⑨ 本業務の参考資料として【参考資料5-2-1】「国立能楽堂既存建物・既存工作物の図面」、【参考資料5-2-2】「国立能楽堂定期点検に係る検査報告書等」及び【参考資料5-2-3】「国立能楽堂既存樹木一覧表」を示す。

（2）植栽管理に係る要求水準

事業者は、【添付資料5-2-3】「植栽管理に係る要求水準」を満たすために必要となる業務を実施する。事業者は、周辺環境に配慮し、樹種に応じた病虫害の予防、点検、捕殺、防除及び施肥、剪定、除草、かん水等を定期的に行い、景観上良好な状態を維持するとともに、支柱の設置等を適切に行い、安全な状態を維持し、所定の緑化率等を維持する。

また、植栽が周辺に与える影響や強風による樹木の倒壊がないように配慮し、台風等で維持管理対象の枝・葉が散乱した場合は適宜片づける。

本業務の参考資料として【参考資料5-2-3】「国立能楽堂既存樹木一覧表」を示す。

2. 舞台関係設備の定期点検及び保守業務

（1）舞台関係設備の定期点検及び保守業務に係る要求水準

事業者は、【添付資料5-2-4】「国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」及び【添付資料5-2-5】「国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」を満たすために必要となる業務を実施する。

3. 運転・監視及び日常点検・保守業務

（1）運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準

- ① 事業者は、関係法令に基づき点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、建築設備の継続的な性能の発揮、省エネルギーに資する効率的な運転等がなされるよう、【添付資料5-2-6】「運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準」に基づき、建築物及び建築設備の日常的な運転、その稼働状況等の監視、必要となる保守等を実施する。
- ② 建築設備機器を設置する設備諸室においては、当該保守等が適切に実施できる当該室内状況を維持する。
- ③ 業務実施時間帯及び入室の制限については【添付資料5-1-2】「諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限」に定めるところによる
- ④ 点検及び確認の周期は【添付資料5-2-1】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」による。
- ⑤ 本業務の参考資料として【参考資料5-2-1】「国立能楽堂既存建物・既存工作物の図面」及び【参考資料5-2-3】「国立能楽堂既存樹木一覧表」を示す。

(2) 各月の業務実施報告書の作成方法

第5章. 第1節. 5. (4) ①の各月の業務実施報告書の作成にあたり、運転・監視及び日常点検・保守業務については、次に掲げる要件を満たすとともに、その他必要となる事項を取りまとめる。

- ① 業務日誌に、次の資料を添付する。
 - a. 電力供給記録
 - b. 熱源機器運転記録
 - c. 空調機器運転記録
 - d. 温湿度記録
- ② 点検記録は、次の資料により構成する。
 - a. 電気設備点検表
 - b. 空調設備点検表
 - c. 給排水・衛生設備点検表
 - d. 残留塩素測定記録
 - e. 貯水槽点検記録
 - f. 飲料水水質検査記録
 - g. 各種水槽清掃実施記録
 - h. その他関係法令により定められる点検の記録
- ③ 整備記録は、次の資料により構成する。
 - a. 定期点検整備記録
 - b. 補修記録
 - c. 事故・故障記録特記事項

4. 清掃業務

(1) 日常清掃及び定期清掃に係る要求水準

- ① 事業者は【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」に基づき、【添付資料5-1-2】「諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限」に示す範囲について、日常清掃及び定期清掃を実施する。なお、【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」のうち、「(9) 建物の各部位に係る要求水準」及び「(10) 各室等の用途に応じた各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」に重複して記載される部位については、「(10) 各室等の用途に応じた各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」の要求水準を優先する。
- ② 事業者は、【添付資料5-1-2】「諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限」に基づき、劇場の公演等及び振興会の業務に支障のないよう業務を実施する。
- ③ 事業者は、日常清掃及び定期清掃ともに、事務室等に設置されている電子計算機、電子計測器等の精密機器に影響を与えない適切な方法により実施する。
- ④ 事業者は、日常清掃実施に伴い、什器・備品の破損、汚損、ぐらつき等の異常を発見した場合は、当該什器・備品の種類、数量、設置場所、異常の状態等を記載した報告書を速やかに振興会に提出する。
- ⑤ 事業者は、日常清掃実施に伴い、各劇場及び事業者が使用する室又はその他の諸室以外で拾得物があった場合は、遅滞なく防災センターに届ける。
- ⑥ 事業者は、日常清掃の際に、次に掲げる消耗品を常時不足が生じることのないよう補充する。
 - a. 要求水準に基づき整備した機器等に、その使用目的を達成するために補給、装着等が必要となり、その使用の都度消費される消耗品
 - b. 要求水準に基づき調達した共用部の什器・備品にその使用目的を達成するために補給、装着等が必要となり、その使用の都度消費される消耗品
 - c. 国立劇場及び国立能楽堂で使用するトイレットペーパー、ペーパータオル、石鹼液、手指消毒液、ゴミ袋等
- ⑦ 本業務の参考資料として【参考資料5-2-1】「国立能楽堂既存建物・既存工作物の図面」を示す。

(2) 廃棄物収集・管理に係る要求水準

- ① 事業者は、【添付資料5-2-9】「廃棄物収集・管理及び害虫防除に係る要求水準」に基づき、廃棄物の収集・管理等を実施する。
- ② 参考資料として【参考資料5-2-20】「廃棄物量の実績」を示す。
- ③ 事業者は、振興会及び入居者が排出する廃棄物の合計を計量し、その他の部分の廃棄物量と合わせて国立劇場及び国立能楽堂全体の廃棄物量の把握を行うとともに、関係法令に係る必要書類の作成を行う。
- ④ 振興会及び入居者が排出する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処理は、振興会及び入居者が運搬・処理業者と契約を行う。共用部において排出される廃棄物は、振興会及び入居者が排出する廃棄物に含めて処理する。
- ⑤ 維持管理・運営業務で事業者が自ら排出する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処理費用については、事業者が負担する。

(3) 害虫防除に係る要求水準

事業者は、【添付資料5-2-9】「廃棄物収集・管理及び害虫防除に係る要求水準」に基づき、害虫防除を実施する。なお、害虫防除は、休日等業務に支障のない時間帯に実施する。

5. 作業環境測定業務

事業者は【添付資料5-2-10】「作業環境測定・照度測定に係る要求水準」に基づき、作業環境測定及び照度測定を行う

(1) 作業環境測定に係る要件

事業者は、法令による作業環境を遵守するとともに、空気調和設備等を適切に管理することにより、健康被害の発生防止に資するために、来場者及び職員の業務等の妨げにならないよう作業環境測定を実施する。

(2) 照度測定に係る要件

事業者は、法令による建築物の照度を確保することにより、業務環境を快適にするとともに視作業による作業効率の向上、作業安全の向上に資するために、職員及びその他職員の執務等の妨げにならないよう照度測定を実施する。

6. 修繕業務

(1) 修繕に係る要求水準

事業者は、前掲1.「定期点検等及び保守業務」の実施に伴い【添付資料5-2-1】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」を満たすために必要となる修繕を【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」に基づき速やかに実施する。

7. 什器・備品調達業務

(1) 什器・備品調達業務に係る要求水準

事業者は、要求水準書で規定した什器・備品について、【添付資料5-2-11】「什器・備品調達に係る要求水準」に基づき調達を行う。

第3節. 運営業務

1. 警備業務

施設の安全並びに職員及び来場者が安心して施設を利用できる環境を確保するため、事業者は警備業務を実施するとともに、職員及び来場者が用いるICカードの作成業務を実施する。

(1) 警備業務に係る要求水準

事業者は、職員が安心して執務し、来場者が安心して施設を利用することができるよう、【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」に基づき、警備業務を実施する。なお、現国立劇場の駐車場利用状況を【参考資料5-3-1】「駐車場利用状況」に、現国立能楽堂における警備員の配置ポストは【参考資料5-3-2】「国立能楽堂のポスト配置図」に記載のとおりである。

(2) ICカード作成業務に係る要求水準

事業者は、【添付資料5-3-2】「ICカード作成業務に係る要求水準」に基づき、ICカードを作成し、振興会に納品する。なお、納品枚数の実績については【参考資料5-3-3】「ICカード作成業務に関するデータ」に記載のとおりである。

2. 来場者サービス支援業務

(1) 公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準

事業者は、【添付資料5-3-3】「公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準」に基づき、来場者の受付及び場内案内等の業務を実施する。なお、現国立劇場及び現国立能楽堂における公演来場者受付・案内等業務の内容について、参考資料として【参考資料5-3-4】「公演来場者受付・案内等業務に関するデータ」に記載する。

(2) 電話受付案内業務に係る要求水準

事業者は、【添付資料5-3-4】「電話受付案内業務に係る要求水準」に基づき、外部からの問い合わせ等に対する電話受付案内業務を実施する。なお、現国立劇場における電話受付案内業務の実績は、【参考資料5-3-5】「電話受付案内業務に関するデータ」に記載のとおりである。

(3) 託児室運營業務に係る要求水準

事業者は、【添付資料5-3-5】「託児室運營業務に係る要求水準」に基づき、来場者が利用可能な託児室の運營業務を実施する。なお、現国立劇場における託児室運營業務の実績等は、【参考資料5-3-6】「託児室運營業務に関するデータ」に記載のとおりである。

3. チケット販売支援業務

事業者は、【添付資料5-3-6】「チケット販売支援業務に係る要求水準」を満たすために必要となる業務を実施する。なお、現国立劇場におけるチケット販売支援業務に係る実績等は、【参考資料5-3-7】「チケット販売支援業務に関するデータ」に記載のとおりである。

4. 公演記録支援業務

事業者は、【添付資料5-3-7】「公演記録支援業務に係る要求水準」を満たすために必要となる業務を実施する。なお、現国立劇場におけるの業者への業務委託の内容等は、【参考資料5-3-8】「公演記録支援業務に関するデータ」に記載のとおりである。

5. 普及発信施設の運営支援業務

事業者は、【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」を満たすために必要となる業務を実施する。

なお、関連する現国立劇場における実施内容等は、【参考資料5-3-14】「普及イベント実施例」、【参考資料5-3-15】「さくらまつりに関する参考資料」、【参考資料5-3-16】「鏡開きに関する参考資料」及び【参考資料5-3-18】「伝統芸能情報館及び国立演芸場における展示費用実績」に記載のとおりである。また、体験展示に関するコンセプトや展示企画の例については、【参考資料5-3-17】「体験展示に関するコンセプト・展示企画例」に記載のとおりである。

6. 冊子作製・配送等支援業務

事業者は、【添付資料5-3-9】「冊子作製・配送等支援業務に係る要求水準」に基づき、振興会の冊子作製及び振興会の配送業務を支援する業務を実施する。なお、現国立劇場における業務の実績等は、【参考資料5-3-10】「冊子作成・配送等支援業務に関するデータ」に記載のとおりである。

7. 振興会の事務支援業務

事業者は、【添付資料5-3-11】「振興会の事務支援業務に係る要求水準」に基づき、事務支援業務、クリーニング業務、仮移転先の什器・備品のレイアウト検討業務、仮移転先の内装、電話、LAN等工事・原状回復工事業務を実施する。なお、現国立劇場におけるクリーニング業務

実績等については、【参考資料5-3-9】「振興会の事務支援業務に関するデータ」に記載のとおりである。

8. 開業準備支援業務

事業者は、【添付資料5-3-10】「開業準備支援業務に係る要求水準」に基づき、国立劇場の開業に向けたリハーサル等業務を実施する。

9. 飲食・物販等サービス提供業務

国立劇場においてレストラン・カフェ、ショップ及び自動販売機運営業務を行うとともに、国立能楽堂において自動販売機運営業務を行う。

各業務の要求水準は【添付資料5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」に記載のとおりである。

また、現国立劇場における営業状況、取扱い品目等の情報は【参考資料5-3-11】「国立劇場食堂及び喫茶室メニューに関するデータ」、【参考資料5-3-12】「国立劇場食堂、喫茶室及び楽屋・職員食堂の売上実績に関するデータ」及び【参考資料5-3-13】「国立劇場ショップに関するデータ」に記載のとおりである。